





北清議定書及關係書類 (結)	—	—	—	七六
豪州移民制限法	—	—	—	八二
An ACT. To place certain restrictions on Immigration and to provide for the removal from the Common-wealth of prohibited Immigrants	—	—	—	八三
移住に制限を設け連邦より禁止移住民退去を規定する法律	—	—	—	八九
米露國際仲裁裁判附帶事件アススエル宣告	—	—	—	九四
HISTORICAL ACCOUNT OF THE NEUTRALITY OF JAPAN SINCE 1870.	—	—	—	1
家屋税問題と仲裁々判	—	—	—	—
クリーン博士近著中に於ける日本 (承前)	—	—	—	一九
露仏宣言の疑義	—	—	—	二七
政治犯人不引渡論	—	—	—	二九
海底電信線保護万国連合条約罰則 (明治三十五年法律第二十七号)	—	—	—	四〇
露韓条約 (馬山浦附近巨濟島不割讓条約)	—	—	—	四一
露仏宣言	—	—	—	四一
外国人居留地券 東京外国人居留地券	—	—	—	四二
FORM OF TITLE-DEED FOR FOREIGN SETTLEMENT, YEDO.	—	—	—	四三

大阪兵庫

FORM OF TITLE-DEED.

地所貸渡券書

CERTIFICATE OF TITLE.

一九〇〇年万国々際法協会決議一、暴動蜂起の際第三国暴動国の既設且つ承認政府に対する権利及義務

米田奈良吉

— 三

四九

千九〇〇年第九月万国々際法協会決議案 暴動蜂起の際暴動の蜂起せる既設且つ承認政府に対する第三国及第三国臣民の権利義務

— 三

— 三

五一

第一 サンステファノ条約 (Page 2672. No. 518) 露西亜国土耳其国間予備平和条約 (一千八百七十八年二月十九日同年三月三日サンステファノに於て調印)

DROIT MATRIMONIAL COMPARE. L'ADULTERE.

Louis Bridel

— 三

一

国際法上の海賊に關し我刑法改正案の規定を論ず

秋山雅之介

— 四

一

国際法の現在及将来

寺尾 亨

— 四

九

千九百年万国々際法協会議事 一、暴動蜂起の際暴動国の既設且承認政府に対する第三国の権利義務 (承前)

米田奈良吉

— 四

一八

第二ベルリン条約 (Page 2759. No. 530) 東方問題の決定に關し大不列顛國埃匈國仏國伊國魯土國間の条約 (一千八百七十八年七月十三日柏林に於て調印)

高橋 清一

— 四

二七

仏國及サルヴァドル共和國間通商協約

— 一

— 四

三五



	東清鐵道に依り外国人の通行許可に関する規則	—	—	—	三八
	清国礮業条例	—	—	—	三八
	千九百一年豪州関税法船舶需要品に関する規定	—	—	—	四二
	船舶の需要品に関する税関細則	—	—	—	四二
	豪州移民制限法施行細則(千九百一年十二月三十一日発布)	—	—	—	四三
	殖民地生産的消費品に対する仏国輸入税最低率適用	—	—	—	四六
	海底電信線保護万国連合条約罰則を台湾に施行するの件(明治三十五年四月二十五日)	—	—	—	四六
	希土両国間領事職務問題争議仲裁々々判	—	—	—	四七
	有賀博士の外交文書に関する意見に対する外交当局者の説	—	—	—	五六
	国際法学会四月例会討論記事(四月十八日午後七時十五分開会) 議題 条約中最恵国條款に付き条件の有無明記なき場合における 解釈如何	—	—	—	七六
	HISTORICAL ACCOUNT OF THE NEUTRALITY OF JAPAN SINCE 1870	—	—	—	1
	条約の解釈を論ず	—	—	—	—
次	外国人の地位を論ず(第二号続)	—	—	—	一一
目	砂糖奨励金に関する万国会議条約	—	—	—	二七
	終結議定書	—	—	—	三〇
		—	—	—	—

欧州列国砂糖會議開設理由

豪州新西蘭移住制限法

フキリッピン群島臨時收入法

北米合衆国支那人排斥法 [Public. No. 90] (英文)

千八百九十四年十二月の清国労働者入国禁止に関する米清両国間の条約及其他の關係法規 (英文)

千九百年万国々際法協會議事 暴動蜂起の際暴動国の既設且承認政府に対する第三国の権利義務 (承前)

伯林會議ノ一般議定書訳文 (一千八百八十五年二月二十六日伯林に於て調印)

明治初年外交実歴談

DE LA LOI JAPONAISE ET DU PROJET DE LOI-TYPE SUR LA PROTECTION DES DROITS D'AUTEUR.

外国人の地位を論ず (承前)

欧州公法学者の戦争観並に平和観

仏国丁抹外三国間通商及工商標保護協約

外務省令第五号 在天津帝國專管居留地の土地に関する件

外務省告示第五号 馬山日本專管居留地取極書

北米合衆国支那人排斥法關係法規 (承前) Act of May 6, 1882. (英文)

三一

三二

三六

三八

四〇

四四

五六

九一

一

一

七

二〇

二三

二四

二四

千九百年万国々際法協會會議録（九月八日午前會議） 暴動蜂起の  
際暴動国の既設且承認政府に対する第三国の権利義務（承前）

伯林會議の一般議定書訳文（承前）

國際破産に関する大審院判決例

明治初年外交実歴談（統）

DE LA LOI JAPONAISE ET DU PROJET DE LOI-TYPE  
SUR LA PROTECTION DES DROITS D'AUTEUR.

國際法上の積極的制裁の存在に就て

欧州公法学者の戦争觀並に平和觀

南亞媾和条項

露國義勇艦隊会社定款（千九百二年二月四日裁可）

豪州連邦居住証明書出願書式並に身分申告書雛形

千八百八十三年三月二十日の条約及附屬議定書を修正する千九百  
年十二月十四日の追加条約

外務省告示第九号

伯林會議一般議定書（完）

目次  
國際法学会討論速記録（六月二十三日） 議題 一国は其本国と領  
地との間に大洋を隔つる場合に於ても尚ほ沿海貿易（Cabotage）  
の特權を主張して他國船舶の航海業を排斥することを得るや否や

米田 奈良吉 一 六 三〇

高橋 清 一 六 四一

篠田 治 策報 一 六 四八

副島 種 臣 一 六 八一

Rentaro Mizuno 一 六 1

アレキサンドル、コルシ  
加福 豊 次訳 一 七 一

蜷 川 新 一 七 六

露國義勇艦隊会社定款 一 七 一八

豪州連邦居住証明書出願書式並に身分申告書雛形 一 七 一九

千八百八十三年三月二十日の条約及附屬議定書を修正する千九百  
年十二月十四日の追加条約 一 七 二四

外務省告示第九号 一 七 二七

伯林會議一般議定書（完） 一 七 三三

國際法学会討論速記録（六月二十三日） 議題 一国は其本国と領  
地との間に大洋を隔つる場合に於ても尚ほ沿海貿易（Cabotage）  
の特權を主張して他國船舶の航海業を排斥することを得るや否や 一 七 三三

山田 三 良 一 七 七一

DE LA LOI JAPONAISE ET DU PROJET DE LOI-TYPE  
SUR LA PROTECTION DES DROITS D'AUTEUR

元外国人居留地の建物課税問題の仲裁々判

国際法上の積極的制裁の存在に就て

家屋税問題仲裁裁判に関する議定書 (外務省告示第十号)

議定書附属外交文書

PROTCOLE.

清国輸入税率改定取極書 (外務省告示第十一号)

清国輸入税率改定取極書 (外務省告示第十一号) (英文)

馬山船舶檢疫規則 (坂田領事報告)

戦時船舶仏国領海出入に関する法令 (山田領事報告)

北米合衆国支那人排斥法 (承前) ACT OF JULY 5, 1884. (英文)

暹羅国及メーコン河上流ニ関スル英仏協約 千八百九十六年一月  
十五日締約

DE L'EXISTENCE D'UNE SANCTION POSITIVE DANS LE  
DROIT INTERNATIONAL

外国人の私権享有に就て

仲裁裁判の法理

Rentaro Mizuno

—

七

1

有賀長雄

—

八

—

アレキサンデル、コルシー  
加福豊次郎

—

八

四

—

八

一四

—

八

一九

—

八

二〇

—

八

二五

—

八

二九

—

八

三三

—

八

三四

—

八

三五

加福豊次

—

八

四二

ALEXANDRE CORSI

—

八

1

山田三良

—

九

—

松原一雄

—

九

七

婚姻に関する国際法

フキリモ 塚本 生訳

一 九 一六

欧州列国砂糖条約に関する露国政府の抗議文並附屬書

一 九 三一

暹羅国紙幣条例

一 九 三七

韓国通用白銅貨の偽造変造取締 (勅令第二百五十六号)

一 九 四〇

北清事変個人損害賠償の件 (外務省告示第十二号)

一 九 四〇

南米委内瑞拉国外国人取調に関する法令 (本年五月二十八日發布)

一 九 四一

北米合衆国支那人排斥法關係法規 ACT OF SEPTEMBER 13, 1888. (英文)

一 九 四二

仏英間ウエイマ事件仲裁裁判宣告 一千九百二年七月十五日ル、パロン、ラムベルモン氏判決

米田 奈良 吉報

一 九 四七

仏英間セルチアン、マラミー事件仲裁裁判宣告 一千九百二年七月十五日ル、パロン、ラムベルモン氏判決

米田 奈良 吉報

一 九 四八

ブリュッセル會議一般議定書 千八百九十年七月十二日同地に於て調印

高橋 清 一

一 九 四八

DE L'EXISTENCE D'UNE SANCTION POSITIVE DANS LE DROIT INTERNATIONAL

ALEXANDRE CORSI

一 九 一

QUESTIONS A RESOUDRE : (à suivre) 1. Une idée en contradiction avec le principe fondamental du droit international.

Ninagawa Arata

一 九 11

滞欧中の日本観

寺尾 亨 一

一〇 一

仲裁裁判の法理							
万国郵便連合 價格表記信書及箱物交換約定							
万国郵便連合 小包郵便物交換條約							
万国郵便連合 最終議定書							
本島人(台湾) 亞米利加合衆国及其領土内渡航証明規則(台湾總督府令第八十号)							
北米合衆国支那人排斥法關係法規(完) ACT OF OCTOBER 1, 1888/ACT OF MAY 5, 1892/ACT OF NOVEMBER 3, 1893/ACT OF AUGUST 18, 1894/JOINT RESOLUTION OF JULY 7, 1893/ACT OF JUNE 6, 1900 (英文)							
独逸領事裁判権に關する千九百年四月七日の法律							
HISTORICAL ACCOUNT OF THE NEUTRALITY OF JAPAN SINCE 1870							
DE CRIME POLITIQUE AU POINT DE VUE DU DROIT INTERNATIONAL.							
漢堡万国海法會議							
第二十世紀の始に於ける國際法							
干涉の定義							
松原一雄							
加藤正治郎							
カテラニ							
加福次新							
蠅川新							

国際法上の積極的制裁の存在に就て (承前)

満州談

露領沿海州及黒龍州地方郡制施行

蘭領印度真珠貝等採獵規則

華盛頓締結価格表記信書及箱物交換約定の施行細則

仏暹条約 (千九百二十年十月七日巴里に於て調印)

REGLEMENT SUR LES RAPPORTS INTERNATIONAUX  
EN MATIÈRE DE FAILLITE. Propositions définitives de la  
Commission de l'Institut de Droit international.

戦時禁制海運論

第二十世紀の始めに於ける国際法 (続第二)

国際法上の積極的制裁の存在に就て (完結)

東京帝国大学法科国際公法演習報告

最惠国条款

暹羅国に就て

アレキサンドル、コルシー  
加 福 豊 次 記 一 二 四五

戸 水 寛 人 (口述)  
佃 速 記 事務 所 員 (速 記) 一 二 四九

一 二 六四

一 二 六五

一 二 六八

加 福 豊 次 一 二 七三

遠 藤 源 六 一 二 一

カ テ ラ ニ  
加 福 豊 次 (共 記) 一 二 一三

アレキサンドル、コルシー  
加 福 豊 次 記 一 二 一三

高 橋 作 衛 一 二 二八

小 川 卿 太 郎 一 二 二八

山 川 端 雄 (口 述)  
佃 速 記 事務 所 員 (速 記) 一 二 四 五

布哇銀貨及銀貨証券に関する法律

墨国関稅算定法 (千九百一十一年十一月二十五日發布)

英国政府委内瑞拉国諸港灣封鎖告示 (仏国外務省告示千九百一十二年十二月二十日同国官報所載)

小包郵便物交換條約施行細則

暹羅国改正檢疫規則 (本令を以て千九百一十二年六月十一日の勅令を廢す)

清国吉林省砮務章程

外務省告示第一号

韓国政府赤十字條約加盟

DIFFÉRENTES QUESTIONS AU SUJET DE RÉGLEMENT  
SUR LES RAPPORTS INTERNATIONAUX EN MATIÈRE  
DE FAILLITE.

戰時禁制海運論 (其二)

ピイツセル氏最惠国條款論

議題 明治三十六年一月二十九日國際法学会討論速記 軍艦に非ざる国家の船舶は (国有たると私船を借り上げたる場合をも含む) 外国に於て如何なる取扱を受くるか

韓国中央銀行條例 (本年三月二十六日勅令第八号として發布)

韓国兌換金券條例

ERNEST ROGUIN

— 1 —

遠藤源六

— 1 —

太田一郎

— 1 —

有賀長雄 (出題)

— 1 —

—

— 1 —

—

— 1 —



豪州移民制限法除外例停止

喜望殖民地移住民制限法

福州水先案内人規程

外国貨紙幣偽造取締規則（勅令第七十三号明治三十六年四月十一日公布）

通信省告示第二百五十三号

智利哥倫比亞両国間同盟条約（三十五年十一月九日附在墨国帝国公使館報告）

議定書

三月五日例会議事速記 論題 千九百一年豪州移民制限法（国際法雜誌第二号八十九頁以下同法第三条第五条等）中に欧州語の何れかにて自己の名を署することを得ざるものは豪州に入るを許さずまた既に豪州に在る者に対し欧州語中五十字に付試験をなし不適合者を国外に放逐すとのことあり之れに対し日本は抗議を呈する権利なきか

暹羅に於ける国際法及び外交問題（会報）

暹羅に於ける国際法及び外交問題・捕逸（会報）

戦時禁制海運論（其三 第十三号の続）

第二十世紀の始めに於ける国際法（続第三）

— | 一三 | 五九

— | 一三 | 五九

— | 一三 | 六〇

— | 一三 | 六二

— | 一三 | 六二

— | 一三 | 六三

— | 一三 | 六五

中 | 村 | 進 | 午 | — | 一四 | 一

稻 | 垣 | 満 | 次 | 郎 | — | 一五 | 一

稻 | 垣 | 満 | 次 | 郎 | — | 一六 | 一

遠 | 藤 | 源 | 六 | — | 一七 | 一

カ | テ | ラ | ニ | — | 一七 | 一

加 | 福 | 豊 | 次 | 新 | 龍 | — | 一七 | 一

ビイツセル氏最惠国條款論(承前)

太田一郎 一 一七 一八

豪州連邦憲法(千九百年七月九日)

— 一七 四三

天津日本居留地拡張取極書(明治三十六年外務省告示第四号)

— 一七 五八

合衆国移民法

— 一七 五九

農商務省告示第百一号(明治三十六年五月十三日)

— 一七 六四

外務省告示第三号(明治三十六年五月二十二日)

— 一七 六五

韓国及サルヴァートル共和国陸戦の法規慣例に関する条約及「ジエネヴァ」条約の原則を海戦に應用する条約加盟

— 一七 六五

グワテマラ共和国赤十字条約加盟

— 一七 六五

グアテマラ共和国「ジエネヴァ」条約の原則を海戦に應用する海牙条約加盟

— 一七 六五

内務省告示第五十一号(明治三十六年八月十日)

— 一七 六五

外務省告示第六号(明治三十六年八月三日)

— 一七 六五

学芸及美術著作権保護万国同盟加入

— 一七 六五

コ、ス諸島海峽殖民地編入

— 一七 六六

墨国国法上外国人地位

信夫淳平 一 一七 六六

国土分合の効果を論ず

寺尾亨 二 一 一

交戦団体の承認を論し本国が承認したる場合に於ける第三国の地位に及ぶ

秋山雅之介 二 一 八

日本移民論

滿州に於ける露兵の撤去

極東総督に関する疑義

極東に於ける日露海軍力比較 (海軍省並に外字新聞の取調報告による)

滿州問題に関する七博士の意見書の批評

國際法上に所謂文明国と野蛮国

第二一回アントウェルプ万国國際法協會 (International Law Association)

自国臣民の引渡 千九百年比律賓開会第六万国監獄會議決議

領海論 千八百九十二年國際法学会委員會報告

亞爾然丁国官有地払下法 (六月二十七日官報)

フィリピン島到着移民健康診断布達 (七月一日官報)

フィリピン群島合衆国移民法施行

フィリピン群島輸入商品包装連続番号記載 (七月八日)

マニラ旅客手荷物船舶積込規則改正 (七月八日)

福建全省碇務総局議擬章程 (七月二十三日官報)

總 豪州雇主被雇人間争議仲裁法案 (九月九日官報)

倉 知 鐵 吉 二 一 一七

高 橋 作 衛 二 一 二四

高 橋 作 衛 二 一 三四

— 二 一 四〇

— 二 一 四一

蜷 川 新 二 一 四七

— 二 一 四八

— 二 一 五二

— 二 一 六〇

— 二 一 七〇

— 二 一 七一

— 二 一 七二

— 二 一 七二

— 二 一 七三

— 二 一 七四

— 二 一 七六

暹羅国政府検疫規則発布(十月一日)

常設仲裁裁判所暹羅国裁判官任命

加奈陀清国移民条例改正(九月十八日官報)

海峽殖民地清国移民上陸禁止(八月五日官報)

海峽殖民地清国移民上陸禁止命令撤去

海峽殖民地清国移民上陸禁止条例廃止(九月九日官報)

布告数件

露国の黒海艦隊を論ず

干渉の定義を論じて主権と国際法との關係に及ぶ

現今の国際団体と非欧州国民(第二十世紀の始めに於ける国際法第十五章本誌第一卷第十七号参照)

日本移民論

極東に於ける日露艦隊の将来

ステッド氏極東に於ける日本の地位

フィドロッフ氏東洋に於ける露国商業政策

日本の外交に就て

クリーン博士領海論 万国国際法学会委員会報告

ラーベル氏領海論 万国国際法学会委員会報告

七七

七八

七八

七九

七九

七九

七九

一

一七

二四

二九

三九

四七

六一

六四

九二

九七

	露西亜極東太守管轄内軍隊管理 (十月十六日官報)			二	九八
	露国政府黒龍江貿易汽船会社保護金 (十月二十四日官報)			二	九九
	加拿陀鉄道法改正 (十月二十九日官報)			二	九九
	ブリチッシェ、コロンビア州漁業法改正 (十月二十九日官報)			二	九九
	マニラ港境界設定 (十月三十日官報)			二	一〇〇
	欧州の古代と我国の維新後とに於ける外国人の權利制限	中村進午		二	一
	国際行政法に就て	松原一雄		二	六
	日本移民論	倉知鐵吉		二	一三
	英仏仲裁裁判新条約	高橋作衛		二	一七
	レード氏清国革新策	レド		二	二四
	仏国と本邦との本年度外交官試験問題比較	加福豊次		二	三四
	仏国ルーアン開会の国際平和會議			二	三七
	海牙常設仲裁裁判所の最初の判決 千九百二十年十月十四日海牙常設仲裁裁判所言渡仲裁判決	米田奈良吉(訳)		二	七七
次	清国と列国との改正条約			二	八一
	英清通商条約			二	八一
目	甲号附録第一号			二	八九
	甲号附録第二号			二	九〇

乙号附録第一号	—	—	—	九〇
乙号附録第二号	—	—	—	九一
乙号附録第三号	—	—	—	九二
丙号附録 内地水路汽船航通附則	—	—	—	九二
TREATY BETWEEN GREAT BRITAIN AND CHINA, SIGNED AT SHANGHAI, SEPTEMBER 5, 1902	—	—	—	九四
ANNEX A (1).	—	—	—	一〇六
ANNEX A (2).	—	—	—	一〇七
ANNEX B (1).	—	—	—	一〇七
ANNEX B (2).	—	—	—	一〇八
ANNEX B (3).	—	—	—	一〇九
ANNEX C. INLAND WATER STEAM NAVIGATION. Addi- tional Rules.	—	—	—	一一〇
露西亜の欲望と日本立脚の地	戸	水	寛	人
軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや	立	作	太	郎
日本移民論	倉	知	鐵	吉
「タイムス」通信員放逐事件と露国の外人追放新法	高	橋	作	衛
滿州に於ける日本臣民不当拘禁事件	高	橋	作	衛

清国に於ける列国企業の年表

外人の支那に於ける採砒権

英仏新仲裁条約に関する欧州人の批評

北米合衆国海戦法規

COMMERCIAL TREATY BETWEEN THE UNITED STATES AND CHINA.

宣戦の詔勅(官報号外十日午後十時公布)

露帝の宣戦

日露交渉顛末

国交断絶公文

国際公法と国際事実

追加日清通商航海条約の要領

国際的觀察に基ける刑法改正草案の偽造罪

軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや

朝鮮国中立の価値

嗚呼フェルザナンド、ペレルス博士

清国鉄道

支那に於ける外国鉄道表

米田奈良吉訳

清国に於ける列国企業の年表	二	四	二五
外人の支那に於ける採砒権	二	四	二七
英仏新仲裁条約に関する欧州人の批評	二	四	三六
北米合衆国海戦法規	二	四	七六
COMMERCIAL TREATY BETWEEN THE UNITED STATES AND CHINA.	二	四	八四
宣戦の詔勅(官報号外十日午後十時公布)	二	五	i
露帝の宣戦	二	五	iv
日露交渉顛末	二	五	iv
国交断絶公文	二	五	viii
国際公法と国際事実	二	五	一
追加日清通商航海条約の要領	二	五	七
国際的觀察に基ける刑法改正草案の偽造罪	二	五	一六
軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや	二	五	二一
朝鮮国中立の価値	二	五	二八
嗚呼フェルザナンド、ペレルス博士	二	五	三三
清国鉄道	二	五	三四
支那に於ける外国鉄道表	二	五	三六

軍艦千島事件意見									
日清通商航海条約									
内地水路汽船航通規則									
往復外交文書									
中日通商行船条約統約 (清国文)									
SUPPLEMENTARY TREATY OF COMMERCE AND NAVIGATION BETWEEN JAPAN AND CHINA.									
ANNEX 1. INLAND WATER STEAM NAVIGATION.									
ANNEX 2.									
ANNEX 3.									
ANNEX 4.									
ANNEX 5.									
ANNEX 6.									
ANNEX 7.									
日露戦争の始期に関する事実									
軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや (承前)									
日本移民論									
	清水市	太郎	二	五	七六				
	—	—	二	五	附録一				
	—	—	二	五	附録四				
	—	—	二	五	附録六				
	—	—	二	五	附録八				
	—	—	二	五	附録一六				
	—	—	二	五	附録二一				
	—	—	二	五	附録二四				
	—	—	二	五	附録二六				
	—	—	二	五	附録二八				
	—	—	二	五	附録二九				
	—	—	二	五	附録三〇				
	—	—	二	五	附録三一				
	匿	名	二	六	一				
	立	作太郎	二	六	九				
	倉	知鐵吉	二	六	一一三				



次 目 録

露国の宣言を評す	高橋作衛	二	六	三一
マンヂェール号事件	高橋作衛	二	六	四〇
送加福蝮両学土序	高橋作衛	二	六	五三
露国公使の京城撤退 (明治三十七年二月十五日)	—	二	六	五五
清国の中立 (二月十九日官報)	—	二	六	五七
仏国の中立条件	—	二	六	六〇
露国側の外交始末	—	二	六	六二
露国の回牒 (二月二十四日外務省着電)	—	二	六	六四
露国回牒の誣妄 (三月三日内外諸新聞に掲げらる)	—	二	六	六五
千島艦事件意見書	清水市太郎	二	六	八一
防御海面令 (勅令三十七年一月二十三日官報)	—	二	六	附録三五
外国電報の制限 (省令二月五日官報)	—	二	六	附録三六
軍事郵便物 (省令二月五日官報)	—	二	六	附録三六
露国商船拿捕猶予 (勅令二月九日官報)	—	二	六	附録三七
外交官領事官臨時増員 (勅令二月九日官報)	—	二	六	附録三八
領事館費用 (勅令二月九日官報)	—	二	六	附録三九
戦時又は事変に際し官吏に非ずして陸軍の事務に従事する者の待遇の件 (勅令二月十日官報)	—	二	六	附録三九

海軍治罪法を台湾に施行するの件 (勅令二月十日官報)	二	六	附録四〇
臨時海軍軍法会議及び海軍合囲地軍法会議に於ける主理、録事、 海軍警査に関する件 (同上)	二	六	附録四〇
海軍戦時給与規則中改正の件 (同上)	二	六	附録四〇
露国臣民保護 (訓令二月九日官報)	二	六	附録四一
同上 (訓令二月十日官報)	二	六	附録四一
防御海面区域 (二月十日)	二	六	附録四二
捕獲審檢所開設 (十日官報)	二	六	附録四二
戦時禁制品 (訓令二月十日)	二	六	附録四三
陸軍兵籍規則 (陸軍省令第六号)	二	六	附録四三
郵便物の件 (二月十日)	二	六	附録四五
海陸軍に対する勅語 (二月十四日官報)	二	六	附録四五
俘虜情報局の設置 (勅令二月二十二日官報)	二	六	附録四六
日韓議定書 (二月二十七日)	二	六	附録四七
捕獲審檢令改正 (三月二日官報)	二	六	附録四八
露国の戦時規定	二	六	附録五〇
日露戦争開始の時期如何	二	七	一
日本移民論	二	七	六

倉 知 鐵 吉 二 七 六  
 寺 尾 亨 二 七 一

軍艦にあらざる公船は外国に於て如何なる取扱を受くべきや(承前)

日英、仏露二国際同盟条約の比較

万国国際法学会本年度の議題

ホルランド博士の日本に対する同情

露国海上捕獲規程

日露開戦前之外交文書 原文并英文

日露交渉に関する往復

CORRESPONDENCE REGARDING THE NEGOTIATIONS BETWEEN JAPAN AND RUSSIA.

日露戦争開始期論(捕獲開戦論)

日本移民論

拿捕し得べき船舶と撃沈し得べき船舶

露艦の日本商船撃沈を評す

戦争償金に関する先例

次 ウェストレーキ博士の日露開戦観

目 戦時禁制品に付て(三月十二日倫敦「タイムス」所載)

総 清国に於ける諸外国鉄道

立 作 太 郎 二 七 二〇

奥 山 清 次 郎 二 七 二八

寺 尾 亨 二 七 三三

高 橋 作 衛 二 七 三五

露 国 海 上 捕 獲 規 程 二 七 五八

日 露 開 戦 前 之 外 交 文 書 二 七 附 録 別 冊

日 露 交 渉 に 関 する 往 復 二 七 附 録 別 冊 一

CORRESPONDENCE REGARDING THE NEGOTIATIONS BETWEEN JAPAN AND RUSSIA. 二 七 附 録 別 冊 1

日 露 戦 争 開 始 期 論 二 八 一

日 本 移 民 論 二 八 一四

拿 捕 し 得 べ き 船 舶 と 撃 沈 し 得 べ き 船 舶 二 八 二五

露 艦 の 日 本 商 船 撃 沈 を 評 す 二 八 三七

戦 争 償 金 に 関 する 先 例 二 八 三九

次 ウェストレーキ博士の日露開戦観 二 八 四五

目 戦時禁制品に付て(三月十二日倫敦「タイムス」所載) 二 八 四七

総 清国に於ける諸外国鉄道 二 八 四九

「マンチュール」号事件に関する書類	八	七八
俘虜情報局の設置を論じて露国政府の爲め其怠慢を惜む	九	一
破産宣告の国際的効力	九	二七
現時の国際団体中小国家の地位	九	三三
再び露艦の日本商船撃沈を非難し外交時報中の質疑に答へ並に同誌編纂者の注意を促す	九	三八
日本と国際法に関するケベチー博士の意見 「ガセット、ド、ローザンヌ」三月二十八日	九	四七
三山島砲撃に対する露国の抗議を評す	九	五一
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 独国 (独文)	九	五三
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 仏国 (仏文)	九	五四
陸戦ノ法規慣例ニ関スル海牙条約ノ説明書	九	七一
現行日本帝国海上捕獲規程	九	九二
破産宣告の国際的効力 (承前)	一〇	一
満州に於て帝国軍隊の行へる土地占領の性質	一〇	八
立君の捕獲開戦論に付て	一〇	一二
国際法と空間	一〇	一八
秋山雅之介	二	八
加藤正治	二	九
カテラニ次(訳)	二	九
加福豊	二	九
高橋作衛	二	九
牧野英一(訳)	二	九
ホルランド	二	九
ローラン	二	九
加藤正治	二	一〇
立作太郎	二	一〇
松原一雄	二	一〇
牧野英一	二	一〇

目次

露国商船「ムクデン」号に関する捕獲審検所の検定（明治三十七年三月十二日官報）	二	一〇	二五
同「アルグン」号に関する検定（同上）	二	一〇	二七
諾威国汽船「ヘルムス」号に関する検定（同上）	二	一〇	二九
露国帆船「ナデージタ」号に関する検定（明治三十七年六月二日官報）	二	一〇	三一
露国汽船「ロシヤ」号に対する検定（明治三十七年六月二十二日官報）	二	一〇	三三
露国汽船「ムクデン」搭載貨物に関する検定（明治三十七年六月二十二日検定）	二	一〇	三六
同上（明治三十七年六月二十三日官報）	二	一〇	四一
露国帆船「レスニック」号に関する高等捕獲審検所の検定（明治三十七年六月二十四日官報）	二	一〇	五一
露国汽船「マンチュリヤ」号に関する検定（同上）	二	一〇	五三
露国汽船「ジュリヤデ」号に関する検定（明治三十七年六月二十四日官報）	二	一〇	五七
諾威汽船「アッギー」号に関する検定（明治三十七年七月一日官報）	二	一〇	六〇
赤十字条約ヲ海戦ニ応用スル海牙条約ニ関スル仏国ルノール博士ノ説明書	二	一〇	八〇
今日の戦局は列国の容喙により終了すべきものに非ず			

破産宣告の国際的効力(承前・完)

露国陸海軍及び義勇艦隊の国際法違反を論ず

続 日露戦争開始期論 捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄

露国義勇艦隊の暴挙

何故にダーダネル海峡は梗塞せざるべからざる乎

韓露両国間交戦状態成立時期に関する事実について

公海に於ける水雷沈設に関する英米学者の所見

再び公海に於ける水雷沈設に関する英国学者の所説

国際棉花会議

亜細亜問題

領海説

海牙仲裁条約に関するデカン博士の理由説明書

国際的行為に就て

国際私法上より觀察したる我民事訴訟法修正案

更らに国際私法上より視たる我民訴草案の根本的概念を論ず

戦争の定義に関する疑義

続日露戦争開始期論(捕獲開戦論に関する拾遺及び弁妄)(承前)

土地割譲に伴ふ国籍変更に関する約定の注意

加藤正治 二 一七

秋山雅之介 二 一七

立作太郎 二 三五

松原一雄 二 四八

高橋作衛 二 五三

—— 二 五七

—— 二 六〇

—— 二 六六

—— 二 六八

ウエセリツキー 二 七〇

ホルランド博士 二 七六

—— 二 八八

山口弘一 二 一

花岡敏夫 二 五

花岡敏夫 二 一一

蜷川新 二 一三

立作太郎 二 一七

中村進午 二 三〇

目次

英国ローレンス博士の最新著書	高橋	作	衛	二	三	三九
瑞典諾威国及丁抹国の中立規則	—	—	—	二	三	四一
露国と欧州	—	—	—	二	三	四九
「マラッカ」号事件に関する英国首相弁明	—	—	—	二	三	五一
ダーダネル海峡問題等に関する英国首相の答弁	—	—	—	二	三	五三
捕獲船西平号の解放	—	—	—	二	三	五四
「タリヤ」号捕獲検定書	—	—	—	二	三	五六
「レシテリヌイ」事件に関する弁明書	—	—	—	二	三	五八
海牙国際紛争平和的処理条約ニ関スルデカン博士ノ説明書(承前)	—	—	—	二	三	八二
朝鮮の処分	戸	水	寛	三	一	一
朝鮮の地位に関する英国学者の意見	高	橋	作	三	一	六
国際的行為に就て(第二卷第十二号と続けて読むべし)	山	口	弘	三	一	一〇
商船に関する権利義務	ナ	イ	ペ	三	一	一八
露国捕獲法に就て	テ	、	イ	三	一	二六
「アラントン」号に就て	テ	、	イ	三	一	二九
戦地に於ける国際法問題	テ	、	イ	三	一	三一
海牙平和会議ニ提出セシ露国仲裁条約案——義務的仲裁裁判ノ説	明	—	—	三	一	五一

英国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

米国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

伊国委員ヨリ海牙会議ニ提出シタル書類

滿州開放後に於ける裁判権問題

敵国臣民の地位に就て (De la Condition Juridique des sujets ennemis au Japon)

軍律及軍事警察

波羅的艦隊暴乱事件及其解決方法

日本に於ける国際法研究の進歩

本年度外交官試験問題

万国国際法学会本年度の議題

石炭の供給に関する一先例

再び露国捕獲法に就て

露国と中立船 八月十九日コルンウォール、セント、アイヴス、  
トレガルテンに於て

交戦国船舶と中立国港

中立国船の待遇

交戦国船舶と中立国港湾

七二

七四

七六

一

五

一〇

一五

二三

三六

三九

四三

四六

五〇

五二

五三

五四



露国の英商船捕獲に就て	立	作太郎	三	二	五五
領海の範圍	山田	三良	三	三	八
敵国臣民の地位に就て	秋山	雅之介	三	三	一五
中立国領海内に於ける敵国船舶の捕獲を論ず	高橋	作衛	三	三	二四
米国の首唱せる第二回平和會議の趣意	松原	一雄	三	三	三六
蘇西運河條約	秋山	雅之介	三	三	三九
露国俘虜の解放	高橋	作衛	三	三	四七
ウエストレーキ博士の日露戦観と其新著	トマス	ギブソン、パオルス	三	三	五一
三たび露国捕獲法に就て	アーサー	コーヘン	三	三	五四
「ナイトコンマンダー」号事件とホルランド博士及びギブソン、パオルス氏	——	——	三	三	五九
国際鉱業會議 (Miners' International Congress)	中村	進午	三	四	一
戦争の是非及本質に関する数説	松波	仁一郎	三	四	五
捕獲審檢所論	高橋	作衛	三	四	三〇
平和條約調印後批准前に為したる捕獲	エル、オッペンハイム	(L. Oppenheim)	三	四	三六
戰場に於ける鹵獲物	テ、イー、ホルランド		三	四	三七
露国兵の清国服用著用に就て					

露国黒海艦隊

トマス・ギブソン、バオルス  
(Thos. Gibson Bowles)

三 四 三九

国際審査会に就て

ウィリヤム・テ、ステーム  
(William T. Stead)

三 四 四〇

中立港と逃竄軍艦(倫敦「スペクテーター」所論)

高橋作衛編

三 四 四二

日露戦争国際法事件史要

高橋作衛

三 四 六八

戦時禁制品の処分に関する日露英並に大陸の諸主義を論評す

立作太郎

三 五 一

領海の範囲(第三号の続)

立作太郎

三 五 六

中立国領海内に於ける敵国船舶の捕獲を論ず(第三卷第三号の続)

秋山雅之介

三 五 一七

満州の行政制度

無名

三 五 二八

石炭と中立国の義務

エルネスト、ナイス

三 五 三一

戦時禁制品及中立国船舶に関する英国の態度

——

三 五 三四

北海事件の国際審査に関する英露の協約文

——

三 五 三七

審査会と海牙条約

テ、イー、ホルランド

三 五 四二

英国の中立宣言

テ、イー、ホルランド

三 五 四四

朝鮮談

目賀田種太郎

三 六 一

中立国領海内に於ける敵国船舶の捕獲を論ず(前号からの続き、  
結論)

秋山雅之介

三 六 一〇

領海論(前号続き)

立作太郎

三 六 三三

バルチック艦隊の運命	高橋作衛	三	六	四八
外交官及領事官試験規則の改正を促す	高橋作衛	三	六	五〇
日清戦争中乙未会の建議案	高橋作衛	三	六	五九
英国の中立宣言	テ、イー、ホルランド	三	六	七三
露国艦隊への給炭	テ、イー、ホルランド	三	六	七六
俘虜收容所に於て刀剣領置に関する秋山参事官の談話	——	三	六	七八
俘虜待遇非難の通信に関する当局者の談話	——	三	六	八三
国土の膨張	寺尾亨	三	七	一
従軍所見(一)	蜷川新	三	七	五
赤十字条約と海戦	高橋作衛	三	七	八
薩哈噠島の行政制度	——	三	七	二三
最近欧州雁信(一) ウェストレーキ博士の書信	高橋作衛	三	七	二四
最近欧州雁信(二) クリーン博士ノ書信	高橋作衛	三	七	二五
本多林学博士の樺太に関する意見	——	三	七	二八
遼東守備軍軍律	——	三	七	三〇
遼東守備軍行政規則	——	三	七	三二
波羅的艦隊とポルトサイドに於ける給炭の便宜	マルコーム、マクイルラエース (Malcolm McIlwraith)	三	七	三五

米国上院と仲裁条約

日露戦争国際法事件史要

明治三十八年法律第六十六号に就て

蘭ベルモン男爵の長逝

保護条約の実例

仏国チユニス間担保条約

仏国チユニス間保護条約

仏国安南間保護条約

仏蘭西東蒲塞間条約

仏蘭西マダカスカル間条約

Traité de garantie conclu à Casr Saïd, le 12 mai 1881, entre la France et Tunis.

Convention conclue à la Marsa le 8 juin 1883 entre la France et la Tunisie pour régler les rapports respectifs des deux Pays.

Traité conclu à Hué le 6 juin 1884 pour consacrer le protectorat de la France sur le royaume d'Annam

高橋作衛 三 七 三七

岡田朝太郎 三 八 六四

木島孝藏 三 八 一

藤立井作太郎(校) 三 八 一〇

藤立井作太郎(校) 三 八 一七

藤立井作太郎(校) 三 八 一七

藤立井作太郎(校) 三 八 一七

藤立井作太郎(校) 三 八 二〇

藤立井作太郎(校) 三 八 二二

藤立井作太郎(校) 三 八 二七

藤立井作太郎(校) 三 八 二九

藤立井作太郎(校) 三 八 二九

藤立井作太郎(校) 三 八 二九

藤立井作太郎(校) 三 八 二九

藤立井作太郎(校) 三 八 二九

藤立井作太郎(校) 三 八 二九

藤立井作太郎(校) 三 八 二九

Convention conclue à Pnom-Penh le 17 juin 1884, entre la France et le Cambodge, pour régler les rapports respectifs des deux Pays.

FRANCE-MADAGASCAR. Traité du 17 décembre 1885.

欧州雁信 ウェストレーキ博士の音信

名古屋に於ける俘虜

病院船に関する条約案

CONVENTION CONCERNANT LES BÂTIMENTS HOSPITALIERS

日本捕獲法に就て

再び日本捕獲法に就て

日露戦争の中立法規

従軍所感

従軍所感

従軍所感

軍人の研究すへき国際法の要目

浦塩斯徳は自由港となす可からず我軍港となす可し

休戦の法理

三 八 四三

三 八 四六

三 八 五一

三 八 五二

三 八 五四

三 八 五六

三 八 五九

三 八 六一

三 八 六二

三 九 一

三 九 七

三 九 一五

三 九 二七

三 九 三二

三 九 三五

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上) 第一 英国及其の属領等——威海衛中立規則／マルタ中立追補宣言／露国並に日本兩軍隊所屬避難者の抑留場取締条例／蘇土運河に関する告示／蘇土運河以外の埃及国の中立規則／By the King. A PROCLAMATION

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上) 北米合衆国中立規則  
BY THE PRESIDENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA, A PROCLAMATION

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上) 伊太利国

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上) 独逸国

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上) 西班牙国

日露戦争の際諸外国の局外中立宣言(上) 暹羅国

国際棉花会議

家屋税事件仲裁裁判判決

クリーン博士の日露媾和条件 黒竜江を国境とすへし

講話談判と休戦

捕獲審檢所の管轄権及其遵守法

中立国領海内に於ける交戦国艦隊

時局に於けるド、マルテンス教授

暹羅丁抹間新条約の締結(英文)

日露戦争中諸外国の局外中立宣言(下) 和蘭

			三	九	三八
			三	九	三六
			三	九	六九
			三	九	六九
			三	九	六九
			三	九	七〇
			三	九	七四
			三	九	七八
		立	三	〇	一
		作	三	〇	二
		太	三	〇	九
		郎	三	〇	二八
	松	道	三	〇	九
	田	一	三	〇	二八
	テ	ー、	三	〇	三〇
	イ	ー、	三	〇	三二
	ホ	ー、	三	〇	三八
	ル	ラ	三	〇	三八
	ン	ン	三	〇	
	ド		三	〇	

日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	仏蘭西	—	三	一〇	四〇
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	奧大利國	—	三	一〇	四三
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	丁抹國 (英文)	—	三	一〇	五〇
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	瑞典及那威國	—	三	一〇	六四
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	清國	—	三	一〇	七一
日露戦争中諸外国の局外中立宣言 (下)	葡萄牙國	—	三	一〇	七五
日露戦争国際法事件史要日記の部 (続)		高橋作衛(編)	三	一〇	九四
ウィツテの宣言と予定和約		立作太郎	四	一	一
モンロー主義を論ず		秋山雅之介	四	一	四
英米間漁業問題の概要		高橋作衛	四	一	一三
白令海漁業問題の概要		高橋作衛	四	一	一八
一八九四年五月華盛頓に於て調印せられたる白令海及北部太平洋の海豹漁業に関する合衆國政府と露西亜帝國政府間の協約		—	四	一	二六
Agreement between the Government of the United States and the Imperial Government of Russia, for a modus vivendi in relation to the Fur-seal Fisheries in Behring Sea and the North Pacific Ocean.—Signed at Washington, May 4, 1894.		—	四	一	二八
英露協約の外交文書 (チチキヌ氏よりホワード氏に送りたるもの)		—	四	一	三〇
一八九三年五月十日 (二十二日) 聖彼得堡		—	四	一	三〇

AGREEMENT BETWEEN G. BRITAIN AND RUSSIA. M.  
CHICHKINE TO MR. HOWARD. Saint-Petersbourg, le 10/22  
Mai, 1893.

「カルチャス」号事件

ボスニア及びヘルツェゴヴィナの国法上の地位を論ず

条約批准問答

捕獲法と学術品

捕獲審検所は平和克復と共に当然消滅すべきものなりや

白耳義国際法大家ナイス氏の性行

露国叛乱軍艦「クニヤツ、ポテムキン」

中立国船の撃沈に就て

中立国船舶の撃沈に就て

六博士の上奏文

東京帝国大学教授の抗議

— 四 — 一 三三

— 四 — 一 三六

エミールリンゲ  
三 藩 信 三 記 四 一 六二

寺 尾 亨 四 二 一

松 波 仁 一 郎 四 二 三

遠 藤 源 六 四 二 二五

藤 井 實 四 二 四一

エルネスト、ナイス 四 二 四五

テ、イ、イ、ホルランド  
(T. E. Holland) 四 二 四六

テ、バチー  
(T. Batty) 四 二 四八

金 井 延 四 二 五一

戸 水 寛 四 二 五一

岡 田 朝 太 四 二 五一

建 部 進 吾 四 二 五一

— 四 — 二 五三



京都帝国大学教授の抗議	花井卓藏	四	二	五五
日露戦争と国際法の發展	皆川治廣	四	三	一
陣中に於ける国際法事務の一斑	高橋作衛	四	三	一一
ニューファウンドランド漁業問題 “The New Foundland Fishery Question”	高橋作衛	四	三	一一
メイン境界問題 “The Maine Boundary Question”	高橋作衛	四	三	一〇
戦時禁制品としての棉花	テ、イー、ホルランド (T. E. Holland)	四	三	一一
俘虜に関する国際法規	エドアール、ロムベルグ 山崎二郎(訳述)	四	三	三五
コーラー博士の雑誌発刊計画	—	四	三	五一
モスケット仲裁裁判に就て	—	四	三	五三
国際国会会議	—	四	三	五四
ボスニア及びヘルツェゴヴィナの国法上の地位を論ず (承前)	エミールリンゲ 三濱信 (三訳)	四	三	七一
ポーツマス講和會議の逸話	安達峰一郎	四	四	一
敵国臣民の地位 (承前、完)	山田三良	四	四	四
旅順開城の真相と遼東行政に関する実験談	篠田治策	四	四	一一
陣中に於ける国際法事務の一斑	皆川治廣	四	四	二五
白令海の臘虎漁獵問題	秋山雅之介	四	四	三二

俘虜に関する国際法規	エトアール、ロムベルク 山崎二郎(訳述)	四	四	五九
日露講和条約に関するウエストレーキ博士の短評	高橋作衛	四	四	七一
日英新同盟条約に関するウエストレーキ博士の書信	—	四	四	七三
クリーン博士の日露講和条約に関する意見	—	四	四	七三
韓国に関する勅令	—	四	四	七六
日韓新協約	—	四	四	七六
在米中の日露戦争国際法観	金子堅太郎	四	五	一
不完全中立と局地中立	中村進午	四	五	一一
樺太に関する実状	蜷川新	四	五	一四
旅順開城の真相と遼東半島行政に関する実験談(承前)	篠田治策	四	五	二四
白令海の臘虎漁獵問題(承前)	秋山雅之介	四	五	三二
俘虜に関する国際法規	エトアール、ロムベルク 山崎二郎(訳述)	四	五	五〇
国際国会会議	—	四	五	五四
国際経済会議	—	四	五	五五
国際監獄会議	—	四	五	五六
日露講和条約に関する詔勅	ベ、アル、バルフォール	四	五	七三
条約批准の詔勅	—	四	五	七四

陸海軍に賜はりたる勅語

日露講和条約

追加條款 (日英仏文)

TRAITÉ DE PAIX ENTRE LE JAPON ET LA RUSSIE.

TREATY OF PEACE BETWEEN JAPAN AND RUSSIA.

日英同盟新条約

THE NEW ALLIANCE TREATY

日清条約

従軍中経歴談

戦争と海上保険

公法の本質

中立国領水内に於ける交戦国軍艦の地位を論ず

俘虜に関する国際法規

日本捕獲審檢所に就て

国際海事會議

砂糖會議

全權大使の権能

四七五

四七六

四八二

四八三

四八三

四九七

五一〇〇

五一〇三

四六一

四六七

四二六

四三二

四三七

四六二

四六三

四六四

四七一

朝鮮の実状

保護国の内治に関する保護条約の研究

従軍経歴談 (承前)

掠奪と徴発の法理 (万国平和の一原則)

露国俘虜取扱規則

波羅的海、白海会議

南部阿非利加船貨会議

ボスニア及びヘルツェゴヴィナの国法上の地位を論ず (承前)

領事裁判権ある国に於ける商船船員の犯罪管轄権

人、物及船舶の敵性に関する英仏主義

公法の本質 (承前)

仏国の世襲政策 何故に仏国はライン河を其の東境となさんと欲せしや A Development of the Views and Designs of the French Nations; and why they persist in making the Rivers Rhine, Maese, and Scheldt the boundaries of their country.

朝鮮に関する公文

明治三十七年二月二十三日調印日韓議定書

PROTOCOL.

匿名 四 七 五

立作太郎 四 七 二四

有賀長雄 四 七 三一

蜷川新 四 七 四三

山崎次郎 (訳) 四 七 四六

—— 四 七 五四

—— 四 七 五四

エミールリンゲ 三 四 七 七〇

三瀧信三 (訳) 四 七 七〇

松田道一 四 八 一

山内四郎 四 八 七

寛克彦 四 八 二六

高橋作衛 四 八 三八

—— 四 八 四四

—— 四 八 四四

—— 四 八 四五

明治三十七年八月二十二日調印日韓協約

明治三十七年八月二十二日調印日韓協約 (英文)

明治三十八年四月一日調印日韓通信機関委託に関する約定書

AGREEMENT.

明治三十八年八月十三日調印韓国沿岸及内河の航行に関する約定書

AGREEMENT.

明治三十八年十一月十七日調印日韓協約

明治三十八年十一月十七日調印日韓協約 (英文)

英玖条約 (The Anglo-Cuban Treaty)

緬甸の發達

日露戦争中の野戦郵便

黒木軍に於ける戦利品に就て

戦時禁制品を輸送する船舶を拿捕し得る時期

戦時に於て船長の行為か船主及貸主に及ぼす範圍

佐渡丸遭難の実況在露俘虜としての二年間

目次 南阿船運會議 (The South African Shipping Conference)

総 樺太の漁業問題に関する研究

米田奈良吉 四 八 四七

加福豊次 四 八 四七

遠藤源六 四 九 四八

塘才次郎 四 九 四八

矢野亮一 四 九 五二

南阿船運會議 四 九 六八

高橋作衛 四 一〇 一

日露戦争中の野戦郵便 四 一〇 一

黒木軍に於ける戦利品に就て 四 一〇 一

戦時禁制品を輸送する船舶を拿捕し得る時期 四 一〇 一

戦時に於て船長の行為か船主及貸主に及ぼす範圍 四 一〇 一

佐渡丸遭難の実況在露俘虜としての二年間 四 一〇 一

南阿船運會議 (The South African Shipping Conference) 四 一〇 一

樺太の漁業問題に関する研究 四 一〇 一

相統及び遺言に關する海牙条約僭評

黒木軍に於ける戦利品に就て (前号の続)

仏国の世襲政策 何故に仏国はライン河を其の東境となさんと欲せしや (承前前号、完結)

第二平和會議議題

万国国際法学会の本年議題

万国国際法協会の議題

在露俘虜としての二箇年

アントユルプ港

比耳其斯坦

日米間著作權保護に關する条約 (明治三十九年五月十一日官報)

日米間著作權保護に關する条約第三条の解決に關する件 (明治三十九年五月十一日官報)

樺太島漁業仮規則 (明治三十八年八月七日官報)

樺太島出入船舶及渡航者規則 (同上官報)

外交の發展を望む

条約の効力發生の時期

新租借地論

山口弘一	加福豊次	高橋作衛	矢野亮一	寺尾亨	立作太郎	無名氏
四	四	四	四	四	四	四
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一四	二三	四〇	五二	一	四	一五

海軍より観たる日露休戦条約

黒木軍の戦利品に就て (第四巻の続き完結)

赤十字条約會議に於ける日英の態度

カルボウ氏を弔す

戦争の宣言に関する議題

ナタルに於ける軍法 (Martial Law in Natal)

軍法の正当 (The Justification of Martial Law.)

局外中立法案

保護国論を著したる理由

戦利品論 (bain or booty)

租借権の性質と関東州の租借地

仏国学界の爲めに哀悼の辞を呈す

外人遺留財産整理状況

軍法の正当 (承前)

局外中立法案 (承前)

チュニスに於ける仏国保護権の設定

租借権の性質と関東州の租借地 (承前)

滞仏中の欧州外交界雜観 (其一)

蜷川新 五 一 二一

加福豊次 五 一 二三

高橋作衛 五 一 三二

高橋作衛 五 一 三三

アルベリック、ローラン 五 一 三五

テ、イー、ホルランド 五 一 三八

フレデリック、ポーロック 五 一 三九

リシャル、クリーン 五 一 四一

有賀長雄 五 二 一

蜷川新 五 二 五

篠田治策 五 二 一一

長岡春一 五 二 三一

蜷川新 五 二 三三

フレデリック、ポーロック 五 二 三四

リシャル、クリーン 五 二 四〇

長岡春一 五 三 一

篠田治策 五 三 一一

長岡春一 五 三 三九

国家の承認は溯及力を有するや

仏国に於ける国家と宗教との分離問題

日本帝国智利共和国修好通商航海条約

追加條款

国際法上の海賊に付て刑法改正案に特に規定を設くるの必要あり  
や否

保護国の類別論

滞仏中の欧州外交界雜観 (其二)

外国商船内の犯罪に対する裁判管轄權問題に付て

占領地に於ける遺留財産 「附」樺太に於ける事実

チュニスに於ける仏国保護權の設定 (承前)

海賊の処分に關し国際法学会の爲したる建議に對する法律取調委員会の回答

欧州土産 (明治三十九年十二月十九日国際法学会講演)

万国平和論に就て

滞仏中の欧州外交界雜観 (其三、終)

外国商船内の犯罪に對する裁判管轄權問題に付て (承前)

南滿鐵道附屬地論

速藤源六	長岡春一	立作太郎	長岡春一	菊地駒次	長岡春一	長岡春一	秋山雅之介	寺尾亨	長岡春一	菊地駒次	蜷川新
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
三	三	四	四	四	四	四	五	五	五	五	五
四七	五三	三三	四二	五八	六二	一	二	一一	一四	二七	三九



仏国に於ける国家と宗教との分離問題 (承前)

戦地に於ける宣教師の保護

野外要務令の改正と戦時公報

保護国論に關して有賀博士に答ふ

日露戦役に於ける日本軍の軍律

南満州の施政殊に帝国諸機關の権限に就きて

公法の本質 (完)

チュニスに於ける領事裁判權の撤回事情

帝国大学国際法演習報告 明治四十年二月

日本学童の排斥を論ず

ARRANGEMENT ENTRE LA FRANCE, LA GRANDE-BRETAGNE ET L'ITALIE, CONCERNANT LES IMPORTATIONS D'ARMES ET DE MUNITIONS EN ABYSSINIE.

ドラゴ―主義と国際法

仏国と其被保護國に於ける行政

相統及び遺言に關する海牙条約僭評 (第四卷第十号の続)

戦争論

小亞細亞に於ける独逸帝国の経営

長岡春一	有賀長雄	加福豊次	立作太郎	篠田治策	塚積辰馬	寛克彦	長岡春一	高橋作衛	武部欽一	立作太郎	長岡春一	山口弘一	蜷川新	藤井實
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	六	六	六	六	六	七	七	七	七	七	八	八	八	八
四	一	九	一	八	六	一	三	四	五	一	六	一	二	三

帝国大学国際公法演習報告 (承前)	高橋作衛	五	八	四七
日本学童の排斥を論す (承前)	武部欽一	五	八	四七
国家の責任を論す	山田準次郎	五	八	五〇
日露戦争に於ける清朝陵寢及重要市街の保護	有賀長雄	五	九	一
戦争論 (承前)	蜷川新	五	九	二〇
露国官憲の我同胞俘虜に対する待遇を論す	秋山雅之介	五	九	三四
「ディプロマシー」積義	蜷川新	五	九	五〇
帝国大学国際公法演習報告 (承前)	高橋作衛	五	九	五四
寛城子停車場問題	伊藤文吉	五	九	五四
万国無線電信協約 (英国議公会公書)		五	九	六〇
補約		五	九	六四
最終議定書		五	九	六五
万国無線電話協約附帯規則目次		五	九	六六
黒木軍と赤十字	加福豊次	五	一〇	一
暹羅国に於ける各国領事裁判の現制一般	山内四郎	五	一〇	一七
相統及び遺言に関する海牙条約僭評 (第五卷第八号の続き)	山口弘一	五	一〇	二三
小亜細亞に於ける独逸帝国の経営 (承前)	藤井實	五	一〇	三五
日仏協約		五	一〇	四四

宣言書

ARRANGEMENT

DECLARATION

病院船に関する条約

大連海關設置に関する協定

(甲) 大連海關設置に関する協定

(乙) 内水汽船航行に関する協定

膠州灣租借地に於ける製造品に関する規則抜粹

(甲) 総則

(乙) 説明書

海上私有財産捕獲の禁止

奉天に於ける居留民制度

傭船乃至賃貸借契約より生ずる敵性

第二回万国平和會議の開會

クリーン氏の局外中立案に対する学者の意見

中立法規に関する万国國際法協會提案

LA CLAUSE DE LA NATION LA PLUS FAVORISEE.

日露協約

宣言書				五						一〇		四四
ARRANGEMENT				五						一〇		四五
DECLARATION				五						一〇		四四
病院船に関する条約				五						一〇		四六
大連海關設置に関する協定				五						一〇		五三
(甲) 大連海關設置に関する協定				五						一〇		五四
(乙) 内水汽船航行に関する協定				五						一〇		五六
膠州灣租借地に於ける製造品に関する規則抜粹				五						一〇		五七
(甲) 総則				五						一〇		五七
(乙) 説明書				五						一〇		五八
海上私有財産捕獲の禁止	立	作	太	六						一		一
奉天に於ける居留民制度	松	田	道	六						一		一一
傭船乃至賃貸借契約より生ずる敵性	松	波	仁	六						一		一九
第二回万国平和會議の開會	遠	藤	源	六						一		二二
クリーン氏の局外中立案に対する学者の意見	海	山	生	六						一		三〇
中立法規に関する万国國際法協會提案	渡	部	信	六						一		四五
LA CLAUSE DE LA NATION LA PLUS FAVORISEE.		Mimoru	Fuji	六						一		五八
日露協約				六						一		六七

CONVENTION.

日韓協約

滿州に於ける日露鐵道接統業務に関する仮条約

追加條款

議定書

現品の徵發に対する補償を論ず

黒木軍と赤十字 (第五卷第十号の続)

日本の殖民方針

商標法に関する判例的研究 (其一)

LA CLAUSE DE LA NATION LA PLUS FAVORISEE

日露通商航海条約

別約

日露漁業協約

平和と国際法

露国商船拿捕免除に関する勅令及其適用を論ず

自国の海岸は封鎖することを得るや附封鎖区域内に租借地乃至居留地を包有し居る場合

在外軍隊の所在地住民に対する法権

— 六七

— 六九

— 六九

— 七二

— 七三

— 一

— 二〇

— 二八

— 三四

Minoru Fujii 四五

— 五八

— 六三

— 六四

— 一

— 五

— 三六

— 四〇

拿捕船舶の撃沈に就て

第二回万国平和會議の成績

日露戦争に彼我の採用したる害敵手段

捕獲權行使の場所に関し日露戦争中起りたる問題

黒木軍と赤十字 (三) (第六卷二号の続)

クリーン氏の戦時禁制品に関する日露両国法論を読む

第二回万国平和會議の成績 (二)

有賀博士の新著

露国政府対独商ヘルフェルト間汽船「アンハルト」号並に同船積荷引渡請求事件

国際河川

捕獲審檢所に関する日本の主義

相統及遺言に関する海牙条約僭評 (第五卷十号の続き)

特許法其他の商工業専用権法制的適用区域問題に就て

日露戦争中各国の局外中立

第二回平和會議の成績 (三)

博士論文審査の要旨

国際法上瀬戸内の地位

目次

遠藤源六	無名氏	遠藤源六	菊地駒次	山口弘一	遠藤源六	立作太郎	秋山雅之介	無名氏	遠藤源六	加福豊次	遠藤源六	有賀長雄	無名氏	遠藤源六
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
六	五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四	四	三	三
一	六九	五九	四三	二六	七	一	六六	六四	五三	三三	二五	一一	五六	四四

国際法の退歩

武装中立

外国会社に関する大審院判例に付きて

第二回平和会議の成績(四)

白耳義王国殖民地法草案

清国に於ける商標相互保護に関し米國と英、仏、蘭、白、独、伊との間に於ける協定期末

日加間移民協商往復文書

第二回平和會議

領事裁判に関する現行法制の不備を論ず

俘虜に関する我か実験(二)

第二回平和會議の成績(五)

博士論文審査の要旨

PAGES DE L'HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON

辰丸事件国際法観

第二回平和會議(承前)

財産的法律行為に基因する債権の準拠法に就て

政治犯罪人の引渡を論ず

カテラニー博士  
加福豊次(記)

遠藤源六 六 六 一三

花岡敏夫 六 六 三六

無名氏 六 六 四一

白耳義王国殖民地法草案 六 六 五二

Y T 生 六 六 五六

日加間移民協商往復文書 六 六 六一

第二回平和會議 六 七 一

領事裁判に関する現行法制の不備を論ず 六 七 二二

俘虜に関する我か実験(二) 六 七 四〇

第二回平和會議の成績(五) 六 七 四二

博士論文審査の要旨 六 七 五六

K. KIJIMA 六 七 1

立作太郎 六 八 一

倉知鐵吉 六 八 一〇

山口弘一 六 八 二二

松島肇 六 八 二八

訃報 大使館二等書記官 小西孝太郎

HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON.

K. KIJIMA

六 八 1

国際河川に於ける領海の範圍 附 鴨緑江、図們江、樺太「ポロ  
ナイ」河及揚子江に於ける關係

遠藤源六 六 九 一

政治犯罪人の引渡を論ず(承前)

松島肇 六 九 五

俘虜に関する我が実験(一一)

蜷川新 六 九 一六

近時の哲学思想と国際法の進歩の障礙

カテラニー博士  
加福豊次(訳) 六 九 一八

支那に於ける葡国人の貿易及殖民の濫觴

遠藤源六 六 九 二二

HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON.

K. KIJIMA 六 九 1

戦時に於ける敵国漁船の拿捕免除

立作太郎 六 一〇 一

最惠国約款制限論

S K 生 六 一〇 一〇

蘭国の皇位継承問題に就て

遠藤源六 六 一〇 二二

自国民の引渡を論ず

松島肇 六 一〇 二五

第二回平和會議の成績(一六)

無名氏 六 一〇 三八

戦地軍隊に於ける傷者及病者の状態改善に関する条約

六 一〇 六三

「ジェネヴァ」条約改正万国會議最終議定書

六 一〇 七一

同条約に関する宣言

六 一〇 七七

鴨緑江日清合同材木会社取極書

六 一〇 七七

戦役の結果沈没したる交戦国艦船の所属に就て

領空論

俘虜に関する我実験 (三)

陸上に於ける露軍の戦闘法規違反の事実

法学博士遠藤源六氏著日露戦役国際法論

和蘭国の海外領地及殖民地に関する日蘭領事職務条約

韓国に於ける発明、意匠、商標及著作権の保護に関する日米条約

清国に於ける発明、意匠、商標及著作権の相互保護に関する日米条約

勅令第九十六号 韓国特許令

勅令第九十七号 韓国意匠令

勅令第九十八号 韓国商標令

勅令第九十九号 韓国商号令

勅令第二百号 韓国著作権令

関東州及帝国か治外法権を行使することを得る外国に於ける特許権、意匠権、商標権及著作権の保護に関する件 勅令第二百一号

CONVENTION CONSULAIRE ENTRE LE JAPON ET LES PAYS-BAS EN CE QUI CONCERNE LES POSSESSIONS ET COLONIES NEERLANDAISES.

遠藤源六 七 一

松島肇 七 一

蟻川新 七 一

遠藤源六 七 二〇

有賀長雄 七 三七

和蘭国の海外領地及殖民地に関する日蘭領事職務条約 七 四一

韓国に於ける発明、意匠、商標及著作権の保護に関する日米条約 七 四四

清国に於ける発明、意匠、商標及著作権の相互保護に関する日米条約 七 四五

勅令第九十六号 韓国特許令 七 四七

勅令第九十七号 韓国意匠令 七 四七

勅令第九十八号 韓国商標令 七 四八

勅令第九十九号 韓国商号令 七 四八

勅令第二百号 韓国著作権令 七 四九

関東州及帝国か治外法権を行使することを得る外国に於ける特許権、意匠権、商標権及著作権の保護に関する件 勅令第二百一号 七 四九

CONVENTION CONSULAIRE ENTRE LE JAPON ET LES PAYS-BAS EN CE QUI CONCERNE LES POSSESSIONS ET COLONIES NEERLANDAISES. 七 五一



CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA FOR THE PROTECTION IN KOREA OF INVENTIONS, DESIGNS, TRADE MARKS AND COPYRIGHTS.	—	七	—	一	六〇
CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA FOR THE RECIPROCAL PROTECTION IN CHINA OF INVENTIONS, DESIGNS, TRADE MARKS AND COPYRIGHTS.	—	七	—	一	六四
被保護国の觀念	長岡春一	七	二	—	一
清韓両国に於ける發明、意匠、商標及著作権の保護に関する日米条約釈義	菊地駒次	七	二	—	九
永世中立国	松島肇	七	二	—	二八
拙著日露戦役国際法論に対する有賀博士の高評に就て	遠藤源六	七	二	—	四四
日米仲裁裁判条約	—	七	二	—	五一
日清採木公司業務章程	—	七	二	—	五一
鴨緑江採木公司業務章程に関する覚書	—	七	二	—	五五
巴爾幹半島の近情	西源四郎	七	三	—	一
日露開戦当初に於ける韓国の法律上の地位	有賀長雄	七	三	—	八
保護条約概論	長岡春一	七	三	—	二〇
財産的法律行為に基因する債権の準拠法に就て(第六卷第八号の続)	山口弘一	七	三	—	二七

永世中立国（前号の続）

日米覚書を評す 明治四十一年十二月五日起草

保護権の設定と国際関係

捕獲規程第六条に所謂特許若くは免許の効果に及ぼすべき範圍

カリフォルニア州に於ける外国人の権利

波羅的海並にアランド島警備問題に関する条約に就て

英独の關係

ウールジイ氏の書簡

日米覚書

日米覚書（英文）

日本帝国哥倫比亞共和国修好通商航海条約

新奉及吉長鐵道に関する統約

日韓漁業協定

被保護国の商業

最惠国約款制限論（第六卷第十号の続）

無線電信と国際法（国際公法一般雜誌、千九百六年第一号所載）

独船「ブンアスラート」号捕獲事件に関する諸大法律家の所説  
（独紙所載）

松島 肇 七 三 三二

高橋 作 衛 七 四 一

長岡 春 一 七 四 一六

松波 仁 一 郎 七 四 二二

逸 名 氏 七 四 二九

安 倍 四 郎 七 四 三九

S、 M 生 七 四 四九

Theodore Salisbury Woolsey 七 四 五七

日米覚書 七 四 五九

日米覚書（英文） 七 四 六〇

日本帝国哥倫比亞共和国修好通商航海条約 七 四 六二

新奉及吉長鐵道に関する統約 七 四 六六

日韓漁業協定 七 四 六七

被保護国の商業 七 五 一

最惠国約款制限論（第六卷第十号の続） 七 五 一四

無線電信と国際法（国際公法一般雜誌、千九百六年第一号所載） 七 五 三一

独船「ブンアスラート」号捕獲事件に関する諸大法律家の所説  
（独紙所載） 七 五 四二

カザブランカ事件に関する仏独仲裁裁判に付するの契約書

日本通信省並大不列顛及愛蘭連合王国郵政庁間郵便為替業務約定

HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON.

K. KIJIMA

七 五 五 一

被保護国と保護国又は第三国との間の司法關係

國際法上河と海との境界如何(河と海との境界に関する英米兩國間の紛争問題)

保護国の是非に関する諸家の見解

財産的法律行為に基因する債權の準拠法に就て(第七卷第三号の続)

「ブンデスラート」号事件

極東に於ける未決事件(ノーウオエ、ウレーミア所載)

英清間の西蔵印度通商改正条約(一九〇八年十一月一日政治官報)

明治四十年七月十九日東京に於て及千九百七年一月三十一日倫敦に於て署名せられたる日本帝國通信省並大不列顛及愛蘭連合王国郵政庁間小包郵便約定を修正する追加條款

HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON

K. KIJIMA

七 六 一

次 欧米所見の一部

目 國際捕獲審檢所の適用すべき法規に付て

総 護送船舶に就て

遠 長 高 長 遠  
藤 岡 橋 岡 藤  
源 春 作 春 源  
六 一 衛 一 六  
七 七 七 七 七  
七 七 七 七 七  
二 一 一 一 二  
四 八 一 一 四

国際法の性質を論ず

公海と領海とに就て

外務省令第一号 在外帝国領事館管轄区域 明治四十二年三月六日

著作権保護同盟条約改正会議に就て

海戦法会議に就て

所謂国際地役とは何ぞや

国際法の性質を論ず (承前)

財産的法律行為に基因する債権の準拠法に就て (第七卷第六号の続)

商工業専用権法制的涉外的効力に関し独逸帝国の旧領事裁判法時代に生したる疑議の一斑

埃及に於ける仏人の勢力 (ケシチオン、デプロマチック、エ、コロニアル所載)

海戦法会議に就て (承前)

船舶抵当権の準拠法に付て

被保護国の宮廷

来るべき条約改正と鉄道賃率問題

最近土耳其政変の真相

大場茂馬	櫻井芳樹	水野鍊太郎	遠藤源六	菊地駒次	大場茂馬	山口弘一	無名氏	エマニエル・プリユネ	遠藤源六	入江良之	蜷川新	無名氏	高橋作衛
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
七	七	八	八	八	八	八	八	八	九	九	九	九	九
四四	五七	一	一五	二七	三一	四二	四七	五二	一	二六	三七	四四	五八

封鎖違反の船舶を拿捕する場所

「カザン」号「アンガラ」号事件

日韓一家説に就て

本邦に於ける外国人国法上の地位

国際阿片会議決議

HISTOIRE DIPLOMATIQUE DU JAPON

韓国に於ける司法制度を論ず

国際捕獲獲審檢所設立に関する第二平和會議條約及海戰法規に関する倫敦宣言の成行

同上に就きて一言す

改正赤十字條約の規定を論ず

学童隔離と米國憲法の保障

法庫門鐵道と倫敦タイムス紙

國際殖民協會 (The Institute Colonial International)

國際鉱業會議 (The International Congress of Miners)

日韓新協約 (明治四十二年七月十五日官報号外)

韓國銀行覺書

安奉線改築に関する日清覺書

遠藤源六 七 一〇 一

篠田治策 七 一〇 一六

S S 氏 七 一〇 三一

無名氏 七 一〇 三六

— 七 一〇 五三

K. KIJIMA 七 一〇 1

無名氏 八 一 一

有賀長雄 八 一 一〇

高橋作衛 八 一 一二

秋山雅之介 八 一 一四

米田實 八 一 二四

— 八 一 三二

— 八 一 三九

— 八 一 四一

— 八 一 四四

— 八 一 四五

— 八 一 四六

目次

吉長鉄道借款細目契約書

日清協約発表(九月八日発表)

間島協約

飛行器と法律

亜米利加国際法に就て(上)

改正赤十字条約の規定を論ず

本邦に於ける外国人国法上の地位(承前)

赤十字条約ノ由来

ソルフェリノーの紀念

THE AGREEMENT OF GREAT BRITAIN AND SIAM.

(Signed at Bangkok in March 10, 1909)

THE JURISDICTION PROTOCOL.

THE RUSSO-CHINESE AGREEMENT.

日露戦争以前に於ける間島問題

交戦団体承認の効果を論じて秋山博士の所説に及ぶ

現行刑法に於ける国際法上の疑問の一(刑法と国際法との衝突?)  
外国人の犯す外患に関する罪に就て

国民新聞に答ふ

高橋作衛	八	三	一一
大場茂馬	八	三	一〇六
松原一雄	八	三	一九九
篠田治策	八	三	一七一
	八	二	一二六
	八	二	一三三
	八	二	一二一
	八	二	一〇八
高橋作衛	八	二	一〇七
無名氏	八	二	九六
秋山雅之介	八	二	八七
山田三良	八	二	八一
寺尾亨	八	二	七九
	八	一	五一
	八	一	五〇
	八	一	四七

空中飛行術に関する討論

クリート問題の真相

西班牙の麻洛哥政略

韓国統監府裁判令(明治四十二年十月十八日官報)

統監府裁判所事務取扱令

韓国人と司法

統監府監獄事務

韓国に於ける犯罪即決令

統監府司法庁官制

統監府監獄官制(要領)

統監府地方警察官々制(要領)

司法庁職員給与令(要領)

判検事の官等及給与

判検事の待遇

司法庁職員特別任用令

韓人任用規定

判検事任用規定

目次  
総 委任統治と政務の一部の委託

テ、イ、ホルランド

逸 見 晉

逸 見 晉

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

江 木 翼

八 三 二二三

八 三 二二六

八 三 二二二

八 三 二三六

八 三 二三八

八 三 二四〇

八 三 二四〇

八 三 二四〇

八 三 二四一

八 三 二四一

八 三 二四一

八 三 二四一

八 三 二四二

八 三 二四三

八 三 二四三

八 三 二四三

八 三 二四三

八 四 二六五

- 准国際私法 (droit privé inter local)  
 亜米利加国際法に就て (下)  
 交戦団体の承認に関する松原学士の評論を読む  
 露国と芬蘭土  
 墨西哥マグデレナ湾に関する問題  
 被保護国に対する仏国の政策  
 日露戦争以前に於ける間島問題 (承前)  
 交戦団体の承認に関する松原学士の評論を読む (承前)  
 麻洛哥に於ける西班牙軍の活動  
 条約改正と土地所有権  
 支那の将来に就て  
 日露戦争以前に於ける間島問題 (完)  
 倫敦宣言と継続航海の原則  
 清国の憲政施行問題に付て  
 憲政編查館会奏、遵議憲法大綱、暨議院選挙各法、並逐年籌備事宜、摺 附清單二件  
 朝鮮の合併と米国の態度 (米国研究報告の一)

山口弘一	八	四	二七八
山田三良	八	四	二九〇
秋山雅之介	八	四	三〇〇
ジエー、ウエストレーキ 逸見 晉訳	八	四	三二二
有賀長雄	八	五	三四三
蜷川新	八	五	三五一
篠田治策	八	五	三六一
秋山雅之介	八	五	三七七
逸見 晋	八	五	三九四
米田 實	八	六	四三一
阿部守太郎	八	六	四四〇
篠田治策	八	六	四五三
遠藤源六	八	六	四六九
岡田朝太郎	八	六	四七四
高橋作衛	八	六	四七八
高橋作衛	八	七	五三一



ホルランド博士の新著「タイムス」投書集を評して本邦新聞並に一般社会の学者観に論及す

土耳其の視察談 本年二月国際法学会にて講談せられたるもの

間島に於ける統監府派出所の行動 本年二月国際法学会にて講談せられたるもの

武士道と国際法

北米合衆国加州の官有地私下法

外国人土地所有権法案に関する諸博士の意見（高橋、山田、桑田三博士の分）

米国水師提督ペルリは果して日本の恩人なりや（米国研究報告の一）

米国雜感 此篇は去る二月の国際法学会にて講述せられたるものなり

日本人帰化権を論じて条約締結に及ぶ

満韓統一説と先例

バルカン半島外交問題の近状

注意すへき朝鮮の耶蘇教伝道者

ハリス博士の朝鮮伝道者に関する書簡を読む 四十三年三月十五日——二十日朝鮮新聞所載

日米条約改竊に就て（補条すへき要点）

高橋作衛 八 七 五三四

立作太郎 八 七 五四五

篠田治策 八 七 五五六

蜷川新 八 七 五七〇

高橋作衛 八 七 五七二

高橋三作 八 七 五七六

桑田良衛 八 七 五七六

高橋作衛 八 八 六一七

松原一雄 八 八 六四三

米田實 八 八 六五〇

無名氏 八 八 六六〇

立作太郎 八 八 六六三

無名法学士 八 八 六七二

川崎巳之太郎 八 九 七〇七

被保護国の拓殖

韓国の合邦論と立法事業

国家の分離合併並に領土変更の効果

改正赤十字条約の規定を論ず 本論(其二)

ボルドウキン博士所論「飛行器の法律上の地位」の概要

北米移民を論じて当局者並に学者の一層誠実なる移民問題研究を希望す

維納會議と権力均衡主義及正統主義

東方問題の濫觴

一九〇九年万国海法會議に就て

加州の日本移民調査

露芬両国の法律上の地位

巴奈馬運河防備問題に就て

一九〇九年万国海法會議の内容に就て(本会講演筆記)

盟牒保護条約問題

日米関係の緊切なる融接点(米國と滿州) 米國研究報告の一

朝鮮の合併

梅博士の逝去

蜷川新 八 九 七二八

梅謙二郎 八 九 七三九

高橋作衛 八 九 七四一

秋山雅之介 八 九 七四六

エヌ、イー、ボルドウキン 八 九 七五七

高橋作衛 八 一〇 七九五

立作太郎 八 一〇 八〇七

高橋作衛 八 一〇 八二二

伊東祐忠 八 一〇 八一九

会員某氏 八 一〇 八三五

逸見晋 八 一〇 八三八

寺尾亨 九 一 一

加藤正治 九 一 八

米田實 九 一 一三

高橋作衛 九 一 一九

高橋作衛 九 一 二四

高橋作衛 九 一 二五

ホルランド博士の辭職の報

高橋作衛

九二五

韓国警察委任の覚書（明治四十三年六月二十五日公布）

九六八

韓国併合詔書

九六八

韓国併合条約

九六九

王族待遇及大赦減租の詔書

九七〇

国号改称

九七一

韓国併合宣言

九七一

韓国皇帝詔勅

九七二

合併關係諸法令

九七三

朝鮮貴族令（皇室令）

九七三

朝鮮貴族と総督（皇室令）

九七五

朝鮮貴族の叙位（皇室令）

九七五

華族令中の改正（皇室令）

九七五

宮内省官制改正（皇室令）

九七五

宮内府職員と残務（皇室令）

九七六

朝鮮総督府設置（勅令）

九七六

韓国軍人の件（勅令）

九七六

総督の発令権（緊急勅令）

九七六

大赦令	九	—	七七
歳入歳出予算 (勅令)	九	—	七七
臨時恩賜公債 (勅令)	九	—	七八
恩賜公債条例 (緊急勅令)	九	—	七八
会計の經理 (緊急勅令)	九	—	七八
貨物輸入税 (緊急勅令)	九	—	七八
朝鮮の関税 (勅令)	九	—	七九
地租免除 (勅令)	九	—	七九
通航船舶の件 (勅令)	九	—	八〇
船舶物件の検査 (勅令)	九	—	八〇
韓国勲章の事 (勅令)	九	—	八〇
特許法の施行 (勅令)	九	—	八〇
特許法の除外 (緊急勅令)	九	—	八〇
商標法の除外	九	—	八一
著作権の登録 (勅令)	九	—	八二
特許弁理士登録 (勅令)	九	—	八二
総督府新制令	九	—	八二
朝鮮法令の効力	九	—	八二

居留地事務の件

パナマ共和国の国際法上の地位

国家の併合と被併合国の負債

巴奈馬運河防備問題に就て (前號の續き)

西班牙に於ける宗教問題

巴爾幹半島談

日米關係の緊切なる触接点 (承前)

朝鮮警察の沿革を述べ朝鮮人の種類及び性質に及ぶ

倫敦海戦法規會議

南米視察談

俘虜雜記

国際統計協會に就て

倫敦海戦法會議 (承前)

韓国合併に関する公文

THE JAPANESE PROCLAMATION ANNEXING KOREA.

THE TREATY.

日本と局外中立

南米視察談 (承前、完)

有賀長雄 九 一 八二

立作太郎郎 九 二 八三

寺尾亨 九 二 一〇二

逸見晋 九 二 一一〇

奥田竹松 九 三 一五五

高橋作衛 九 三 一七二

松井茂 九 三 一八〇

長岡春一 九 三 一九六

赤塚正助 九 四 二四一

蛭川新 九 四 二五二

高野岩三郎 九 四 二六五

長岡春一 九 四 二八〇

九 四 二九三

九 四 二九三

九 四 二九三

九 四 二九五

高橋作衛 九 五 三三九

赤塚正助 九 五 三四五

俘虜雜記 (承前)

租借類例

倫敦海戰法會議 (承前)

空中飛行の奇禍に関する責任

米国大統領タフトと極東 (米国研究報告の二)

日本と局外中立 (承前)

俘虜雜記

倫敦海戰法會議 (承前)

清国の将来に就て

日米新条約の真価

俘虜雜記 (承前)

米国大統領タフトと極東 (承前)

倫敦海戰法會議 (承前)

仏国の電信制度

布哇航禁止論

日米条約附帯全權往復文書を論ず

国際法協会に就て

発表後の日米新条約

蟻川新 九 五 三五六

江木翼 九 五 三六一

長岡春一 九 五 三七一

無名氏 九 六 四二九

高橋作衛 九 六 四四〇

高橋作衛 九 六 四四〇

高橋作衛 九 六 四四〇

長岡春一 九 六 四四〇

岡田朝太郎 九 七 四六八

川崎巳之太郎 九 七 五一三

蟻川新 九 七 五二〇

蟻川新 九 七 五三三

高橋作衛 九 七 五三三

高橋作衛 九 七 五四〇

長岡春一 九 七 五四五

米田奈良吉 九 八 五八五

根來源之 九 八 五九二

米田實 九 八 六〇五

入江良之 九 八 六一二

川崎巳之太郎 九 八 六一七

	倫敦海戦法会議(承前)				長岡春一	九	八	六二五
	日米通商航海条約					九	八	六三九
	議定書					九	八	六四一
	修正					九	八	六四一
	宣言					九	八	六四一
	米国人の対清野心と其告白				川崎巳之太郎	九	九	六八九
	布哇航禁禁止論(承前)				根來源之	九	九	六九七
	米国大統領タフトと極東(米国研究報告の一承前、完)				高橋作衛	九	九	七〇八
	日米条約附帯全權往復文書を論ず				米田實	九	九	七一五
	倫敦海戦法会議(承前)				長岡春一	九	九	七二〇
	日英通商航海条約					九	九	七三三
	附属税表					九	九	七三七
	声明と説明					九	九	七三九
	仲裁裁判に附すべき事項を説明して日米仲裁条約締結の風評に論及す				無名氏	九	一〇	七八九
次	日本と局外中立(第六号の続き)				高橋作衛	九	一〇	七九五
目	四国借款と国際道徳				高橋作衛	九	一〇	八〇二
総	米国対清野心の複雑				川崎巳之太郎	九	一〇	八〇四

倫敦海戦法会議 (承前)

長岡春一 九一〇 八一四 70

發明、意匠、商標及著作権に関する日仏条約 (明治四十四年五月二十日官報)

— 九一〇 八三〇

清国に於ける發明、意匠、商標及著作権の相互保護に関する日仏条約批准交換覚書

— 九二〇 八三一

The Anti-Japanesism of Americans is Ingratitude.

S. Takahashi 九一〇 1

戦争に関する個人の地位と第二回平和会議の陸戦の法規慣例に関する条約の規定

立作太郎 一〇一 一

四十二年布哇事件に関する米国の賠償義務

根來源之 一〇一 一四

巴里宣言中貨物に関する原則に就て

高橋作衛 一〇一 二八

摩洛哥問題の経過

川崎巳之太郎 一〇一 三二

国際法上の主権国を論ず

津島壽一 一〇一 三九

日英同盟新協約

— 一〇一 五六

THE CONVENTION.

— 一〇一 五七

英米仲裁条約

— 一〇一 五八

元露国病院船「アンガラ」号事件

遠藤源六 一〇一 九一

海獣会議の結果に就て

道家齊 一〇一 一〇六

仲裁裁判と万国平和

寺尾亨 一〇一 一六

巴奈馬運河に関する諸条約を評す

黒田欽哉 一〇一 一一一



目次

伊国宣戦の内情 附、伊土開戦の由来	川崎巳之太郎	一〇	二	一二九
摩洛哥問題其後の進行	川崎巳之太郎	一〇	二	一三三
日露犯人引渡条約		一〇	二	一三九
附属宣言書		一〇	二	一四〇
露独協約正文		一〇	二	一四〇
清国革命動乱と国際法	有賀長雄	一〇	三	一六七
勢力の均衡	林毅陸	一〇	三	一七三
国際河川の研究	蜷川新	一〇	三	一七九
遠藤博士の批評を批評す	有賀長雄	一〇	三	一八九
清国革命運動の由来	川崎巳之太郎	一〇	三	一九五
サウンドヂユースを論ず	村井八郎	一〇	三	二二三
外国及外国法に就て	山田三良	一〇	四	二五一
外国か清国革命に乗せし実例	無名氏	一〇	四	二五六
日本の移民誓約に対する米国の義務	根來源之	一〇	四	二六三
内乱の發展と国際法	蜷川新	一〇	四	二七九
ホキートン事件を論ず 外交官の住屋の賃貸人か其動産を留置せる事件	岡田分平	一〇	四	二八七
サウンド、ヂユースを論ず (承前、完)	村井八郎	一〇	四	三〇〇

国境列車直通運輸に関する日清協約

訃報 法学博士 鳩山和夫

訃報 侯爵 小林壽太郎

清国赤十字事業に就て

バルカン半島の最近状況

外国の動乱と干渉

再び「アングラ」号事件に就て

米露条約廃棄の内情

日本瑞西間居住通商条約

鹽鹵獸保護条約

改締日仏暫定協約

日埃暫定取極

空中自由説を評す

外国人取扱規則の軌一整備を望み外国人の許容追放法に論及す

米露条約問題

米国移民法改正案に就て

玖馬並ポルトリコ及び比律賓の現状に適用されたる殖民政治の主義

無	川崎	米田	高橋	板倉	板倉	板倉	川崎	遠藤	蜷川	宮本	有賀			
名	巳之	田	橋	倉	倉	倉	巳之	藤	川	本平	賀長			
氏	太郎	實	作衛	卓造	卓造	卓造	太郎	源	新	九郎	雄			
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六	六	六	六	六	五	五	五	五	五	五	五	四	四	四
四六八	四五四	四四六	四三六	四二七	三九九	三九九	三九一	三八二	三七二	三五四	三四七	三四五	三四五	三二三

清国領土保全の意義を研究して關東州租借地の國際法上の性質に論及す

清国革命に潜在する米国の勢力

支那人の国民性に就て

玖馬、ポルトリコ比律賓の現状に適用されたる殖民政治の主義  
(前号の続)

資本と外交と國際法

第三回平和會議の開催及其の議題

衆議院に於ける対米外交問答

保護地勢力範圍ヒンテルランド租与地に関する万国國際法学会の  
新提案

英国公民権

仏文著述苦心談

飛行機に関する戦時規則と海牙諸条約との比較研究

飛行機に関する平時規則 一九一〇年万国々際法学会、巴里會議  
決議

万国國際法学会飛行機法案

河流の自由航行に関する維也納条約 維也納一千八百十五年三月

数箇国を分ち若くは貫流する河流の航行に関する条款

高橋作衛 一〇 七 五二九

矢名氏 一〇 七 五四五

奥田竹松 一〇 七 五五七

東讓三郎 一〇 七 五六九

江木翼 一〇 八 六〇三

立作太郎 一〇 八 六〇九

川崎巳之太郎 一〇 八 六一八

澤田廉三 一〇 八 六三一

無名氏 一〇 八 六四〇

有賀長雄 一〇 九 六七七

高橋作衛 一〇 九 六九〇

澤田廉三 一〇 九 六九六

澤田廉三 一〇 九 六九八

東讓三郎 一〇 九 七二三

東讓三郎 一〇 九 七二三

ライン河航行に関する条款										一〇	九	七一五
ネツケル河マイン河モーゼル河ミユース河及スケルト河航行ニ関する条款										一〇	九	七二四
日仏通商航海条約(明治四十五年二月二十九日官報第八千六百六号)										一〇	九	七二七
附属議定書										一〇	九	七三一
附属税表甲号										一〇	九	七三一
附属税表乙号										一〇	九	七三三
台湾永代借地令										一〇	九	七三三
同上施行規則										一〇	九	七三四
日丁通商航海条約(明治四十五年五月七日官報第八千六百六十二号)										一〇	九	七三七
日丁特別相互関税条約										一〇	九	七四一
万国議員同盟会委員会の海峡運河中立案を評す	高橋作衛									一〇	一〇	七六九
カアネギー平和財団第一部の活動	一會員									一〇	一〇	七八八
米国と巴奈馬共和国との關係	米田實									一〇	一〇	七九八
飛行機に関する戦時規則と海牙諸条約との比較研究(承前)	高橋作衛									一〇	一〇	八〇六
外交官の序位及席次に関する維乙納条約 一千八百十五年三月十九日調印										一〇	一〇	八〇九

外交官の席次に関する議定書	一千八百十八年一月廿一日	—	—	—	八二〇
主権者若くは其の代表者の将来の会合に関する議定書	一千八百十八年十一月十五日	—	—	—	八二〇
奴隸売買一般禁止に関する八国の宣言	一千八百十五年二月八日	—	—	—	八二二
維也納にて		—	—	—	八二二
瑞西連邦 (Helvetic Confederacy) に関する宣言	一千八百十五年三月廿日維也納にて調印	—	—	—	八二三
改題ノ辞					
明治天皇と国際法		高橋作衛	—	—	i
汽船「トロール」漁業と海底電線		有賀長雄	—	—	—
印度に於ける土人の教育問題		米田奈良吉	—	—	九
国際無線電信条約の改正		伊吹山徳司	—	—	二二
外交官の特権に関する万国国際法学会の規程 (Règlement sur les immunités diplomatiques)		渡部信	—	—	一八
領事の特権に関する万国国際法学会の規定 (Règlement sur les immunités consulaires)		澤田廉三(記)	—	—	三一
日蘭間船舶積量測定書互認に関する外交文書	明治四十五年六月十五日官報	澤田廉三(記)	—	—	三五
威海衛の降伏と旅順口の開城		高橋作衛	—	—	九七
干渉権及干渉の定義		蜷川新	—	—	一七

汽船「トロール」漁業と海底電信(承前)

国際無線電信条約の改正(完)

漁業に就て

日英両国間原産地証明手数料相互免除に関する外交文書

台湾に於ける既往及現在の国際問題

国際法研究に就て

英国殖民政策と印度の遷都

秘露国に於ける外国人の法律上の地位

領空権

工業所有権相互保護に関する日露条約

清国に於ける工業所有権相互保護に関する日露条約

告示

ベルヌ条約に和蘭国加入の告示

巴奈馬運河法

訃報 穂積八束博士

訃報 小田徳五郎

口絵 国際法始祖ヒュウゴ、グロチウス

米田 奈良吉 二 一三三

渡 部 信 二 一三八

エドモン、ペリエ 二 一五一

後 藤 新 平 二 二〇一

安 達 峯 一 郎 二 二〇三

伊 吹 山 徳 司 二 二〇九

伊 藤 敬 一 二 二一五

ウ イ ル ソ ン 二 二二一

兒 島 多 賀 太 訳 二 二二六

二 二九二

二 二九三

二 二九四

二 二九四

二 二九五

二 三〇四

二 三〇四

二 四 i

国際法の始祖ヒュゴ、グロチウス

日本主義の国際法観念

カーネギー平和財団に就て

巴奈馬運河の防備 アリアス氏の説 (Hamodio Arias - The Panama Canal.)

国際法上大国の地位

“JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA.” An instance of the American protection of Japanese interests.

(口絵) リチャード、ザウチ

リチャード、ザウチの伝

法律の牴触の意義に就て

国際法上大国の地位(承前)

日露間鉄道船舶の旅客及手荷物連絡運輸の組織

運河地帯に於ける米国の地位

国家国土権力及人民の併合

“JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA.” An instance of the American protection of Japanese interests. (Continued)

プッフエンドルフ肖像

高橋作衛 一一 四 三〇五

蜷川新 一一 四 三二〇

宮岡恒次郎 一一 四 三三三

天羽英二 一一 四 三三六

板倉卓造 一一 四 三四五

SAKUYE TAKAHASHI 一一 四 1

—— 一一 五 i

高橋作衛 一一 五 三八九

山田三良 一一 五 三九四

板倉卓造 一一 五 四〇〇

大江武男 一一 五 四一五

米田實 一一 五 四三二

蜷川新 一一 五 四四〇

SAKUYE TAKAHASHI 一一 五 1

—— 一一 六 i

サミュエル、プッフエンドルフの伝

威海衛の降服と旅順の開城 (完)

日露間鉄道船舶の旅客及手荷物連絡の運輸 (完)

外交軍事財政の兼修

国際法上大国の地位 (承前)

和蘭と著作物保護条約

訃報 英国国際法大家 ジョン、ウエストレーキ博士

領事の職務権限

列国議員団第五調査委員会の議に上りたる海峡運河中立問題

国際法上大国の地位 (承前)

米国加州土地法案論 請ふ余か七年間の主張を聞け

ウエストレーキ博士の肖像並筆跡

ウエストレーキ博士の日本に関する最後の言葉

日本の恩人ウエストレーキ博士

南米視察談

米国加州の主張の論拠 学童問題に関する桑港市弁護士の弁論

バルタザール、アイヤラ肖像

日本の国際法外交雑誌

— 六 四七五

高橋作衛 二 六 四七八

大江武男 二 六 四八九

匿名氏 二 六 五〇七

板倉卓造 二 六 五〇九

— 六 五六〇

— 七 五六一

寺尾亨 二 七 五六九

宮岡恒次郎 二 七 五七六

板倉卓造 二 七 五九三

高橋作衛 二 八 i

— 八 六四五

高橋作衛 二 八 六四八

矢作榮藏 二 八 六六〇

高柳賢三 二 八 六七二

— 九 i

— 九 七三九

米国国際法雑誌 二 九 七三九



バルタザール、アイヤラ Balthazar Ayala の伝

外国人排斥論

南米視察談 (承前・完)

パナマ運河通航に関する米国の義務

支那憲法草案に於ける条約権

倫敦宣言に於ける敵対幫助 (非中立役務)

南米の国際法事件

巴拿馬運河通行税に関する北米合衆国の義務 (承前、完)

日伊通商航海条約

附属税表甲号

附属税表乙号

口絵 アルヘシーラ會議

弔詞 阿部守太郎

次 アルヘシーラ (Algerias) 會議 極東戦争とモロッコとの関係

目 滿州に於ける鉄道の貨物連絡運輸

総 波斯湾武器密輸入問題

高橋作衛 二 九 七四六

蜷川新藏 二 九 七五〇

矢作榮藏 二 九 七五四

ル吉田五郎 (丑訖) 二 九 七七〇

堀内茂智 (丑訖) 二 九 七七〇

有賀長雄 二 一〇 八三五

立作太郎 二 一〇 八四四

藤井實 二 一〇 八五八

堀内茂智 (ト) 二 一〇 八六五

二 一〇 九四三

二 一〇 九五〇

二 一〇 九五二

二 一〇 九五二

高橋作衛 二 一〇 九五二

大江武男 二 一〇 八

米田實 二 一〇 一三

口絵 ミュンスター会議

訃報 国際私法の大家和蘭国 アッセル博士

国際私法統一の創業者アッセル博士

「アルソップ」会社対智利政府事件

羅馬法皇と伊達政宗 (巴里通信)

満州に於ける鉄道の貨物連絡運輸

日蘭通商航海条約

ミュンスターの平和及ウエストフアリアヤ国際大会議

平和と武装 最近四年滞欧中雜觀

南米事件タクナ、アリカ問題

満州に於ける鉄道の貨物連絡運輸 (承前)

バルカン戦争と各国の利得

国際犯罪に就て

平和と武装 (承前・完) 最近四年滞欧雜感

満州に於ける鉄道の貨物連絡運輸 (承前、完)

欧州最近の重要案件

国旗論

昨年の日米問題

高橋作衛	松波仁一郎	蜷川新	大江武男	長岡春一	牧野英一	蜷川新	大江武男	藤井實	長岡春一	立作太郎	大江武男	蜷川新	藤井實	山田三良	山田三良	口絵
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
五	五	四	四	四	四	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二
三七九	三五七	三一	三〇二	二八六	二七七	二二八	二二二	二〇九	一九六	一九一	一〇七	一〇五	九六	八九		i

併合国と被併合国との国語の同化

国際犯罪に就て (承前完)

権利能力の準拠法

欧州列国の異人種同化能力の優劣と其理由

日米仲裁条約の効力

日米議員会創設の顛末

船舶衝突に付ての規定の統一に関する条約

海難に於ける救援救助に付ての規定の統一に関する条約

議定書

司法省告示第七号 船舶衝突に付ての規定の統一に関する条約の  
批准書の寄託

司法省告示第八号 海難における救援救助に付ての規定の統一に  
関する条約の批准書の寄託

在米日本人の市民権取得問題 合衆国対金子眞成事件 The United  
States v. s. Kaneko.

次 土耳其軍隊と仏独両国軍人との関係

目 日米問題に関する報告

総 土耳其斯坦地方の産業

野村徹	清水市太郎	蜷川新	高橋作衛	——	——	——	——	——	——	清水市太郎	米田實	蜷川新	山口弘一	牧野英一	蜷川新
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
七	七	七	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	五	五
五七九	五七三	五六七	五五九	五五六	五五五	五五四	五四七	五四〇	四九〇	四七九	四六九	四五三	四三二	三九二	三八五

CONVENTION pour l'Unification de Certaines Règles en matière d'Assistance et de Sauvetage Maritimes	—	二	七	1
CONVENTION pour l'unification de Certaines Règles en matière D'abordage.	—	二	七	10
PROTOCOLE DE SIGNATURE	—	二	七	15
支那に関する最近感想 (三月十六日本会例会にて講演)	村田俊彦	二	八	六三七
仏国殖民地の発展	蛭川新	二	八	六四八
西藏問題	藤田豊八	二	八	六五六
朝鮮南漢山城の開城条件	篠田治策	二	八	六七〇
伊太利移民の研究	蛭川新	二	九	七二三
西藏問題	藤田豊八	二	九	七二九
太平洋上の国防問題	沼田照義(抄訳)	二	九	七四〇
墨西哥並に外人の要求	チャレス、チエネ、ハイド 国際法学会抄訳	二	九	七五二
訃報 会員 水野幸吉	—	二	一〇	—
訃報 支那駐劄全権公使 山座圓次郎	—	二	一〇	—
国際法典編纂	立作太郎	二	一〇	八二九
米国の新法官罷免制と外人保護	米田實	二	一〇	八三八

西藏問題 (承前)

豪州防備の声と太平洋問題

在留敵国人の保護に関する日本の主義

上海租界か上海国か

帝国の对外電信政策

西藏問題 (承前)

最惠国約款に就て

米国の中立態度

敵国臣民に属する財産にして交戦国法権内に在るものの法律上の地位並敵国人の関与せる法人の法律関係を論ず

支那の中立

印度国境諸国

支那に於ける列強の鉄道割拠を論ず

帝国の对外電信政策

黒龍江鉄道の敷設及東清鉄道の政策

世界大戦争に対する英人の覚悟

倫敦宣言

印度国境諸国

藤田豊	八二	一〇	八四六
沼田照義	一二	一〇	八六三
高橋作衛	一三	一	一
今井嘉幸	一三	一	一一
渡部信	一三	一	一八
藤田豊	一三	一	二九
牧野英一	一三	二	八九
米田實	一三	二	一〇七
金森徳次郎	一三	二	一一五
根來源之	一三	二	一二八
江木翼	一三	三	一七七
今井嘉幸	一三	三	一九一
渡部信	一三	三	二〇二
野村徹	一三	三	二二〇
高橋作衛	一三	四	二五七
立作太郎	一三	四	二六一
江木翼	一三	四	二七四

国際警察権

青島還附論を評す

倫敦宣言に於ける戦時禁制品

世界的碩学者ウエストレーキ

印度国境諸国(承前、完)

英国と海戦法規

奈翁の遠征と学術の尊重

倫敦宣言に於ける戦時禁制品

国際公法典籍解題

戦争と条約

戦時に於ける鉄道国際連絡運送に就て

全「スラヴ」主義と欧州国際関係

ウエツトシユタイン氏欧州和合戦争論大意

外交用語上の他国の保全

印度に関する概念

全「スラヴ」主義と欧州国際関係(承前、完)

ウエツトシユタイン氏欧州和合戦争論大意(承前)

英国文官試験規則

泉 哲 一三 四 二八一

蜷 川 新一三 五 三三三

立 作太郎 一三 五 三三八

寺 田四郎 一三 五 三四一

江 木翼 一三 五 三六三

長 岡春 一三 六 四一五

蜷 川新 一三 六 四二六

立 作太郎 一三 六 四二九

寺 田四郎 一三 六 四三八

蜷 川新 一三 七 四八九

大 江武男 一三 七 四九五

松 崎壽 一三 七 五一〇

廣 瀬温 一三 七 五二〇

蜷 川新 一三 八 五七一

伊 吹山徳司 一三 八 五七五

松 崎壽 一三 八 五八九

廣 瀬温 一三 八 六〇〇

廣 瀬温 一三 八 六一一

英国政府に対する印度人の好感

露西亜及蒙支

独逸開戦理由と英国の反駁

欧州和同論(承前完)

仏人の声

俘虜を論ず

露西亜及蒙支(承前)

英国外交政策と三国協商の真相

大正四年日支条約

山東省ニ関スル条約

南満州及東部内蒙古ニ関スル条約

告示 外務省告示十四、十五、十六、十七、十八号

大正四年日支交渉ニ関スル公文書(大正四年六月八日外務省発表)

第一 加藤外務大臣ノ日置公使ニ与ヘタル訓令(大正三年十二月三日付ニテ東京ニ於テ交付)

第二 支那国政府提出ノ対案(訳文)(大正四年二月十二日在支日置公使支那国政府より接受)

第三 帝国政府ノ修正案(大正四年四月二六日駐支日置公使支那政府へ提出)

伊吹山徳司 一三 九 六七五

野村 徹 一三 九 六七七

兒島多賀太 一三 九 六八六

廣瀬 温 一三 九 六九二

蜷川 新 一三 一〇 七四五

眞野 毅 一三 一〇 七四九

野村 徹 一三 一〇 七五八

西島彌太郎(訳) 一三 一〇 七六二

一三 一〇 七七三

一三 一〇 七七三

一三 一〇 七七四

一三 一〇 七七六

一三 一〇 七八五

一三 一〇 七八五

一三 一〇 七八八

一三 一〇 七九〇

- 第四 支那国政府最後修正案（訳文） 大正四年五月一日在支日置  
公使支那国政府ヨリ接受）
- 第五 支那政府ニ対スル帝国政府ノ最後通牒（大正四年五月七日  
在支日置公使支那国政府へ交付）
- 第六 最後通牒提出ノ際在支日置公使ヨリ陸外交総長へ手交セル  
説明書
- 第七 帝国政府ノ最後通牒ニ対スル支那国政府ノ回答
- 戦時国際法に對する日独觀念の差異
- 海底電線と最近戦時法
- 中立国としての北米合衆国の地位
- 独逸外交政策の今昔
- 国際法の存在樂觀
- 武装せるパナマ運河
- 中立国としての北米合衆国の地位（前号の続 完了）
- 独逸外交政策の今昔（前号の続）
- トライチケの国際法論
- 羅馬法王の地位に及ぼせる戦争の影響を論ず

眞野 毅	寺田 四郎	松崎 壽記	島谷 亮輔	兒島多賀太記	ブレイクスレー	蜷川 新	松崎 壽記	モンロー、スミス	島谷 亮輔	石坂 泰三	篠田 治策				
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一三	一三	一三	一三
三	三	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一〇	一〇	一〇	一〇
二一六	一七七	一二九	一一六	一〇四	九九	三七	二七	二〇	一	一	一	八〇一	八〇〇	七九八	七九四



戦争の欧州永世中立地に及ぼす影響

独逸外交政策の今昔 (承前、完)

国際法上に於ける国家の相続の基本思想

最近の独逸国際法学者

全米主義の勝利

世界的経済戦争

敵国民の帰化の撤去

加州問題と運河通過料問題

仏国は戦勝の代償を仕払ひ得可きか (千九百十五年七月仏「ルヴ  
ユー、ポリテック、エ、バルルマンデーユ」)

欧州戦争より起れる英国裁判所の捕獲審検事件

異民族の同化と宗教

ウイルソンの軍備演説を読む

独逸の開戦理由と英国の反駁

国際法上仲裁なる用語に就て

日英同盟条約私議

日英同盟協約を論ず

泉 哲 一四 三 二二九

モンロー・スミス  
松崎 壽(訖) 一四 三 二四八

立 作 太郎 一四 四 二九三

蜷 川 新 一四 四 三〇二

島 谷 亮 輔 一四 四 三〇九

エドモン、テリー 一四 四 三三三

牧 野 英 一 一四 五 三八三

島 谷 亮 輔 一四 五 三九八

フェルナン、フォール 一四 五 四一〇

ラッセル、テ、マウン  
東 讓 三 郎(訖) 一四 五 四一九

蜷 川 新 一四 六 四七九

島 谷 亮 輔 一四 六 四九一

兒 島 多 賀 太 一四 六 四九九

トーマス、ウイリントン、バル  
東 讓 三 郎(訖) 一四 六 五一〇

蜷 川 新 一四 七 五七三

島 谷 亮 輔 一四 七 五八三

人口より観たる欧州人の世界的發展

亜米利加に於ける大陸国際警察

経済同盟と日本

奥匈国人と国際法

俘虜取扱に関する会議（ストックホルム開会「ノイエ、フライエ、プレッス」所載）

英独戦因論駁

現戦争に於ける海牙の三宣言の適用特に有毒瓦斯の使用

戦争と優生学 ユツジニツクシク

日本人の米国帰化権

西亜細亞の戦争

現戦争開始の際独逸の白耳義に対する行動に就て

政治同盟の研究

国際団体と警察

国際行政警察

現戦争開始の際独逸の白耳義に対する行動に就て

日露交渉の沿革

松崎	壽	一四	七	五九二
泉	哲	一四	七	六〇八
神戸	正雄	一四	八	六六五
蜷川	新	一四	八	六七一
井田	輝吉	一四	八	六七六
兒島	多賀太	一四	八	六八二
立	作太郎	一四	九	七二五
蜷川	新	一四	九	七三一
根來	源之	一四	九	七三六
東	エチ、ジト、ドワイト 讓三郎	一四	九	七五九
遠藤	源六	一四	一〇	八一五
蜷川	新	一四	一〇	八二七
東	ゼームス、エム、チロン 讓三郎	一四	一〇	八四三
泉	哲	一四	一〇	八六八
町田	ドラ、ファイユ 梓樓	一五	一	一
牧野	義智	一五	一	一〇

リチャーズ教授の国際法時事問題論評

我が外交の權威

SUR L'ATTITUDE DE L'ALLEMAGNE A L'EGARD DE LA  
BELGIQUE A L'OUVERTURE DES PRESENTES HOSTI-  
LITES

戦時法規と国際条約

船籍移転に就いて

ルクセムブルグの将来 (The Future of Luxembourg)

国際行政警察

国民の發展上より見たる東印度及海峡殖民地

現連合国の協同關係に就いて

亞米利加主義の動搖

国際河川に関する研究

独逸の白耳義侵入事件 (The Case of Belgium)

移民に関する諸問題

戦前の英独輸出貿易比較研究

葡国共和革命史概要

寺田四郎 一五 一 二六

湘南子 一五 一 六三

C. DELLA FAILLE 一五 一 1

立作太郎 一五 二 一〇五

寺田四郎 一五 二 一七

フランシス・クリッブル  
東讓三郎(訳) 一五 二 一四四

泉哲 一五 二 一六〇

伊吹山徳司 一五 三 一三七

牧野義智 一五 三 二四八

島谷亮輔 一五 三 二五五

伊藤重次 一五 三 二六六

ゼームス・エム・ベック  
東讓三郎(訳) 一五 三 二七七

蜷川新 一五 四 三三三

松崎壽 一五 四 三五三

内山岩太郎 一五 四 三六一

- 国際河川に関する研究 (承前)
- 戦局と講和問題
- 船籍移転に就いて (承前)
- 条約締結権と自治植民地
- 戦時犯罪其予防及処罰
- 欧州大戦と日本
- 船籍移転に就いて (承前完)
- 自治植民地之外交
- 独逸皇帝の地位
- 現戦争に於ける軍需品供給問題
- 現時の戦争に対する一大教訓
- 自治植民地条約締結権之行使
- 白耳義統一とフランダース人の運動
- 支那に於ける独逸の経済的任務
- 露国革命と親独系の勢力
- 第三革命に於ける雲南軍の活動に就いて

伊藤重次	一五	四	三八一
牧野義智	一五	五	四四五
寺田四郎	一五	五	四五三
泉哲	一五	五	四六五
東 讓三郎(訳)	一五	五	四七四
沼田照義	一五	六	五四五
寺田四郎	一五	六	五五九
泉哲	一五	六	五七二
東 讓三郎(訳)	一五	六	五八三
立 作太郎	一五	七	六三九
寺田四郎	一五	七	六五二
泉哲	一五	七	六六二
フエルナン、パッセレック	一五	七	六七三
東 讓三郎(訳)	一五	七	七二七
ウォルフ、フォン、デワル	一五	七	七二七
米田 實	一五	八	七四九
吉野 作造	一五	八	七六二

現戦争に於ける軍需品供給問題 (一)

現時の戦争に対する一大教訓

白耳義希臘及支那の現在の地位

米国態度変遷の順序

現時の戦争に対する一大教訓 (承前)

時局国際法 国際法の權威

時局国際法 独逸と米国との關係

時局国際法 所謂独逸の潜航艇に依る封鎖又は潜航艇戦

時局国際法 商船武装の權利

時局国際法 英国の対独通商一切禁止の正当

時局国際法 米独開戦とモンロー主義

時局国際法 露国社会党と国際法

時局国際法 米国武装商船の独艇撃沈

時局国際法 漁船の撃沈と商船の敷設水雷に依る沈没

時局国際法 対敵取引禁止令批評

次 帝国海軍の地中海遠征に関する国際法規

目 米国態度変遷の順序 (承前)

総 現時の戦争に対する一大教訓 (承前、完)

立 作太郎 一五 八 七七五

寺 田四郎 一五 八 七八二

蜷 川 新一五 九 八三一

川崎巳之太郎 一五 九 八三七

寺 田四郎 一五 九 八四七

蜷 川 新一五 九 八五七

蜷 川 新一五 九 八五九

蜷 川 新一五 九 八六一

蜷 川 新一五 九 八六一

蜷 川 新一五 九 八六二

蜷 川 新一五 九 八六四

蜷 川 新一五 九 八六五

蜷 川 新一五 九 八六六

蜷 川 新一五 九 八六八

蜷 川 新一五 九 八六九

蜷 川 新一五 九 八七一

川崎巳之太郎 一五 一〇 九一四

寺 田四郎 一五 一〇 九二七

時局と国際法	領土不割譲主義の提案を評す	蜷川新	一五	一〇	九四二
時局と国際法	無賠償主義の主張を評す	蜷川新	一五	一〇	九四五
時局と国際法	断交せる中立国の地位を論ず	蜷川新	一五	一〇	九四七
時局と国際法	独軍の退却と不法行為	蜷川新	一五	一〇	九四九
時局と国際法	支那対独塊の戦争開始手続	蜷川新	一六	一	一
時局と国際法	独支開戦の効果	蜷川新	一六	一	二
時局と国際法	独支開戦と青島問題	蜷川新	一六	一	四
戦局と講和観		牧野義智	一六	一	五
参戦前の米国内情		川崎巳之太郎	一六	一	一八
希臘の偉人ヴェニゼロス氏		長瀬鳳輔	一六	一	三〇
時局と国際法	支那の欧州出兵問題	蜷川新	一六	二	七九
時局と国際法	琿春事件と我國の権利	蜷川新	一六	二	八〇
時局と国際法	正門外に市場を建設する事	蜷川新	一六	二	八一
時局と国際法	没収独塊船舶総数と法理	蜷川新	一六	二	八二
時局と国際法	合衆国政府の独逸商船押収	蜷川新	一六	二	八四
時局と国際法	英仏飛行機の復仇攻撃	蜷川新	一六	二	八四
時局と国際法	日支国民協会の宣言と国際法	蜷川新	一六	二	八五

時局と国際法 在アルジエンチン独逸公使の密電事件と瑞典の親  
独思想

時局と国際法 ポーランドの統治詔書

時局と国際法 東洋拓殖会社法の改正

芬蘭及び小露問題(上)

米国の断交及参戦事情

国際法の改正

国際法上植民地と地位

英国の所謂对独封鎖

日米新宣言

時局と国際法 日米共同宣言の解釈

時局と国際法 青島民政署の設置と支那の抗議

時局と国際法 支那兵の我が移住民に対する暴行

芬蘭及小露問題(下)

PROBLEMS OF WAR

特別号

目 帝国海軍の与国に対する貢献(地図参照)

総 中立国船中の郵便物の押収

蜷川 新一 一六 二 八六

蜷川 新一 一六 二 八七

米田 新一 一六 二 八八

川崎巳之太郎 新一 一六 二 八九

稻垣守克 新一 一六 二 九六

泉 哲 新一 一六 二 一〇七

板倉卓造 新一 一六 二 一一五

牧野義智 新一 一六 二 一七五

蜷川 新一 一六 三 一九二

蜷川 新一 一六 三 一九七

蜷川 新一 一六 三 二〇三

米田 新一 一六 三 二〇五

米田 新一 一六 三 二〇五

THE BATY 新一 一六 三 1

森山慶三郎 新一 一六 四 二四四

立 作太郎 新一 一六 四 二四九

国籍に関する諸国の法令に就て	牧野英一	一六	四	二五八
時局と国際法 露国の单独休戦と休戦条約批評	蜷川新	一六	四	二六五
時局と国際法 露国の行動に対する法的批判	蜷川新	一六	四	二六八
時局と国際法 ハルピンの支那兵と日本の利害	鳥川新	一六	四	二六九
滞欧所感(大正六年十一月本会大会にて講演)	鳥巢玉樹	一六	四	二七一
日本の講和条件を論じて「ジャツパン、クロニクル」の社説に答ふ	高橋作衛	一六	四	二七七
現戦役に於ける日本海軍の行動概要(巻頭の地図参照)	橘利康	一六	四	三〇八
独逸の新聞政策と親独系の米国新聞王	橘利康	一六	四	三二五
開戦以来帝國艦隊並敵艦隊行動概略	——	一六	四	附録
時局と国際法 单独講和に関する露国の宣言批評	蜷川新	一六	五	三五九
時局と国際法 独露間の講和条件批評	蜷川新	一六	五	三六一
時局と国際法 日露密約の発表	蜷川新	一六	五	三六四
時局と国際法 同盟国海軍会議の意義	蜷川新	一六	五	三六六
時局と国際法 ハルピンの支那兵と日露協約	蜷川新	一六	五	三六七
時局と国際法 日本軍艦の浦塩警備	蜷川新	一六	五	三六九
戦時に於ける軍機と外交との関係	牧野義智	一六	五	三六九
The relations of Diplomacy and Strategy in time of war.	牧野義智	一六	五	三六九



現戦争と国際法の根本観念

コスモス著「永続す可き平和の基礎」を読みカーネギー財団に告ぐ

米国所得税法と日本被傭船者の責任

高橋博士の講和条件論に対する神戸クロニクルの再評

国際政策学の研究提案

波斯帝国の将来(上) (露国革命の及ぼしたる影響)

独逸の膨張附戦争時論

印度の戦後貿易振興策

時局と国際法 露国の国債廃棄に対する研究と其の制裁(トロッキー式とドラゴ主義)

時局と国際法 小露と独逸との講和条約

時局と国際法 経済連合或は経済同盟の計画

シベリヤ出兵の法理的論拠と先例

時局と国際法 露独講和条約の法理的研究

時局と国際法 独羅の講和条約と羅国の地位

時局と国際法 露独の講和と露領への出兵問題

目次  
現戦争に於ける毒瓦斯使用

小山精一郎 一六 五 三七六

蜷川新 一六 五 三八六

岩井尊人 一六 五 三九〇

東讓三郎(歌) 一六 五 三九二

蜷川新 一六 六 四三三

米田實 一六 六 四四一

高橋粲 一六 六 四五二

岩井尊人 一六 六 四七二

蜷川新 一六 六 四七八

蜷川新 一六 六 四八二

蜷川新 一六 六 四八四

高橋作衛 一六 六 四八七

蜷川新 一六 七 五二七

蜷川新 一六 七 五三六

蜷川新 一六 七 五三七

小山精一郎 一六 七 五三九

独逸の膨張論附戦争時論 (承前完)

波斯帝国の将来 (下)

共通法に就て

日本の古代史と国際法

断交状態と交戦状態

現戦争と国際法の権威

時局と国際法 日露両国間の関係

アルサス、ローレーンと国籍主義

共通法に就て (承前完)

連合国の結束の進化

国際法上の空中問題

アルサス、ローレーンと国籍主義 (承前完)

加奈太の異民族問題

有望なる比律賓群島

現戦争に於ける俘虜の待遇

対露武力干渉論

支那南方の軍政府は交戦団体として承認すべきものなりや否や

高橋 榮	三一六	七	五四七
米田 實	一六	七	五八三
山田 三良	一六	八	六二三
蜷川 新一	一六	八	六三四
泉 哲	一六	八	六四四
小山 精一郎	一六	八	六四九
蜷川 新一	一六	八	六五五
パウル、ヘルマー 東 讓三郎(訳)	一六	八	六六一
山田 三良	一六	九	六九九
牧野 義智	一六	九	七一一
小山 精一郎	一六	九	七二六
パウル、ヘルマー 東 讓三郎(訳)	一六	九	七三五
米田 實	一六	一〇	七八三
山村 棟次郎	一六	一〇	七九四
小山 精一郎	一六	一〇	八〇六
ジョージ、ケナン	一六	一〇	八二一
寺尾 亨	一七	一	一

米国と外人兵役協約	米田實	一七	一	一六
敵国航空機の取扱	小山精一郎	一七	一	二〇
南洋の新領土	南 薰	一七	一	二八
潜航艇と武装商船	ピアース・ヒツギンス 寺田四郎(訳)	一七	二	九一
海上捕獲に関する英仏条約と我海戦法規との関係を論ず	田村幸策	一七	二	一〇五
西伯利戦争と戦利品問題	小山精一郎	一七	二	一〇八
南洋の新領土(承前)	南 薰	一七	二	一一四
国債と国際法	立 作太郎	一七	三	一七七
講和に関する諸慣例の総合的考察	牧野義智	一七	三	一九四
南洋の新領土(承前)	南 薰	一七	三	二〇七
所謂二重保険条約に就て	箕作元八	一七	三	二一八
二重保障条約の本体	牧野義智	一七	四	二七一
航空機と中立国	小山精一郎	一七	四	二七八
潜航艇と武装商船(承前)	ピアース・ヒツギンス 寺田四郎(訳)	一七	四	二八四
将来の国際私法上注意の二三	アントアン、ピレ 東 讓三郎(訳)	一七	四	三〇一
国際平和同盟論の過去及将来	泉 哲	一七	五	三六一

予定和約論 (上)

潜航艇と武装商船 (承前)

欧州戦争の戦費、損失及利益 (千九百十八年米「ギヤランテー、ニユース」)

土澳独休戦条約に就て

独逸講和と羅馬尼

国際法なる名称の変遷

潜航艇と武装商船 (完)

緊要なる外交諸問題に就て

切迫せる南洋諸島問題

欧州中立諸国の戦時利益

人種的差別に就て

上海共同租界に於ける吾同胞の立場

予定和約論 (下)

独逸の住宅問題に関する諸提案

小山 精一郎 一七

ピアース、ヒツギンス  
寺田 四郎 一七

アル、イ、ホエトルセー  
太蔵省財政局有銀課の概観 一七

蜷 川 新 一七

米 田 實 一七

板 倉 卓 造 一七

ピアース、ヒツギンス  
寺田 四郎 一七

高 橋 作 衛 一七

高 橋 作 衛 一七

千九百十八年七月十五日米  
「アナリス」ト  
調査月報 一七

高 橋 作 衛 一七

伊 吹 山 德 司 一七

小 山 精 一 郎 一七

千九百十八年七月十五日英  
「アト、マシ、シレト、マシ、  
大蔵省調査月報 一七

五 三八二

五 三八九

五 三九九

六 四六一

六 四七二

六 四八一

六 四九一

六 五〇〇

六 五一一

六 五一四

七 五五五

七 五八三

七 五八九

七 五九九

講和會議と軍事問題	坂本俊篤	一七	八	六四一
日本赤十字慰問使と列国	蟻川新	一七	八	六五〇
領土に関する智利と秘露との紛争附パラグアイと暮里比亜との紛争	矢野真	一七	八	六六〇
国際通信社に就て	寺田四郎	一七	八	六七四
ルクサンブルグ問題	米田實	一七	九	七四三
海洋之自由	坂本俊篤	一七	九	七五一
国際連盟の批判的研究	牧野義智	一七	九	七五八
極東に於ける国際河川問題	小山精一郎	一七	九	七七七
特別号				
太平洋観	坂本俊篤	一七	一〇	八四九
最近西蔵問題	清水泰次	一七	一〇	八六一
委任統治と租借統治	泉哲	一七	一〇	八七〇
FULL TEXT OF NEW COVENANT. 修正国際連盟案		一七	一〇	八七九
THE COVENANT. 国際連盟原案		一七	一〇	八九四
特別号				
予期せられたる帝国講和条件と実現せられつつある同条件との懸隔 大正八年九月九日起草	高橋作衛	一八	一	一一

米国市民に与ふる書

国際連盟の日英同盟に及ぼす影響

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西沿岸貿易制度

LA LIGUE DES NATIONS ET LA LIGUE DES CROIX-ROUGES. 国際連盟並万国赤十字同盟ニ就テ

LEAGUE OF RED CROSS SOCIETIES. 赤十字連盟

訃報 カーネーギー氏

山東問題と支那の主張及不法

国際連盟と軍備問題

国際労働問題と支那の労働状況

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西並列国制度(承前)

青島に於ける專管又は同居留地設置の結果を比較表出す

過激派東来より生ずる日露支の外交問題

バナート問題

伊太利沿岸貿易制度 附仏蘭西並列国制度(承前)

特別号

巴里平和會議に於ける領土分配の主義

連盟と憲法及び條約問題

高橋作衛 一八 一 一三

牧野義智 一八 一 二九

寺田四郎 一八 一 三六

蜷川新 一八 一 五五

—— 一八 一 五九

—— 一八 一 六四

蜷川新 一八 二 一九

坂本俊篤 一八 二 二七

伊吹山徳司 一八 二 三三

寺田四郎 一八 二 五三

高橋作衛 一八 三 二三

清水泰次 一八 三 二〇

米田實 一八 三 三〇

寺田四郎 一八 三 四〇

—— 一八 四 ——

立作太郎 一八 四 三三

牧野義智 一八 四 三九

シエルト左岸並南リムブルク問題 白耳義が巴里平和會議に提出せるシエルト河左岸及リムブルク州南部に対する要求を擁護する事實の梗概

白耳義 査報局 一八四 三二九

IN THE SUPERIOR COURT OF THE STATE OF CALIFORNIA, IN AND FOR THE COUNTY OF RIVERSIDE. 加州人民対原田重吉事件判決文 THE PEOPLE OF THE STATE OF CALIFORNIA, Plaintiff, —VS— JUKICHI HARADA, et al., Defendants. OPINION.

—— 一八四 三三八

平和紀念号

—— 一八五 ——

中華民國と欧州大戦国際法論

有賀長雄 一八五 四三三

パレスチンと英国

米田實 一八五 四三八

伊太利並列国沿岸貿易制度(承前)

寺田四郎 一八五 四四七

支那の国際法的観 附我國の警戒

高橋榮三 一八五 四五八

最近外交内治の重要事項に関する質問 大正九年一月二十三日第四十二議會に於て

高橋作衛 一八六 五四一

外蒙古自治取消

清水泰次 一八六 五六五

支那の国際法的観(承前) 附日本の警戒

高橋榮三 一八六 五七九

伊太利並列国沿岸貿易制度(承前)

寺田四郎 一八六 五九八

華府労働會議の決議

川崎巳之太郎 一八七 六四七

重大なる露国貨幣問題

野村徹 一八七 六五六

支那の国際法的観 (承前) 附我国の警戒

伊太利並列国沿岸貿易制度 (承前)

国際連盟と国際条約

支那の国際法的観 (完) 附我国の警戒

伊太利並列国沿岸貿易制度 (完)

世界に於ける船舶状況

自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ

加州に於ける排日土地法問題

英国新進の国際法学者オツペンハイム教授

オツペンハイム教授の追憶

貿易の基礎としての金本位廃止論 (一九一九年十二月十五日 The Analyst) (対露貿易方法論)

支那に於けるボルシエビキ運動

連盟国

自開商埠地を論じて青島問題に及ぶ (承前・完)

写真結婚問題

英国の世界的覇権 附世界的大戦の效果

高橋 榮三 一八 七 六六二

寺田 四郎 一八 七 六七七

立 作 太郎 一八 八 七三九

高橋 榮三 一八 八 七四三

寺田 四郎 一八 八 七五七

一九一九年八月七日英  
Board of Trade 誌  
大蔵理財局調査報告載

三 枝 茂 智 一八 九 八三七

小 林 絹 治 一八 九 八四七

高橋 作 衛 一八 九 八六一

タマス、ベーター 一八 九 八七一

アール、エストコート 一八 九 八七四

清 水 泰 次 一八 一〇 九三五

杉村 陽 太郎 一八 一〇 九五〇

三 枝 茂 智 一八 一〇 九五九

小 林 絹 治 一八 一〇 九七五

高橋 榮三 一八 一 一



国際連盟規約	杉村陽太郎	一九	一	二二
国際連盟の内国際仲裁々判条約に関する重要なる瑞西国政府の提議	野澤武之助(題)	一九	一	三〇
ヂッタ博士の国際法改造論を読む	泉 哲	一九	一	四二
国際連盟と Clausula rebus sic stantibus	松原 一雄	一九	二	九三
希臘の政局 (上)	米田 實	一九	二	一〇二
独蘭電信会社 附管理問題要諦	高橋 粲	一九	二	一一二
国際連盟と軍備制限問題 (上)	小山精一郎	一九	二	一三〇
訃報 雑誌編纂主任法学博士 高橋作衛		一九	二	最終頁
高橋博士略伝		一九	三	i
高橋博士著述目録		一九	三	iii
排日問題の解決方法	米田 實	一九	三	一六九
英国の世界的覇権 (承前) 附世界大戦の效果	高橋 粲	一九	三	一八一
占領地に於ける占領者の国際公法上の地位	寺田 四郎	一九	三	一九五
国際連盟と軍備制限問題 (下)	小山精一郎	一九	三	二二二
次 加州土地法の合法性	吉野 作造	一九	三	二二三
目 常設国際司法裁判所	立 作太郎	一九	四	二五五
総 排日問題の解決方法 (中)	米田 實	一九	四	二七三

英国の世界的覇権 附世界的大戦の效果 (承前)

占領地に於ける占領軍の国際法上の地位 (承前)

テッシェン国際委員会に就て

上空に及ぼす領土権

平和条約実施の爲めにする独逸の国内法令に就て

椰府論

排日問題の解決方法 (完結)

最近露支關係

テッシェン国際委員会に就て (承前)

国際法協会日本支部会設立

国際連盟総会の決議

白耳義に關する一八三九年の条約の改訂委員会に就て

近東の一大問題 (希臘政局變動と外交關係)

占領地に於ける占領軍の国際法上の地位

英国の世界的覇権 附世界大戦の效果

テッシェン国際委員会に就て (承前)

オツペンハイム教授と其著書国際法

国際連盟と特殊条約の關係を論ず

高橋 三 一九 四 二八二

寺田 四 郎 一九 四 二九四

山田 三 良 一九 四 三二三

泉 哲 二〇 一 一

末弘 嚴 太 郎 二〇 一 一〇

高橋 三 三 一 三三

米田 實 二〇 一 五九

清水 泰 次 二〇 一 七一

山田 三 良 二〇 一 八六

杉村 陽 太 郎 二〇 一 二四

林 毅 陸 二〇 一 二七

米田 實 二〇 一 四八

寺田 四 郎 二〇 一 五八

高橋 三 三 二 一七〇

山田 三 良 二〇 一 一九五

立 作 太 郎 二〇 一 二〇一

牧野 義 智 二〇 一 二四一

牧野 義 智 二〇 一 二四五

目次	国際連盟総会の決議 (承前)	杉村陽太郎	二〇	三	二六八
	近東の一大問題 (下) (希臘新形勢と英仏伊外交)	米田實	二〇	三	二八一
	英国の世界的覇権 (承前) 附世界大戦の効果	高橋繁三	二〇	三	二九九
	テッシェン国際委員会に就て (承前)	山田三良	二〇	三	三〇八
	カーネギー平和財団に就て	蠟山政道	二〇	三	三一一
	国際法進化の三時期	松原一雄	二〇	四	三四七
	国際連盟と特殊条約の關係を論ず (承前)	牧野義智	二〇	四	三六〇
	日米今昔物語 附西国親善の妙諦	高橋繁三	二〇	四	三六七
	支那北辺の国際騒乱	清水泰次	二〇	四	四〇〇
	カーネギー平和財団に就て (承前)	蠟山政道	二〇	四	四一五
	平和會議及最高會議に就て	長岡春一	二〇	四	四二五
	評議員有賀博士ノ卒去	立作太郎	二〇	五	i
	欧州大戦と俘虜	蜷川新	二〇	五	四五七
	伊太利の国際私法学に対する寄与	寺田四郎	二〇	五	四六七
	償金論 附対独關係の要諦	高橋繁三	二〇	五	四九一
	国際連盟と特殊条約の關係を論ず (承前)	牧野義智	二〇	五	五〇九
総目	国際連盟の本質に關して	立作太郎	二〇	五	五二〇

国際法学会小史(自明治三十年創立当時至同三十五年機関雜誌發行)

国際紛争の平和的処理

伊太利の国際私法学に対する寄与(完結)

支那に於ける同盟の起源

英国の世界的覇権(完結) 附世界大戦の効果

スカンディナヴィア三国と国際紛議平和的解決運動

平和条約に現はれたる民族自決主義

太平洋會議に至るまで 平和運動の歴史的考察

北欧三国の連盟規約修正案に就て(上)

デサルムマンの解 附 軍備制限要諦

国際私法の衝突

国際法問答 国際法は畢竟机上の空論に非ずやの問に対する答

オツペンハイム「国際法の将来」(一)

同盟及連合国と独、塊其他諸国との平和条約の研究

露仏同盟の真相(上)

北欧三国の連盟規約修正案に就て(下)

海洋の自由と軍備制限(上)

蠟山政道 二〇 五 五五三

杉村陽太郎 二〇 六 五六五

寺田四郎 二〇 六 五七三

牧野義智 二〇 六 五九一

高橋粲三 二〇 六 五九九

寺田四郎 二〇 六 六二〇

堀内謙介 二〇 六 六三四

立作太郎 二〇 七 六八三

米田實 二〇 七 六九二

高橋粲三 二〇 七 七〇七

山口弘一 二〇 七 七三九

立作太郎 二〇 七 七四四

蠟山政道(訳) 二〇 七 七四七

長岡春一 二〇 八 七八七

立作太郎 二〇 八 七九八

米田實 二〇 八 八〇八

小山精一郎 二〇 八 八二六

	同盟及協約の一般的及特別的性质	牧野義智	二〇	八	八三七
	国際法問答 或る所の或る試験の問題の一	立作太郎	二〇	八	八四五
	国際法問答 或る所の或る試験の問題の二	立作太郎	二〇	八	八五二
	オツペンハイム『国際法の将来』(二)	蠟山政道 <small>(記)</small>	二〇	八	八五七
	連盟平和論の一誤謬	澤田謙	二〇	九	九〇三
	滿州の移民について	清水泰次	二〇	九	九三四
	露仏同盟の真相(下)	立作太郎	二〇	九	九四八
	海洋の自由と軍備制限(中)	小山精一郎	二〇	九	九六二
	世界統一法制の趨勢(一一)	寺田四郎	二〇	一〇	一〇〇三
	国家連合の意義に就いて	佐々弘雄	二〇	一〇	一〇四五
	希臘及羅馬時代の同盟	牧野義智	二〇	一〇	一〇五八
	オツペンハイム『国際法の将来』(三)	蠟山政道 <small>(記)</small>	二〇	一〇	一〇六八
	使節の随員の不可侵權に関する判例に就て	牧野英一	二二	一	一
	国際連盟と国家主權(上)	泉哲	二二	一	一七
	海洋の自由と軍備制限(下)	小山精一郎	二二	一	二七
次	中世及近古時代の同盟	牧野義智	二二	一	四〇
目	常設国際司法裁判所の開設(上)	山田三良	二二	二	七一
総	新借款団の将来につきて	清水泰次	二二	二	八一

国際連盟と国家主権 (下)

同盟協約の価値及能率

オッペンハイム『国際法の将来』(四)

世界統一法制の趨勢 (二) (未完)

軍備制限に関する条約

『デザルマン』の解(承前) 附 軍備制限の要諦

国際法問答 国際連盟規約第十五条第八項の意義

華府会議と戦時国際法

埃及の独立

同盟協約の一般的性質 (上)

平明丸搭乗俘虜伊太利国に収容事件

国際法問答 或る所の試験問題の一

国際法問答 或る所の試験問題の二

海軍制限条約に就て (二)

戦時国際法の現在——開講の辞——

空戦法規私見 (上)

国際連盟規約第二十三条の研究

泉	哲	二	二	九四
牧野	義智	二	二	一〇五
蠟山	政道	二	二	一一二
寺田	四郎	二	三	一五九
立	作太郎	二	三	一九七
高橋	榮三	二	三	二〇二
立	作太郎	二	三	二一八
立	作太郎	二	四	二四三
高橋	榮三	二	四	二六五
牧野	義智	二	四	二九〇
アツシユケノ	中山又次	二	四	三一六
立	作太郎	二	四	三二一
立	作太郎	二	四	三二七
杉村	陽太郎	二	五	三五五
立	作太郎	二	五	三六〇
泉	哲	二	五	三六六
町田	實雄	二	五	三七四

印度問題

國際法問答 押収と没収との意義

高橋 榮 三 二二 五 三八六

國際法問答 平時に於ける復仇に因る兵力の使用

立 作 太郎 二二 五 四一七

常設國際司法裁判所ノ開設(下)(接統篇第一号)

山 田 三 良 二二 六 四四七

海軍制限条約に就て(二)

杉 村 陽 太 郎 二二 六 四七七

空戦法規私見(下)

泉 哲 二二 六 四八七

世界統一法制の趨勢(三)

寺 田 四 郎 二二 六 四九八

國際法問答 國際法の法律たる基礎

立 作 太 郎 二二 六 五三〇

國際法問答 戦数と戦時復仇との異同

立 作 太 郎 二二 六 五三三

故高橋博士追悼会記事

堀 内 謙 介 二二 六 五七〇

最近の國際政局概観(一)

堀 内 謙 介 二二 七 五七三

海軍制限条約に付て(三)

杉 村 陽 太 郎 二二 七 五八六

世界統一法制の趨勢(四)

寺 田 四 郎 二二 七 六〇九

泉博士の「空戦法規私見」を読む

松 本 俊 一 二二 七 六二六

國際法問答 宣戦と戦争開始

立 作 太 郎 二二 七 六四六

國際法問答 自国に住所を有する他国人に兵役義務を課し得るか

立 作 太 郎 二二 七 六四九

故高橋博士追悼会に於ける穂積博士の講演

堀 内 謙 介 二二 八 六八〇

最近の國際政局概観(二)

堀 内 謙 介 二二 八 六八七

調停委員会問題 (一)

海軍制限条約に付て (四完)

泉博士の「空戦法規私見」を読む (一完)

国際法問答 戦争と個人の地位

TREATY BETWEEN THE FIVE POWERS CONCERNING THE LIMITATION OF NAVAL ARMAMENT SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922.

丁抹艦隊差押事件の先例的価値

最近の国際政局概観 (三)

調停委員会問題 (一完)

最近の露支関係

国際法問答 国家領土に関する相互的代償主義の意義

TREATY BETWEEN THE NINE POWERS CONCERNING CHINA SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922.

TREATY BETWEEN THE FIVE POWERS CONCERNING THE USE OF SUBMARINES AND NOXIOUS GASES IN TIME OF WAR SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922.

国際連盟の目的

空戦法規に就て

澤田謙 二二 八 七二七

杉村陽太郎 二二 八 七三二

松本俊一 二二 八 七四二

立作太郎 二二 八 七五二

板倉卓造 二二 九 八一七

堀内謙介 二二 九 八三八

澤田謙 二二 九 八七二

清水泰次 二二 九 八九三

立作太郎 二二 九 九〇六

立作太郎 二二 九 九四三

立作太郎 二二 九 九四八

立作太郎 二二 一〇 九四九

立作太郎 二二 一〇 九六一



最近の国際政局概観(四)

大戦後の新建国観

同盟協約の一般的性質(続、完)

国際法問答 国内法理と国際法

国際法問答 国際法設定条約の本質

国際法問答 条約加入条款の効力

TREATY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING THE ISLAND OF YAP AND OTHER MANDATED ISLANDS SITUATED IN THE PACIFIC OCEAN AND LYING NORTH OF THE EQUATOR SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 11, 1922.

TREATY FOR THE SETTLEMENT OF OUTSTANDING QUESTIONS RELATIVE TO SHANTUNG SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 4, 1922.

国際連盟の人格

常設国際司法裁判所に就て(一)

実力封鎖法史論(一)

最近の国際政局概観(五完)

堀内謙介 二二 一〇 九六八

高橋 三 二二 一〇 九七八

牧野 義智 二二 一〇 一〇三二

立 作太郎 二二 一〇 一〇三五

立 作太郎 二二 一〇 一〇四〇

立 作太郎 二二 一〇 一〇四一

— 二二 一〇 一〇七三

— 二二 一〇 一〇八八

立 作太郎 二二 一 一

織田 萬 二二 一 二〇

板倉 卓造 二二 一 三四

堀内 謙介 二二 一 五七

TREATY BETWEEN THE FOUR POWERS CONCERNING THEIR INSULAR POSSESSIONS AND INSULAR DOMINIONS IN THE REGION OF THE PACIFIC OCEAN, SIGNED AT WASHINGTON, DECEMBER 13, 1922. AND SUPPLEMENTARY AGREEMENT SIGNED AT WASHINGTON, FEBRUARY 6, 1922.

常設国際司法裁判所に就て (一) 完

国際統一法制の趨勢 (五)

日本国民の世界に対する二大主張

国際法問答 或る試験問題と之に対する或人の解答

CONTINUOUS VOYAGE-THE PRESENT POSITION

支那一般開市場の条約上の性質 (一)

国際統一法制の趨勢 (一六)

リトアニアとメーメル

關東州還附論について

航空法規研究会 (第二回)

条約の登録と其の効力 (一)

Ice King 事件より觀たる国有商船の治外法權問題 (一)

支那一般開市場の条約上の性質 (一)

国際統一法制の趨勢 (七)

織田萬	二三	一	一〇二
寺田四郎	二三	二	一〇三
川島信太郎	二三	二	一〇六
立作太郎	二三	二	一四五
Thomas Baty	二三	二	一五六
齋藤良衛	二三	二	二一四
寺田四郎	二三	三	二一五
米田實	二三	三	二二七
清水泰次	二三	三	二五九
清	二三	三	二七一
鳩山秀夫	二三	三	二八七
竹井廉	二三	四	三三五
齋藤良衛	二三	四	三三九
寺田四郎	二三	四	三五六
寺田四郎	二三	四	三八二

最近モロツコ問題の推移 (一)

国際連盟総会第三会期の成績 (一)

支那一般開市場の条約上の性質 (三)

Ice King 事件より観たる国有商船の治外法権問題 (一、完)

国際法問答 或る所の試験問題と其解答 (二)

国際私法雑誌の創刊者クルユネ氏逝く

国家の滅亡と政体の変更

条約の登録と其の効力 (一、完)

実力封鎖法史論 (二)

最近モロツコ問題の推移 (二)

国際連盟総会第三会期の成績 (二、完)

国際法問答 戦時禁制品の連続航海主義 (SとTとの間の問答)

世界大戦と外国人の私法上の地位

国際政治組織と其単位問題

支那の軍備縮小問題

支那一般開市場の条約上の性質 (四、完)

空戦法規草案を評す

目次  
アツベ・ド・サンピエールの永久平和案に就て

綾川 武治 一一一 五 四三三

岩田 喜三郎 一一一 五 四五三

齋藤 良衛 一一一 五 四九〇

竹井 廉 一一一 五 五〇九

立 作太郎 一一一 五 五一九

山田 三良 一一一 五 五四六

泉 哲 一一一 六 五六九

鳩山 秀夫 一一一 六 五七七

板倉 卓造 一一一 六 五八九

綾川 武治 一一一 六 六一一

岩田 喜三郎 一一一 六 六一八

立 作太郎 一一一 六 六五〇

跡部 定次郎 一一一 七 六八五

蠟山 政道 一一一 七 七〇〇

清水 泰次 一一一 七 七二八

齋藤 良衛 一一一 七 七八八

泉 哲 一一一 八 六八五

神川 彦松 一一一 八 七〇八

支那一般開市場と外国の属人的行政権との関係 (一)	齋藤良衛	二二	八	七三二
オッペンハイム『国際法の将来』	岩田喜三郎(訳)	二二	八	七五五
戦争法規違反者に対する制裁の新傾向	松原一雄	二二	九	九九九
国際行政とその機関	蠟山政道	二二	九	一〇一四
桑港大火災、関東大震災火災と国際商業 (上)	寺田四郎	二二	九	一〇三三
実力封鎖法史論 (二三)	板倉卓造	二二	九	一〇五一
オッペンハイム『国際法の将来』	岩田喜三郎(訳)	二二	九	一〇七二
国際法問答 大戦に於ける白耳義の地位と陸戦に於ける中立国及 中立人の権利義務に関する海牙条約第十條	立作太郎	二二	九	一〇八五
三国同盟の真相 (一一)	立作太郎	二二	一	一
国際法と権利 (一一)	松原一雄	二二	一	二二
桑港大火災関東大震災火災と国際商業 (二)	寺田四郎	二二	一	三七
最近モロッコ問題の推移 (二三)	綾川武治	二二	一	五四
中米に於ける国際平和維持機関の設定	泉哲	二二	二	一〇九
三国同盟の真相 (二)	立作太郎	二二	二	一一九
実力封鎖法史論 (四)	板倉卓造	二二	二	一四八
支那一般開市場と外国の属人的行政権との関係 (二、完)	齋藤良衛	二二	二	一六八
国際平和思想より觀たるカントとウヰルソン	神川彦松	二二	三	二一七

国際法と権利 (一、完)

桑港大火災関東大震災と国際商業 (三)

国際法問答 国際連盟規約第二十一条の解釈

COMPTRENDU SUR L'ACADEMIE DE DROIT INTERNATIONALE DE LA HAYE 1923

英領自治殖民地の法律上の地位

三国同盟の真相 (三)

国際政治学の指導原理

実力封鎖法史論 (五)

国際法問答 連盟規約第十二条の国交断絶の意義

国際法学の任務

外国人の一般的入国禁止に就て

国際法沿革略史

三国同盟の真相 (四・完)

空戦法規としての臨検搜索権

国際連盟第四年の成績 (一)

桑港大火災関東大震災と国際商業 (四)

目次 国際法問答 船舶及び貨物の没収

松原一雄 一三三

寺田四郎 一三三

立作太郎 一三三

MACHIDA JITSUO 一三三

蘆田均 一三三

立作太郎 一三三

蠟山政道 一三三

板倉卓造 一三三

立作太郎 一三三

松原一雄 一三三

泉哲 一三三

菊地駒次 一三三

立作太郎 一三三

松田道一 一三三

横田喜三郎 一三三

寺田四郎 一三三

立作太郎 一三三

三

三

三

三

四

四

四

四

四

五

五

五

五

六

六

六

六

一三九

二五二

二六九

三一一

三二三

三五〇

三六八

三七六

三九一

四三三

四三八

四四八

四七四

五二九

五五八

五八二

五九三

国籍の離脱に関する新規定に就て

実力封鎖法史論(六)

国際連盟第四年の成績(一)

国際法問答 或る所の試験問題三

LES ETATS NEUTRES SONT-ILS LIBRES D'INTERDIRE  
LE SURVOL DES AERONEFS BELLIGERANTS

委任統治地の国際的地位

国際連盟第四年の成績(三、完)

国際法問答 交戦団体承認前に於ける内乱の際の外国の義務

DIFFERENTIAL TREATMENT OF ALIENS IN THE UN-  
ITED STATES OF AMERICA, WITH A SPECIAL REFER-  
ENCE TO THE JAPANESE IN CALIFORNIA.

海洋の自由

国際法上及び条約上の用語に就て

ウッドロー、ウイルソンの外交

ドーズ委員会案の行政技術的觀察(上)

国際連盟と国内問題——国内問題に対する連盟干渉の法理と限界

実力封鎖法史論(七、完)

山田三良	一三三	七	六二九
板倉卓造	一三三	七	六四三
横田喜三郎	一三三	七	六六二
立作太郎	一三三	七	六九八
Yotaro Sugimura	一三三	七	七三四
泉哲	一三三	八	七三五
横田喜三郎	一三三	八	七五一
立作太郎	一三三	八	七九三
Kiyosue Inui	一三三	八	八三八
立作太郎	一三三	九	八三九
松原一雄	一三三	九	八五八
ジョンソン	一三三	九	八七〇
蠟山政道	一三三	一〇	九三七
横田喜三郎	一三三	一〇	九五五
板倉卓造	一三三	一〇	九八四

PROTOCOL FOR THE PACIFIC SETTLEMENT OF INTERNATIONAL DISPUTES.

国際法上のエジプト

ドゥズ委員会案の行政技術的觀察 (下)

LEGAL ASPECTS OF THE UNITED STATES IMMIGRATION LAW OF 1924

「モンロー」主義と米国の外交

阿片売買の制限に関する国際協定

国土及民人の国法観並に其の国際法観

ルドルフ、チエレーンの国家に関する学説

BOMBARDMENT AERLEN.

国際法及び外交の基調としての Internationalism に就て (一)

世界戦争の思想的背景 (一)

国際連盟第五年の成績 (一)

国際法問答 国際法と自然法 (SとTの問答)

平和議定書と国内的問題 (第一)

世界戦争の思想的背景 (二・完)

国際法及び外交の基調としての Internationalism に就て (二・完)

	——	一三三	一〇	一〇四一
立	作太郎	二四	一	一
蠟	山政道	二四	一	四三
Kiyosue Inui		二四	一	一〇六
松	原一雄	二四	二	一〇七
泉	哲	二四	二	一三〇
菊	地駒次	二四	二	一三九
藤	澤親雄	二四	二	一五五
Y. Sugimura		二四	二	一〇四
松	原一雄	二四	三	一〇五
芦	田均	二四	三	一一九
横	田喜三郎	二四	三	一五〇
立	作太郎	二四	三	二六七
立	作太郎	二四	四	三〇九
芦	田均	二四	四	三三二
松	原一雄	二四	四	三四四

国際連盟第五年の成績 (一)

グロチウス記念号

フーゴー、グロチウス著『平戦法規論』の由来

国際法の始祖フーゴー、グロチウス

グロチウスの幼青年時代

グロチウス及び其名著『戦争及平和法規論』の国際法上の地位

グロチウスの戦争観に就て

戦争及び平和法論に於ける海洋自由論

グロチウスに於ける国際法と自然法との関係

グロチウスの墓に詣でて

朝鮮海峡論 (一)

平和議定書と国内的問題 (第二)

国際連盟第五年の成績 (二)

グロチウス著平戦法規論の版数に就て

平和条約殊に対独条約に就て

朝鮮海峡論 (二)

日本と各国との通商条約の現状並之に対する方針

横田喜三郎 二四 四 三五五

穂積陳重 二四 五 四〇五

山田三良 二四 五 四一八

泉哲 二四 五 四四一

立作太郎 二四 五 四五五

松原一雄 二四 五 四八三

板倉卓造 二四 五 五〇五

横田喜三郎 二四 五 五二二

松原一雄 二四 五 五九一

松波仁一郎 二四 六 五九三

立作太郎 二四 六 六〇七

横田喜三郎 二四 六 六二五

山田三良 二四 六 六六一

長岡春一 二四 七 六九九

松波仁一郎 二四 七 七一二

川島信太郎 二四 七 七三一



国際連盟第五年の成績 (四、完)

国際連盟の将来の變化並に国家の主權及び獨立

朝鮮海峡論 (三・完)

戦争及び平和法論に於ける海洋自由論 (二・完)

日本と各国との通商条約の現状並之に對する方針 (二・完)

寺尾博士ノ逝去ヲ悼ム

寺尾法学博士略歴

日米關係に就て

國際法の社会化に就て

國際不法行為に對する国家の責任

沿岸領海の範圍及び其上に行はるる國權の性質

船舶の國籍に就て

國際紛争に關する仲裁裁判と司法的解決との分化

東方問題の意義及列國東方政策の史的考察

大津事變の史的回顧

沿岸領海の範圍及び其上に行はるる、國權の性質

太平洋及極東方面に於ける米國發展の段階

目次

高木八尺	立作太郎	信夫淳平	松原一雄	森喬	田中誠二	立作太郎	泉哲	松原一雄	埴原正直	國際法外交雜誌 關係者一同	川島信太郎	板倉卓造	松波仁一郎	立作太郎	横田喜三郎
二五	二五	二五	二五	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二	一	一	一	一〇	一〇	一〇	九	九	九	九	八	八	八	八	七
一一三	六三	三一	一	一一二四	一〇九六	一〇六九	一〇三五	一〇一九	九七一	ii	九三四	九一六	九〇五	八〇一	七四二

キヤノン法と国際法

東方問題の意義及列国東方政策の史的考察 (一)

沿岸領海の範囲及び其上に行はるゝ国権の性質 (三)

ロカルノ条約と平和議定書

Neutralisation 及 Internationalisation

太平洋及極東方面に於ける米国発展の段階 (二・完)

波斯国民主義と最近の革命

汎米会議の将来 (残されたる加奈陀の参加問題)

通商衡平待遇の意義

沿岸領海の範囲及び其上に行はるる国権の性質 (四)

英国政府の海牙第六条約廃棄

AMERICAN FOREIGN POLICY WITH RESPECT TO  
JAPANESE RELIGIOUS AFFAIRS.

国際法上国籍の得喪に関する原則

エスラム教の国際法に及ぼせる影響

常設国際司法裁判所の勧告的意見

信夫博士の『大津事変の史的回顧』を讀みて

沿岸領海の範囲及び其上に行はるる国権の性質 (五)

泉 哲 二五 二 一四三

松 原 一 雄 二五 二 一五五

立 作 太 郎 二五 二 一八六

立 作 太 郎 二五 三 一二七

松 原 一 雄 二五 三 一五三

高 木 八 尺 二五 三 二六七

神 川 彦 松 二五 三 二八六

米 田 實 二五 四 三一七

松 島 鹿 夫 二五 四 三三七

立 作 太 郎 二五 四 三五五

松 原 一 雄 二五 四 三七六

T. Wada 二五 四 四二四

山 田 三 良 二五 五 四二五

泉 哲 二五 五 四三六

阪 本 瑞 男 二五 五 四四五

武 田 勝 藏 二五 五 四八〇

立 作 太 郎 二五 五 四八六

国際法の編纂に就て

国際法上国籍の得喪に関する原則 (承前完)

日本国際法学会及国際法協会日本支部議定国際法典案

Draft Rules prepared by the Kokusaiho-gakkwai (Association de Droit International du Japon), in conjunction with the Japanese Branch of the International Law Association, with the view of contributing towards the Progressive Codification of International Law, as planned by the League of Nation's Resolution, September 1924.

公船責任条約案の成立 (一)

イタリヤと植民地問題

明治初年岩倉大使遣外始末 (一)

国際協力の発達と国際行政法の意義 (一)

ポール、フォーシユの訃音

同盟に関する法律上及歴史上若干の觀察

公船責任条約案の成立 (二・完)

明治初年岩倉大使遣外始末 (二・完)

国際協力の発達と国際行政法の意義 (二・完)

THE FACTS ON THE FORMATION OF THE LEAGUE OF  
RED CROSS SOCIETIES

松原一雄 二五 六 五三三

山田三良 二五 六 五五〇

—— 二五 六 五九九

—— 二五 六 六四八

松波仁一郎 二五 七 六四九

藤澤親雄 二五 七 六六八

信夫淳平 二五 七 六八〇

安東義良 二五 七 六九五

松原一雄 二五 七 七三九

松原一雄 二五 八 七四三

松波仁一郎 二五 八 七五七

信夫淳平 二五 八 七七六

安東義良 二五 八 七七一

Arata Ninagawa 二五 八 八三八

寿府平和議定書と「ロカルノ」協定

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民(一)

対独封鎖問題に関する英米の見解及び其の影響(一)

ホルランド博士の訃音に接して

EXTRATERRITORIAL EXPERIENCES OF THE COUNTRIES OTHER THAN CHINA.

南滿鉄道附属地の国際法的地位

国際法より万国法へ

汎亜米利加(一)

対独封鎖問題に関する英米の見解及び其の影響(一・完)

明治二十七八年の戦役とドイツ外交

基本権に就て

ロカルノ主義とパン・ヨーロッパ主義の異同論

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民(二)

汎亜米利加(二・完)

米国の国際司法裁判所参加問題

全米国際法典案を評す

明治二十七八年の戦役とドイツ外交(二)

杉村陽太郎 二五 九 八三九

和田禎純 二五 九 八六四

森権吉 二五 九 八八一

松原一雄 二五 九 九一六

Kiyo Sue Inui 二五 九 九四四

泉哲 二五 一〇 九四五

杉村陽太郎 二五 一〇 九六二

永富守之助 二五 一〇 九九四

森権吉 二五 一〇 一〇一六

立作太郎 二六 一 一

松原一雄 二六 一 二六

神川彦松 二六 一 四一

和田禎純 二六 一 六一

永富守之助 二六 一 七六

松原一雄 二六 一 九四

泉哲 二六 二 一〇一

立作太郎 二六 二 一二八

ラムゼイ・マクドナルドの対露政策 (一)	圓地與四松	二六	二	一五〇
加奈陀公使の新任	米田實	二六	二	一七三
国際法より見たる幕末外交物語を讀みて	立作太郎	二六	二	一八九
連盟規約第四条改正議定書	松原一雄	二六	二	二〇二
外国人土地法施行期日ノ件	松原一雄	二六	二	二〇七
一九一九年十月十三日ノ航空法規ニ関スル条約第五条ノ修正ニ関スル議定書	松原一雄	二六	二	二〇八
一九百十九年十月十三日ノ航空法規ニ関スル条約第三十四条ノ修正ニ関スル議定書	松原一雄	二六	二	二二〇
国家は鎖国の權利を有するや	松原一雄	二六	三	二二七
日英同盟の印度条項	高橋清一	二六	三	二三四
明治二十七八年の戦役とドイツ外交 (二三)	立作太郎	二六	三	二五一
日英同盟の史的考察 (一一)	信夫淳平	二六	三	二七三
第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (二三)	和田禎純	二六	三	二九〇
国際法問答 二十四時間規則に関する問答	立作太郎	二六	三	三〇七
世界大戦の際の所謂海洋の自由の主張の起原	立作太郎	二六	四	三一九
「ソヴィエト」露西亜に於ける外国人の法律上の地位並に法律の牴觸に就て (一一)	江川英文	二六	四	三三九
日英同盟の史的考察 (一一)	信夫淳平	二六	四	三五七

第十九世紀に於ける米国の移民政策の由来と日本移民 (四・完)

米国の軍備制限会議提唱事情 (上)

米国の軍縮提議ニ関スル覚書

THE AMERICAN MEMORANDUM REGARDING THE PROPOSAL ON THE LIMITATION OF ARMAMENTS

国際紛争の平和的处理に関する新傾向

国際私法に於ける法律関係の性質決定

日英同盟の史的考察 (三)

ラムゼイ・マクドナルドの対露政策 (二)

国際法問答 外交使節の特権に関する問答 (一)

米国の軍備制限会議提唱事情 (下)

国際法の本質を論ず

領海問題に就いて

独逸の膠州湾、露西亞の旅順大連及英国の威海衛獲得事情 (主として独逸外交文書に依る研究)

日英同盟の史的考察 (四)

ラムゼイ・マクドナルドの対露政策 (三)

国際法問答 外交使節の特権に関する問答 (一・完)

和田 禎 純 二六 四 三八一

米田 實 二六 四 四〇四

—— 二六 四 四一九

—— 二六 四 四三二

松原 一 雄 二六 五 四三三

江川 英 文 二六 五 四四五

信夫 淳 平 二六 五 四八一

圓地 與 四 松 二六 五 五〇一

立 作 太 郎 二六 五 五一九

米 田 實 二六 五 五三〇

菊 地 駒 次 二六 六 五四三

森 權 吉 二六 六 五五八

永 富 守 之 助 二六 六 五七四

信 夫 淳 平 二六 六 五九九

圓 地 與 四 松 二六 六 六〇九

立 作 太 郎 二六 六 六二三

在外臣民保護権の性質及作用

国際法学の研究方法について (一)

「ソヴィエト」露西亜に於ける外国人の地位並びに法律の牴触に就て (二・完)

航空機の交戦権に就ての一研究 (一)

日英同盟の史的考察 (五・完)

ラムゼイ・マクドナルドの対露政策 (四・完)

化学戦と国際法

君府海峡の通航制度を論ず (二)

国際法学の研究方法について (二)

印度北西境蕃界の重要性 (一)

独逸の膠州湾、露国の旅順大連及英国の威海衛獲得事情 (二・完)  
(主として独逸外交文書に依る研究)

サグルル・パーシャの死去と英埃関係 (二)

イギリス王室の外交上の活動 (第二)

土地に関する国家の国際的権利義務の種々相

国際法学の研究方法について (三)

遼東還附に関する三国干渉の事歴 (一)

松原一雄 二六 七 六四五

大澤章 二六 七 六六一

江川英文 二六 七 六八一

檜崎敏雄 二六 七 六九六

信夫淳平 二六 七 七一三

圓地與四松 二六 七 七二八

松原一雄 二六 八 七四七

芦田均 二六 八 七七五

大澤章 二六 八 七九二

高橋清一 二六 八 八二三

永富守之助 二六 八 八二五

米田實 二六 八 八三四

立作太郎 二六 九 八五一

松原一雄 二六 九 八七九

大澤章 二六 九 八九三

信夫淳平 二六 九 九〇六

航空機の交戦権に就ての一研究 (一)

ザグルル、パルシアの死去と英埃関係 (二)

敵貨と戦時禁制品

イギリス王室の外交上の活動 (第二)

国際法学の研究方法について (四・完)

ロータス号事件

ザグルル、パルシアの死去と英埃関係 (三・完)

アントアーヌ・ピエ教授の訃

ショットウエルの平和計画に就て

国際政治団体と国家状態の類同 (一)

君府海峡の通航制度を論ず (二)

遼東還附に関する三国干渉の事歴 (二・完)

印度北西境蕃界の重要性 (二)

国際法問答 仲裁裁判、司法的解決及び連盟理事会の審査に関する問答

日英同盟及び日露戦役とエドワード七世 (其一)

国際連盟に於ける国際法典編纂事業の現状

国際政治団体と国家状態の類同 (二・完)

檜崎敏雄 二六 九 九一五

米田實 二六 九 九三八

松原一雄 二六 一〇 九五一

立作太郎 二六 一〇 九六一

大澤章 二六 一〇 九九〇

青木節一 二六 一〇 一〇一三

米田實 二六 一〇 一〇二九

江川英文 二六 一〇 一〇四二

松原一雄 二七 一 一

今中次磨 二七 一 一三三

芦田均 二七 一 四四

信夫淳平 二七 一 六一

高橋清一 二七 一 八一

立作太郎 二七 一 九四

立作太郎 二七 二 一〇五

松原一雄 二七 二 一二〇

今中次磨 二七 二 一三五



領域及び領域高権の概念の法律的構成 (一)

国際法問答 敵国私有財産に関する問答

米國提案非戦条約と国際連盟

春秋時代の国際慣習

日英同盟及び日露戦役とエドワード七世 (其二)

君府海峡の通航制度を論ず (二三)

ポーツマス講話談判始末 (二)

領域及領域高権の概念の法律的構成 (一)

AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL AR-  
BITRATION

不戦条約に関する米仏交渉

日英同盟及び日露戦役とエドワード七世 (其三)

国士民人に関する国家主権の作用の交錯に就て

ポーツマス講話談判始末 (二)

国際法問答 生地主義國に生れたる血統主義國人の子の国籍

印度最近形勢と英国 (上)

目次  
About the Headings of Treaties.

大澤 章 二七 二 一五四

立 作太郎 二七 二 一七五

神 川 彦 松 二七 二 一八四

泉 哲 二七 三 二〇五

立 作太郎 二七 三 二一五

芦 田 均 二七 三 二三四

信 夫 淳 平 二七 三 二四九

大 澤 章 二七 三 二七〇

Kiyo Sue Inui 二七 三 三〇六

松 原 一 雄 二七 四 三〇七

立 作太郎 二七 四 三一九

菊 地 駒 次 二七 四 三三六

信 夫 淳 平 二七 四 三五三

立 作太郎 二七 四 三七五

米 田 實 二七 四 三七九

二七 四 三九四

AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION

Kiyo Sue Inui 一七 四 四一六

国際行政論 (一)

蠟山政道 二七 五 四一七

所謂「無防守都市」の空中襲撃問題

檜崎敏雄 二七 五 四三五

領域及び領域高権の概念の法律的構成 (三)

大澤章 二七 五 四五四

国際法問答 貨物の敵性及戦時禁制品に関する試験問題と其解答

立作太郎 二七 五 四七八

印度最近形勢と英国 (下)

米田實 二七 五 四八七

AMERICAN RESERVATIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION

Kiyo Sue Inui 一七 五 五一六

Securité (一)

戦争と自衛権

杉村陽太郎 二七 六 五一七

ペーチー博士の「スコッチ・ケース」の研究

松原一雄 二七 六 五四三

国土民人に関する国家主権の作用の交錯に就て (二) 外交使節の特権と軍艦の治外法権

立作太郎 二七 六 五五六

領域及領域高権の概念の法律的構成 (四)

菊地駒次 二七 六 五六三

印度北西境蕃界の重要性 (三・完)

大澤章 二七 六 五八一

戦争ノ契約ニ対スル効果ニ関スル国際法協会日本支部会報

高橋清 一 二七 六 五九六

北京に於ける公使館区域の法律的性質

泉哲 二七 六 六二〇

条約は一方的に廃棄し得るや

松原一雄 二七 七 六三一

Securité (安全) (一)	杉村陽太郎	二七	七	六五一
明治の外交史上に於けるパークスの位地 (二)	信夫淳平	二七	七	六七五
最近の政局と内政不干渉主義 (一)	花岡止郎	二七	七	六九三
新政府の承認	立作太郎	二七	八	七二七
Securité (安全) (二)	杉村陽太郎	二七	八	七三八
国際制裁に就て	神川彦松	二七	八	七四八
領域及領域高権の概念の法律的構成 (五)	大澤章	二七	八	七七四
最近の政局と内政不干渉主義 (二・完)	花岡止郎	二七	八	七九〇
第六回海牙国際私法会議	江川英文	二七	八	八〇五
Prof. Andre Weiss 逝へ	山田三良	二七	八	八一〇
国際不法行為の要素に就て	松原一雄	二七	九	八一九
Securité (安全) (四)	杉村陽太郎	二七	九	八三七
米国の対メキシコ政策の一考察	和田禎純	二七	九	八五一
明治の外交史上に於けるパークスの位地 (二)	信夫淳平	二七	九	八六九
国民人に関する国家主権の作用の交錯に就て (三)	菊地駒次	二七	九	八八五
特権と軍艦の治外法権 (承前)	米田實	二七	九	九〇四
ラヂッチ氏の死とユーゴスラウキアの形勢 (上)	立作太郎	二七	一〇	九一九
不戦条約の国際法観				

Securité (安全) (五)

連盟規約進化の一節

明治の外交史上に於けるパークスの位地 (三)

ラヂッチ氏の死とユーゴスラウキアの形勢 (下)

The Text of the Anti-War Treaty.

神聖同盟の特色に就て (一)

現代国際法論に現はれた主観主義と客観主義

Securité (安全) (六)

契約に於ける強行法の抵触

領域及領域高権の概念の法律的構成 (六)

国際連盟と国際法典編纂

Securité (安全) (七)

国際通誼を論じて国際公・私法との關係に及ぶ

明治の外交史上に於けるパークスの位地 (四・完)

我が国際法学会に対する連盟総会の賛辞

NINETH ORDINARY SESSION OF THE ASSEMBLY OF THE LEAGUE OF NATIONS. PROGRESSIVE CODIFICATION OF INTERNATIONAL LAW. RESOLUTIONS SUBMITTED BY THE FIRST COMMITTEE. Geneva, September 14th, 1928.

杉村陽太郎 二七 一〇 九三八

泉 哲 二七 一〇 九五〇

信夫淳平 二七 一〇 九八六

米田 實 二七 一〇 一〇〇三

—— 二七 一〇 一〇二二

神川彦松 二八 一 一

今中次麿 二八 一 一三

杉村陽太郎 二八 一 三六

江川英文 二八 一 五〇

大澤 章 二八 一 六七

山田三良 二八 二 九五

杉村陽太郎 二八 二 二六

松原一雄 二八 二 一四五

信夫淳平 二八 二 一六一

山田三良 二八 二 一八六

—— 二八 二 一八七

国際法上の国家の観念と国家の領土	立	作	太郎	二八	三	二〇一
領域及領域高権の概念の法律的構成(七)	大	澤	章	二八	三	二二三
米国の対メキシコ政策の一考察(二)	和	田	禎純	二八	三	二五四
米国の海軍拡張と海洋自由問題	松	原	一雄	二八	三	二七四
『国際判例研究』を始めるについて	横	田	喜三郎	二八	三	二八二
常設国際司法裁判所判例(一) キール運河の自由通航	横	田	喜三郎	二八	三	二八四
ルドン号事件 一九二三年八月一七日判決	横	田	喜三郎	二八	四	三〇七
国際裁判と調停との有機的結合	花	岡	止郎	二八	四	三三五
露西亜の連邦制に就て	大	澤	章	二八	四	三五八
領域及領域高権の概念の法律的構成(八)	米	田	實	二八	四	三七四
法王領独立国の回復	横	田	喜三郎	二八	四	三九〇
常設国際司法裁判所判例(二) 委任統治に関する紛争に対する常	松	波	仁一郎	二八	五	四二三
設国際司法裁判所の管轄権の範囲 マヴロマチス事件 一九二四	横	田	喜三郎	二八	五	四四一
年八月三〇日判決 (Series A, No. 2)	和	田	禎純	二八	五	四六八
海法改訂と米国海軍	信	夫	淳平	二八	五	四八〇
国際裁判と調停との有機的結合(一・完)						
米国の対メキシコ政策の一考察(三)						
羅馬法王の法律的位地(上)						

常設国際司法裁判所判例(三) 受任統治国の国際義務 マヴロマチス事件(実質問題) 一九二五年三月二六日判決 (Serie A, No. 5)	横田喜三郎	二八	五	四九二
常設国際司法裁判所判例(三) 委任統治に関する紛争に対する国際司法裁判所の管轄権の範圍 マヴロマチス事件(改訂問題) 一九二七年一〇月一〇日判決 (Serie A, No. 11)	横田喜三郎	二八	五	四九九
不戦条約に所謂締約者の意義	立作太郎	二八	六	五一七
モンロー主義の現状と其帰趨	大山卯次郎	二八	六	五三五
海法改訂と米国海軍(二・完)	松波仁一郎	二八	六	五五二
羅馬法上の法律的位地(下)	信夫淳平	二八	六	五七七
外国に対する民事裁判管轄権 大審院判決(第二民事部) 中華民國に対する約束手形金請求為替手形訴訟事件 昭和三年十二月二十八日判決(大審院判例集七卷一一二号)	横田喜三郎	二八	六	五八八
外国に対する民事裁判管轄権 大審院判決(第二民事部) 中華民國に対する約束手形金請求事件昭和三年(夕) 第二百十八号(大審院判例集第七卷第十二号一一二八頁)	—	二八	六	六〇〇
国際法典編纂項目	國際連盟事務局	二八	六	六〇八
評議員法学博士千賀鶴太郎氏の逝去	—	二八	六	六二二
Report of the Committee on Juridical and Political Questions.	YAMADA	二八	六	六一五

Resolution adopted by the XIIIth Plenary Congress of League of Nations Societies held at Madrid in May 1929. PROGRESSIVE CODIFICATION OF INTERNATIONAL LAW.

国際法典編纂に対する米国学者の貢献

Securité (安全) (八)

米国の対メキシコ政策の一考察 (四)

常設国際司法裁判所判例 (四) 世界戦争に基づく私人の損害賠償請求権の範囲 ヌーイイ条約事件 (条約の解釈) 一九二四年九月十二日判決 (Serie A, No. 3)

常設国際司法裁判所判例 (四) 判決の解釈に関する裁判所の権限 ヌーイイ条約事件 (判決の解釈) 一九二五年三月二六日判決 (Serie A, No. 4)

常設国際司法裁判所判例 (四) 判決の解釈に関する裁判所の権限 ヌーイイ条約事件 (判決の解釈) 一九二五年三月二六日判決 (Serie A, No. 4)

常設国際司法裁判所判例 (四) 判決の解釈に関する裁判所の権限 ヌーイイ条約事件 (判決の解釈) 一九二五年三月二六日判決 (Serie A, No. 4)

Matsumyama v. China. Japan. Supreme Court. 1928.

Discrimination against Orientals in the British Dominions and Colonies.

国際公法上の仲裁々判の觀念の最近の変化 (一九二九年六月六日 仏会館に於ける講演)

新国際法

国際連盟規約の進化 (二)

常設国際司法裁判所判例 (五) 条約の解釈に関する管轄権の範囲 上部シレシアに於けるドイツ人の利益に関する事件 (管轄権) 一九二五年八月二五日判決 (Serie A, No. 6)

目次

九二五年八月二五日判決 (Serie A, No. 6)

	二八	六	六一六
松原一雄	二八	七	六一九
杉村陽太郎	二八	七	六三八
和田禎純	二八	七	六五五
横田喜三郎	二八	七	六九三
横田喜三郎	二八	七	六九六
Translated by K. Yokota	二八	七	七〇八
Kiyosue Inui	二八	七	七二六
ジャン・レイ	二八	八	七二七
アレハンドロ・アルヴァレス	二八	八	七四三
泉哲	二八	八	七六五
横田喜三郎	二八	八	七八三

Les transformations récentes de l'idée d'arbitrage en droit international public

国際紛争の平和的解決 (一)

国際海商法に於ける旗国法の地位

常設国際司法裁判所判例 (一六) 条約の抽象的解釈——国内法の解釈——権利の濫用——申立の形式 上部シレジアにおけるドイツ人の利益に関する事件 (本案) 一九二六年五月二十五日判決 (Serie A, No. 7)

Discrimination against Orientals in the British Dominions and Colonies.

調停の二種に就て

国際裁判に対する米国の理想と其矛盾

国際紛争の平和的解決 (一)

常設国際司法裁判所判例 (七) 条約の適用に関する紛争の管轄権と賠償に関する紛争 コルツォウ工場事件 (管轄権) 一九二七年七月二六日判決 (Serie A, No. 8)

ワルシヤウ会議印象 (ドクトル・ベロットの死)

Discrimination against Orientals in the British Dominions and Colonies.

安全保障と連盟規約の研究

アメリカ、メキシコ戦争について

Jean Ray 二八 八 八一八

杉村陽太郎 二八 九 八一九

江川英文 二八 九 八七三

横田喜三郎 二八 九 九〇五

Kiyosue Inui 二八 九 九三二

立作太郎 二八 一〇 九三三

大山卯次郎 二八 一〇 九四五

杉村陽太郎 二八 一〇 九六八

横田喜三郎 二八 一〇 九七七

三浦義道 二八 一〇 九八六

Kiyosue Inui 二八 一〇 一〇一四

杉村陽太郎 二九 一 一

和田禎純 二九 一 一三七



国際条約の署名、加入、留保等に関する諸問題	澁澤信一	二九	一	七八
国家主権と国際法——並に国際法と自然法——	今中次麿	二九	二	一〇五
国際公法学者列伝(一) 国際公法の父アルベリクス・ヂエンテイリス (Albericus Gentilis) (一)	寺田四郎	二九	二	一四五
国際労働機関の国際連盟に対する関係	牧内正男	二九	二	一六八
小幡公使アグレマン拒絶事件について	松原一雄	二九	二	一八五
戦争とその他の兵力使用	松原一雄	二九	三	二〇七
ダニエル書の予言トルコの運命	長谷川久一	二九	三	二二一
国際公法学者列伝(一) (一) 国際公法の父アルベリクス・ヂエンテイリス (Albericus Gentilis) (一)	寺田四郎	二九	三	二三〇
ロンドン海軍々備制限会議につきて	米田實	二九	三	二五五
日本国際法学会決議国際法典案(第二)	——	二九	三	二八三
国際法学会々則	——	二九	三	二九五
租借地の法理を論ず	菊地駒次	二九	四	二九七
第十回国際刑務会議と刑法の国際化問題	尾後貫莊太郎	二九	四	三三一
ロンドン海軍々備制限会議につきて(下)	米田實	二九	四	三五〇
一九二九年中に於ける国際紛争平和的処理の発達	国際連盟事務局	二九	四	三六四

THE LEAGUE OF RED CROSS SOCIETIES AS AN INSTRUMENT FOR PRESERVING WORLD PEACE.

Arata Ninagawa

二九

四

三九四

満鉄附属地の行政問題 (一)

蠟山 政道

二九

五

三九五

国際投資管理論

赤木 進

二九

五

四〇八

国際公法学者列伝 (三) 国際法学創立者フーゴー・グロートイウス (Hugo Grotius)

寺田 四郎

二九

五

四五五

不戦条約に適合せしむる連盟規約の改正

国際連盟事務局  
東京支局

二九

五

四八三

ロンドン会議と潜水艦使用法規

横田 喜三郎

二九

六

五〇三

「ラテラノ」協定の意義及価値

鹿島 守之助

二九

六

五二六

満鉄附属地の行政問題 (一・完)

蠟山 政道

二九

六

五五七

International Treaty for the Limitation and Reduction of Naval Armament.

——

二九

六

六〇四

国際連盟と国際法

松原 一雄

二九

七

六〇五

亜米利加の発見と其の国際法に於ける影響 (一)

ジエム・フランシスコット  
江川 英文訳

二九

七

六一七

常設国際司法裁判所判例 (八) 公海に於ける船舶衝突事件の裁判管轄権 ロチユス号事件 一九二七年九月七日判決 (Serie A, No. 10)

横田 喜三郎

二九

七

六五三

CONVENTION ON CERTAIN QUESTIONS RELATING TO THE CONFLICT OF NATIONALITY LAWS.

——

二九

七

六九九

保護国が被保護国のために締結する条約の性質

『尽忠なる』国際法学者ジオン・セルツン——国際公法学者列伝  
(四)

亜米利加の発見と其の国際法に於ける影響 (二・完)

常設国際司法裁判所ニ応訴ノ義務ヲ受諾セル条約

常設国際司法裁判所規程第三十六条ノ受諾ニ附シタル各国ノ留保

常設国際司法裁判所判例 (九) 判決の意義に関する紛争 コルツ

オウ工場事件 (判決第七と第八の解釈) 一九二七年二月一六日  
判決 (Serie A, No. 13)

高海国権論

ザール地域の法的構成 (一)

日露漁業権問題 (上)

常設国際司法裁判所判例研究 (一〇) 不法行為に基づく損害賠償  
の性質と範囲 コルツオウ工場事件 (本案) 判決第一三、一九二  
八年九月一三日宣告 (Serie A, No. 17)

第一回国際法典編纂会議に於ける領海の範囲の問題

ザール地域の法的構成 (二)

日露漁業権問題 (下)

泉 哲 二九 八 七〇七

寺 田 四 郎 二九 八 七二〇

江川英文 二九 八 七四一

—— 二九 八 七四五

—— 二九 八 七四六

横 田 喜 三 郎 二九 八 七六一

松 波 仁 一 郎 二九 九 七六三

田 岡 良 一 二九 九 七九七

米 田 實 二九 九 八一六

横 田 喜 三 郎 二九 九 八三一

立 作 太 郎 二九 一〇 八四七

田 岡 良 一 二九 一〇 八六九

米 田 實 二九 一〇 九一二

常設国際司法裁判所判例研究 (一一) 言語上の少数者 上部シ  
 ジアにおける少数者の権利(少数者の学校)に関する事件 判決  
 第二二、一九二八年四月二六日言渡 (Serie A, No. 15)

常設国際司法裁判所の意見の法律的性質

『国際法第一の創立者』リチャード・ブーチ——国際公法学者列伝  
 (五) ——

国際連盟第十一回総会の業績

常設国際司法裁判所判例研究 (一二) 貨幣の価格の下落と国債の  
 支払 セルビア国債事件 判決第二四、一九二九年七月二二日判  
 決 (Serie A, No. 20)

常設国際司法裁判所判例研究 (一二) 貨幣の価格の下落と国債の  
 支払 ブラジル国債事件 判決第一五、一九二九年七月二二日判  
 決 (Serie A, No. 21)

国際法典編纂会議に於ける国家責任問題

常設国際司法裁判所の意見の法律的性質 (一五)

東支鉄道問題

常設国際司法裁判所判例研究 (一三) オーデル河の国際管理  
 オーデル河国際委員会の管轄流域に関する事件 判決第一六、一  
 九二九年九月一〇日判決 (Serie A, No. 23)

第一回国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約  
 (一)

横田喜三郎 二九 一〇 九二八

大澤 章 三〇 一 一

寺田四郎 三〇 一 三三一

国際連盟事務局 三〇 一 五二

横田喜三郎 三〇 一 七七

横田喜三郎 三〇 一 八八

松原一雄 三〇 二 一一七

大澤 章 三〇 二 一四〇

清水泰次 三〇 二 一七九

横田喜三郎 三〇 二 一九二

江川英文 三〇 三 二一七

国際法典編纂会議に於ける国家責任問題 (一完)	松原一雄	三〇	三	一三四
涉外事件に関する鑑定 (一) 米国領海内に於ける日英船衝突事件	高柳賢三	三〇	三	二六一
国際司法裁判所命令研究 (一) 条約の廃棄と権利保全の仮措置 支那とベルギーとの一八六五年の条約の廃棄に関する事件 一九 二七年一月八日、二月一日、六月一八日の諸命令 (Serie A, No. 8) 一九二八年二月二日の命令 (Serie A, No. 14) 一九二八年 八月一三日の命令 (Serie A, No. 16) 一九二九年五月二五日の命 令 (Serie A, No. 18)	横田喜三郎	三〇	三	二七四
国際司法裁判所命令研究 (二) 損害賠償の支払と権利保全の仮措 置 コルツォウ工場に関する事件 一九二七年一月二二日の命 令 (Serie A, No. 12) 一九二九年五月二五日の命令 (Serie A, No. 19)	横田喜三郎	三〇	三	二八〇
The Amendment of the Covenant of the League of Nations in order to bring it into harmony with the Pact of Paris.	—	三〇	三	三一〇
新国家資本主義と国際関係 (一)	蠟山政道	三〇	四	三一一
「国際法第二の創立者」リチャード・ズーチ (一・完)——国際公 法学者列伝 (六)	寺田四郎	三〇	四	三二五
涉外事件に関する鑑定 (二) 再運送契約と船舶所有者の留置権 (一)	高柳賢三	三〇	四	三五九
国際司法裁判所命令研究 (二) 裁判所の評議の結果の非公式発表 上部サヴォアとジエクス地方の自由地帯に関する事件 一九二九 年八月一九日命令 (Serie A, No. 22)	横田喜三郎	三〇	四	三七九

再保険条約 (一)	鹿島守之助	三〇	五	四〇三
新国家資本主義と国際関係 (一・完)	蠟山政道	三〇	五	四三六
仏領印度支那に於ける関税問題	大山卯次郎	三〇	五	四五二
涉外事件に関する鑑定 (三)	高柳賢三	三〇	五	四六七
再運送契約と船舶所有者の留置権 (二)	横田喜三郎	三〇	五	四八一
国際司法裁判所命令研究 (三) 非法律的解決と裁判所 上部サヴ オアとジエクススの自由地帯に関する事件 一九三〇年一月六日 命令 (Serie A, No. 24)	Th. Baty	三〇	五	五〇八
常設国際司法裁判所の職能に関する二三の考察	織田萬	三〇	六	五〇九
国家法秩序の継続性及び同一性と革命	岡康哉	三〇	六	五三四
国際法典編纂会議に於て作成せられたる国籍に関する条約 (一・ 完)	江川英文	三〇	六	五五八
涉外事件に関する鑑定 (四) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (甲)	高柳賢三	三〇	六	五八六
所謂国際法上の国内問題に関する或る研究	立作太郎	三〇	七	六〇七
国際法優位理論の現代的意義 (一) A. von Verdross の国際法理 論の研究	安井郁	三〇	七	六一三
南滿に於ける日支鉄道問題	清水泰次	三〇	七	六四六

涉外事件に関する鑑定 (五)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (甲)	高柳賢三	三〇	七	六六四
国際司法裁判所意見研究 (一)	労働総会の労働代表の選出方法 意見第一、オランダの労働代表の選出の事件、一九二二年七月三 一日 (Serie B, No. 1)	横田喜三郎	三〇	七	六八八
La Signification et la Portée du Domaine laissé par le Droit inter- national à la Compétence exclusive de l'Etat		Sakutaro Tachi	三〇	七	七二二
国際私法に於ける法律関係の性質決定に関する論争 (一)	再保険条約 (二)	久保岩太郎	三〇	八	七二三
グローテウィウスの自然法体系 (一)		鹿島守之助	三〇	八	七四二
涉外事件に関する鑑定 (六)	ビー・エル保証渡に関する諸鑑定 (乙)	福井康雄	三〇	八	七九二
国際司法裁判所意見研究 (一)	農業労働と国際労働機関 意見第 二、一九二二年八月二二日 (Serie B, No. 2)	高柳賢三	三〇	八	八〇六
国際司法裁判所意見研究 (一)	生産手段と国際労働機関 意見第 三、一九二二年八月二二日 (Serie B, No. 3)	横田喜三郎	三〇	八	八二二
沿岸貿易に関する考察		横田喜三郎	三〇	八	八一七
国際私法に於ける法律関係の性質決定に関する論争 (二)	完	泉哲	三〇	九	八二一
国際法優位理論の現代的意義 (一)	完	久保岩太郎	三〇	九	八三六
法理論の研究		安井郁	三〇	九	八四九

再保険条約 (三・完)

鹿島守之助 三〇 九 八八一

涉外事件に関する鑑定 (七) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定  
(乙)

高柳賢三 三〇 九 八九五

国際司法裁判所意見研究 (三) 国内事項と国籍 チュニスとモロ  
ッコにおける国籍法事件 意見第四、一九二三年二月七日 (Serie  
B, No. 4)

横田喜三郎 三〇 九 九一五

規約第十一条による連盟の行動

松原一雄 三〇 一〇 九三一

連盟脱退論を耳にして

立作太郎 三〇 一〇 九五二

国際法の実際的説明者エムリッシユ・ド・ヴァッテル

寺田四郎 三〇 一〇 九五五

グローテイウスの自然法体系 (二・完)

福井康雄 三〇 一〇 一〇〇七

涉外事件に関する鑑定 (八) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定  
(乙)

高柳賢三 三〇 一〇 一〇三一

国際法上の封鎖と連盟規約上の所謂経済封鎖

立作太郎 三一 一 一

国家承認論 (一)

安井郁 三一 一 二一

慣習国際法

ペリツチ 三一 一 五五

涉外事件に関する鑑定 (九) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定  
(丙)

高柳賢三 三一 一 六五

国際司法裁判所意見研究 (四) 非連盟国と裁判所意見 東部カレ  
リア事件 一九二三年七月二三日意見 (Serie B, No. 5)

横田喜三郎 三一 一 七八

Droit international coutumier (non-écrit).

J. M. Perich 三一 一 一〇四



ダンチヒ自由市の国際法上の制度

国家承認論 (一一)

涉外事件に関する鑑定 (一〇) ビー・エル保証渡に関する諸鑑定  
(内)

国際司法裁判所意見研究 (五) 連盟理事会による少数者の保護  
ドイツ農民の権利に関する件 一九二三年九月一〇日意見 (Série  
B, No. 6)

The League and the Manchurian Emergency A Conspectus of  
Japan's Position and Claims

自衛と復仇

三国干渉前後の事情

国家承認論 (三・完)

国際司法裁判所意見研究 (六) 少数者の国籍と連盟の保障 ポー  
ランド国籍の取得に関する件 一九二三年九月一五日意見 (Série  
B, No. 7)

満州事件特別号

『満州事件特別号』の発行について

自衛権概説

満州事件と国際連盟

満州事件と国際法

田岡良一 三一 二 一〇五

安井郁 三一 二 一四〇

高柳賢三 三一 二 一六六

横田喜三郎 三一 二 一七八

K. Mori 三一 二 一〇八

松原一雄 三一 三 一〇九

芦田均 三一 三 一三一

安井郁 三一 三 二六八

横田喜三郎 三一 三 二九九

— 三一 四 —

— 三一 四 i

立作太郎 三一 四 三一五

神川彦松 三一 四 三四一

横田喜三郎 三一 四 三五七

満州事件に関する主要論文要旨

満州事件に関する内外新聞論調

満州事件の経過（一九三一年九月一日より一九三二年一月二六日まで）

満州事件に関する外交文書

I 国際連盟理事会の決議

連盟理事会の決議（一九三一・九・三〇）

連盟理事会の決議案（一九三一・一〇・二四表決）

日本政府の修正案（一九三一・一〇・二四表決）

連盟理事会の決議（一九三一・一二・一〇）

連盟理事会議長の宣言（一九三一・一二・一〇）

日本代表の宣言（一九三一・一二・一〇）

中国代表の宣言（一九三一・一二・一〇）

II 国際連盟関係の外交文書

中国政府の国際連盟宛の通牒（一九三一・九・二二）

連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報（一九三一・九・二二）

中国政府の回答（一九三一・九・二三）

日本政府の回答（一九三一・九・二四）

江川 英文 三三 四三八

赤木 進 三三 四〇七

安井 郁 三三 四二七

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

三三 四

目次

米国政府の連盟理事会宛の通牒（一九三二・九・二三）	三	四	7
連盟理事会の回答（一九三二・九・二四）	三	四	8
米国政府の連盟理事会宛の覚書（一九三二・一〇・五）	三	四	18
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報（一九三二・一〇・九）	三	四	20
日本政府の回答（一九三二・一〇・一二）	三	四	20
連盟理事会の米国代表招請状（一九三二・一〇・一六）	三	四	28
米国國務長官のギルバート総領事宛の訓令（一九三二・一〇・一六）	三	四	29
ギルバート総領事より連盟理事会議長に手交されたる受諾書（一九三二・一〇・一六）	三	四	30
連盟理事会に於けるギルバート総領事の声明（一九三二・一〇・一六）	三	四	30
米国代表の理事会参加に関する日本外務当局の声明（一九三二・一〇・一六）	三	四	31
連盟規約に関する日本政府の質問書（一九三二・一〇・一七）	三	四	32
連盟理事会議長の回答（一九三二・一〇・一八）	三	四	32
連盟中国代表の理事会議長宛の通牒（一九三二・一〇・二四）	三	四	39
日本政府の声明に対する連盟理事会議長の見解書（一九三二・一〇・二九）	三	四	43

日本政府の声明に対する連盟中国代表の覚書（一九三二・一〇・三二）	三二	四	45
日本政府の連盟理事会議長宛の回答（一九三二・一一・七）	三一	四	48
連盟理事会議長の日本代表宛の通牒（一九三二・一一・五）	三一	四	60
日本代表の回答（一九三二・一一・六）	三一	四	61
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報（一九三二・一一・六）	三一	四	62
日本政府の回答（一九三二・一一・八）	三一	四	62
中国政府の回答（一九三二・一一・八）	三一	四	65
米回国務長官のドオズ大使宛の訓令（一九三二・一一・一〇）	三一	四	66
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文電報（一九三二・一一・一）	三一	四	66
日本政府の回答（一九三二・一一・一三）	三一	四	67
連盟理事会議長の日華両政府宛の同文通牒（一九三二・一一・二五）	三一	四	74
日本政府の回答（一九三二・一一・二七）	三一	四	74
中国政府の回答（一九三二・一一・二八）	三一	四	75
連盟事務総長のドオズ大使宛の書翰（一九三二・一一・二六）	三一	四	76
連盟理事會の決議案に関するコムミュニケ（一九三二・一一・二五）	三一	四	77

	連盟理事会の決議案に関するドオズ大使の声明(一九三二・一一・二五)				78
	英国代表の声明(一九三一・一二・一〇)				82
	米国情務長官の声明(一九三一・一二・二〇)				83
	Ⅲ 日米間及米華間の外交文書				
	中国政府の米国政府宛の通牒(一九三一・九・二二)				2
	米国情務長官の駐米日本大使宛の覚書(一九三一・九・二二)				5
	米国政府の日華両政府宛の同文通牒(一九三一・九・二四)				11
	日本政府の回答(一九三一・九・二七)				11
	中国政府の回答(一九三一・九・二七)				12
	中国政府の駐華米国公使宛の電報(一九三一・一〇・三)				15
	駐華米国公使の回答(一九三一・一〇・五)				16
	中国政府の駐華米国公使宛の通告(一九三一・一〇・九)				21
	米国情務長官の駐日米国大使宛の通告(一九三一・一〇・一〇)				22
	米国情務長官の駐華米国公使宛の通告(一九三一・一〇・一〇)				22
次	米国情務長官の日本外務大臣宛の覚書(一九三一・一〇・一一)				28
目	駐華米国公使の国務長官宛の電報(一九三一・一一・二)				51
総	中国政府の駐華米国公使宛の通牒(一九三一・一一・二)				51



	日本政府の回答（一九三一・一〇・九）				三	四	19
	日本政府の中国政府宛の抗議書（一九三一・一〇・九）				三	四	23
	中国政府の回答（一九三一・一〇・一二）				三	四	25
	中国政府の日本政府宛の通牒（一九三一・一〇・二七）				三	四	50
	日本政府の回答（一九三一・一〇・三二）				三	四	51
	中国政府の日本政府宛の通牒（一九三一・一一・四）				三	四	52
	日本政府の回答（一九三一・一一・一六）				三	四	52
	日本政府の中国政府宛の抗議書（一九三一・一一・二二）				三	四	67
	中国政府の駐華日本公使宛の抗議書（一九三一・一一・二〇）				三	四	73
	駐華日本公使の回答（一九三一・一一・二二）				三	四	73
	V 其他の外交文書				三	四	
	不戦条約に関する十三国政府の日華両政府宛の通牒（一九三一・一〇・一七）				三	四	34
	日本政府の回答（一九三一・一〇・二二）				三	四	34
	中国政府の（米国政府宛の）回答（一九三一・一〇・二二）				三	四	36
次	ソヴェエト連邦政府の対日声明（一九三一・一一・一四）				三	四	67
目	日本政府の回答（一九三一・一一・一九）				三	四	68
総	ソヴェエト連邦政府の対日声明（一九三一・一一・二〇）				三	四	69





米国有商船は日本の裁判管轄権に対しインミユニティーを主張し得るや——涉外事件に関する鑑定(一一)——	高柳賢三	五	五二五
国際司法裁判所意見研究(七) 世界大戦に基く新国家の国境の画定 ヤウオルチナ事件 一九一三年二月六日(Serie B, No. 8)	横田喜三郎	三	五三三
国際法に於ける国家の独立と承継(一)	大澤章	三	五五一
国際商法論の基本問題(一・完)——“Cessante ratiōne legis, cessat lex”——(立法理由なき場合には法の適用なき)	田中誠二	三	五九一
永代借地権の信託的遺贈——涉外事件に関する鑑定(一一)——	高柳賢三	三	六二二
国際司法裁判所意見研究(八) 新国家の国境の画定 聖ナオウム僧院事件 一九二四年九月四日意見(Serie B, No. 9)	横田喜三郎	三	六三〇
国際法上に於ける宗主権	立作太郎	三	六五七
涉外法律行為方式論	久保岩太郎	三	六七五
国際法に於ける国家の独立と承継(一)	大澤章	三	七一五
船主責任の終了時期(一)——涉外事件に関する鑑定(一三)	高柳賢三	三	七二六
常設国際司法裁判所意見研究(九) 条約の国内法に及ぼす効果ギリシアとトルコの住民交換事件 一九二五年二月二一日意見(Serie B, No. 10)	横田喜三郎	三	七四四
国家形成の原理としての民族主義	神川彦松	三	七六三
国際法に於ける国家の独立と承継(三)	大澤章	三	七七六

三国協商 (一)

船主責任の終了時期 (二) —— 涉外事件に関する鑑定 (一四)

鹿島守之助 三二 八 七九九

高柳賢三 三二 八 八三九

常設国際司法裁判所意見研究 (一〇) ダンチツヒの連盟高等委員の職能 ダンチツヒのポーランド郵便事務事件 一九二五年五月一六日意見 (Serie B, No. 11)

横田喜三郎 三二 八 八四八

国内管轄事項に関する一考察

泉哲 三二 九 八七三

国際法に於ける国家の独立と承継 (四・完)

大澤章 三二 九 八八八

三国協商 (三・完)

鹿島守之助 三二 九 九〇六

船主責任の終了時期 (三・完) —— 涉外事件に関する鑑定 (一五)

高柳賢三 三二 九 九三九

常設国際司法裁判所意見研究 (一一) 連盟理事会の拘束力ある決定 トルコとイラクの国境事件 一九二五年十一月二一日意見 (Serie B, No. 12)

横田喜三郎 三二 九 九四六

運送中の動産に関する物権移転の準拠法

自然法的国際法の祖サムエル・フォン・プーフエンドルフ

フランスと日本との関係につきて

江川英文 三二 一〇 九七七

国際司法裁判所意見研究 (一二) 国際労働機関と使用者の労働の規律 使用者の労働の規律に関する国際労働機関の権限に関する件 一九二六年七月二三日意見 (Serie B, No. 13)

寺田四郎 三二 一〇 九八九

米田實 三二 一〇 一〇四八

名誉会計主任子爵 福岡秀猪氏の逝去

横田喜三郎 三二 一〇 一〇六三

満州事件特別号(第二)					三二		
満州事件と兵力の行使					三一		一
満州事件と国際連盟					三一		二五
満州事件とフーヴァー主義					三一		四六
満州事件の経過——一九三二年一月一八日より九月二四日まで					三一		八七
満州事件に関する内外新聞論調——上海事件・満州国問題・リットン報告——					三一		一〇八
満州事件に関する外交文書					三一		
I 国際連盟総会及び理事会の決議					三一		
連盟理事会の決議(一九三二・二・一九)					三一		32
連盟理事会に於ける議長の提案(一九三二・二・二九)					三一		49
連盟総会の決議(一九三二・三・四)					三一		53
連盟総会の決議(一九三二・三・一一)					三一		55
連盟総会の決議(一九三二・四・三〇)					三一		60
リットン報告書作成期限延長に関する連盟臨時総会議長の提案(一九三二・七・一)					三一		73
II 上海事件及び日支紛争調査委員会の報告書					三一		
上海事件調査委員会の第一次報告(一九三二・二・六)					三一		7

上海事件調査委員会の第一次報告に対する補足	I	支那代表の要求 (一九三二.一二.九)	三	15
上海事件調査委員会の第一次報告に対する補足	II	上海事件調査委員会の回答 (一九三二.一二.一二)	三	15
上海事件調査委員会の第二次報告 (一九三二.一二.一二)			三	16
上海委員会の第二次報告に対する日本代表部の意見書 (一九三二.一二.一八)			三	29
上海事件調査委員会の第三次報告 (一九三二.一二.二〇)			三	34
上海事件調査委員会の第三次報告に対する補足 (一九三二.一二.二四)			三	42
上海事件調査委員会の第三次報告に対する日本代表部の意見書 (一九三二.一二)			三	43
上海事件調査委員会の第四次報告 (一九三二.三.五)			三	53
上海事件調査委員会の第三次及び第四次報告に対する日本政府の意見書 (一九三二.三.一二)			三	59
日支紛争調査委員会の予備報告 (一九三二.四.三〇)			三	62
日支紛争調査委員会の予備報告に対する支那代表部の覚書 (一九三二.五.四)			三	67
III 国際連盟関係の外交文書			三	1
規約第十条及び第十五条の適用に関する支那政府の要求 (一九三二.一.二九)			三	1

日支紛争の総会付託に関する支那代表の要求 (一九三二・二・二)					三			19
十二理事国の日本政府に対するアツピール (一九三二・二・一六)					三			23
連盟臨時総会招集に関する日本代表の理事会議長宛の書翰 (一九三二・二・一七)					三			25
連盟臨時総会招集に関する日本代表の書翰に対する理事会議長の回答 (一九三二・二・一九)					三			32
連盟臨時総会の招集に関する事務総長の電報 (一九三二・二・二〇)					三			36
十二理事国のアツピールに対する日本政府の回答及び附属声明書 (一九三二・二・二三)					三			38
日本代表の連盟事務総長宛の書翰 (一九三二・二・二九)					三			51
日本代表の連盟事務総長宛の書翰 (一九三二・四・二九)					三			60
IV 各国政府間の外交文書					三			
満州国政府の建国通牒 (一九三二・三・一一)					三			58
上海停戦協定 (一九三二・五・五)					三			69
日満議定書 (一九三二・九・一五)					三			74
V 各国政府の声明書					三			
上海事件に関する日本政府の宣言 (一九三二・一・二九)					三			1
連盟理事会に於ける佐藤代表の演説 (一九三二・一・二九)					三			3

連盟理事会に於ける佐藤代表の演説 (一九三二・一・三〇)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上海出兵に関する日本政府の声明 (一九三二・二・七)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上海事件に関する支那政府の声明 (一九三二・二・一二)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満州国の独立宣言 (一九三二・二・一八)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満州政府に関する支那側の声明 (一九三二・二・二二)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米国國務長官の上院外交委員長宛の書翰 (一九三二・二・二四)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満州国の建国宣言 (一九三二・三・一)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三二年三月十一日の連盟総会の決議に関する米國國務長官の 声明 (一九三二・三・一一)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満州國政府の海關自主宣言 (一九三二・六・一八)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
満州國承認に関する日本政府の声明 (一九三二・九・一五)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
党独裁制と國際責任 (一) —— コミンテルンと中国々民党 ——	高柳賢三	三一	二	—	—	—	—	—	—
租借地と國際地役 (一)	田岡良一	三一	二	—	—	—	—	—	—
印度会社法の二三の問題 —— 涉外事件に関する鑑定 (一六) ——	高柳賢三	三一	二	—	—	—	—	—	—
國際變化と國際法	松原一雄	三一	三	—	—	—	—	—	—
租借地と國際地役 (二)	田岡良一	三一	三	—	—	—	—	—	—
“Acting as commission agents” —— 涉外事件に関する鑑定 (一七)	高柳賢三	三一	三	—	—	—	—	—	—

国際司法裁判所意見研究 (一二三) ダニユープ河ヨーロッパ委員会  
の権能 ダニユープ河ヨーロッパ委員会の権能に関する事件 一  
九二七年十一月八日意見 (Serie B, No 14)

連盟脱退通告文と国際法

党独裁制と国際責任 (二) —— コミンテルンと中国々民党 ——

租借地と国際地役 (三・完)

常設国際司法裁判所意見研究 (一四) 条約と個人の権利義務 ダ  
ンチツヒ裁判所の管轄権に関する事件 一九二八年三月三日意見  
(Serie B, No 16)

委任統治と列国及連盟

党独裁制と国際責任 (三) —— コミンテルンと中国々民党 ——

満州国の成立と蘇露の態度

渉外行為能力論 (一)

国家結合論の新構成 (二)

党独裁制と国際責任 (四) —— コミンテルンと中国々民党 ——

常設国際司法裁判所意見研究 (一五) 裁判所の管轄権の決定者

一九二六年のギリシア＝トルコ協定の解釈事件 一九二八年八月

二八日意見 (Serie B, No 16)

自衛権

国際団体の強制力 (一)

横田喜三郎 三三一 三 三二五

立作太郎 三三一 四 三五一

高柳賢三 三三一 四 三六一

田岡良一 三三一 四 四〇三

横田喜三郎 三三一 四 四二八

松原一雄 三三一 五 四四九

高柳賢三 三三一 五 四七二

清水泰次 三三一 五 五四一

久保岩太郎 三三一 六 五六九

福井康雄 三三一 六 六〇三

高柳賢三 三三一 六 六四一

横田喜三郎 三三一 六 六七〇

杉村陽太郎 三三一 七 六九七

松下正壽 三三一 七 七二一

涉外行為能力論 (二・完)

久保岩太郎 三三 七 七五三

無人島先占に関する国際判決 クリッパートン島の主権に関する  
仲裁判決

横田喜三郎(記) 三三 七 七八二

常設国際司法裁判所意見研究 (一六) 条約と国内法の関係 ギリ  
シア・ブルガリア部落に関する事件 一九三〇年七月三十一日意見  
(Serie B, No. 17)

横田喜三郎 三三 七 七九〇

無主の島嶼の先占の法理と先例

立 作 太郎 三三 八 八一五

国際経済会議の失敗原因の考察

蠟 山 政 道 三三 八 八六三

国際団体の強制力 (二・完)

松 下 正 壽 三三 八 八七五

常設国際司法裁判所意見研究 (一七) ダンチツヒ自由市と国際勞  
働機関 意見一八、一九三〇年八月二六日 (Serie B, No. 18)

横 田 喜 三 郎 三三 八 八九八

民族主義の確立とアウトタルキー

神 川 彦 松 三三 九 九一九

ステイムソン主義の学会に於ける反響

松 原 一 雄 三三 九 九四二

キユバの革命と対米関係

米 田 實 三三 九 九六〇

常設国際司法裁判所判例研究 (一) 上部シレジアの少数者学校の  
事件 意見、一九三二年五月一五日 (Serie A/B, No. 40)

横 田 喜 三 郎 三三 九 九七八

国際紛争の解決と安全保障

大 澤 章 三三 一〇 一〇〇九

日本同盟協商制度論 (一)

鹿 島 守 之 助 三三 一〇 一〇四一

常設国際司法裁判所判例研究 (二) ドイツ・オーストリアの関税  
連合の事件 意見、一九三一年九月五日 (Serie A/B, No. 41)

横 田 喜 三 郎 三三 一〇 一〇五九



SOME CONSIDERATIONS ON THE FUTURE RECONSTRUCTION OF PEACE MACHINERY IN THE PACIFIC

Y. TAKAGI  
K. YOKOTA  
10 1118

故寺尾亨博士

—  
—  
—  
—

故高橋作衛博士

—  
—  
—  
—

我国際法学会の二人の先行者

立 作 太 郎

— 1 —

国際法学会研究会に就て

—  
—  
—  
—

安全保障問題

横 田 喜 三 郎

— 1 — 4

国際裁判に於ける制限と留保 (一)

松 原 一 雄

— 2 — 101

近世国際法学派の先駆コルネリウス・ヴァン・ピンケルスフーク

寺 田 四 郎

— 2 — 116

日本同盟協商制度論 (二)

鹿 島 守 之 助

— 2 — 168

常設国際司法裁判所判例研究 三 リスニアとポーランドの鉄

横 田 喜 三 郎

— 2 — 195

道運輸の事件 意見、一九三一年一〇月一五日 (Série A/B, No. 42)

—  
—  
—  
—

善隣外交と太平洋問題

蠟 山 政 道

— 3 — 109

日本同盟協商制度論 (三)

鹿 島 守 之 助

— 3 — 125

最近の日蘇關係

清 水 泰 次

— 3 — 146

世界大戦中及其以後に於ける武装商船問題

立 作 太 郎

— 4 — 101

国際裁判に於ける制限と留保 (一)

松 原 一 雄

— 4 — 136

日本同盟協商制度論 (四)

鹿 島 守 之 助

— 4 — 148

目 次

常設国際司法裁判所判例研究(四) ダンチッヒ港におけるポーランド軍艦の入港・碇泊に関する事件 意見、一九三一年一月一日 (Serie A/B, No. 43)

国際共助の一傾向

世界大戦中及其以後に於ける武装商船問題 (一)

一九三〇—一九三三年に於ける国際紛争平和処理の發達  
常設国際司法裁判所判例研究(五) ダンチッヒにあるポーランド人の取扱に関する事件 意見、一九三三年二月四日 (Serie A/B No. 44)

再び法律關係の性質決定に就て

条約の解釈に於ける準備交渉の地位 (一)

国家結合論の新構成 (二)

常設国際司法裁判所判例研究(六) 一九二七年のギリシア・ロブルガリア協定の事件 意見、一九三二年三月八日 (Serie A/B, No. 45)

モンロウ・ドクトリンの起源及原形に就て

日本同盟協商制度論 (五)

条約の解釈に於ける準備交渉の地位 (二・完)

常設国際司法裁判所判例研究(七) 上部サヴォアとチエクススの自由地帯に関する事件 一九三二年六月七日判決 (Serie A/B, No. 46)

横田喜三郎 三三 四 三九〇

和田禎純 三三 五 四〇七

立作太郎 三三 五 四三九

一又正雄 三三 五 四五六

横田喜三郎 三三 五 四八四

久保岩太郎 三三 六 五〇七

一又正雄 三三 六 五三二

福井康雄 三三 六 五五八

横田喜三郎 三三 六 五九九

神川彦松 三三 七 六一一

鹿島守之助 三三 七 六三一

一又正雄 三三 七 六六五

横田喜三郎 三三 七 六九一

ステイムソン主義の国際法化

日本同盟協商制度論 (六)

世界恐慌以来の世界通商条約及通商協定

常設国際司法裁判所判例研究 (八) メーメル領域規程の解釈に関する事件 (管轄権) 一九三二年六月二四日判決 (Serie A/B, No. 47)

侵略の定義に関する条約 (一)

日本同盟協商制度論 (七)

ソヴェート・ロシアの連盟加入を展望して

常設国際司法裁判所判例研究 (九) メーメル領域規程の解釈に関する事件 (本案) 一九三二年八月二一日判決 (Serie A/B, No. 49)

汎大陸主義概説

侵略の定義に関する条約

国家結合論の新構成 (三・完)

常設国際司法裁判所判例研究 (一〇) 女子の夜間労働に関する条約の解釈に関する件 意見、一九三二年一月一五日 (Serie A/B, No. 50)

英米学派と大陸学派

共同安全保障組織に就て

横田喜三郎 三三 八 七二一

鹿島守之助 三三 八 七四八

生島廣治郎 三三 八 七七七

横田喜三郎 三三 八 八〇一

大澤章 三三 九 八一一

鹿島守之助 三三 九 八五九

松原一雄 三三 九 八七七

横田喜三郎 三三 九 八九八

神川彦松 三三 一〇 九一五

大澤章 三三 一〇 九三七

福井康雄 三三 一〇 九七三

横田喜三郎 三三 一〇 一〇〇一

立作太郎 三四 一 一

細野軍治 三四 一 二七

日米協商——日本同盟協商制度論(八)——

常設国際司法裁判所判例研究(一一)——東部グリーンランドの法律的地位に関する事件——一九三三年四月五日判決(Serie A/B, No. 53)

国際法上アングロサクソン派と大陸派との意見の差異——国際法学会第二回研究会報告論文——

侵略の定義に関する条約(三・完)

第二回日露協商——日本同盟協商制度論(九)——

世界恐慌以来の世界通商条約及通商協定(二)——一九三一年の世界通商条約——

常設国際司法裁判所判例研究(一二)——東南部グリーンランドの法律的地位に関する事件——一九三二年八月二日と三日の命令(Serie A/B, No. 48)——一九三三年五月一日の命令(Serie A/B, No. 55)

評議員兼編纂委員菊池駒次氏の逝去

パレスタイン委任統治(一)——国際法学会第二回研究会報告論文——

国際約定の一形式たる交換公文の研究

第三回日英同盟——日本同盟協商制度論(二〇)——

安達博士の逝去

安達博士を悼む

鹿島守之助 三四 一 五五

横田喜三郎 三四 一 七〇

泉 哲 三四 二 九九

大澤 章 三四 二 一一二

鹿島守之助 三四 二 一三一

生島廣治郎 三四 二 一四七

横田喜三郎 三四 二 一七五

立 作太郎 三四 二 一九〇

田 岡 良 一 三四 三 一九一

一 又 正 雄 三四 三 二一九

鹿島守之助 三四 三 二五〇

横田喜三郎 三四 三 二六七

立 作太郎 三四 三 二六七

安達峰一郎氏を憶ふ

マックス・フーバー  
祖川武夫訳 三四 三 二七二

安達博士の逝去に対する国際連盟の哀悼

三四 三 二七五

常設国際司法裁判所判例研究(一三) カルテロリゾ島とアナトリ  
ア海岸の間の領海の境界に関する事件 一九三三年一月二六日命  
令 (Serie A/B, No 51)

横田喜三郎 三四 三 二七八

常設国際司法裁判所判例研究(一四) プレス公財産管理に関する  
事件 一九三三年二月四日命令 (Serie A/B, No 52) 一九三三年  
五月一日命令 (Serie A/B, No 54) 一九三三年七月四日命令  
(Serie A/B, No 57) 一九三三年十一月二日命令 (Serie A/B, No  
59)

横田喜三郎 三四 三 二七九

常設国際司法裁判所判例研究(一五) ハンガリア・チェコスロ  
ヴァキア混合仲裁裁判所の判決に関する事件 一九三三年五月一  
二日命令 (Serie A/B, No 56)

横田喜三郎 三四 三 二八五

常設国際司法裁判所判例研究(一六) ポーランドの農業改良とド  
イツ系少数者に関する事件 一九三三年七月二九日命令 (Serie  
A/B, No 58) 一九三三年十一月二日命令 (Serie A/B, No 60)

横田喜三郎 三四 三 二八六

国際連盟脱退の要件及効果(一)

松原一雄 三四 四 二九一

パレスティン委任統治(一) —— 国際法学会第二回研究会報告論  
文 ——

田岡良一 三四 四 三二二

第三回日露協商 —— 日本同盟協商制度論(一一) ——

鹿島守之助 三四 四 三四五

総 承認に関する国際法典案の批判(一)

安井郁 三四 四 三六六

常設国際司法裁判所判例研究(一七) ハンガリー・チエコスロ  
 ヴァキア混合仲裁裁判所の判決に関する事件(ペテル・パズマ  
 ニー大学の事件)一九三三年二月一五日判決 (Serie A/B, No  
 61)

最近国際法学海に投ぜられたる一石の波紋

連盟脱退の要件及効果 (二)

パレスタイン委任統治 (三・完) —— 国際法学会第二回研究会報  
 告論文 ——

承認に関する国際法典案の批判 (二・完)

常設国際司法裁判所判例研究(一八) フランス・ギリシアの燈台  
 に関する事件 一九三四年三月一七日判決 (Serie A/B, No 62)

パナマ運河地帯の行政経営

日仏・日露並日英仏露四国同盟案 —— 日本同盟協商制度論 (二二)

外国に於ける条約の締結、署名及び批准の手続 (一)

常設国際司法裁判所判例研究(一九) オスカー・チンに関する事  
 件 一九三四年二月一二日判決 (Serie A/B, No 63)

日本国和蘭国間司法的解決、仲裁裁判及調停条約

TRAITE DE REGLEMENT JUDICIAIRE, D'ARBITRAGE ET  
 DE CONCILIATION ENTRE LE JAPON ET PAYS-BAS.

署名議定書

横田喜三郎 三四 四 三七四

立作太郎 三四 五 三九一

松原一雄 三四 五 四二〇

田岡良一 三四 五 四三七

安井郁 三四 五 四五四

横田喜三郎 三四 五 四七二

蠟山政道 三四 六 四八七

鹿島守之助 三四 六 五〇五

一又正雄 三四 六 五一八

横田喜三郎 三四 六 五四三

—— 三四 六 付一

—— 三四 六 付一

—— 三四 六 付九

PROTODOLE DE SIGNATURE.

常設国際司法裁判所と国際私法問題

帝国の倫敦宣言加入並に第四回日露協商及秘密同盟条約——日本同盟協商制度論(一一三)——

外国に於ける条約の締結、署名及び批准の手續(一一)

常設国際司法裁判所判例研究 アルバニアの少数者学校に関する事件 一九三五年四月六日意見 (Série A/B, No 64)

門戸開放、機会均等、商業自由 附 満州石油専門問題及コンゴアのオスカー・チン事件

日本とオランダの裁判調停条約

外国に於ける条約の締結、署名及び批准の手續(一一)

常設仲裁裁判所判例研究(一) カリフォルニア布教基金に関する事件 一九〇二年一〇月一四日判決

安全保障に於ける条約の二重の意義

日本とオランダの裁判調停条約(一一)

石井・ランシング協定——日本同盟協商制度論(一一四)——

常設仲裁裁判所判例研究(二) ヴェネズエラ債権優先権事件 判決第二、一九〇四年二月二二日宣告

安全保障に於ける条約の二重の意義

日本とオランダの裁判調停条約(一一・完)

三四 六 付九

江川 英文 三四 七 五六七

鹿島守之助 三四 七 五九一

一又正雄 三四 七 六二二

横田喜三郎 三四 七 六二九

立 作太郎 三四 八 六六五

横田喜三郎 三四 八 六九八

一又正雄 三四 八 七二九

横田喜三郎 三四 八 七五〇

大澤 章 三四 九 七六六

横田喜三郎 三四 九 七九八

鹿島守之助 三四 九 八二九

横田喜三郎 三四 九 八五二

大澤 章 三四 一〇 八七〇

横田喜三郎 三四 一〇 八九二

日英同盟の廃棄並に四国条約の成立——日本同盟協商制度論（一五）

常設仲裁裁判所判例研究（三三） 日本の家屋税事件（二） 判決第三、一九〇五年五月二二日宣告

制裁

クリミヤ戦争と極東（一一）

日本の加入せる条約目録（昭和六—十年）

国際問題に関する文献目録（昭和九年）

制裁（一一）

安全保障に於ける条約の二重の意義（二三・完）

最惠国待遇と門戸開放との類似点に関する一考察（二）

常設仲裁裁判所判例研究 四 マスカット土人船事件 判決第四、一九〇五年八月八日宣告

制裁（二三・完）

支那に関する九国条約（二）——日本同盟協商制度論（一六）

ポリヴィア・パラグアイ国境の画定

常設仲裁裁判所判例研究 五 カサブランカ事件 判決第五、一九〇九年五月二二日宣告

九〇九年五月二二日宣告

満州国不承認に関する国際連盟機関の議決の効力

鹿島守之助 三四 一〇 九三四

横田喜三郎 三四 一〇 九五五

松原一雄 三五 一 一

奥平武彦 三五 一 四二

小谷鶴次 三五 一 六九

小谷鶴次 三五 一 七六

松原一雄 三五 二 九七

大澤章 三五 二 一二七

重光藏 三五 二 一六二

横田喜三郎 三五 二 一七七

松原一雄 三五 二 一九七

鹿島守之助 三五 三 二二三

秋保一郎 三五 三 二五六

横田喜三郎 三五 三 二七一

立作太郎 三五 四 二九九



クリミヤ戦争と極東(二・完)

最惠国待遇と門戸開放との類似点に関する一考察(二・完)

常設仲裁裁判所判例研究 六 グリスバダルナ事件 判決第六、  
一九〇九年一〇月二三日宣告

日本・リベリア間通商航海に関する交換公文(日・英文)

国際私法上に於ける先決問題(一)

支那に関する九国条約(二・完) —— 日本同盟協商制度論(二六)

常設仲裁裁判所判例研究 七 北大西洋沿岸の漁業に関する事件  
判決第七、一九一〇年九月七日宣告

常設国際司法裁判所規程改正議定書

千九百二十九年九月十四日の議定書の附属書

PROTOCOLE

PROTOCOL.

ANNEXE AU PROTOCOLE DU 14 SEPTEMBRE 1929

ANNEX TO THE PROTOCOL OF SEPTEMBER 14 1929.

次 外務省告示第二十五号

目 空襲に関する軍事目標主義(一)

総 満州国不承認に関する国際連盟機関の議決の効力(承前)

奥平武彦 三五 四 三二三

重光藏 三五 四 三四四

横田喜三郎 三五 四 三七二

久保岩太郎 三五 四 三九二

鹿島守之助 三五 五 四〇一

横田喜三郎 三五 五 四一五

横田喜三郎 三五 五 四二八

三五 五 四六三

三五 五 四六四

三五 五 四七一

三五 五 四七一

三五 五 四七四

三五 五 四七四

三五 五 四九〇

田岡良一 三五 六 四九三

立作太郎 三五 六 五二九

猥褻刊行物ノ流布及取引禁止条約

三五 六 五五八

猥褻刊行物ノ流布及取扱ノ禁止ノ為ノ国際会議最終議定書

三五 六 五六三

附屬書

三五 六 五六七

CONVENTION INTERNATIONALE POUR LA REPRESSION DE LA CIRCULATION ET DU TRAFIC DES PUBLICATIONS OBSCÈNES

三五 六 五七〇

INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SUPPRESSION OF THE CIRCULATION OF AND TRAFFIC IN OBSCENE PUBLICATIONS

三五 六 五七〇

CONFERENCE INTERNATIONALE POUR LA REPRESSION DE LA CIRCULATION ET DU TRAFIC DES PUBLICATIONS OBSCÈNES. ACTE FINAL.

三五 六 五八一

INTERNATIONAL CONFERENCE FOR THE SUPPRESSION OF THE CIRCULATION OF AND TRAFFIC IN OBSCENE PUBLICATIONS. FINAL ACT.

三五 六 五八一

ANNEXE.

三五 六 五九三

ANNEX.

三五 六 五九三

外務省告示第三十一号

三五 六 五九六

明治新政府の成立及承認

三五 七 六〇一

空襲に関する軍事目標主義 (一)

三五 七 六三一

国際私法上に於ける先決問題 (一・完)

三五 七 六六八

常設仲裁裁判所判例研究 八 オリノコ汽船会社事件 判決第八、  
一九一〇年一〇月二五日宣告

満州国治外法権一部撤廃ニ関スル日満条約

附属協定

關於在満州国日本国臣民居住及満州国課税等之満州国與日本国間

条約

附属協定

日満工業所有權保護協定

關於満州国與日本国間工業所有權互相保護之協定

蘇蒙互助条約の成立

空襲に關する軍事目標主義 (二三)

日蘇条約と兩國の新關係——日本同盟協商制度論 (二七) ——

スペインの内乱と不干渉協定

常設仲裁裁判所判例研究 九 サヴァルカー事件 判決第九、一

一九一一年二月二四日宣告

國際法に於ける条約改訂の問題 (一一)

國際私法に於ける禁治産制度

空襲に關する軍事目標主義 (四・完)

総 目 ルーマニアの変調と小協商の将来

横田喜三郎 三五 七 六八七

三五 七 七〇〇

三五 七 七〇一

三五 七 七〇四

三五 七 七〇五

三五 七 七〇八

三五 七 七〇九

三五 八 七一〇

三五 八 七三二

三五 八 七六〇

三五 八 七八二

三五 八 八〇〇

三五 九 八〇六

三五 九 八二九

三五 九 八五四

三五 九 八七四

三五 九 八七七

常設仲裁裁判所判例研究 一〇	カネヴァロ事件 判決第一〇、一	横田喜三郎	三五	九	八九四
九一二年五月三日宣告					
内乱と国際法		松原一雄	三五	一〇	九二二
国際法に於ける条約改訂の問題 (一)		大澤章	三五	一〇	九四四
常設仲裁裁判所判例研究 一一	ロシア賠償事件 判決一一、一	横田喜三郎	三五	一〇	九七三
九一二年一月一日宣告					
労働者職業病補償条約			三五	一〇	九九五
CONVENTION CONCERNANT LA RÉPARATION DES MALADIES PROFESSIONNELLES (RÉVISÉE EN 1934).			三五	一〇	一〇〇〇
CONVENTION CONCERNING WORKMEN'S COMPENSATION FOR OCCUPATIONAL DISEASES (REVISED 1934).			三五	一〇	一〇〇〇
外務省告示第四十八号			三五	一〇	一〇〇九
「ナチス」国際法観		立作太郎	三六	一	一
国際連盟規約による干渉 (一)		小谷鶴次	三六	一	三一
常設仲裁裁判所判例研究 一二	カルタージュ号事件 判決一二、一	横田喜三郎	三六	一	八四
一九一三年五月六日宣告					
日独防共協定			三六	一	九九
共産「インターナショナル」ニ対スル協定ノ附属議定書			三六	一	一〇〇
ABKOMMEN GEGEN DIE KOMMUNISTISCHE INTERNATIONALE.			三六	一	一〇一

ZUSATZPROTOKOLL ZUM ABKOMMEN GEGEN DIE  
KOMMUNISTISCHE INTERNATIONALE.

外務省声明

国際私法上に於ける遺言 (一)

国際連盟規約による干渉 (二)

一九三四—一九三五年に於ける国際紛争平和的処理の情勢 (一)

常設仲裁裁判所判例研究 一三 マヌーバ号事件 判決一三、一

九一三年五月六日宣告

日露漁業条約延長議定書

PROTOCOL.

国際法に於ける条約改訂の問題 (三)

国際連盟規約による干渉 (三・完)

常設仲裁裁判所判例研究 一四 ティモル島事件 判決一四、一

九一四年六月二五日宣告

国際法に於ける条約改訂の問題 (四)

国際私法上に於ける遺言 (二)

我が大陸政策の史的考察 (一) —— 日本同盟協商制度論 (一八・

結論)

久保岩太郎	三六	一	一〇二
小谷鶴次	三六	一	一〇三
一又正雄	三六	二	一〇五
横田喜三郎	三六	二	一〇八
大澤章	三六	二	一八三
小谷鶴次	三六	二	一九四
横田喜三郎	三六	二	二〇二
大澤章	三六	二	二〇三
小谷鶴次	三六	三	二〇四
横田喜三郎	三六	三	二〇四
横田喜三郎	三六	三	二八六
大澤章	三六	三	二八六
久保岩太郎	三六	四	三〇二
久保岩太郎	三六	四	三二六
鹿島守之助	三六	四	三四五

一九三四—一九三五年に於ける国際紛争平和的処理の情勢(二・完)	一	又	正雄	三六	四	三七二
常設仲裁裁判所判例研究 一五 ポルトガルの教会財産の没収に關する事件 判決一五、一九二〇年九月二日と四日宣告	横田喜三郎	三六	四	三九〇		
国際法に於ける条約改訂の問題(五・完)	大澤章	三六	五	三九九		
我が大陸政策の史的考察(二)——日本同盟協商制度論(結論)	鹿島守之助	三六	五	四三二		
「モントルー」条約に依る新海峡制度	佐藤舜	三六	五	四四八		
海峡制度ニ關スル「モントルー」条約		三六	五	四七七		
第一附属書		三六	五	四八六		
第二附属書		三六	五	四八七		
第三附属書		三六	五	四八九		
第四附属書		三六	五	四八九		
議定書		三六	五	四九〇		
CONVENTION CONCERNANT LE RÉGIME DES DÉT-ROITS, SIGNÉE A MONTRÉUX, LE VINGT JUILLET 1936		三六	五	四九一		
ANNEXE I		三六	五	五〇三		
ANNEXE II		三六	五	五〇五		
ANNEXE III		三六	五	五〇七		

ANNEXE IV  
PROTOCOL

外務省告示第二十一号

外務省告示第二十二号

親子間の法律関係を定むる国際私法規定の適用に関する若干の問題 (一)

国際私法上に於ける遺言 (三)

我が大陸政策の史的考察 (三) —— 日本同盟協商制度論 (結論)

常設仲裁裁判所判例研究 一六ペルーに対するフランス人債権の事件 判決一六、一九二二年一〇月一日宣告

永代借地制度解消ニ関スル交換公文

一 日英交換公文

日英交換公文 (英文)

二 日仏交換公文

日仏交換公文 (仏文)

連盟規約第十九条論 (一)

親子間の法律関係を定むる国際私法規定の適用に関する若干の問題 (二・完)

江川英文	三六	七	六一九
山下康雄	三六	七	六〇七
	三六	六	六〇四
	三六	六	六〇二
	三六	六	六〇〇
	三六	六	五九八
	三六	六	五九八
横田喜三郎	三六	六	五八〇
鹿島守之助	三六	六	五六七
久保岩太郎	三六	六	五三〇
江川英文	三六	六	五一〇
	三六	五	五〇九
	三六	五	五〇九
	三六	五	五〇八
	三六	五	五〇八

国際私法上に於ける遺言(四・完)

久保岩太郎 三六 七 六三九

常設仲裁裁判所判例研究 一七 アメリカのノルウエー船徴発事件 判決一七、一九三二年一〇月二三日宣告

横田喜三郎 三六 七 六五八

阿片吸食防止協定

三六 七 六九三

ACCORD

三六 七 六九六

AGREEMENT

三六 七 六九六

最終議定書

三六 七 七〇一

ACTE FINAL

三六 七 七〇六

FINAL ACT

三六 七 七〇六

外務省告示第三十七号

三六 七 七二七

アメリカ合衆国新中立法要義(一)

立 作太郎 三六 八 七一八

連盟規約第十九条論(二)

山 下 康 雄 三六 八 七四八

常設仲裁裁判所判例研究 一八 パルマス島事件 判決一八、一九二八年四月四日宣告

横 田 喜三郎 三六 八 七七三

アメリカ合衆国新中立法要義(二・完)

立 作太郎 三六 九 八二六

租借地と戦争(一)

植 田 捷 雄 三六 九 八五二

連盟規約第十九条論(三)

山 下 康 雄 三六 九 八七一

我が大陸政策の史的考察(四・完) —— 日本同盟協商制度論(結論) ——

鹿 島 守之助 三六 九 八八九



常設仲裁裁判所判例研究 (国際審査委員会報告研究) 一 北海のイギリス漁船砲撃事件 報告第一、一九〇五年二月二六日提出

現代帝國主義の特質

露清密約と直隸灣問題 (一)

租借地と戦争 (二・完)

常設仲裁裁判所判例研究 (国際審査委員会報告研究) 二 タヴイニアノ号、カムーナ号、ゴローア号事件 報告第二、一九一二年七月二三日提出

滿州国治外法権撤廃及滿鉄附屬地行政権移讓ニ關スル日滿条約

附屬協定 (甲)

附屬協定 (乙)

關於在滿州国治外法権之撤廃及南滿州鉄道附屬地行政権之移讓之滿州国與日本国間条約

附屬協定 (甲)

附屬協定 (乙)

國際法上の平時封鎖と全支沿岸航行遮断宣言

イギリス帝国外交の一面 (一) (本国と自治領の關係につきて)

國際審査委員会報告研究 三 チュバンチア号事件 報告第三、一九二二年二月二七日提出

日本「ビルマ」間通商關係ニ關スル条約

横田喜三郎	三六	九	九一〇
神川彦松	三六	一〇	九二五
秋保一郎	三六	一〇	九四八
植田捷雄	三六	一〇	九八〇
横田喜三郎	三六	一〇	九九二
横田喜三郎	三六	一〇	一〇〇四
横田喜三郎	三六	一〇	一〇〇六
横田喜三郎	三六	一〇	一〇一一
横田喜三郎	三六	一〇	一〇二三
横田喜三郎	三六	一〇	一〇三四
横田喜三郎	三六	一〇	一〇二九
立作太郎	三七	一	一
米田實	三七	一	一一二
横田喜三郎	三七	一	三六
横田喜三郎	三七	一	六五

議定書

Convention regarding the Commercial Relations between Japan

and Burma

Protocol

外務省告示第百二号

日本印度間通商関係ニ関スル条約ノ効力延長ニ関スル公文

日本印度間通商関係ニ関スル条約ノ効力延長ニ関スル公文(英文)

日本綿布ノ印度ヘノ輸入ニ関スル議定書

PRPTOCOL.

日本「トルロ」間貿易協定

ACCORD SUR LES ECHANGES COMMERCIAUX ENTRE

LE JAPON ET LA TURQUIE.

日本国「トルロ」間貿易協定ノ実施ニ関スル取極

ARRANGEMENT POUR L'EXECUTION DE L'ACCORD  
SUR LES ECHANGES COMMERCIAUX ENTRE LE JAPON  
ET LA TURQUIE.

国際法上の戦争

イギリス帝国外交の一面(一) (本国と自治領の関係につき)

露清密約と直隸湾問題(一)

秋	米	松							
保	田	原							
一	實	一雄							
郎	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
三七	二	二	一	一	一	一	一	一	一
二	一三六	一〇一	九七	九四	九三	九二	八七	八三	八〇
一四九									

常設仲裁裁判所判例研究 一九 シェヴロー事件 (一) 判決、第一九、一九三一年六月九日宣告

露清密約と直隸湾問題 (三)

英国捕獲法の創立者ストーウエル卿

常設仲裁裁判所判例研究 二〇 グスタフ・アドルフ号とパシフィック号事件 (一) 判決二〇、一九三三年七月一八日宣告

伊太利ノ日独防共協定参加議定書

PROTOCOLLO.

PROKOLL.

国際法秩序に於ける制裁と中立 (一)

一八八七年の欧州の危機 (一)

イギリス帝国外交の一面 (三) (本国と自治領の関係につきて)

常設国際司法裁判所判例研究 一一 ダンチツヒ法令の憲法違反の事件 一九三五年三月四日意見 (Serie A/B No 65)

受動的の意義に於ける全体主義と敵国私有財産の没収

未承認国家の国際法的意義

不承認主義の現勢 (一)

国際法秩序に於ける制裁と中立 (二)

イギリス帝国外交の一面 (四・完)

横田喜三郎	三七	二	一七一
秋保一郎	三七	三	二〇一
寺田四郎	三七	三	二二九
横田喜三郎	三七	三	二六八
——	三七	三	二九七
——	三七	三	二九八
——	三七	三	二九九
大澤章	三七	四	三〇二
田中直吉	三七	四	三三一
米田實	三七	四	三五五
横田喜三郎	三七	四	三七一
立作太郎	三七	五	三九四
大淵仁右衛門	三七	五	四三二
一又正雄	三七	五	四五〇
大澤章	三七	五	四六七
米田實	三七	六	四九八

露清密約と直隸湾問題 (四・完)

日暹友好通商航海条約の研究

日本国暹羅国間友好通商航海条約

最終議定書

TREATY OF FRIENDSHIP, COMMERCE AND NAVIGATION BETWEEN JAPAN AND SIAM

FINAL PROTOCOL.

國際法秩序に於ける制裁と中立 (三)

一八八七年の欧州の危機 (一・完)

不承認主義の現勢 (一・完)

跡部博士の永逝

一国の港津及内海に在る外国商船に関する裁判管轄權

國際法秩序に於ける制裁と中立 (四・完)

常設國際司法裁判所判例研究 一三二 ユーゴスラヴィア農業改革の事件 (パズス、クサキ、エステルハジイ事件) 一九三六年五月二三日命令 (Serie A/B N° 66) 一九三八年二月一六日判決

(Serie A/B N° 68)

戦争責任論争の一考察

植民地統治者としての和蘭東印度会社 (一)

秋保一郎 三七 六 五一八  
佐藤舜 三七 六 五四四

—— 三七 六 五八〇

—— 三七 六 五八九

—— 三七 六 五九一

—— 三七 六 六〇三

大澤章 三七 七 六〇六

田中直吉 三七 七 六三六

一又正雄 三七 七 六五七

江川英文 三七 七 七八四

立作太郎 三七 八 七八六

大澤章 三七 八 八二一

横田喜三郎 三七 八 八五六

神川彦松 三七 九 八八三

楊井克巳 三七 九 九〇七

常設国際司法裁判所判例研究 一三一 ロザンジュ会社事件 一九  
 三六年六月二十七日命令 (Serie A/B No. 67) 一九三六年十一月一  
 四日命令 (Serie A/B No. 69)

伊太利日滿間貿易協定

署名議定書

ACCORD ENTRE LE GOUVERNEMENT D'ITALIE, LE  
 GOUVERNEMENT DU JAPON ET LE GOUVERNEMENT  
 DU MANDCHOUKOUO POUR RÉGLER LES ÉCHANGES  
 COMMERCIAUX ET LES PAIEMENTS Y AFFÉRENTS EN-  
 TRE L'ITALIE D'UNE PART ET LE JAPON ET LE MAN-  
 CHOUKOUO D'AUTRE PART

PROTOCOLE DE SIGNATURE.

国際私法法規適用上の若干問題

植民地統治者としての和蘭東印度会社 (二)

常設国際司法裁判所判例研究 一四 ミユース河からの引水に關  
 する事件 一九三七年六月二十八日判決 (Serie A/B, No. 70)

国際法の新動向

法的紛争の概念 (一)

常設国際司法裁判所判例研究 一五 クリート島とサモス島の燈  
 台に關する事件 一九三七年一〇月八日判決 (Serie A/B, No. 71)

目次

日独文化協定

横田喜三郎 三七 九

—— 三七 九

—— 三七 九

—— 三七 九

—— 三七 九

久保岩太郎 三七 一〇

楊井克巳 三七 一〇

横田喜三郎 三七 一〇

松原一雄 三八 一

横田喜三郎 三八 一

横田喜三郎 三八 一

—— 三八 一

ABKOMMEN ÜBER KULTURELLE ZUSAMMENARBEIT  
ZWISCHEN DEM DEUTSCHEN REICH UND JAPAN.

国際調停の意義

法的紛争の概念 (二)

常設国際司法裁判所判例研究 二六 ボルクグラーヴ事件 (管轄  
権) 一九三七年一月六日判決 (Serie A/B No. 72)

土地の先占に関する沿革的考察

金約款問題の準拠法——特に米国金弗約款廢棄共同決議の適用範  
囲と関連して——

法的紛争の概念 (三)

一八七七年の露土戦争 (二)

国際法受範者としての国家と個人 (一)

法的紛争の概念 (四)

法的紛争の概念 (五)

国際法受範者としての国家と個人 (二)

常設国際司法裁判所判例研究 二七 モロッコの磷酸塩事件 一  
九三八年六月一日判決 (Serie A/B No. 74)

満州国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル  
議定書

PROTOCOLLO

田岡良一	三	三八	一	九五
横田喜三郎	二	三八	二	九七
横田喜三郎	二	三八	二	一二五
横田喜三郎	二	三八	二	一五七
立作太郎	三	三八	三	一八三
實方正雄	三	三八	三	二〇二
横田喜三郎	三	三八	三	二四一
田中直吉	四	三八	四	二八一
田畑茂二郎	四	三八	四	三二二
横田喜三郎	四	三八	四	三四二
横田喜三郎	五	三八	五	三八一
田畑茂二郎	五	三八	五	四一八
横田喜三郎	五	三八	五	四四〇
横田喜三郎	五	三八	五	四六八
——	五	三八	五	四七一

PROTOKOLL.

議定書

ハンガリー国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル議定書

PROTOCOLLO.

PROTOKOLL.

西班牙国ノ共産「インターナショナル」ニ対スル協定参加ニ関スル議定書

PROTOCOLLO.

PROTOKOLL.

一八七七年の露土戦争(二)

法的紛争の概念(六・完)

国際法受範者としての国家と個人(三)

巨文島事件回顧

次 モンロー主義の考察

目 一八七七年の露土戦争(三・完)

総 国際法受範者としての国家と個人(四・完)

田中直吉	三八	六	四八一
横田喜三郎	三八	六	四九一
田畑茂二郎	三八	六	五二七
秋保一郎	三八	六	五五四
神川彦松	三八	七	五七六
田中直吉	三八	七	六一七
田畑茂二郎	三八	七	六三五

常設国際司法裁判所判例研究 一一八 パネヴェジス・サルツチス  
 キス鉄道事件 一九三八年六月二〇日命令 (Serie A/B No. 75)  
 一九三九年二月二八日判決 (Serie A/B No. 76)

日露漁業協定

PROTOCOL.

外務省告示第十五号

国旗と国際法 (一一)

常設国際司法裁判所判例研究 二一九 ソフィア電気会社に関する  
 事件 一九三九年四月四日判決 (Serie A/B No. 77)

海戦と空戦における中立国の権利義務に関する条約案

強制的に結ばれたる条約の効力及国際法の淵源に関する新説

国旗と国際法 (一一・完)

大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (一) —— (一九〇七—一九一  
 四) ——

常設国際司法裁判所判例研究 二二〇 ベルギー商會社事件 一  
 九三九年六月一五日判決 (Serie A/B No. 78)

欧州戦争と經濟戰

欧州戦争とトルコ (トルコ、イタリイ關係の検討)

大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (二) —— (一九〇七—一九一  
 四) ——

横田喜三郎 三八 七 六五〇

—— 三八 七 六六九

—— 三八 七 六七〇

—— 三八 七 六七〇

一又正雄 三八 八 六七五

横田喜三郎 三八 八 七〇七

横田喜三郎 三八 八 七二六

立作太郎 三八 九 七七九

一又正雄 三八 九 七九九

細野軍治 三八 九 八一〇

横田喜三郎 三八 九 八三七

松原一雄 三八 一〇 八六五

米田實 三八 一〇 八九五

細野軍治 三八 一〇 九一一



人種的差別に基く婚姻禁止法の渉外的効力

江川 英文 三九 一

大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (三) —— (一九〇七—一九一四) ——

細野 軍治 三九 一 二四

イギリスのドイツ貨物捕獲令

横田 喜三郎 三九 一 六〇

日本国「タイ」国間定期航空業務の運営に関する協定

—— 三九 一 七九

AGREEMENT FOR THE OPERATION OF REGULAR AIR SERVICES BETWEEN JAPAN AND THAILAND.

—— 三九 一 八二

国際私法上に於ける法律変更 (一)

久保 岩太郎 三九 二 八七

我が国に於ける英国人の相続問題 (一)

折 茂 豊 三九 二 一三

大戦前に於ける英独海軍交渉顛末 (四) —— (一九〇七—一九一四) ——

細野 軍治 三九 二 一四八

シチー・オヴ・フリント号事件に関する研究

立 作 太郎 三九 二 一五八

日本「ハンガリー」文化協定

—— 三九 二 一八三

CONVENTION D'AMITIÉ ET DE COLLABORATION CULTURELLE ENTRE LE JAPON ET LA HONGRIE.

—— 三九 二 一八五

支那租界の中立性 (一)

大 平 善 梧 三九 三 一八七

外交使節の特権の性質について

大淵 仁右衛門 三九 三 二〇五

我が国に於ける英国人の相続問題 (一)

折 茂 豊 三九 三 二二七

浅間丸事件

立 作 太郎 三九 三 二五二

浅間丸事件に関する昭和十五年一月二十七日附在京英国大使発外務大臣宛公文(仮訳)

浅間丸事件に関する昭和十五年二月一日附外務大臣発在京英国大使宛公文

浅間丸事件に関する昭和十五年二月五日附英国政府回答書翰(仮訳)

浅間丸問題に関する有田外務大臣の二月六日議会に於ける説明(昭和一五・二一・六)

浅間丸事件に関する昭和十五年二月一日附外務大臣発在京英国大使宛公文(英文)

浅間丸事件に関する昭和十五年一月二十七日附在京英国大使発外務大臣宛公文(英文)

倫敦海戦法規会議に於ける間接的損害の問題(二)——「国際法に於ける間接的損害の賠償」の一節——

支那租界の中立性(二)

東亜に於ける旧体制と新体制

条約ニ関スル法典案

日本国「ソヴェエト」社会主義共和国連邦間漁業条約効力延長ニ関スル議定書

PROTOCOL

三九 三 二七一

三九 三 二七七

三九 三 二八〇

三九 三 二八一

三九 三 二八三

三九 三 二八七

三九 四 二九五

三九 四 三〇九

三九 四 三二六

三九 四 三四一

三九 四 三六三

ハーパー大審判研究會  
一又正雄訳

国際私法上に於ける法律変更(二)

倫敦海戦法規會議に於ける間接的損害の問題(二・完)——「国際私法に於ける間接的損害の賠償」の一節——

我が国に於ける英国人の相続問題(三)

プロテクトラート・ペーメン及メーレンの基礎法

国際私法上に於ける法律変更(三・完)

我が国に於ける英国人の相続問題(四・完)

安全水域に関するパナマ宣言

イギリス外交文書よりみたる小笠原島問題(二)

条約登録の義務と効果

アドミラル・グラーフ・シユペー号事件

日本「ウルグアイ」間通商航海条約

最終議定書

TRAITE DE COMMERCE ET DE NAVIGATION

PROTCOLE FINAL.

米、蘇、独の国際法観に対する若干の考察(一)

イギリス外交文書よりみたる小笠原島問題(二・完)

目次  
コードル・ハルのモンロー主義観

久保岩太郎 三九 五 三六五

安井郁 三九 五 三九〇

折茂豊 三九 五 四〇六

市毛孝三 三九 六 四五五

久保岩太郎 三九 六 四七五

折茂豊 三九 六 四九六

横田喜三郎 三九 六 五三〇

奥平武彦 三九 七 五四七

小谷鶴次 三九 七 五六六

立作太郎 三九 七 五九五

—— 三九 七 六三一

—— 三九 七 六三三

—— 三九 七 六三七

一又正雄 三九 八 六三九

奥平武彦 三九 八 六七六

神川彦松 三九 八 七〇三

満州ニ於ケル日滿合弁通信会社ノ設立ニ関スル協定ノ修正ニ関スル議定書

關於修正「關於設立滿州日合弁通信公司之協定」之議定書

仲裁裁判の法的本質——その事実的考察——

米、蘇、独の国際法観に対する若干の考察 (一・完)

明日の国際法

戦時国際法の特色から観た戦争の意義

自由主義時代の典型植民地——英領豪州植民地の成立——

外交使節の特権及免除並に領事の法的地位及職務に関する二法典案

仏蘭西の戦時国籍立法

日本国、独逸国及伊太利国間三国条約

DREI MÄCHTEPAKT ZWISCHEN DEUTSCHLAND, ITA- LIEN UND JAPAN

PATTO TRIPARTITO FRA L'ITALIA, LA GERMANIA E IL GIAPPONE

戦数論

外交技術としての善隣政策

ルーマニア領土變動につきて

三九 八 七一九

三九 八 七二〇

三九 九 七二一

三九 九 七八六

三九 九 八二二

三九 一〇 八二三

三九 一〇 八四二

三九 一〇 八七八

三九 一〇 八八七

三九 一〇 八九七

三九 一〇 八九八

三九 一〇 九〇〇

四〇 一 一

四〇 一 三七

四〇 一 八五

総目次

戦時に於ける船舶国籍の移転	立	作	太郎	四〇	二	一〇五
国家承認と国家の「国際法団体への加入」(二)	田	畑	茂二郎	四〇	二	一四九
アメリカの駆逐艦讓渡	横	田	喜三郎	四〇	二	一七七
日本国中華民国間基本關係ニ関スル条約				四〇	二	一九六
附属議定書				四〇	二	一九八
附属議定書ニ関スル日華両国全権委員間了解事項				四〇	二	一九九
關於中華民國日本国間基本關係条約				四〇	二	二〇〇
附属議定書				四〇	二	二〇一
中日両国全権委員間關於附属議定書了解事項				四〇	二	二〇二
日滿華共同宣言				四〇	二	二〇三
滿華日共同宣言				四〇	二	二〇三
中日滿共同宣言				四〇	二	二〇四
ドイツ外交の政治經濟的背景(二)——共和政府時代の外交政策	田	中	直吉	四〇	三	二〇五
国家承認と国家の「国際法団体への加入」(二・完)	田	畑	茂二郎	四〇	三	二三一
ルーズヴェルト大統領の援英政策の發展	神	川	彦松	四〇	三	二六四
友好關係ノ存続及相互ノ領土尊重ニ関スル日本国「タイ」国間条約				四〇	三	二八五

TREATY BETWEEN JAPAN AND THAILAND CONCERNING THE CONTINUANCE OF FRIENDLY RELATIONS AND THE MUTUAL RESPECT OF EACH OTHER'S TERRITORIAL INTEGRITY.

外務省告示第三十九号

法人の敵性

ドイツ外交の政治経済的背景(二) —— 共和政府時代の外交政策

現戦争に於けるスエズ運河の地位

領事ノ法的地位及職務ニ関スル法典案

国際法に於ける領域と生活圏(一)

同盟条約を繞る諸問題

最近ユーゴスラウキアの推移につきて

戦争と政治との關係

国際法に於ける領域と生活圏(二)

ロビンムーア号撃沈事件に付て

タイ仏印紛争調停会議に於ける国際法問題

第二次欧州大戦直前に於ける波蘭を繞る英独交渉

保障及政治的了解ニ関スル日本国「フランス」国間議定書

四〇 三 二八七

四〇 三 二八八

大平善梧 四〇 四 二八九

田中直吉 四〇 四 三三四

立作太郎 四〇 四 三五一

一又正雄 四〇 四 三六三

大澤章 四〇 五 三七七

一又正雄 四〇 五 三九九

米田實 四〇 五 四六一

神川彦松 四〇 六 四八一

大澤章 四〇 六 五一七

立作太郎 四〇 六 五七一

松本俊一 四〇 七 五八三

桂原譽 四〇 七 六〇五

四〇 七 六二五

総目次

保障及政治的了解ニ関スル日本国「タイ」国間議定書	四〇	七	六二六
国境画定委員会ノ構成及運用ニ関スル議定書	四〇	七	六二八
非武装地帯ニ関スル規定ノ履行ニ関スル議定書	四〇	七	六二九
仏領印度支那ニ関スル日仏居住航海条約	四〇	七	六三一
CONVENTION FRANCO-JAPONAISE D'ETABLISSEMENT ET DE NAVIGATION RELATIVE A L'INDOCHINE FRAN- ÇAISE	四〇	七	六三八
日本国印度支那間関税制度、貿易及其ノ決済ノ様式ニ関スル日仏 協定	四〇	七	六四七
ACCORD FRANCO-JAPONAIS RELATIF AU REGIME DOUANIER, AUX ECHANGES COMMERCIAUX ET A LEURS MODALITES DE REGLEMENT ENTRE L'IN- DOCHINE ET LE JAPON	四〇	七	六五六
根本規範としてのパクタ・ズント・セルヴァンダ——条約法との 関係——	四〇	八	六六九
武器取引取締會議に於ける化学戦問題	四〇	八	七〇三
国際法に於ける領域と生活圏 (三)	四〇	八	七一九
経済的統制及監理の戦時国際法に於ける影響	四〇	八	七四〇
「ハンガリー」国ノ日本国、独逸国及伊太利国間ニ国条約参加ニ関 スル議定書	四〇	八	七五六
前原光雄	四〇	八	六六九
山下康雄	四〇	八	七〇三
大澤章	四〇	八	七一九
立作太郎	四〇	八	七四〇

「ルーマニヤ」国ノ日本国、独逸国及伊太利国間ニ国条約参加ニ関スル議定書	—	四〇	八	七五七
「スロヴァキヤ」国ノ日本国、独逸国及伊太利国間ニ国条約参加ニ関スル議定書	—	四〇	八	七五八
「ブルガリヤ」国ノ日本国、独逸国及伊太利国ニ国条約参加ニ関スル議定書	—	四〇	八	七五九
大日本帝国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間中立条約	—	四〇	八	七六一
日本国「イラン」国間修好条約	—	四〇	八	七六三
TRAITÉ D'AMITIÉ ENTRE L'EMPIRE DU JAPON ET L'EMPIRE DE L'IRAN	—	四〇	八	七六四
仏領印度支那共同防衛ニ関スル日本国「フランス」国間議定書	—	四〇	八	七六六
PROTOCOLE ENTRE LA FRANCE ET L'EMPIRE DU JAPON CONCERNANT LA DEFENSE EN COMMUN DE L'INDOCHINE FRANÇAISE	—	四〇	八	七六六
強制による条約の効力	小谷 鶴次	四〇	九	七六九
武器取引取締會議に於ける化学戰問題 (二・完)	山下 康雄	四〇	九	八一〇
国家間の國際法から大陸間の國際法へ	ジー・エム・ペリツチ 高野 雄一(訳)	四〇	九	八三三
國際私法上に於ける遺言相続	久保 岩太郎	四〇	一〇	八五一
支那に於ける領事裁判の起源	植田 捷雄	四〇	一〇	八七七



強制による条約の効力 (一・完)

事変法規制定の必要

「パラオ」「ディリー」間航空業務設定ニ関スル日本政府「ポルトガル」国政府間協定

ACCORD ENTRE LES GOUVERNEMENTS JAPONAIS ET PORTUGAIS POUR L'ETABLISSEMENT D'UN SERVICE AERIEN ENTRE PALAO ET DILI.

船舶の破壊の場合に於ける敵船中の中立貨及中立船中の敵貨 (一)

欧州外交と政治的イデオロギー (一)

膺轔獸問題の歴史 (一)

アメリカ中立法の改正

気比丸事件

香港植民地全沿岸の封鎖宣言

駐支英米軍隊の撤退

日米交渉経過 (昭和十六年十二月八日外務省公表)

Summary of the Japanese-American Negotiations. (December 8th, 1941)

—— 帝国政府の対米通牒 —— 覚書 (昭和十六年十二月七日外務省公表)

目次  
総 MEMORANDUM

小谷鶴次 四〇 一〇 九〇八

山名壽三 四〇 一〇 九四一

—— 四〇 一〇 九五五

—— 四〇 一〇 九五七

立作太郎 四一 一 一

神川彦松 四一 一 二三

須山達夫 四一 一 四一

横田喜三郎 四一 一 五六

安井郁 四一 一 六〇

一又正雄 四一 一 六五

植田捷雄 四一 一 六六

外務省 四一 一 八七

—— 四一 一 九一

外務省 四一 一 一〇〇

—— 四一 一 一〇五

外国判決承認の要件としての裁判管轄権(一)

船舶の破壊の場合に於ける敵船中の中立貨及び中立船中の敵貨  
(一・完)

大東亜戦争とチモール問題

マニラ市の陥落と米西戦争当時の回顧

大東亜戦争と支那租界

比島に於ける公有財産処理の問題

香港史

文化的協力ニ関スル日本国「ブラジル」国間条約

CONVÊNIO DE INTERCÂMBIO CULTURAL ENTRE O JAPÃO  
E O BRASIL

CONVENTION CONCERNANT LA COLLABORATION  
CULTURELLE ENTRE LE JAPON ET LE BRÉSIL

「クローチア」国ノ日本国、独逸国及伊太利国間三國条約参加ニ関  
スル議定書

共産「インターナショナル」ニ対スル協定ノ効力延長ニ関スル議  
定書

PROTOKOLL

PROTOCOLLO

日本国、「ドイツ」国及「イタリヤ」国間協定

江川英文	四一	二	一一三
立作太郎	四一	二	一三七
米田實	四一	二	一五〇
神川彦松	四一	二	一六九
大平善梧	四一	二	一七三
松下正壽	四一	二	一七八
植田捷雄	四一	二	一八三
——	四一	二	一九四
——	四一	二	一九五
——	四一	二	一九七
——	四一	二	一九九
——	四一	二	二〇〇
——	四一	二	二〇一
——	四一	二	二〇三
——	四一	二	二〇四

日本国「タイ」国間同盟条約	四一	二	二〇五
大東亜戦争と帝国海戦法規	四一	三	二〇七
欧州外交と政治的イデオロギー(一)	四一	三	二二〇
盟牒獸問題の歴史(二)	四一	三	二三八
戦争状態開始後に於ける敵国外交使節の地位	四一	三	二四八
国交断絶	四一	三	二五五
敵産管理法	四一	三	二六〇
大東亜戦争と戦時禁制品——戦時海上通商の一傾向——	四一	三	二六五
マニラ市の軍政施行とヴァルガス協定	四一	三	二六九
国際法学会の過去及現在	四一	三	二八一
捕獲審検令中改正	四一	三	二九四
捕獲審検所及高等捕獲審検所開設ニ関スル件	四一	三	二九五
戦時禁制品ニ関スル海軍省告示	四一	三	二九五
捕獲審検令中改正	四一	三	二九六
俘虜収容所条例改正	四一	三	二九七
俘虜情報局官制	四一	三	二九八
俘虜郵便規則中改正	四一	三	二九九
俘虜郵便為替規則	四一	三	三〇〇

俘虜宛贈答品等無賃運送取扱	四一	三〇〇
俘虜給与規則	四一	三〇一
ウイルヘルム二世の世界政策(一)	四一	三〇三
外国判決承認の要件としての裁判管轄権(二・完)	四一	三二六
海戦法規の修正規定	四一	三三六
捕獲を行ふ官憲及捕獲の行はるる場所	四一	三七二
シンガポール陥落とその意義	四一	三八一
リオ会議の背景	四一	三八五
リオ会議の成果	四一	三八九
反枢軸共同宣言	四一	三九六
貨物の敵性決定の規準(ペイチ博士の新論文)	四一	四〇〇
米州国際法の基礎理念(一)	四一	四〇九
満州建国十年の回顧	四一	四四九
膾炙問題の歴史(三・完)	四一	四七二
英帝国及自治領の国際法上の地位	四一	四九四
領事裁判法の改正	四一	五〇〇
英租界の国府移管	四一	五〇四

田中直吉	四一	四	三〇三
江川英文	四一	四	三二六
榎本重治	四一	四	三三六
立作太郎	四一	四	三七二
神川彦松	四一	四	三八一
松下正壽	四一	四	三八五
横田喜三郎	四一	四	三八九
安井郁	四一	四	三九六
立作太郎	四一	四	四〇〇
松下正壽	四一	五	四〇九
植田捷雄	四一	五	四四九
須山達夫	四一	五	四七二
立作太郎	四一	五	四九四
横田喜三郎	四一	五	五〇〇
大平善梧	四一	五	五〇四

日本国「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間漁業条約の第七回効力延長に関する議定書

戦時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ関スル法律

支那の内河航行権

米州国際法の基礎理念（二・完）

本邦に於ける永代借地制度の沿革（二）

中立国に依る交戦国の利益の保護

「ヴァチカン市国」の特質及我国よりの使節派遣

俘虜に関する法規の改正

印度国民運動と参戦問題

ジャバ島の軍政

大東亜戦争ニ於テ敵国ノ執ル措置ニ鑑ミ大正三年軍令海第八号海戦法規ノ一部ト異ル規定ヲ適用スルノ件

マルチニの海戦法規改正提案について（二）——戦時海上通商問題研究の一齣——

ウイルヘルム二世の世界政策（二・完）

本邦に於ける永代借地制度の沿革（二）

目　　ド・ゴール政権の現状

総　　マルチニック島問題を繞る米仏関係

井手一	六	四二	五	五〇九
大平善梧	四	四二	五	五一九
松下正壽	四	四二	六	五二一
田付景一	四	四二	六	五四五
高橋通敏	四	四二	六	五六八
立作太郎	四	四二	六	五七八
立作太郎	四	四二	六	五八八
神川彦松	四	四二	六	五九八
前原光雄	四	四二	六	六〇四
一又正雄	四	四二	六	六一一
一又正雄	四	四二	六	六二一
田中直吉	四	四二	七	六二七
田付景一	四	四二	七	六四八
一又正雄	四	四二	七	六七八
一又正雄	四	四二	七	六七七
一又正雄	四	四二	七	六九一
一又正雄	四	四二	七	六九七

米州に於ける在留邦人取扱問題

ポリテイスの計

敵産管理法

敵産管理法施行令

敵産管理法施行規則

敵産管理法ヲ朝鮮・台湾及樺太ニ施行スルノ件

南洋諸島ニ於ケル敵産ノ管理ニ関スル件

関東州敵産管理令

横須賀捕獲審検所検定

占領地と領域の概念

欧州外交と政治的イデオロギー(二三)

本邦に於ける永代借地制度の沿革(三・完)

日本と敵性諸国との関係

大東亜戦争と支那事変

日泰金融協定

国民政府の幣制統一

捕獲審検所の適用法規

永代借地権問題に関する若干の法理的考察

松下正壽 七一 七〇一

横田喜三郎 四一 七〇六

— 四一 七二二

— 四一 七二三

— 四一 七二五

— 四一 七二七

— 四一 七二七

— 四一 七二八

— 四一 七二八

大澤章 四一 七三一

神川彦松 四一 七七〇

田付景一 四一 七九二

横田喜三郎 四一 八〇四

安井郁 四一 八〇九

大平善梧 四一 八一四

植田捷雄 四一 八二一

立作太郎 四一 八三五

佐藤信太郎 四一 八八〇

東亜政局の進展と国民政府の地位

英米ソ協定

日・仏印經濟協定

空間と國際法

上海土地永租權に関する若干の考察(一)

今次戦争に於ける國際赤十字の活動振り

禁制品輸送船の制裁に関する純日本主義及其の根拠

泰・仏印の新国境

潜水艦及び軍用航空機の商船に対する行動

国交断絶と条約の効力

戦争と米國、拉丁米の關係

ブラジルの參戰

日英及日米間外交官、領事官及在留民の交換

佐世保捕獲審檢所檢定

佐世保捕獲審檢所檢定

佐世保捕獲審檢所檢定

佐世保捕獲審檢所檢定

横須賀捕獲審檢所檢定

植田捷雄 四一 九 八九七

横田喜三郎 四一 九 九一四

大平善梧 四一 九 九一九

前原光雄 四一 一〇 九三七

英 修道 四一 一〇 九七一

須山達夫 四一 一〇 九九三

立 作太郎 四一 一〇 一〇〇三

大 平善梧 四一 一〇 一〇〇五

松 原一雄 四一 一一 一〇四一

一 又正雄 四一 一一 一〇六七

米 田實 四一 一一 一〇九一

松 下正壽 四一 一一 一一一七

太 田三郎 四一 一一 一一二〇

佐世保捕獲審檢所檢定 四一 一一 一一三八

佐世保捕獲審檢所檢定 四一 一一 一一四一

佐世保捕獲審檢所檢定 四一 一一 一一四一

佐世保捕獲審檢所檢定 四一 一一 一一四二

横須賀捕獲審檢所檢定 四一 一一 一一四三

大陸連合体建設の基礎条件

上海土地永租権に関する若干の考察 (二・完)

敵性工業所有権の処理

敵産管理法施行令の改正

敵機の搭乗員処罰

仏領印度支那「タイ」国間国境画定ニ関スル議定書

非武装地帯ニ関スル議定書

最終議定書

横須賀捕獲審検所検定

佐世保捕獲審検所検定

佐世保捕獲審検所検定

佐世保捕獲審検所検定

佐世保捕獲審検所検定

我国に於ける戦時国際法の発達

阿片戦争論 (一)

大東亜戦争発生以後一年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二)

チリーの動向

米英の在支治外法権の撤廃政策

神川彦松	四一	一一	一一四五
英修道	四一	一一	一一七二
江川英文	四一	一一	一一〇六
江川英文	四一	一一	一一〇八
前原光雄	四一	一一	一一〇九
		一一	一一三三
		一一	一一三七
		一一	一一三二
		一一	一一三三
		一一	一一三三
		一一	一一三四
		一一	一一三五
		一一	一一三八
		一一	一一四一
信夫淳平	四一	一一	一一
植田捷雄	四一	一一	一一二
佐藤信太郎	四一	一一	一一四八
松下正壽	四一	一一	一一七三
大平善梧	四一	一一	一一七八



ツローン事件とその前後

国際私法における養子の相続権について (一) —— フランスの判例を中心として ——

阿片戦争論 (二)

大東亜戦争発生以後一年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二完)

捕獲と捕獲審検所

日本国タイ国間文化協定に付て

日本国「タイ」国間文化協定

国際法に於ける管轄権分配の基本原則 (一)

阿片戦争論 (三・完)

総力戦と戦時占領

日・仏印決済協定

帝国の租界還付・治外法権撤廃

チリーの断交

戦争完遂ニ付テノ協力ニ関スル日華共同宣言

租界還付及治外法権撤廃等ニ関スル日本国中華民國間協定

日本国仏領印度支那間決済ノ様式ニ関スル交換公文

日本国仏領印度支那間決済ノ様式ニ関スル交換公文 (仏文)

一 又正雄 四二 一 八九

折茂豊 四二 二 一〇七

植田捷雄 四二 二 一三五

佐藤信太郎 四二 二 一五九

立作太郎 四二 二 一八五

箕輪三郎 四二 二 一九一

小谷鶴次 四二 三 二二五

植田捷雄 四二 三 二三七

立作太郎 四二 三 二七一

大平善梧 四二 三 二八八

植田捷雄 四二 三 二九二

松下正壽 四二 三 二九九

—— 四二 三 三二二

—— 四二 三 三二二

—— 四二 三 三一四

—— 四二 三 三二六

広域圏の要件

国際私法における養子の相続権について (二・完) —— フランス  
の一判例を中心として ——

ロバーツ委員会報告と日米開戦に関する法律上及道義上の責任

仏国の在支租界還付・治外法権撤廃

経済協力に関する日独間及日伊間協定

広州湾租借地へ皇軍の進駐

THE TEXT OF THE ROBERTS COMMISSION REPORT ON  
THE PEARL HARBOR DISASTER. Jan. 23, 1942.

国際私法に於ける不統一法国法の指定

国際法に於ける管轄権分配の基本原則 (二・完)

第八一議会の外交・国際法問題の解説 序

第八一議会の外交・国際法問題の解説 外交問題 一般外交方針

第八一議会の外交・国際法問題の解説 共栄圏政策 (一) 中華民  
国と満州国

第八一議会の外交・国際法問題の解説 (二) その他の地域

第八一議会の外交・国際法問題の解説 国際法問題 占領地の軍  
政

第八一議会の外交・国際法問題の解説 敵産の処理

第八一議会の外交・国際法問題の解説 敵産の処理

川原次吉郎	四二	四	三一九
折茂豊	四二	四	三三五
立作太郎	四二	四	三七三
植田捷雄	四二	四	三八六
井手一六	四二	四	三九〇
大平善梧	四二	四	三九三
江川英文	四二	四	四〇八
小谷鶴次	四二	五	四六一
横田喜三郎	四二	五	四八一
神川彦松	四二	五	四八三
植田捷雄	四二	五	四九二
川原次吉郎	四二	五	五〇四
前原光雄	四二	五	五一二
江川英文	四二	五	五一五

第八一議会の外交・国際法問題の解説	俘虜の取扱	横田喜三郎	四二	五	五一八
第八一議会の外交・国際法問題の解説	敵国在留邦人の待遇	松下正壽	四二	五	五二三
第八一議会の外交・国際法問題の解説	日満關係	一又正雄	四二	五	五二七
俘虜処罰法			四二	五	五四九
日満地方税徴収事務共助法			四二	五	五五〇
在満日本人ノ身分ニ関スル滿州国裁判ノ効力ニ関スル法律			四二	五	五五一
占領地軍政官憲ノ為シタル行為ノ法律上ノ効力等ニ関スル法律			四二	五	五五二
外貨債処理法			四二	五	五五二
特殊財産資金特別會計法			四二	五	五五六
理事 故立作太郎博士			四二	六	
略歴			四二	六	
弔辞		山田三良	四二	六	i
政治技術としての国際法		松下正壽	四二	六	五五九
安南と順化条約(一)		秋保一郎	四二	六	五八九
高千穂丸事件		横田喜三郎	四二	六	六〇一
不平等条約と伊・仏・西・丁・瑞		大平善梧	四二	六	六一一
大北電信会社の特許状に就て		藤崎萬里	四二	六	六一四
常務理事立作太郎博士逝去			四二	六	六三三

外務大臣弔辞

総長弔辞

評議員 奥平武彦氏逝去

俘虜派遣規則

俘虜勞務規則

俘虜派遣規則中改正

經濟協力ニ関スル日本国「ドイツ」国間協定

經濟協力ニ関スル日本国「イタリヤ」国間協定

友好及文化的協力ニ関スル日本国「ブルガリヤ」国間条約

帝國特命全權大使が政府ノ承認ヲ条件トシテ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ代表者ト共ニ署名シタル議定書

International Servitudes

従軍所感と国際法

戦争と条約の効力 (一)

安南と順化条約 (一)

病院船の攻撃

仏国の在支租界返還

ド・ゴール・ジローの合流まで

重光葵 四一六 六三四

内田祥三 四一六 六三四

— 四一六 六三五

— 四一六 六三六

— 四一六 六三八

— 四一六 六四〇

— 四一六 六四二

— 四一六 六四四

— 四一六 六四五

— 四一六 六四六

Thomas Bary 四一六 六五六

信夫淳平 四一七 六五七

一又正雄 四一七 六七二

秋保一郎 四一七 七一〇

横田喜三郎 四一七 七二一

大平善梧 四一七 七二七

一又正雄 四一七 七三一





第八三臨時議会の外交・国際関係問題

比島の独立

泰・緬甸の新領土

在支敵産の移管(三)

高等捕獲審檢所檢定

高等捕獲審檢所檢定

「タイ」国ノ領土ニ関スル日本国「タイ」国間条約

「ビルマ」国領土ニ関スル日本国「ビルマ」国間条約

日本国「フィリピン」国間同盟条約

日本国中華民国間同盟条約

戦時国際法上再検討を要する若干問題

戦時封鎖制度論(一)——実力性の概念を中心として——

大東亜会議と大東亜共同宣言

日華同盟条約の成立

モスクワ・カイロ・テヘラン・カイロ

大東亜共同宣言

大東亜共同宣言(漢訳文)

目次  
DECLARATION

川原次吉郎 四二 一一 一一三一

松下正壽 四二 一一 一一三九

大平善梧 四二 一一 一二四二

植田捷雄 四二 一一 一二四七

—— 四二 一一 一二六一

—— 四二 一一 一二七〇

—— 四二 一一 一二七五

—— 四二 一一 一二七八

—— 四二 一一 一二九〇

信夫淳平 四三 一一 一一

高野雄一 四三 一一 一一二〇

神川彦松 四三 一一 一一七二

植田捷雄 四三 一一 一一八一

一又正雄 四三 一一 一一八七

—— 四三 一一 一一〇三

—— 四三 一一 一一〇四

—— 四三 一一 一一〇四

—— 四三 一一 一一〇四

JOINT DECLARATION

戦時に於ける巴奈馬運河の地位 (一)

戦時封鎖制度論 (二) —— 実力性の概念を中心として ——

大東亜戦争第二周年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (二)

アゾレス群島問題

大東亜戦争と支那沿岸航行遮断

ポリビヤの革命

ボルネオ北部に於ける英国の裁判管轄権 —— 並に同地方に関する国際関係略史 ——

戦時封鎖制度論 (三) —— 実力性の概念を中心として ——

大東亜戦争第二周年間に於ける帝国捕獲審検所の業績 (一・完)

ブエノスアイレス丸事件

アルゼンチンの断交

帝国病院船「ブエノスアイレス」丸撃沈ニ関スル対米抗議 (昭、

一八、一一、一五条約局)

PROTEST OF THE JAPANESE GOVERNMENT TO THE UNITED STATES GOVERNMENT CONCERNING THE SINKING OF THE HOSPITAL SHIP, BUENOS AIRES MARU

船舶の敵性に関するフランス主義

前原光雄	四三	四	三〇三
海本徹雄	四三	二	九五
高野雄一	四三	二	二二四
佐藤信太郎	四三	二	一五六
安井郁	四三	二	一七二
大平善梧	四三	二	一七五
松下正壽	四三	二	一七八
英修道	四三	三	一九九
高野雄一	四三	三	二二六
佐藤信太郎	四三	三	二五三
横田喜三郎	四三	三	二八三
松下正壽	四三	三	二八八
松下一	四三	三	二九八
——	四三	三	二九九
——	四三	三	三〇〇



戦時に於ける巴奈馬運河の地位 (二・完)

戦時封鎖制度論 (四) —— 実力性の概念を中心として ——

広州湾占拠地区の軍政撤廃

上海租界返還後に於ける行政制度の現状

ソ連邦外務人民委員部の連邦的・共和国的人民委員部への改組

戦時封鎖制度論 (五) —— 実力性の概念を中心として ——

第八十四議会に於ける支那問題

自主独立の語義

日「ソ」漁業新協定に付いて

日本国「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間漁業条約ノ五年間効力存続ニ關スル議定書

北「サガレン」ニ於ケル日本国ノ石油及石炭利権ノ移讓ニ關スル議定書並議定書適用条件

大東亜共栄圏の性格 —— 「大東亜共栄圏の政治機構」の研究前論

戦時封鎖制度論 (六) —— 実力性の概念を中心として ——

第八十四議会に於ける一般外交方針

満州国に於ける商租権の整理

グロチウス「戦争と平和の法」の再吟味 (二)

目次

海本徹	四三	四	三二五
高野雄一	四三	四	三六一
大平善梧	四三	四	三八五
植田捷雄	四三	四	三八七
山之内一郎	四三	五	四一一
高野雄一	四三	五	四三三
植田捷雄	四三	五	四七八
大平善梧	四三	五	四八八
高野宏	四三	五	四九二
川原次吉郎	四三	五	五一二
川原次吉郎	四三	五	五一四
高野雄一	四三	六	五一九
神川彦松	四三	六	五三〇
大平善梧	四三	六	五七一
一又正雄	四三	七	五七七
一又正雄	四三	七	五九〇

イギリスによる外交特権の停止

ローマの非武装化

蘇淮地区の中文還元

日滿関税の事実上撤廃

国際私法における二つの学派——特に大陸学派と比較してのコモン・ロー学派について——

戦時封鎖制度論(七)——実力性の概念を中心として——

中支船舶の航行統制の緩和

中支方面一般船舶ノ航行統制ニ関スル規程

トルコの中立政策

粵漢鉄道打通の意義

グロチウス「戦争と平和の法」の再吟味(二)

国際私法における二つの学派(二・完)——特に大陸学派と比較してのコモン・ロー学派について——

日独翻訳契約

スペイン

我兵法書と国際法

日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて(二)——モロッコ問題を廻る英仏交渉の過程分析——

横田喜三郎 四三 七 六三〇

一又正雄 四三 七 六四三

大平善梧 四三 七 六四九

植田捷雄 四三 七 六五三

折茂豊 四三 八 六六一

高野雄一 四三 八 六八一

大平善梧 四三 八 七〇七

一又正雄 四三 八 七二〇

一又正雄 四三 八 七二二

植田捷雄 四三 八 七二六

一又正雄 四三 九 七三三

折茂豊 四三 九 七五二

江川英文 四三 九 七七七

一又正雄 四三 九 七八〇

田岡良一 四三 一〇 八〇一

高橋八郎右衛門 四三 一〇 八一八

戦時封鎖制度論(八)——実力性の概念を中心として——	高野雄一	四三	一〇	八三〇
原田公使侮辱事件	前原光雄	四三	一〇	八四五
大上海市の実現	大平善梧	四三	一〇	八四八
天津伊太利租界の還付	植田捷雄	四三	一〇	八五二
グロチウス・「戦争と平和の法」の再吟味(三)	一又正雄	四三	一一	八六七
日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて(二)——モロッコ問題を廻る英仏交渉の過程分析——	高橋八郎右衛門	四三	一一	八八七
反枢軸の戦後国際機構案	横田喜三郎	四三	一一	九〇五
比島宣戦	松下正壽	四三	一一	九一三
中支水先協会の設立	大平善梧	四三	一一	九二二
戦時封鎖制度論(九)——実力性の概念を中心として——	高野雄一	四三	一二	九三七
ルーマニヤ及フィンランドの休戦	神川彦松	四三	一二	九七二
上海水先船株式会社所属船舶の捕獲事件に付て	藤崎萬里	四三	一二	九七五
ド・ゴール政府の承認	中山賀博	四三	一二	九七九
捕獲手続法の修正	田岡良一	四四	一一	一
グロチウス・「戦争と平和の法」の再吟味(四)	一又正雄	四四	一一	一九
日露戦争と英独世界政策の方向決定に就いて(三)——モロッコ問題を廻る英仏交渉の過程分析——	高橋八郎右衛門	四四	一一	四二

独逸著作物の複製に関する日独当局間の意見の一致  
自由印度仮政府に付て

ポツダム宣言降伏文書研究号

無条件降伏と国体

連合国の日本占領の本質——戦後占領の新形態——

「ポツダム」宣言受諾の経過

「カイロ」宣言（千九百四十三年十一月二十七日）

「ポツダム」米、英、支三国宣言（千九百四十五年七月二十六日）

「ポツダム」ニ於て

「ポツダム」宣言受諾に関する往復文書（イ）ポツダム宣言受諾ニ関スル八月十日附帝国政府ノ申入

ポツダム宣言受諾に関する往復文書（ロ）合衆国、連合王国、

「ソヴィエト」社会主義共和国連邦及中華民国ノ各政府ノ名ニ於ケル合衆国政府ノ日本国政府ニ対スル回答

ポツダム宣言受諾に関する往復文書（ハ）詔書

ポツダム宣言受諾に関する往復文書（ニ）英米蘇支四国ニ対スル

八月十四日附帝国政府通告

ポツダム宣言受諾に関する往復文書（ホ）八月十五日附連合国の

回答及メッセーヂ（A）連合国の回答

江川英文	四四	一	五三
藤崎萬里	四四	一	五七
横田喜三郎	四五	一・二	一
安井郁	四五	一・二	一九
高野雄一	四五	一・二	四五
	四五	一・二	五八
	四五	一・二	五九
	四五	一・二	六一
	四五	一・二	六一
	四五	一・二	六一
	四五	一・二	六二
	四五	一・二	六三

ポツダム宣言受諾に関する往復文書 (ホ) 八月十五日附連合国の  
回答及メッセーヂ (B) 停戦実施方ニ関スル米國政府通告文

降伏文書 イ 詔書

降伏文書 ロ 降伏文書

連合國最高司令官司令部指令第二号 「エー、ビー、オー」五〇〇

千九百四十五年九月三日

連合國最高司令官司令部指令第三号 千九百四十五年九月二十二

日 降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針 (仮訳)

我國に於ける國際法の前途

南京条約の研究 (一)

連合國の日本管理及び占領の諸問題 (一)

中国政治協商會議

在華租借地の現況

戦争と私有財産——主として大陸の敵産管理に就て——

南京条約の研究 (二)

中国政治協商會議の成果

連合國の日本管理及び占領の諸問題 (二)

國際連合特別研究号

目次

	植	植	大	大	植	安	植	信												
	田	田	平	平	田	井	田	夫												
	捷	捷	善	善	捷		捷	淳												
	雄	雄	梧	梧	雄	郁	雄	平												
	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五												
	五・六	五・六	五・六	三・四	三・四	三・四	三・四	一・二												
	一七六	一五四	一三七	一三六	一二七	一二四	九三	八〇												
	一八四							七六												

国際平和と安全の確保

国際連合における表決手続

国際連合と地域主義

国際法より世界法へ——米国に於ける世界政府論の展望——

国際連合第一回総会

中国人の合衆国帰化資格の獲得——合衆国国籍法の改正——

中国公司法の修正

終戦後に於ける在華日本権益の処理とその将来

パリ平和会議の成果

国際連合加入問題の経緯

戦争の性質に関連する若干の考察

領土割譲と国籍・私有財産——沿革と類型——

国際法における国家と個人の関係の変化について——特に個人の国際裁判所への出訴権を中心として——

領土割譲と国籍・私有財産(二)——沿革と類型——

朝鮮を繞る国際情勢

続南京条約の研究

休戦条約と媾和条約との関係

前原光雄 四五 七八 一九七

一又正雄 四五 七八 一二三

安井郁 四五 七八 二四一

大平善梧 四五 九・一〇 二六五

高野雄一 四五 九・一〇 二九一

江川英文 四五 九・一〇 三一五

植田捷雄 四五 九・一〇 三一九

植田捷雄 四五 一二・二二 三二五

大平善梧 四五 一二・二二 三六七

伊藤卓也 四五 一二・二二 三七四

小谷鶴次 四六 一 一

山下康雄 四六 一 三六

田畑茂二郎 四六 二 五九

山下康雄 四六 二 八九

植田捷雄 四六 二 一一八

植田捷雄 四六 三 一二三

大平善梧 四六 三 一五六

国際人権宣言 (一)	大平善梧	四七	一	—
国際連合と原子力問題 (一)	伊藤卓也	四七	一	一九
インドの独立	高橋通敏	四七	一	四三
国際私法の機能について	折茂豊	四七	二	六三
国際人権宣言 (二・完)	大平善梧	四七	二	八三
国際連合と原子力問題 (二・完)	伊藤卓也	四七	二	九八
極東委員会の戦争犯罪処理方針	入江啓四郎	四七	二	一一〇
米州相互援助条約	松下正壽	四七	二	一一七
米田實博士の訃		四七	二	一二五
国際法学会創立五十周年記念論文集		四七	三・四	—
平和の哲学	尾高朝雄	四七	三・四	一二七
世界平和と平和日本	横田喜三郎	四七	三・四	一四九
平和日本と安全保障	一又正雄	四七	三・四	一七三
平和日本と新世界経済機構	大平善梧	四七	三・四	二〇一
平和保障条約と日本の外交——特に満州事変を中心として——	植田捷雄	四七	三・四	二三二
国際法学会創立五十周年記念号		四八	一	—
国際法学会創立五十周年記念総会		四八	一	二六三
国際法学会五十年史		四八	一	二八七

東京判決と自衛権

国際私法の機能について (二・完)

国際連合憲章の前文、第一章及び第二章の解説

サヴィニーに於ける国際私法論の構成

国際連合の総会と安全保障理事会

集団的自衛の法理

外交交渉における清末官人の行動様式 (二) —— 一八五四年の条約改正交渉を中心とする一考察 ——

国際私法に於ける裁判管轄権と当事者の国籍 (二)

名譽會員長岡春一博士の訃

地域的安全保障特輯号 (昭和二四年度国際法学会総会記念)

国際連合と地方的協定

国連憲章と地方的取極

アジア經濟復興計画

アジア復興開発計画の問題 —— 特に資本発展率について ——

準国際私法の性質について

故 本会理事 松田道一博士

故 松田道一博士略歴

横田喜三郎 四八 二 三一九

折茂 豊 四八 二 三三九

湯川盛夫 四八 二 三七一

川上太郎 四八 三 三八七

芳賀四郎 四八 三 四二五

横田喜三郎 四八 四 四八五

坂野正高 四八 四 五〇二

池原季雄 四八 四 五四一

—— 四 五七四

大平善梧 四八 五 五七五

西村熊雄 四八 五 六〇〇

藤井茂 四八 五 六二一

板垣與一 四八 五 六三六

齋藤武生 四八 五 六五五

—— 六 六

—— 六 六

—— 六 六



故 本会名誉会員長岡春一博士

故 長岡春一博士略歴

永世中立の起因

外交交渉における清末官人の行動様式(二・完)——一八五四年の条約改正交渉を中心とする一考察——

国際私法に於ける裁判管轄権と当事者の国籍(二・完)

理事 松田道一博士の訃

名誉会員 長岡春一博士の訃

世界経済の「根本的不均衡」とその是正の国際的責任

国際労働総会の準立法権について

国際司法裁判所におけるコルフ海峡事件の取扱——先決的抗弁に

関する判決——

国際連合と国の自衛

日本の開国と中国(二)

文学的及び美術的著作物保護に関するベルヌ条約ブラツセル會議

改正条約(一九四八年)の解説

多角外交

講和条約(問題)特輯号

四八 六

四八 六

四八 六 六六七

四八 六 七〇三

四八 六 七三八

四八 六 七七二

四八 六 七七三

四九 一 一

四九 一 二七

四九 一 五二

四九 二 九三

四九 二 一〇四

四九 二 一四四

四九 二 一六七

四九 二 一六七

四九 三

四九 三

対日講和に関する米英の動向  
 ソ連邦の対日講和主張  
 対日講和と中国  
 平和条約と日本の領土  
 国際連合と永世中立  
 国際連合と日本の安全保障  
 原子力管理の諸問題  
 外国法の適用について——とくに山口博士と跡部博士との学説を中心として——  
 日本の開国と中国(一)  
 財団法人国際法学会寄付行為  
 Termination of War.  
 ソヴェト陣営と人権論争(一)  
 国際連合憲章第五十一条の研究  
 特惠に関する研究(一)——通商条約先例、関税及び貿易に関する一般協定及び国際貿易憲章を中心として——  
 日本の開国と中国(三・完)  
 『フランシスコ・スアレスの国際法の基礎理論』

英	入江啓四郎	植田捷雄	高野雄一	大平善梧	横田喜三郎	山下康雄	折茂豊	植田捷雄	入江啓四郎	神谷龍男	有田武男	植田捷雄	伊藤不二男
修道	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
三	三	三	三	三	三	四	四	四	四	五	五	五	六
一八七	一九九	二二四	二二五	二四六	二五七	二七五	三〇二	三二三	三七〇	三七七	四二〇	四四一	四七九

ソヴェト陣営と人権論争 (二・完)	入江啓四郎	四九	六	五二二
特惠に関する研究 (二・完) —— 通商条約先例、関税及び貿易に 関する一般協定及び国際貿易憲章を中心として ——	有田武男	四九	六	五五一
朝鮮問題特輯号				
カイロ宣言と朝鮮の独立		五〇	一	
国際連合における朝鮮独立問題	高野雄一	五〇	一	一
安全保障理事会における朝鮮動乱の処理	須山達夫	五〇	一	一五
朝鮮動乱と国際連合の強化	須山達夫	五〇	一	三三
安全保障理事会の決議の効力	大平善梧	五〇	一	六二
朝鮮動乱とソヴェト的法主張	前原光雄	五〇	一	八七
朝鮮動乱と中共の態度	入江啓四郎	五〇	一	一〇二
Documents on the Korean Conflict	植田捷雄	五〇	一	二二四
UNITED NATIONS Department of Public Information Press and Publication Bureau, Lake Success, New York		五〇	一	139
Security Council Resolution of July 31, 1950		五〇	一	140
Resolution Adopted by the Security Council on July 7, 1950		五〇	一	141
RESOLUTION ADOPTED BY SECURITY COUNCIL ON JUNE 27, 1950		五〇	一	141





サヴィニーの国際私法理論に関する一研究 (下)

「世界社会」における国家

ドイツ国際法学界の近況

昭和二六年度 国際法、国際私法、外交史・国際政治主要文献目録

包括準拠法と個別準拠法——衝突規則の衝突問題の一側面——

「総理衙門」設立の背景 (一一)

対立陣営の通商差別待遇論争 (下)

在韓日本資産に対する請求権

中立制度の成立過程 (一一)

「総理衙門」設立の背景 (一一)

第二次世界大戦に関する若干の外交史資料

軍艦乗組員に対する裁判権——イギリス水兵事件について——

軍艦乗組員の外国領土における地位 (一一)

ソールズベリーの東方政策——イギリスの伝統的政策より観たる

ニボワイエ教授の計

特集 北大西洋条約機構と西欧統合

桑田三郎 五一 三 二七五

小田滋 五一 三 三〇五

小田滋 五一 三 三二一

久保岩太郎 五一 三 三二六

坂野正高 五一 四 三三一

坂野正高 五一 四 三六〇

入江啓四郎 五一 四 四〇三

山下康雄 五一 五 四四五

石本泰雄 五一 五 四七五

坂野正高 五一 五 五〇六

角田順 五一 五 五四二

横田喜三郎 五一 六 五五九

大平善梧 五一 六 五八八

神谷不二 五一 六 六〇五

江川英文 五一 六 六四九

—— 五一 一・二 ——

西欧統合と国家主権の問題

北大西洋条約機構成立史

欧州石炭鉄鋼共同体の成立

シューマン・プランの一考察

西欧統合運動関係日誌 一九四七年三月—一九五二年九月〔ヨーロッパ連合〕の結成から「ストラスブル・プラン」採択の前後まで

北大西洋条約機構に関する諸条約

イギリス・ベルギー・フランス・ルクセンブルグ・オランダ間、経済的、社会的及び文化的協力並びに集団的自衛のための条約（一九四八年三月十七日ブラッセルで署名）

北大西洋条約（一九四九年四月四日ワシントンで署名）

北大西洋条約、ブラッセル条約、リオ条約及びダンケルク条約の、脅威の生じた場合の協議並びに軍事攻撃の場合の行動に関する条項の比較

軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定（抄）（一九五一年六月十九日ロンドンで署名）

ギリシヤ、トルコ両国の北大西洋条約加盟に関する議定書に基づく北大西洋条約第六条適用範域に関する規定の改正

三国及びドイツ連邦共和国間の関係に関する協約（一九五二年五月二十六日ボンで調印）

一	又	正	雄	五二	一・二	一
内	山	正	熊	五二	一・二	二一
入	江	啓	四	郎	五二	一・二
五	一	五	一	五	二	五
村	野	孝	五	二	一・二	八四
一	又	正	雄	五二	一・二	一〇〇
中	村	洗	五二	一・二	一〇六	
中	村	洗	五二	一・二	一〇九	
中	村	洗	五二	一・二	一一一	
中	村	洗	五二	一・二	一一三	
中	村	洗	五二	一・二	一一七	
中	村	洗	五二	一・二	一二五	
中	村	洗	五二	一・二	一二五	





ソールズベリーの東方政策 (二・完) —— イギリスの伝統的政策より観たる ——

国際連合加盟国代表問題の処理

関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論 (一)

昭和二七年度 国際法、国際私法、外交史・国際政治主要文献目録

POLITICAL, MONETARY AND FISCAL LAWS

Commissions; Courtag; Mandats Commerciaux

独ソ不可侵条約の世界史的意義

関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論 (三・完)

国際連合の形成とローズヴェルトの『雄大な構想』

故 トーマス・ベイティ博士

略歴

トーマス・ベイティ君用詞

公船の国際法上の地位 —— クリコフ船長事件について ——

地域主義の偏向

国際連合の形成とローズヴェルトの『雄大な構想』 (二・完)

トーマス・ベイティ博士逝去

神谷不二 五二 四 三二〇

皆川 洸 五二 五 三六九

有田武夫 五二 五 三九〇

—— 五二 五 四四二

Thomas Baty 五二 五 四四九

Thomas Baty 五二 五 四五七

田村幸策 五二 六 四六一

有田武夫 五二 六 四九六

角田順 五二 六 五二〇

—— 五三 一 二

—— 五三 一 二

山田三良 五三 一 二 一

大平善梧 五三 一 二 三

寺澤 一 五三 一 二 三

角田順 五三 一 二 四六

—— 五三 一 二 八六

故トーマス・ベイティ博士の生涯と業績

TRADE WITH CHINA

大陸棚の法理 (一)

砲艦政策の形成 (一) —— 一八三四年清国に対する ——

ナヴィサート・システム

STATUTORY RULES AND ORDERS, 1940 No. 1436

一九四〇年七月三十一日 勅令第一四三六号

ソ連人等の密入国事件の判決 (一) クリコフ船長に対する判決

ソ連人等の密入国事件の判決 (二) 關 三次郎に対する判決

イラン石油事件判決 (一) 東京地方裁判所の判決 昭和二十八年  
 目第二、九四二号

イラン石油事件判決 (二) 東京高等裁判所の判決 昭和二十八年  
 (ネ) 第八九九号 (原審東京地方裁判所昭和二十八年 (ヨ) 第二、  
 九四二号)

英国の外務機構

大陸棚の法理 (二)

ジュネーヴにおける空戦及び盲目兵器に関する赤十字専門委員会の  
 議事概要

最近のヨーロッパ国際法学界について

最近のヨーロッパ国際法学界について

一	又	正雄	五三	一・二	八六
	Dr. Thomas Bary		五三	一・二	一〇七
小	田	滋	五三	三	一〇九
衛	藤	藩	五三	三	一四三
	吉		五三	三	一六七
高	梨	正夫	五三	三	一六七
	——		五三	三	一七七
高	梨	正夫	五三	三	一八〇
	——		五三	三	一九一
	——		五三	三	一九七
	——		五三	三	二〇一
	——		五三	三	二〇九
英		修道	五三	四	二二三
小	田	滋	五三	四	二五五
榎	本	重治	五三	四	二八九
一	又	正雄	五三	四	三〇四

国際経済とILO——経済的・社会的正義達成のために——

小英国主義論(一)

砲艦政策の形成(二・完)——一八三四年清国に対する——

フランクリン・ルーズヴェルトと日本——一九一三年より一九三三年に至る——

昭和二八年年度 国際法、国際私法、外交史・国際政治主要文献目録

特集 沖繩の地位

はしがき

第一部 外交史

沖繩帰属の沿革

アメリカ学者の観た沖繩問題

沖繩帰属に関する一省察

第二部 国際法

沖繩諸島の法的地位

沖繩の国際法上の地位

沖繩と日本の主権

日本の領土処理における二つの盲点——千島と沖繩——

菊池 勇夫 五三 五 三二七

神谷 不二 五三 五 三五九

衛藤 藩吉 五三 五 三八〇

W.L. ニューマン 五三 五 四〇二

關 寛治 五三 五 四二二

山田 三良 五四一・二・三 一

英 修道 五四一・二・三 三

植田 捷雄 五四一・二・三 四〇

秋保 一郎 五四一・二・三 五七

入江 啓四郎 五四一・二・三 六三

新城 利彦 五四一・二・三 九六

横田 喜三郎 五四一・二・三 一〇八

高野 雄一 五四一・二・三 一一六

沖繩に關し日本又は米国の有する權利の範圍

第三部 國際私法

沖繩に關する準國際私法問題

沖繩における國際私法問題

沖繩に施行された旧日本法令は、外國法ではないか

第四部 國際經濟

沖繩經濟の現状と將來

海運より見た沖繩の地位

附録

一 沖繩管理經過日誌

二 公文書

第一部 講和條約關係

一、サン・フランシスコ平和條約(抜粹)

TREATY OF PEACE WITH JAPAN (Extract)

二、サン・フランシスコ會議各國全權演說

(1) サン・フランシスコ調印會議第二回全体會議において対日

平和條約の草案の共同起草者としての合衆國全權團を代表して行ったジョン・フォスター・ダレス氏の説明(抜粹)(一九

五一年九月五日)

大郷正夫 五四一・二・三 一三三

久保岩太郎 五四一・二・三 一三九

川上太郎 五四一・二・三 一四一

大郷正夫 五四一・二・三 一六五

大郷正夫 五四一・二・三 一六九

板垣與一 五四一・二・三 一七一

高梨正夫 五四一・二・三 一七三

高梨正夫 五四一・二・三 二〇九

—— 五四一・二・三 二一一

—— 五四一・二・三 二二三

—— 五四一・二・三 二二七

—— 五四一・二・三 二二八

—— 五四一・二・三 二二八

—— 五四一・二・三 二二九

—— 五四一・二・三 二三〇

—— 五四一・二・三 二三〇

The statement by John Foster Dulles, on behalf of the delegation of the United States of America as co-sponsor of the draft treaty of peace with Japan, at the second plenary session of the signatory conference at San Francisco on Sept. 5, 1951.

(2) サン・フランシスコ調印会議第二回全体会議における対日平和条約草案の共同起草者としての英国全権団を代表して行ったケネス・ヤンカー氏の説明(抜粋)(一九五一年九月五日)

The statement by Kenneth Younger, on behalf of the delegation of the United Kingdom as co-sponsor of the draft treaty of peace with Japan, at the second plenary session of the signatory at San Francisco on Sept. 5, 1951.

(3) サン・フランシスコ会議における吉田首相の演説(抜粋)(一九五一年九月七日)

三、在東京日米協会におけるシーボルト氏の演説(抜粋)(一九五一年九月二八日)

Sehald address before the America-Japan Society in Tokyo on Sept. 28, 1951.

次 四、対日講和に関する合衆国の対印回答(抜粋)(一九五一年八月一五日付)

目 Text of U. S. note of August 25, 1951 to India on Japanese peace

五、日本国会議事録

五四 一・二・三 一三三一

五四 一・二・三 一三三二

五四 一・二・三 一三三三

五四 一・二・三 一三三四

五四 一・二・三 一三三五

五四 一・二・三 一三三六

五四 一・二・三 一三三七

五四 一・二・三 一三三七

- (1) 第十一回国会における内閣総理大臣演説(抜粋) (昭和二六年八月十六日) | 五四 一・二・三 | 一三七
  - (2) 第十二回国会における内閣総理大臣演説(抜粋) (昭和二六年十月十二日) | 五四 一・二・三 | 一三七
  - (3) 参議院外務委員会における質疑応答(抜粋) (昭和二六年十一月七日) | 五四 一・二・三 | 一三八
  - (4) 平和条約発効に伴う決議(議長発議、衆議院決議第十二号昭和二七年四月二八日) | 五四 一・二・三 | 一三八
  - (5) 領土に関する決議(床次徳二外二十名提出、衆議院決議第四四号昭和二七年七月三一日) | 五四 一・二・三 | 一三九
  - (6) 奄美大島に関する決議(迫水久常外四十五名提出、衆議院決議第六号昭和二七年二月二五日) | 五四 一・二・三 | 一三九
  - (7) 領土に関する決議(益谷秀次外三十九名提出、衆議院決議第十号昭和二八年七月七日) | 五四 一・二・三 | 一四〇
  - (8) 沖縄及び小笠原諸島に関する決議(佐藤榮作外六十七名提出、衆議院決議第三号昭和二八年一月七日) | 五四 一・二・三 | 一四一
- 六、アメリカ合衆国議事録(一九五二年三月一四日) | 五四 一・二・三 | 一四一

A Few Comparisons Between Versailles Peace Treaty and Japanese Treaty (Presented by Senator Alexander Wiley, and printed, with unanimous consent, in the Congressional Record, United States of America, Proceedings and Debates of the 82<sup>d</sup> Congress, Second Session, Vol. 98, No. 42, March 14, 1952, pp. 2375).

七、外郭地域の行政分離に関する覚書

- (1) 若干の外郭地域を政治上日本から分離することに  
する覚書 連合国最高司令官総司令部（一九四六年一月二十九  
日）

MEMORANDUM Concerning Governmental and Adminis-  
trative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 29  
January 1946

- (2) 若干の外郭地域を政治上日本から分離することに  
する件（一九四六年三月二十二日付）

MEMORANDUM Concerning Governmental and Adminis-  
trative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 22  
March 1946

- (3) 若干の外郭地域を政治上日本から分離することに  
する件（一九五一年二月五日）

MEMORANDUM Concerning Governmental and Adminis-  
trative Separation of Certain Outlying Areas from Japan, 5  
December 1951

八、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

交換公文

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED  
STATES OF AMERICA CONCERNING THE AMAMI IS-  
LANDS

	—	五四	一・二・三	—	一四四
	—	五四	一・二・三	—	一四一
	—	五四	一・二・三	—	一四三
	—	五四	一・二・三	—	一四四
	—	五四	一・二・三	—	一四五
	—	五四	一・二・三	—	一四六
	—	五四	一・二・三	—	一四六
	—	五四	一・二・三	—	一五〇
	—	五四	一・二・三	—	一五一

九、航空協定

- (1) 航空業に関する日本国とグレート・ブリテン及北部アイルランド連合王国との間の協定

Agreement of Aerial Navigation Service between Japan and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (Extract)

- (2) 日本国とアメリカ合衆国との民間航空輸送協定 (抜粋)

- (3) その他同種内容の航空業務協定

- 一〇、日米友好通商条約 (抜粋)

第二部 琉球管理関係

- 一一、米国軍占領下の南西諸島及びその近海の居住者に告ぐ (米  
国海軍軍政布告第一号一九四五年)

UNITED STATES NAVY MILITARY GOVERNMENT  
PROCLAMATION NO. 1

- 一二、刑法並に訴訟手続法典 (抜粋) (琉球列島軍政布告第一号一  
九四九年六月二十八日)

- 一三、琉球列島住民に告ぐ (琉球列島米国民政本部布告第一号一  
九五〇年)

- 一四、琉球列島米国民政府に関する指令 (極東軍総司令部発、琉  
球軍司令官宛、一九五二年四月三〇日)

	五四	一・二・三	二五六
	五四	一・二・三	二五八
	五四	一・二・三	二五九
	五四	一・二・三	二六一
	五四	一・二・三	二六一
	五四	一・二・三	二六一
	五四	一・二・三	二六一
	五四	一・二・三	二六一
	五四	一・二・三	二六三
	五四	一・二・三	二六五
	五四	一・二・三	二六六
	五四	一・二・三	二六六



Directive for United States Civil Administration of the Ryukyu Islands

一五、琉球船舶規則(抜粹) (琉球列島米国民政府令第六十五号一九五二年二月二七日)	五四一・二・三	二七一
一六、琉球政府の設立(琉球列島米国民政府布告第十三号一九五二年二月二九日、改正一九五二年四月二日)	五四一・二・三	二七九
一七、琉球政府章典 (Provisions Of The Government Of The Ryukyu Islands) (琉球列島米国民政府布令第六十八号一九五二年二月二九日)	五四一・二・三	二八二
一七ノ一、琉球政府章典(琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第一号千九百五十二年四月二二日)	五四一・二・三	二八七
一七ノ二、琉球政府章典(琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第二号一九五二年五月二七日)	五四一・二・三	二八七
一七ノ三、琉球政府章典(琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第三号一九五三年一月三二二六日)	五四一・二・三	二八七
一七ノ四、琉球政府章典(琉球列島米国民政府布令第六十八号改正第四号一九五三年二月二二日)	五四一・二・三	二八八
PROVISIONS OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLAND Office of the Deputy Governor.)	五四一・二・三	二八八
一八、琉球政府立法院開会式に際する琉球諸島民政長官リッジウェイ大将の琉球住民に対するメッセージ(昭和二十七年四月一日)	五四一・二・三	三〇〇

一九、琉球人の日本旅行に関する規定及び手続（琉球列島米国民政府指令第十二号一九五二年六月一七日）

五四 一・二・三 三〇二

二〇、琉球人民諸君へ（琉球列島米国民政府長官室、米政府布令第二十二号一九五三年四月三〇日）

五四 一・二・三 三〇五

二一、琉球列島出入管理令（琉球列島米国民政府布令第一二五号一九五四年二月一日）

五四 一・二・三 三〇六

第三部 連絡事務所関係

二二、琉球諸島における日本政府連絡事務所の設置に関する件（昭和二十七年四月一四日）

五四 一・二・三 三二二

MEMORANDUM Concerning Establishment of Japanese Government Liaison Offices in the Ryukyu Islands, 14 April 1952

五 一・二・三 三二四

四

二三、外務省回答口上書（昭和二十七年六月二十五日）

五四 一・二・三 三二四

二四、南方連絡事務局設置法（昭和二十七年六月三〇日、法律第二百一十八号、改正昭和二十九年法律第二百一十号）

五四 一・二・三 三二六

二五、南方連絡事務局組織規定（昭和二十七年七月一日総理府令第三十六号、改正昭和二十九年総理府令第十八号）

五四 一・二・三 三二八

二六、琉球諸島における日本政府連絡事務所の所掌業務（一九五三年五月二二日、在東京米国外使館）

五四 一・二・三 三二九

THE FOREIGN SERVICE OF THE UNITED STATES OF AMERICA, American Embassy, Tokyo, May 21, 1953

五四 一・二・三 三三一

第四部 官庁間往復文書等

二七、本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書（一九五二年七月一日）	五四一・二三	三三四
二八、本土と南西諸島との間の郵便為替に関する覚書（一九五二年十二月二十九日）	五四一・二三	三三六
二九、沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（抄）（昭和二十三年九月三〇日政令第三百六号、改正昭和二十七年一月十九日政令第五号）	五四一・二三	三三六
二九ノ一、沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第一条に規定する地域等を定める府令（昭和二十六年一〇月六日法務府令第五百十号、改正昭和二十八年、第八九号他）	五四一・二三	三三七
三〇、親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例（昭和二十七年二月九日政令第十五号）	五四一・二三	三三七
三一、戸籍整備法（一九五三年一月一六日）	五四一・二三	三三八
三二、平和条約に伴う朝鮮人、台湾人に関する国籍及び戸籍事務の処理について（抜粹）（昭和二十七年四月十九日、法務府民事局長発、法務局長、地方法務局長宛通達）	五四一・二三	三三二
三三、北緯二十九度以南の南西諸島の地位について（昭和二十七年九月三日、総理府南方連絡事務局長発、南方連絡事務局長宛回答）	五四一・二三	三三三

- 三四、(1) 沖繩に居住する本土在籍者の戸籍の取扱に関する件及び(2) 琉球列島(沖繩)への転籍に関する米民政府の指令について(昭和二十九年十一月十二日、法務省民事局長発、南方連絡事務局長宛回答) 五四 一・二・三三 三三三
- 三四ノ一① 沖繩における本土籍人の戸籍取扱に関する件(別紙甲、昭和二十九年七月八日、南方連絡事務局長発、法務省民事局長宛回答) 五四 一・二・三三 三三五
- 三四ノ二② 沖繩に居住する本土在籍者の戸籍取扱に関する件(別紙乙、昭和二十九年十月十一日、法務省民事局長発、南方連絡事務局長宛回答) 五四 一・二・三三 三三五
- 三四ノ二③ 「琉球列島への転籍」に関する米民政府指令について(別紙丙、昭和二十九年九月八日、南方連絡事務局長発、法務省民事局長宛) 五四 一・二・三三 三三五
- 「琉球政府への転籍」と題する米民政府指令について(昭和二十九年八月九日、那覇日本政府南方連絡事務所長発、南方連絡事務局長宛) 五四 一・二・三三 三三六
- 琉球列島への転籍(琉球列島米国民政府指令第六号、一九五四年七月二十三日) 五四 一・二・三三 三三七
- 三四ノ二④ 「琉球列島への転籍」に関する米民政府の指令について(別紙丁、昭和二十九年一〇月二二日、法務省民事局長発、内閣南方連絡事務局長宛) 五四 一・二・三三 三三八
- 三五、現地及び本土間における身分法規等の適用の差異から生ずる諸障害(昭和二十九年、一〇、二八印、法務省民事局第一課) 五四 一・二・三三 三三九

三 琉球政府機構図(昭和二九、九、一)

本國法と住所地法の抵触を規律するハーグ條約案について

大陸棚の法理(三)

外國為替及び外國貿易管理法規とその涉外的効力について

原子力管理における國家主義と國際主義

一九五二年ローマ國際航空私法條約の研究

大陸棚の法理(四・完)

沖繩および沖繩島民の地位

超高度飛行と國家の領空權について——國際航空法上の新しい課題——

小英國主義論(二・完)

THE BONIN ISLANDS; AN ESSAY ON THE WESTERN LANGUAGE LITERATURE

海商條約法の適用範圍

國際組織と中立

所謂總會強化の決議と集團自衛

目 松原博士の訃

総 プライアリ博士の憶いで

江川英文 五四一・二三 三四二

小田滋 五四四 三四五

名本公洲 五四四 三六一

山下康雄 五四四 三九一

池田文雄 五四四 四五一

小田滋 五四五 四八一

平賀健太 五四六 五一六

彭明敏 五四六 五六九

神谷不二 五四六 五九五

神谷不二 五四六 六一九

Hyman Kubin 五四六 六八六

山戶嘉一 五五五 一

石本泰雄 五五五 二七

神谷龍男 五五五 一 五七

横田喜三郎 五五五 一 七七

大平善梧 五五五 一 七九

昭和二九・三〇年度 国際法、国際私法、外交史・国際政治主要  
文献目録

特輯 国際連合の十年

はしがき

第一部

平和維持

国際経済協力

信託統治——その制度と運用——

国際司法裁判所

第二部

国際連合と権力政治

国際連合の加入問題

拒否権問題

地域の安全保障と集団的自衛

国際連合と民族主義

国際連合と人権問題

矢野 村 勝 冨  
中 村 武 冨  
横 山 信  
曾 村 保 信  
五五  
一  
八七

横 田 喜 三 郎  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
五五二・三・四

入 江 啓 四 郎  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
一〇五

尾 高 朝 雄  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
一二七

小 谷 鶴 次  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
一四九

前 原 光 雄  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
一七七

内 山 正 熊  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
二三五

皆 川 洸  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
二四四

山 下 康 雄  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
二六五

高 野 雄 一  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
二八三

田 中 直 吉  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
三三七

田 畑 茂 二 郎  
五五二・三・四  
五五二・三・四  
三六四

国際連合の立法事業——公法——国際法委員会の任務及び業績

国際連合の立法事業——国際私法

第三部

国際連合と日本

附録

国連関係重要事項年表

主要文献目録

オーストリアの永世中立

インドールスの『語源』の考察(一)——国際法学説史の一つの課題——

阿部外務省政務局長暗殺事件と対中国(滿蒙)問題

日比賠償協定及び借款取極

天津条約(一八五八年)調印後における清国外政機構の動揺(一)

——欽差大臣の上海移駐から米国公使ウオーードの入京まで——

ソヴェトの領水理論について(二)——アー・エヌ・ニコラーエフの所説を中心として——

インドールスの『語源』の考察(二)——国際法学説史の一つの課題——

木本三郎 五五二・三四 三八六

池原季雄 五五二・三四 四〇三

横田喜三郎 五五二・三四 四一七

横田喜三郎 五五二・三四 四一九

山口廣次 五五二・三四 四四七

佐藤和男 五五二・三四 四七二

田岡良一 五五二・三四 四八九

伊藤不二男 五五二・三四 五一六

栗原健 五五二・三四 五三八

有田武夫 五五二・三四 五六五

坂野正高 五五二・三四 五九五

内田久司 五五二・三四 六一七

伊藤不二男 五五二・三四 六四二

スエズ運河の自由航行に関する条約 Convention between Great Britain, Austria-Hungary, France, Germany, Italy, the Netherlands, Russia, Spain, and Turkey, respecting the Free Navigation of the Suez Maritime Canal.—Signed at Constantinople, October 29, 1888.

万国スエズ運河会社規定 (一八五六年一月五日アレクサンドリア) STATUTS de la Compagnie Universelle du Canal Maritime de Suez. —Alexandrie, le 5 Janvier, 1856.

条約の国内実施および適用をめぐる若干の問題——英米仏国の法規慣行を中心に——

天津条約 (一八五八年) 調印後における清国外政機構の動揺 (二・完) —— 欽差大臣の上海移駐から米国公使ウォードの入京まで——

スエズ紛争——主として世界経済から見たその影響と推移——

昭和三十一年度 国際法、国際私法、国際政治外交史主要文献目録

袁世凱帝政問題と日本の外交

ソヴェトの領水理論について (二・完) ——アー・エヌ・ニコラーエフの所説を中心として——

アジア法律諮問委員会について (仮訳)

CANAL COMPANY NATIONALISATION LAW

五五	六	六七四	五五	六	六七九	五六	一	一	五六	一	三五	五六	一	七〇	五六	一	一〇六	五六	二	一一七	五六	二	一五一	五六	二	一九五	五六	二	一九七
經塚作太郎	坂野正高	高梨正夫	波多野里	廣瀬善望	矢野善	藤井昇	横山信	會村保信	内田久司	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——



MINISTRE DES AFFAIRES ETRANGERES, DIRECTION D'AFRIQUE LEVANT, Circulaire n° 127-I. P., Paris, le 25 Mai 1950.	—	五六	二	一九八
DECLARATION DES GOUVERNEMENTS DES ETATS- UNIS, DE LA FRANCE, DU ROYAUME-UNI ET DE LA TURQUIE	—	五六	二	二〇〇
(2e.) ACTE DE CONCESSION du Vice Roi d'Egypte, et Cahier des Charges, pour la Construction et l'Exploitation du Canal Maritime de Suez et Dependances. Alexandria, le 5 Janvier, 1856.	—	五六	二	二〇二
Convention entre le Vice-Roi d'Egypte et la Compagnie Uni- verselle du Canal Maritime de Suez. Signée au Caire, le 22 Fev- rier 1866.	—	五六	二	二〇八
AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTH- ERN IRELAND AND THE EGYPTIAN GOVERNMENT RE- GARDING THE SUEZ CANAL BASE. Signed at Cairo, Octo- ber 19, 1954. Entered into force, October 19, 1954.	—	五六	二	二一一
二十一箇条要求に関する若干の考察	堀川武夫	五六	三	二二五
イギリス・ノルウェー漁業事件の国際法的意義	中村洗	五六	三	二四〇
英米法の遺産管理に関する抵触法上の考察 (一)	矢ヶ崎武勝	五六	三	二七五
赤十字国際委員会が作成した「戦時において一般住民が被る危険 の制限に関する規則案」(一九五六年) (Draft Rules for the Limitation of the Dangers incurred by the Civilian Population in Time of War, 1956) の説明	榎本重治	五六	三	二九八

特集 南方諸島の法的地位

はしがき

日本の国際連合加入と南方諸島

アメリカ施政権の本質

沖繩統治の機構と機能 沖繩施政権の本質と住民の自治権

小笠原問題の沿革と特性

外交保護権

沖繩住民の地位

沖繩軍用地問題

沖繩沈船の地位

奄美群島の復帰

類例としての研究

中国の租借地

ザールラント

サイプレス島

琉球列島の統治に関する大統領命令 (仮訳)

THE EXECUTIVE ORDER

国際経済政策の発展と国際経済法

横田喜三郎	五六	四・五	—
皆川 洸	五六	四・五	—
横田喜三郎	五六	四・五	三三五
新城利彦	五六	四・五	三七六
川上健三	五六	四・五	四一五
小谷鶴次	五六	四・五	四三五
桑田三郎	五六	四・五	四五四
加藤一郎	五六	四・五	四七五
入江啓四郎	五六	四・五	四九九
山下康雄	五六	四・五	五二五
植田捷雄	五六	四・五	—
宮崎繁樹	五六	四・五	五四四
中村 洸	五六	四・五	五六一
—	五六	四・五	五九〇
—	五六	四・五	六一三
—	五六	四・五	六一九
金田近二	五六	六	六一七

二十一箇条要求に関する若干の考察	堀川武夫	五六	六	六四三
英米法の遺産管理に関する抵触法上の二考察 (一)	矢ヶ崎武勝	五六	六	六六五
旅順をめぐる一世紀	ハイマン・カブリン 植田捷雄 <small>（訳）</small>	五六	六	七〇四
理事山下康雄教授の急逝	高野雄一	五六	六	七四一
理事長用辞	横田喜三郎	五六	六	七四二
日本の資料から見た日露戦前の満州・シベリア問題 (一)	會村保信	五七	一	一
国際公務員の特権	川崎一郎	五七	一	二八
英米法の遺産管理に関する抵触法上の二考察 (二)	矢ヶ崎武勝	五七	一	五九
REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUC- TION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS: CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, Canada, Japan and Norway: revised joint draft resolution, A/C. 1/L. 126/Rev. 1, 25 January 1957.	—	五七	一	九三

REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUC- TION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS: CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, Union of Soviet Socialist Republics : draft resolution, A/C. 1/L. 164, 24 January 1957.	—	五七	—	九三
REGULATION, LIMITATION AND BALANCED REDUC- TION OF ALL ARMED FORCES AND ALL ARMAMENTS: CONCLUSION OF AN INTERNATIONAL CONVENTION (TREATY) ON THE REDUCTION OF ARMAMENTS AND THE PROHIBITION OF ATOMIC, HYDROGEN AND OTHER WEAPONS OF MASS DESTRUCTION: REPORT OF THE DISARMAMENT COMMISSION, USSR : draft re- solution, A/C. 1/L. 160, 14 January 1957.	—	五七	—	九四
Resolution adopted by the First Committee of the General Assembly on 6 Nov., 1957.	—	五七	—	九五
India : draft resolution, A/C. 1/L. 176/Rev. 2, 9 October 1957.	—	五七	—	九六
Union of Soviet Socialist Republics : draft resolution, A/C. 1/L. 175, 23 September 1957.	—	五七	—	九七
Japan : draft resolution, A/C. 1/L. 174, 23 September 1957.	—	五七	—	九八

Discontinuance under International Control of Test of Atomic and Hydrogen Weapons, Union of Soviet Socialist Republics: draft resolution, A/3673, 20 September 1957.

昭和三十二年度 国際法、国際私法、国際政治外交史主要文献目録

条約に依る外国法人の認許

日本の資料から見た日露戦前の満州・シベリア問題 (二・完)

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設に関する条約——解説と試訳

日ソ漁業の国際法史的概観

抵触法統一の方法——統一法と国際条約——

一九一七年ハルビン革命 (二) ——ハルビン・ソヴェト樹立をめぐる国際政治学的一考察——

国際私法におけるスペシアリザシオンの問題

国家及び政府承認の法構造 (二) ——デ・ファクトー承認の法理を中心として——

一九一七年ハルビン革命 (二・完) ——ハルビン・ソヴェト樹立をめぐる国際政治学的一考察——

アグレマンの拒否問題に関する若干の考察

一 九九

経塚作太郎 澤木敬四郎 大畑篤四郎 一 一〇一

山田鏡一 二 一七

曾村保信 二 一四五

佐藤和男 二 一七七

大平善梧 三 二二九

クルト・ネーデルマン 澤木敬四郎 三 一三九

關寛治 三 二五四

三浦正人 四 三二七

廣瀬善男 四 三五九

關寛治 四 四〇七

海妻玄彦 五 四四七

国際私法における最近の既得権説について

第二大戦および戦後の国際法学説における軍事目標主義

日中漁業問題

国家及び政府承認の法構造(二・完) — デ・ファクトー承認の法理を中心として —

昭和三三年度 国際法、国際私法、国際政治・外交史主要文献目録

特集 海洋法の研究

領海の幅と国際法

海洋法国際会議の第五委員会の審議経過について

領海及び接続水域に関する条約

公海に関する条約

大陸棚に関する条約 — つくられた大陸棚制度 —

漁業および公海生物資源保存に関する条約 — その効果と限界

紛争の義務的解決に関する選択署名議定書と各条約の最終条項

CONVENING OF A SECOND UNITED NATIONS CONFERENCE ON THE LAW OF THE SEA Resolution adopted by the Conference on 27 April 1958

西 賢 五七 五 四七四

城 戸 正 彦 五七 五 五〇二

桑 原 輝 路 五七 六 五六五

廣 瀬 善 男 五七 六 五九二

波 多 野 里 望 五七 六 六六一

澤 木 敬 四 郎 五七

横 田 喜 三 郎 五八 一・二 一

関 道 雄 五八 一・二 二七

中 村 洸 五八 一・二 三六

高 林 秀 雄 五八 一・二 七二

小 田 滋 五八 一・二 一〇一

小 田 滋 五八 一・二 一二四

皆 川 洸 五八 一・二 一五五

皆 川 洸 五八 一・二 一六九

TRIBUTE TO THE INTERNATIONAL LAW COMMISSION Resolution adopted by the Conference on 27 April 1958	—	五八	—	一六九
REGIME OF HISTORIC WATERS Resolution adopted on 27 April 1958, on the report of the Third Committee	—	五八	—	一七〇
CO-OPERATION IN CONSERVATION MEASURES Resolu- tion adopted on 25 April 1958, on the report of the Third Com- mittee	—	五八	—	一七一
HUMANE KILLING OF MARINE LIFE Resolution adopted on 25 April 1958, on the report of the Third Committee	—	五八	—	一七一
SPECIAL SITUATIONS RELATING TO COASTAL FISHER- IES Resolution adopted on 26 April 1958, on the report of the Third Committee	—	五八	—	一七二
INTERNATIONAL FISHERY CONSERVATION CONVEN- TIONS Resolution adopted on 25 April 1958, on the report of the Third Committee	—	五八	—	一七二
NUCLEAR TESTS ON THE HIGH SEAS Resolution adopted on 27 April 1958, on the report of the Second Committee, in con- nection with article 2 of the Convention on the High Seas	—	五八	—	一七三
POLLUTION OF THE HIGH SEAS BY RADIOACTIVE MATERIALS Resolution adopted on 27 April 1958, on the Second Committee, relating to article 25 of the Convention on the High Seas	—	五八	—	一七三
RESOLUTIONS	—	五八	—	一七三

FINAL ACT OF UNITED NATIONS CONFERENCE ON THE LAW OF THE SEA	—	五八	一・二	一七八
OPTIONAL PROTOCOL OF SIGNATURE CONCERNING THE COMPULSORY SETTLEMENT OF DISPUTES	—	五八	一・二	一七九
CONVENTION ON THE CONTINENTAL SHELF	—	五八	一・二	一八四
CONVENTION ON FISHING AND CONSERVATION OF THE LIVING RESOURCES OF THE HIGH SEAS	—	五八	一・二	一九一
CONVENTION ON THE HIGH SEAS	—	五八	一・二	二〇〇
CONVENTION ON THE TERRITORIAL SEA AND THE CONTIGUOUS ZONE	—	五八	一・二	二〇九
Disengagement の沿革と本質				
排他的漁業権概念の歴史的展開 (一)	内山正熊	五八	三	二一一
涉外事件における裁判管轄権に関する一考察	山本草二	五八	三	二三二
対華二十一箇条問題と列国の態度 —— (特に、米国) ——	沢木敬郎	五八	三	二六五
宇宙空間の法的地位	石田栄雄	五八	四	三三三
排他的漁業権概念の歴史的展開 (二・完)	池田文雄	五八	四	三六七
大気圏外の地位とその平和利用 —— 大気圏外平和利用法律委員会より帰して ——	山本草二	五八	四	三九一
Resolution 1348 (XIII), Question of the peaceful use of outer space, December 13, 1958.	高野雄一	五八	四	四一九



AD HOC COMMITTEE ON THE PEACEFUL USES OF  
OUTER SPACE, REPORT OF THE LEGAL COMMITTEE

OBSERVATIONS ON OUTER SPACE

ウルグアイ事情

メキシコの現状

ドイツレーリの帝国主義とその史的背景 (一) —— 帝国と民衆

セント・ローレンス・シーウェイの軍事的意義 (Strategic Value  
of the St. Lawrence Seaway)

「サンタ・フェ」号捕獲事件の再審査決定書

国際法における権利濫用の一考察 (一)

国際連合に於ける侵略の定義 (The Attempts of Defining Aggression  
in the United Nations)

ドイツレーリの帝国主義とその史的背景 (二) —— 帝国と民衆

昭和三四年度 国際法・国際私法・国際政治・外交史 主要文献  
目録

安保条約改定の歴史

自衛権の法史

新安保条約と自衛権

次 目 総

大隈 信 幸	五八	四	四三六
大倉 敏 之	五八	四	四五六
坂井 秀 夫	五八	五	四六五
高 梨 正 夫	五八	五	五二〇
名 島 芳	五八	五	五四三
土 屋 茂 樹	五八	六	六三三
坂 井 秀 夫	五八	六	六六〇
広瀬 善 男	五八	六	六九四
大畑 篤 四郎	五九	六	一
西村 熊 雄	五九	一・二	二八
伊藤 不二 男	五九	一・二	二八
田畑 茂 二郎	五九	一・二	五六

条約と憲法	大	沢	章	五九	一・二	七五
国際連合憲章との関係	高	野	雄	一	五九	一・二
安保条約の期限と適用区域	大	平	善	梧	五九	一・二
事前協議について	皆	川	洗	五九	一・二	一六九
憲法の戦争放棄の限界——砂川判決に照して——	横	田	喜	三	郎	五九
近代中国における戦争と中立	植	田	捷	雄	五九	一・二
日米安全保障条約改定問題重要日誌	杉	山	茂	雄	五九	一・二
行政協定の改定	井	川	克	一	五九	一・二
日米安全保障条約・同行政協定関係文献（昭和三五年一月末現在）	杉	山	茂	雄	五九	一・二
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約、同 関係文書	—	—	—	—	五九	一・二
(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	—	—	—	—	五九	一・二
(2) 条約第六条の実施に関する交換公文	—	—	—	—	五九	一・二
(3) 吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文	—	—	—	—	五九	一・二
(4) 相互防衛援助協定に関する交換公文	—	—	—	—	五九	一・二
(5) 相互協力及び安全保障条約についての合意された議事録	—	—	—	—	五九	一・二
(6) 安全保障協議委員会の設置に関する往復書簡	—	—	—	—	五九	一・二
						三三四

(7)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の 地位に関する協定	五九	一・二	三一五
(8)	施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する 協定第十二条六(d)に関する交換公文	五九	一・二	三三〇
(9)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の 地位に関する協定についての合意された議事録	五九	一・二	三三一
(10)	千九百六十年一月十九日に発表された岸日本国総理大臣とア イゼンハウアー合衆国大統領との共同コミュニケ	五九	一・二	三三五
(11)	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約	五九	一・二	三三七
	砂川事件最高裁判所及び東京地方裁判所判決	五九	一・二	三三九
	現代国際法における過失の本質(一)	波多野里望	三	三七一
	イギリスとウィーン体制——パックス・ブリタニカの外交的側面	高坂正堯	三	四〇一
	部分離婚の理論と外国離婚判決の承認	本浪章市	三	四四八
	条約改正と外人法官	大山梓	四	五一七
	国際法における権利濫用の一考察(二・完)	名島芳	四	五四六
	日華事変における拡大派と不拡大派——「日華事変初頭における いわゆる拡大派と不拡大派の対立について」——	秦郁彦	四	五七四

- トマス・アケイナスの正戦論と近世自然法の伝統  
 ハドソン教授の死去  
 ラウターバクト判事の逝去をいたむ  
 フランス国際私法における夫婦財産制の準拠法 (一一)  
 ハーグ陸戦規則と原油の押収——シンガポール控訴院判決を中心  
 に——  
 日華事変における拡大派と不拡大派 (一二)  
 日露戦後における満州善後措置問題の一斑  
 現代国際法における過失の本質 (一二)  
 フランス国際私法における夫婦財産制の準拠法 (一二)  
 田中博士の国際司法裁判所判事の当選について  
 昭和三五年度 国際法・国際私法・国際政治・外交史 主要文献  
 目録  
 ヴィトリアの正当戦争論 (一) —— 国際法学説史の研究 ——  
 外国判決の承認並にその条件に関する一考察 (二) —— 民訴法第  
 二百条の解釈適用について ——  
 現代国際法における過失の本質 (三・完)  
 国際連合におけるブロック政治

内山正熊	波多野里望	矢ヶ崎武勝	伊藤不二男	大畑篤四郎	沢木敬郎	広瀬善男	山田三良	丸岡松雄	波多野里望	栗原健	秦郁彦	竹本正幸	丸岡松雄	一又正雄	横田喜三郎	沢田和夫
六〇	六〇	六〇	六〇	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九
二	一	一	一	六	六	六	六	六	六	五	五	五	五	四	四	四
一三七	七一	四〇	一	八五六	八五一	八〇〇	七六四	七三九	七〇五	六七四	六四三	六三六	六三三	六三五	六一八	六一八

	ヴィトリアの正当戦争論 (一・完) —— 国際法学説史の研究 ——	伊藤不二男	六〇	二	一五七
	外国判決の承認並にその条件に関する一考察 (一・完) —— 民訴法第二百条の解釈適用について ——	矢ヶ崎武勝	六〇	二	一九三
	一九四九年のジュネーブ諸条約の実施	榎本重治	六〇	三	二五七
	ジュネーブ条約に関する資料 一九四九年のジュネーブ諸条約の実施に関する若干の立法例及びひな型法	榎本重治編	六〇	三	二八四
	(1) 英国の一九五七年のジュネーブ条約法 GENEVA CONVENTIONS ACT, 1957 5 & 6 Eliz. 2, Ch. 52		六〇	三	二八四
	(2) ヘルギー国の一九五六年の赤十字の名称、及び記章及び商標の保護に関する法律 4 JUILLET 1956- LOI RELATIVE A LA PROTECTION DES DENOMINATIONS, SIGNES ET EMBLEMES DE LA CROIX-ROUGE.		六〇	三	二九三
	(3) タイ国の一九五六年の赤十字法 (TRANSLATION) RED CROSS ACT, B. E. 2499 (1956)		六〇	三	二九四
	(4) スイス連邦の一九五二年の、軍隊におけるジュネーブ条約の適用に関する布告 ARRETE DU CONSEIL FEDERAL concernant l'application des conventions de Genève dans l'armée (Du 29 août 1952)		六〇	三	二九四
	(5) 赤十字国際委員会作成の、赤十字の名称及び標章に関するひな型法 MODEL LAW FOR THE PROTECTION OF THE RED CROSS NAME AND EMBLEM		六〇	三	三〇二
総目次	領域取得の法理	深津栄一	六〇	三	三〇六

国際警察軍

天然の富と資源に対する永続的主権の現状——国際連合事務局による研究——

北方領土の地位——千島・樺太をめぐる諸問題——

はしがき

編集者の言葉

一、外交史

幕末期日露関係

明治初期の北方領土問題

ポーツマス条約と北方領土問題

シベリア出兵と北樺太問題

占領管理下の北方領土

北方領土問題の起因と経過

二、国際法

北方領土の法的地位

北方領土の法理

三、漁業

杉山茂雄	六〇	三	三五
安藤仁介	六〇	三	三九三
田岡良一	六〇	四・五・六	四三九
大平善梧	六〇	四・五・六	四四二
阿部光藏	六〇	四・五・六	四四三
大山梓	六〇	四・五・六	四七七
石田栄雄	六〇	四・五・六	五〇六
植田捷雄	六〇	四・五・六	五三七
入江啓四郎	六〇	四・五・六	五六五
田村幸策	六〇	四・五・六	五九〇
前原光雄	六〇	四・五・六	六一八
高野雄一	六〇	四・五・六	六三一
	六〇	四・五・六	

戦前の日ソ漁業——明治四十年日露漁業協約の効力存続問題を中心として——

第二次大戦後における日ソ漁業関係

ソ連の領海制度

ピョートル大帝湾の内海化宣言について——内海化宣言の意味と国際法的効果——

北方近海安全操業問題

四、国際政治

戦後の日ソ関係

北方領土の返還要求運動

日ソ関係年表

文献目録

公文書

TRAITE DE COMMERCE, DE NAVIGATION, ET DE DELIMITATION ENTRE LA RUSSIE ET LE JAPON, signé à Shimoda, le 26 janvier 1855

TRAITE D'ÉCHANGE DE L'ÎLE DE SAKHALINE CONTRE LE GROUPE DES ÎLES KOURILES, Signé à St. Pétersbourg, en français et japonais, le 7 mai 1875 (8ème année de Meiji)

小林 幸男 六〇四・五・六 六八九

大平 善梧 六〇四・五・六 七一五

内田 久司 六〇四・五・六 七五五

中村 洗 六〇四・五・六 八〇二

杉山 茂雄 六〇四・五・六 八二七

尾上 正男 六〇四・五・六 八五二

桑原 輝路 六〇四・五・六 八六七

関野 昭一 六〇四・五・六 九一六

内田 瀬久善男 六〇四・五・六 九六三

高野 雄一編 六〇四・五・六 一〇三三

—— 六〇四・五・六 一〇三三

—— 六〇四・五・六 一〇三三

TRAITÉ DE PAIX (entre le Japon et la Russie), Signé à Portsmouth, Septembre 5, 1905, Ratifié Octobre 14, 1905

—— 六〇四·五·六 一〇二四

CAIRO DECLARATION

Memorandum of the Division of Territorial Studies. (The Conference at Malta and Yalta 1945, Foreign Relations of the U. S., Diplomatic Papers) CAC-302 DECEMBER 28, 1944.

—— 六〇四·五·六 一〇二四

Memorandum of the Division of Territorial Studies (F. E. C. Files) SECRET CAC-306b Preliminary, January 10, 1945

—— 六〇四·五·六 一〇二九

Agreement Regarding Entry of the Soviet Union into the War Against Japan. (YALTA AGREEMENT) TOP SECRET 11 Feb. 1945

—— 六〇四·五·六 一〇三三

PROCLAMATION OF THE THREE POWERS, THE UNITED STATES, GREAT BRITAIN AND CHINA, Potsdam. July 26, 1945 (joined by the Soviet Russia, August 9, 1945)

—— 六〇四·五·六 一〇三四

THE CONFERENCE FOR THE CONCLUSION AND SIGNATURE OF THE TREATY OF PEACE WITH JAPAN, September 5, 1951

—— 六〇四·五·六 一〇三四

TREATY OF PEACE WITH JAPAN, signed at San Francisco, the 8 September, 1951

—— 六〇四·五·六 一〇三五

LETTERS EXCHANGED BETWEEN MR. MATSUMOTO AND MR. GROMYKO, September 29, 1956

—— 六〇四·五·六 一〇三六

JOINT DECLARATION BY JAPAN AND THE UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBLICS, October 19, 1956

—— 六〇四·五·六 一〇三七



AIDE-MEMOIRE (U. S. views on Japan-Soviet Talks), September 7, 1956

六〇四・五六 一〇三七

ソ連邦国際商事仲裁条約の発展過程

川上太郎 六一 一・二 一

第二次国際連合海洋法会議について

小田滋 六一 一・二 三一

私法の効力範囲と国家主権

林脇トシ子 六一 一・二 八一

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一)

小祖田川武 六一 一・二 一〇一

故山川端夫博士を憶う

英 修道 六一 一・二 一三六

百々巳之助博士の訃を悼む

大 平善梧 六一 一・二 一三八

昭和三六年度国際法・国際私法・国際政治・外交史主要文献目録

大沢筒畑 木井敬四郎 六一 一・二 一四一

CONVENTION, PROTOCOLS AND RESOLUTIONS ADOPTED BY THE UNITED NATIONS CONFERENCE ON DIPLOMATIC INTERCOURSE AND IMMUNITIES HELD AT VIENNA FROM 2 MARCH TO 14 APRIL 1961

六一 一・二 III

VIENNA CONVENTION ON DIPLOMATIC RELATIONS

六一 一・二 III

OPTIONAL PROTOCOL CONCERNING ACQUISITION OF NATIONALITY

六一 一・二 XXXII

OPTIONAL PROTOCOL CONCERNING THE COMPULSORY SETTLEMENT OF DISPUTES

六一 一・二 XXIV

目次

RESOLUTIONS ADOPTED BY THE CONFERENCE. I SPECIAL MISSIONS, II CONSIDERATION OF CIVIL CLAIMS

「ニュー・ルック」をめぐる諸問題 (一)

外国判決の執行に関するドイツ法体系の原則成立過程についての若干の史的考察

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二)

ガリオア・エロア返済協定

国際私法における法性決定問題に関する一考察——矢ヶ崎助教授の新提案に関連して——

欧米の国際経済法学に関する一考察——その概念と領域について

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (三)

ソ連国際法学界の最近の動向について (一) —— Советский Ежегодник Международного Права (Soviet Yearbook of International Law), 1958, 1959 и 1960.

捕獲における個人の保護

外国国有化と「公序」

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (四)

神谷不二	六二	一一二	一五七
矢ヶ崎武勝	六一	三	一七八
祖田川武	六一	三	二二六
入江啓四郎	六一	三	二二八
三浦正人	六一	四	二四五
小原喜雄	六一	四	二八三
祖田川武	六一	四	三一八
内田久司	六一	四	三三五
小谷鶴次	六一	五	三五三
折茂豊	六一	五	三八二
祖田川武	六一	五	四二一

ソ連国際法学界の最近の動向について (二・六) —— Советский Ежегодник Международного Права (Soviet Yearbook of International Law), 1958, 1959 и 1960.

信夫淳平博士の長逝を悼む

海洋の自由と海運自由の原則

ヨーロッパ共同市場における法と経済

昭和三十七年度国際法・国際私法・国際政治・外交史 主要文献目録

TREATY OF COMMERCE, ESTABLISHMENT AND NAVIGATION BETWEEN THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND JAPAN

PROTOCOL OF SIGNATURE

FIRST PROTOCOL CONCERNING TRADE RELATIONS BETWEEN THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND JAPAN

SECOND PROTOCOL CONCERNING TRADE RELATIONS BETWEEN THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND JAPAN

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約

川端末人	西村茂	土屋正樹	佐藤和男	高梨正夫	前原光雄	内田久司
六	六	六	六	六	六	六
五	六	六	五	六	五	五
五	六	六	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三
八	八	八	八	八	八	八

署名議定書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の貿易関係に関する第一議定書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の貿易関係に関する第二議定書

国際法上の主体についての理論

現代の中国と太平洋問題

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例(五)

DECLARATION ON THE NEUTRALITY OF LAOS

PROTOCOL TO THE DECLARATION ON THE NEUTRALITY OF LAOS

DECLARATION SUR LA NEUTRALITE DU LAOS

PROTOCOLE A LA DECLARATION SUR LA NEUTRALITE DU LAOS

ラオス中立宣言

ラオス中立宣言議定書

「ニュー・ルック」をめぐる諸問題(二)

最近における国際法学の動向について

六一

六

XCX

六一

六

XCVII

六一

六

XCVIII

六一

一

一

六一

一

二五

六一

一

五五

六一

一

一一一

六一

一

一〇八

六一

一

一〇〇

六一

一

九六

六一

一

八八

六一

一

八五

六一

二

一一五

六一

二

一四四

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (六)	小祖田川武	六二	二	一七七
スコラ哲学における法と国家——国際主義形成史上におけるその地位——	堀川武夫	六二	三	二〇五
集団的自衛の法理 (一一)	森脇庸太	六二	三	二四六
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (七)	小祖田川武	六二	三	二七七
国際私法条約の解釈	川上太郎	六二	四	三〇三
三カイリ主義と射程距離説	高林秀雄	六二	四	三一九
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (八)	小祖田川武	六二	四	三五〇
最近のスペイン国際法学界	西俣昭雄	六二	四	三八一
集団的自衛の法理 (一二)	森脇庸太	六二	五	三九一
国際組織における超国家性の研究 (一一)	筒井若水	六二	五	四二三
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (九)——追補の一	小祖田川武	六二	五	四五五
国際法と国内法 (一一)——イタリア国際法学説の研究——	皆川洗	六二	六	四九三
一九世紀における領海幅員問題 (一二)	高林秀雄	六二	六	五一七
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二〇)——追補の二——	小祖田川武	六二	六	五五三

アメリカ衝突法判例研究 (一) Wrongful death act と Full Faith and Credit, Hughes v. Fetter (1951) 341 U. S. 609.

航空機上で行なわれた犯罪及びある種の他の行為に関する条約

昭和三十八年度国際法・国際私法・国際政治・外交史 主要文献目録

国際私法における夫婦財産制の準拠法 (一) ——とくに住所地法主義について——

国際組織における超国家性の研究 (二・完)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一一) ——追補の三——

アメリカ衝突法判例研究 (二) 法廷地州の出訴期限法の適用と Full Faith and Credit Clause——Wells v. Simonds Abrasive Co. (1953) 345 U. S. 514

アメリカ衝突法判例研究 (一) 別居手当契約の準拠法 Auten v. Auten (1954) 308 N. Y. 155, 124N. E. 2d 99

アメリカ衝突法判例研究 (二) 条件附売買契約において買主が賦私代金の支払を怠った場合の売主の救済に関する準拠法 Shanahan v. George B. Landers Construction Co. (1st. Cir. 1959) 366 F. 2d 400

国際法と国内法 (二・完) ——イタリヤ国際法学説の研究——

アメリカ国際法研究会  
三浦正人 六一 六 五七三

中野直樹 六一 六 五七九

小川芳彦 六一 六 五九九

本浪市幸 六一 六 五九九

岡端末孝 六一 六 五九九

丸岡松雄 六一 一 一

筒井若水 六一 一 三四

祖川武夫 六一 一 六五

アメリカ国際法研究会  
田村精 (二) 六一 一 七六

アメリカ国際法研究会  
川上太郎 六一 一 八二

アメリカ国際法研究会  
川又良也 六一 一 八八

皆川洗 六一 二 一一一

一九世紀における領海幅員問題 (二・完)

国際法における国家の外国通貨偽造防止義務

国際法上の国家の裁判権免除に関する研究

遺言の方式に関するヘーグ条約への加盟について

アメリカ衝突法判例研究 (三) 船荷証券による取引の準拠法  
Barrett v. Bank of the Manhattan Company, 218 F. 2d 763 (2d Cir., 1954).

CONVENTION SUR LES CONFLITS DE LOIS EN  
MATERE DE FORME DES DISPOSITIONS TES-  
TAMENTAIRES

CONVENTION ON THE CONFLICTS OF LAWS RELATING  
TO THE FORM OF TESTAMENTARY DISPOSITIONS

地域的機関における強制行動——キューバ問題をめぐる米州機構  
と国際連合との関係——

国際私法における夫婦財産制の準拠法 (二・完) ——とくに住所  
地法主義について——

アメリカ衝突法判例研究 (四) Automobile Guest Statute in  
Place of Tort v Law of Place of Greatest Concern, Babcock v.  
Jackson (1963) 12 N. Y. 2d 473.

『捕獲法論』におけるグロティウスの正当戦争論 (一) ——国際法  
学説史の研究——

大気圏外法の特徴

高 林 秀 雄 六三 二 一三七

土 井 輝 生 六三 三 一九三

広 瀬 善 男 六三 三 二一六

村 岡 二 郎 六三 三 二四七

アメリカ国際私法研究会  
佐 藤 幸 夫 六三 三 二五六

—— 六三 三 二九一

—— 六三 三 二九一

高 橋 悠 六三 四 二九五

丸 岡 松 雄 六三 四 三二八

アメリカ国際私法研究会  
本 浪 章 市 六三 四 三六一

伊 藤 不 二 男 六三 五 三九三

城 戸 正 彦 六三 五 四三一

アメリカ衝突法判例研究(五) 他州制定法にもとづく親子間の扶養義務の執行 *State of California v. Copus* (1958) 158 *Tex. 196, 309 S. W. 2d 227*

政府間海事協議機構条約第二十八条——「国際法上の船籍」の序論として——

国際共同企業と国内管轄権行使の抑制

陸軍起案「対清策案」

アメリカ衝突法判例研究(十六) 外国離婚判決の承認 *Wood v. Wood* (1963) 245 *N. Y. S. 2d 800*

昭和三九年度国際法・国際私法・国際政治・外交史 主要文献目録

慣習的自衛権の再吟味(二)——東京裁判にあらわれた自衛権論議を起点として

『捕獲法論』におけるグロティウスの正当戦争論(二・完)——国際法学説史の研究——

アメリカ衝突法判例研究(七) 婚外子の扶養に関する契約の準拠法 *Haag v. Barnes* (1961) 216 *N. Y. S. 2d 65*.

調停と裁判についての問題

慣習的自衛権の再吟味(二・完)——東京裁判にあらわれた自衛権論議を起点として——

アメリカ国際法研究会  
(三) 浦正人 六三 五 四五七

嘉納 孔 六三 六 四八一

山本草 二 六三 六 四九七

大山 梓 六三 六 五三五

アメリカ国際私法研究会  
(本) 浪章 市 六三 六 五四五

小川芳彦 六三 六 五六八  
竹本正幸 六三  
川本章市 六三  
川端末人 六三

一又正雄 六四 一 一

伊藤不二男 六四 一 四〇

アメリカ国際私法研究会  
(田) 村精 二 六四 一 八〇

大淵仁右衛門 六四 二 一〇七

一又正雄 六四 二 一三一



アメリカ衝突法判例研究 (八) 法廷地の詐欺防止法の適用の有無  
 —— Governmental Interest Analysis によるアプローチ —— Bern-  
 krant v. Fowler (1961), 360, P 2d 906.

強行的法規の特別連結論について (二)

国際連合憲章と国際政治

アメリカ衝突法判例研究 (九) 不法行為衝突法における「最も有  
 意義な関係」 Lowe's North Wilkesboro Hardware, Inc. v. The  
 Fidelity Mutual Life Insurance Company. 319 F. 2d 469 (1963)

日韓関係の研究

日韓関係史

日韓基本条約

文化財・文化協力協定

日韓漁業協定

竹島紛争

いわゆる法的地位協定上の永住許可申請方法に関する問題点

一 公文書 (目次)

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約

TREATY ON BASIC RELATIONS BETWEEN JAPAN AND  
 THE REPUBLIC OF KOREA

目次  
 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

アメリカ国際法研究会  
 (山本 敬三) 六四 二 一七六

折茂 豊 六四 三 二〇一

芳川 俊 憲 六四 三 二一九

アメリカ国際法研究会  
 (西賢) 六四 三 二五〇

植田 捷 雄 六四 四・五 |

祖川 武 夫 六四 四・五 二八一

池田 文 雄 六四 四・五 三〇八

中村 洸 六四 四・五 三三五

太寿堂 鼎 六四 四・五 三五六

太寿堂 鼎 六四 四・五 三八五

畑場 準 一 六四 四・五 四一七

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約 六四 四・五 四四五

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約 六四 四・五 四四六

TREATY ON BASIC RELATIONS BETWEEN JAPAN AND  
 THE REPUBLIC OF KOREA 六四 四・五 四四七

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定 六四 四・五 四四九

韓国の漁業に関する水域の直線基線に関する交換公文

六四 四・五 四五五

韓国の漁業に関する水域に関する交換公文

六四 四・五 四五六

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定についての合意された議事録

六四 四・五 四五七

漁業協定附属書に定める標識に関する交換公文

六四 四・五 四六〇

漁業協力に関する交換公文

六四 四・五 四六三

安全操業に関する往復書簡

六四 四・五 四六四

漁業協定に関する討議の記録

六四 四・五 四六六

日韓漁業協定の署名に際して行なわれた両国政府の声明(昭和四十年六月二十二日)

六四 四・五 四六七

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

六四 四・五 四六九

第一議定書の実施細目に関する交換公文

六四 四・五 四七五

請求権経済協力協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文

六四 四・五 四七八

請求権経済協力協定第一条2に定める合同委員会に関する交換公文

六四 四・五 四八〇

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

六四 四・五 四八一

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

六四 四・五 四八四

商業上の民間信用供与に関する交換公文

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本  
国と大韓民国との間の協定

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本  
国と大韓民国との間の協定についての合意された議事録

在日韓国人の法的地位協定に関する討議の記録

在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定の署名に際して行な  
われた日本国法務大臣声明

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定につ  
いての合意された議事録

大韓民国政府に引き渡される文化財に関する往復書簡

紛争の解決に関する交換公文

二 日韓関係年誌

名誉理事長 故 山田三良博士

略歴

弔辞

国際判決の執行をめぐる諸問題

多数州際的名誉毀損の抵触法問題——マスコミによる場合——

六四 四五 四八五

六四 四五 四八六

六四 四五 四八八

六四 四五 四九〇

六四 四五 四九一

六四 四五 四九二

六四 四五 五〇一

六四 四五 五〇一

六四 四五 五〇二

六四 四五 五〇三

六四 六 五〇三

六四 六 五〇三

六四 六 五〇三

六四 六 五〇三

砂川 惠伸 六四 六 五六五

深津 栄一 六四 六 五二七

横田 喜三郎 六四 六 i

六四 六

六四 六

関野 昭一 六四 四五 五〇三

六四 四五 五〇二

六四 四五 五〇一

六四 四五 五〇一

六四 四五 四九二

六四 四五 四九一

六四 四五 四九〇

六四 四五 四八八

六四 四五 四八六

六四 四五 四八五

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一一)

マクドゥーガルの法政策学説——Policy-Oriented Jurisprudence  
——の概要とその諸批判の妥当性

山田三良先生の訃

国際連合の二十年

国連活動の二十年

加盟国の増大と国連機構への影響

国連と南北問題

日本の国連活動の実績と課題

附録

一 憲章改正に関する総会決議

(1) 一九六三年十二月十七日総会によって採択された決議(憲章  
第二三条及び第六七条の改正に関する決議)(邦訳)

(2) 同決議正文テキスト(英文及び仏文)

(3) 一九六五年十二月二十日総会によって採択された決議(憲章  
第一〇九条の字句修正に関する決議)(英文)

(4) 一九六五年十二月八日総会によって採択された決議(総会手  
続規則の改正に関する決議)(英文)

二 国連貿易開発会議の勧告

小田川 武夫 六四 六 六一四

大内 和臣 六四 六 六四六

池原 季雄 六四 六 六七七

小谷 鶴次 六五 一一二

神谷 竜男 六五 一一二 二六

内山 正熊 六五 一一二 四七

星 文七 六五 一一二 七三

一 六五 一一二

一 六五 一一二 一〇三

一 六五 一一二 一〇三

一 六五 一一二 一〇三

一 六五 一一二 一〇五

一 六五 一一二 一〇七

一 六五 一一二 一〇八

一 六五 一一二 一一一

三 国連重要事項年表(一九五六—一九六五年)

四 国連関係主要文獻目録

国際通貨基金協定にもとづく加盟国の公序と外国為替管理規制の承認

内戦と国際法——国際法学における実証主義とは何か——

投資の保証に関するアメリカとブラジルとの間の協定(付、関係法規)

故江川英文先生

江川教授の逝去を悼む

日本における国際私法七〇年——とくに山田三良および江川英文を中心として——

イギリス国際私法における国際主義——とくに契約自由との関連において——

アメリカ衝突法判例研究(一〇) 外国離婚判決の承認 *Rosenstiel v. Rosenstiel* (1965) 262 N. Y. S. 2d 86

中央アメリカ共同市場条約の体系と機能——地域経済統合における国際条約の役割に関する一考察——

強行的法規の特別連結論について(二・完)

南西アフリカ事件判決について

国際裁判と国内管轄権の原則

六五 一・二 一四一

筒井若水 六五 一・二 一六一

土井輝生 六五 三 一七一

広瀬善男 六五 三 一九九

桜井雅夫 六五 三 二五三

六五 四 |

横田喜三郎 六五 四 二八九

川上太郎 六五 四 二九三

山本敬三 六五 四 三一

アメリカ国際法研究会  
(松岡博) 六五 四 三四七

佐藤和男 六五 五 三七三

折茂豊 六五 五 四一五

小寺初世子 六五 五 四三四

皆川洸 六五 六 四六七

トーマス・ベイティ博士の論功

Lyton Report Memorandum by Thomas Baty リットン報告書  
に関する覚書

昭和四〇・四一年度 国際法・国際私法・国際政治・外交史主要  
文献目録

戦犯裁判研究余論(一) 一九二九年捕虜条約準用問題

国際海上運送における国旗差別措置

日布移民問題(一)

国際私法上の先決問題について

戦犯裁判研究余論(二) 太平洋戦争の停戦処理に関する国際法的  
考察——とくに日ソ戦争について——

国際法委員会による留保規則の法典化(二)

国際航空運送条約における責任制限の研究(二)

日布移民問題(二・完)

国際法委員会による留保規則の法典化(二・完)

国際司法共助——米国における最近の發展(二)

高柳教授の逝去を悼む

大沢章先生の長逝を悼む

内山正熊 六五 六 五〇一

Thomas Baty  
内山正熊(訳) 六五 六 五一七

飯田中 茂 六五 六 五三一

宇野重昭 六五 六 五三一

一又正雄 六六 一 一

高梨正夫 六六 一 三〇

瀬川善信 六六 一 六七

三浦正人 六六 二 一一一

一又正雄 六六 二 一四八

小川芳彦 六六 二 一八二

池田文雄 六六 三 一三七

瀬川善信 六六 三 一六四

小川芳彦 六六 三 一九三

尾中俊彦 六六 三 三二四

横田喜三郎 六六 三 三五七

前原光雄 六六 三 三五九

オーストラリアの移民政策	加藤 俊作	六六	四	三六五
国際航空運送条約における責任制限の研究 (二・完)	池田文雄	六六	四	三九七
弱点を克服せんとする国際法委員会	鶴岡千毅 原 秀 毅	六六	四	四二二
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一三)	祖川武夫	六六	四	四三六
十二マイル漁業水域 (一)	小田 滋	六六	五	四八七
現代国際法における文明の地位	筒井 若水	六六	五	五二三
ラテン・アメリカ非核武装化条約について	大塚博比古	六六	五	五五七
国際司法共助——米国における最近の発展 (一)	尾 中 俊彦	六六	五	五七七
国際連盟理事会について	神 谷 竜男	六六	六	六一七
十二マイル漁業水域 (二・完)	小 田 滋	六六	六	六三一
国際司法共助——米国における最近の発展 (三・完)	尾 中 俊彦	六六	六	六四七
アメリカ衝突法判例研究 (一一) Direct Action Statute の適用と 連邦憲法条項 Watson v. Employers Liab. Assurance Corp., 348 U. S. 66, 75 S. Ct. 166, (1954).	アメリカ国際法研究会 松岡 博	六六	六	六六三
昭和四二年度 主要文献目録	広 部 和也 松 居 淳郎 鳥 本 三郎	六六	六	六八八
宇宙天体条約の基本構造	池田文雄	六七	一	一

国際判決の執行

アジア政治体制試論

海洋と国際政治——米海軍の制海思想をめぐって——

判例研究「サバチーノ事件」

条約（小笠原・漁業・原子力関係）

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭四三・六・二六発効）

日本国とニュー・ジラランドとの間の漁業に関する協定（昭四三・七・二六発効）

メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（昭四三・六・一〇発効）

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭四三・七・一〇発効）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING NANPO SHOTO AND OTHER ISLANDS

判例からみた涉外非訟事件の裁判管轄問題

抵触法における代位責任 (vicarious liability) についての一考察——アメリカ合衆国の判例を中心として——

小幡公使アグレマン問題——日中外交の一断面——

深津栄一 一六七 一 六三

衛藤藩吉 一六七 二 一三一

曾村保信 一六七 二 一五八

松井芳郎 一六七 二 一八二

—— 一六七 二 ——

—— 一六七 二 二〇七

—— 一六七 二 二〇九

—— 一六七 二 二一一

—— 一六七 二 二一三

—— 一六七 二 二四九

川上太郎 一六七 三 二五一

鳥居淳子 一六七 三 二九一

瀬川善信 一六七 三 三三二



「事情変更の原則」と条約法草案第五九条	一	又正雄	六七	四	三六一
国連条約法草案シンポジウム			六七	四	
国連条約法草案シンポジウムについて	大	平善梧	六七	四	四一三
多数国間条約に対する留保——条約法草案第一六条乃至第二十条を中心として——	小	川芳彦	六七	四	四一六
条約の第三国に対する効力——条約法草案第三〇条～第三四条を中心として——	経	塚作太郎	六七	四	四三一
締結意思の瑕疵に基づく条約の無効原因——条約法草案第四三條～第四九条を中心として——	太	寿堂鼎	六七	四	四四一
強行規範に抵触する条約の無効・終了	中	村洗	六七	四	四五四
条約の第三国に対する効力（先例研究）	宮	崎繁樹	六七	四	四六四
国連条約法会議第一会期の事業	湯	下博之	六七	四	四八九
Draft Convention on the Law of Treaties			六七	四	五二四
国際行政法の存立基盤	山	本草二	六七	五	五二九
ドイツ基本法における条約の国内的効力	村	上謙	六七	五	五九五
キューバ土地改革法——一九五九年土地改革法と国有化について	今	村之治	六七	五	六四〇

アメリカ衝突法判例研究 (一一) Lex Domicilii と Lex Situs =  
Lex fori: Ordinary Applicable Law to Marital Property と Law  
of Situs by which Spouses intended their Transaction to be gov-  
erned. Wyatt v. Fulrath (1965) 211 N. E. 2d 637

国家の独立と条約の承継——その序説——

接続空域の法的地位——「防空確認区域」の有効性をめぐって

国際裁判所における仮保全措置の先例

昭和四三年度 主要文献目録

分裂国の法的地位

涉外親子関係事件をめぐる一考察——消極的確認判例を中心とし  
て——

アメリカ衝突法判例研究 (一一三) 動産担保物権の履行に附随する  
事項の準拠法 (Legislative Jurisdiction の観念と国際私法におけ  
る訴訟物の重要性を中心として) Universal C. I. T. Credit Corp.  
v. Hulert, 151 So. 2d 705 (3rd Cir. 1963)

国際漁業の新しい発展

日露戦争と開戦外交

極東民族大会と中国

アメリカ国際法研究会  
(本 浪 章 市)

六七 五 六五二

田 畑 茂 二 郎

六七 六 六八一

栗 林 忠 男

六七 六 七四一

小 杉 原 高 嶺 滋

六七 六 七七七

関 本 野 昭 浩

六七 六 八〇六

林 松 岡 司 宣

六七 六 八〇六

小 谷 鶴 次

六八 一 一

海 老 沢 美 広

六八 一 三五

アメリカ国際法研究会  
(會 野 和 明)

六八 一 一一〇

小 田 滋

六八 二 一五三

大 山 梓

六八 二 一九七

山 極 晃

六八 二 二二三

国際組織と国家平等理論

アメリカ国際私法における当事者自治の原則——学説の推移を中  
心として——

日ソ危機 一九三二——三四年

国際政治史の課題と性格——国際政治史研究序説——

中国の東南アジアに対する政策

ローマ条約第五八条における会社

大陸政策論の史的考察——幕末より日清戦争直後まで——

昭和四四年度 主要文献目録

深海底制度論の系譜 (一)

任意条項制度における相互主義の問題

日本の台湾接収と対外措置 (一)

現代国際法における無過失責任原則の機能

朝鮮戦争と中国の経済政策

日本の台湾接収と対外措置 (二・完)

アメリカ衝突法判例研究 (一四) 多数州際的名誉毀損の準拠法

Brewster v. Boston Herald-Traveler Corp. (D. C. Mass. 1960) 188  
F. Supp. 565.

目次

大谷良雄	六八	二	二五〇
松岡博	六八	三	二九三
秦郁彦	六八	三	三四七
堀川武夫	六八	四	四二九
松本三郎	六八	四	四五九
岡本善八	六八	五・六	五一一
大畑篤四郎	六八	五・六	五六五
尾崎重義	六八	五・六	六二一
林脇トシ子	六八		
大畑篤四郎	六八		
小田滋	六九	一	一
関野昭一	六九	一	三五
黄昭堂	六九	一	六三
山本草二	六九	二	一一五
笠原正明	六九	二	一六八
黄昭堂	六九	二	一九〇
アメリカ国際法研究会 (三) 浦正人	六九	二	二一四

人権と国家主権

深海底底制度論の系譜 (一・完)

国際政治史の課題と性格 (二) —— 国際政治史研究序説 ——

アメリカ衝突法判例研究 (一・五) 州外居住者の保険契約債権に對する差押手続の管轄権 *Seider v. Roth* (N. Y. 1966) 17 N. Y. 2d 111, 216 N. E. 2d 312.

「人類が生き残るための会議」の報告

特集 国際連合の二十五年 —— 軍縮と開発 ——

国際連合の二十五年

核時代の軍備規制

国連と軍縮 —— 法的分析とその現代的課題

国連の平和維持活動 —— 同意原則の再検討 ——

A・A諸国の加盟と国際法 —— 自決権の形成を中心に ——

国際立法に對するA・A諸国の態度の変遷 —— 国連友好関係宣言の起草過程をふりかえって ——

国際連合と経済社会開発

海洋開発と国際連合 —— 海洋法問題をめぐる国連二五年の回顧と第三次海洋法会議への展望 ——

宇宙法における開発概念

宮崎 繁樹 六九 三 二三一

小田 滋 六九 三 二七四

堀川 武夫 六九 三 三三〇

アメリカ国際法研究会 (三) 浦正人 六九 三 三六六

横田 喜三郎 六九 三 三七五

—— 六九 四・五・六 ——

高野 雄一 六九 四・五・六 四三三

前田 寿 六九 四・五・六 四六五

広瀬 善男 六九 四・五・六 四九〇

香西 茂 六九 四・五・六 五三六

筒井 若水 六九 四・五・六 五七一

波多野 里望 六九 四・五・六 五九六

佐藤 和男 六九 四・五・六 六三二

中村 洸 六九 四・五・六 六八四

山本 草二 六九 四・五・六 七一六

人權の國際的保護と國際連合

國連重要事項年表（一九六六—一九七〇年）

DECLARATION ON THE OCCASION OF THE TWENTY-FIFTH ANNIVERSARY OF THE UNITED NATIONS, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2627 (XXV))	—	六九四・五六	七七二
DECLARATION ON PRINCIPLES OF INTERNATIONAL LAW CONCERNING FRIENDLY RELATIONS AND CO-OPERATION AMONG STATES IN ACCORDANCE WITH THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2625 (XXV))	—	六九四・五六	八三〇
QUESTION OF GENERAL AND COMPLETE DISARMAMENT, 16 DECEMBER 1969 (RESOLUTION 2602 (XXIV))	—	六九四・五六	八二一
PROGRAMME OF ACTION FOR THE FULL IMPLEMENTATION OF THE DECLARATION ON THE GRANTING OF INDEPENDENCE TO COLONIAL COUNTRIES AND PEOPLES, 12 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2621 (XXV))	—	六九四・五六	八一九
AN INTERNATIONAL DEVELOPMENT STRATEGY FOR THE SECOND UNITED NATIONS DEVELOPMENT DECADE, 24 OCTOBER 1970 (RESOLUTION 2626 (XXV))	—	六九四・五六	八一五
DECLARATION OF PRINCIPLES GOVERNING THE SEABED AND THE OCEAN FLOOR, AND SUBSOIL THEREOF, BEYOND THE LIMITS OF NATIONAL JURISDICTION, 17 DECEMBER 1970 (RESOLUTION 2749 (XXV))	—	六九四・五六	七九四

皆 川 洗

INTERNATIONAL CO-OPERATION IN THE PEACEFUL USES OF OUTER SPACE, 16 DECEMBER 1970 (RESOLUTION 2733 (XXV))

六九四・五・六 七九〇

ケイヴァースの法選択手続理論 (二)

丸岡松雄 七〇 一

国際金融機関の組織法上の特色 (二) —— 国際公社論の試み ——

横田洋三 七〇 一 四七

昭和四五年年度 主要文献目録

山本敬重 七〇 一 八八

一九三五年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察

平井友義 七〇 二 一二三

ケイヴァースの法選択手続理論 (一)

丸岡松雄 七〇 二 一六七

外務省情報部の創設と伊集院初代部長

松村正義 七〇 二 一九四

条約の寄託所の権限 —— 条約法に関するウィーン協約の批判的考察 ——

大内和臣 七〇 三 二三五

国際金融機関の組織法上の特色 (一・完) —— 国際公社論の試み ——

横田洋三 七〇 三 二六五

ヨーロッパ共同体機関の議決の法的性質と拘束力 —— ヨーロッパ経済共同体 ——

岡村堯 七〇 四 三三五

ケイヴァースの法選択手続理論 (三・完)

丸岡松雄 七〇 四 三七七

アメリカ衝突法判例研究 (十六) Federal Law と State Law, 政府証券の準拠法 Bank of America Nat. T. & S. Assn. v. Parnell (1956), 352 U. S. 29.

アメリカ国際法研究会 (本浪章 一) 七〇 四 四〇二

アメリカ国際私法における裁判管轄問題——Statusを中心として	川松三郎	浦正博	七〇	五	四三一
国際連合機構と経済制裁——南ローデシアに対する国連憲章第四 一条の適用——	深津栄一	七〇	五	四八一	
任意条項受諾宣言の期限と留保——五〇年を経た国際司法裁判所 の問題情況の一側面——	関野昭一	七〇	六	五三五	
国連における人権保護と国内管轄権(一)	金東勲	七〇	六	五八〇	
西 周助「万国公法」	田岡良一	七一	一	一	
昭和四六年度 主要文献目録	尾崎敬義	七一	一	七三	
分裂国と国際法の適用	初瀬龍平	七一	二	一一一	
内戦と一九四九年ジュネーヴ条約——捕えられた戦闘員の法的保 護を中心に——	小谷鶴次	七一	二	一一一	
ベトナム分裂国家成立の経緯(一)	藤田久一	七一	二	一三四	
国連における人権保護と国内管轄権(二・完)	浦野起央	七一	三	一一一	
ウッドロー・ウィルソンの初期外交思想(外交政策分析のための 枠組)(二)——米西戦争から「ロー・ポリティック」の成立ま で——	金東勲	七一	三	二五九	
政治犯罪人不引渡原則の確立——歴史的・実証的検討——	進藤栄一	七一	四	三一一	
	芹田健太郎	七一	四	三四四	

国籍継続の原則の問題点

国際法学会創立七十五周年記念号

国際裁判と日本

明治初期における国際法の導入

明治及び大正初期における日本国際法学の形成と発展——前史と黎明期——

転換期にたつ海洋法

日本における国際私法の発展過程とその課題

わが古典的国際私法学説の再評価

明治時代の霞ヶ関外交

外交一元化と外務省

外務省の機能変遷

記念式典 田畑茂二郎理事長挨拶

田中耕太郎氏祝辞

式典記事

国際法学会戦後二五年史

イギリス労働党外交政策の起源

ベトナム分裂国家成立の経緯(一)

原正輝 七一 四 三九二

横田喜三郎 七一 五・六 四二四

住吉良人 七一 五・六 四五四

一又正雄 七一 五・六 四八一

小田滋 七一 五・六 五三二

川上太郎 七一 五・六 五五九

岡本善八 七一 五・六 五八七

大山梓 七一 五・六 六〇一

大畑篤四郎 七一 五・六 六二六

内山正熊 七一 五・六 六六四

田畑茂二郎 七一 五・六 六八九

田中耕太郎 七一 五・六 六九四

高野雄一 七一 五・六 六九九

川端末人 七一 一 一

浦野起央 七一 一 四六



ルイス・ソーン教授の世界法概念

戦前のわが国における外国人の処遇

ウッドロー・ウィルソンの初期外交思想（外交政策分析のための枠組）（二）——米西戦争から「ロー・ポリシーズ」の成立まで

ピース・パレスと国際司法裁判所の近況

山座圓次郎論——明治時代における大陸政策の実行者——

ベトナムにおける「分裂」国家の国際法上の諸問題（一）

昭和四七年度 主要文献目録

OPECのパーテイシペーションと国際法

最恵国条項論（一）

国際投資の基本問題——間接投資としてのプラント・ノウハウの輸出と仲裁——

最恵国条項論（二・完）

海洋汚染と国際法

日本における対外政策決定

総 政府間海事協議機関（IMCO）と海洋汚染

深津栄一	一	一〇二
宮崎繁樹	二	一三六
進藤栄一	二	一七四
関野昭一	二	二二六
一又正雄	三	二四九
松井芳郎	三	二九九
尾崎重義	三	三四五
内藤研二	三	三四五
大畑篤四郎	三	三四五
横川新	四	三九一
村瀬信也	四	四二九
喜多川篤典	五	四九九
村瀬信也	五	五三五
小田滋	六	五九九
衛藤藩吉	六	六三三
水上千之七	六	六四二

一九四九年八月二二日のジュネーブ諸条約に対する二つの追加議定書案

田中博士の逝去を悼む

国際経済法の発展と体系(一)——エルラー学説の理解と吟味を通して——

ベトナムにおける「分裂」国家の国際法上の諸問題(二・完)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例(二四)——昭和四二年まで——

昭和四八年度 主要文献目録

イギリス国際私法と法委員会

マクドゥーガルの国際法方法論とその問題点

民族自決権と内戦

戦後日中関係の一考察——石橋、岸内閣時代を中心として——

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例(二五)——昭和四三年まで——

経済水域概念

国際連合における国際法定立の作業——国際法委員会の「条約に関する国家承継条約」最終草案について 第一部 総説

竹本正幸(訳) 七二 六 六六三

藤田久一(訳) 七二 六 六六三

横田喜三郎 七三 一 I

佐藤和男 七三 一 一

松井芳郎 七三 一 四六

小田川武夫 七三 一 七四

尾崎重義 七三 一 九七

瀬川善信 七三 一 九七

西賢 七三 二 一二五

大内和臣 七三 二 一八二

家正治 七三 三 一二五

池井優 七三 三 一六八

祖川武夫 七三 三 一二二

小田武滋 七三 三 一二二

林司宣 七三 四 三六一

筒井若水 七三 四 四一〇

国際連合における国際法定立の作業——国際法委員会の「条約に  
関する国家承継条約」最終草案について 第二部 条文草案

一又正雄理事の逝去

第三次海洋法会議カラカス会期を顧みて

伝統的東アジア世界秩序試論——十八世紀末の中国のベトナム干  
渉を中心として

一又正雄博士の逝去を悼む

いわゆる「人道的干渉」について

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二六) ——昭和四  
四年まで——

国際法上の政治亡命者概念

フィウメをめぐるイタリヤの対ユーゴ政策——二十年代初期イタ  
リア外交の性格——

昭和四十九年度主要文献目録

日本外交史における亡命者問題

アフリカにおける難民問題条約

植田捷雄名誉会員の逝去

米国における対日占領政策の形成過程 (二) ——その機構的側面  
と占領軍構成の問題——

小川芳彦 七三 四 四二〇

小田滋 七三 四 四四七

猪口孝 七三 五 四八六

大平善梧 七三 五 五四一

松田竹男 七三 六 五五三

祖川武夫 七三 六 六〇六

小田滋 七三 一 一

島田征夫 七四 一 四七

岡俊孝 七四 一 九五

尾崎重義 七四 二 二二九

木村照一郎 七四 二 一五一

瀬川善信 七四 二 一八七

西井正弘 七四 三 一九一

五百旗頭真 七四 三 一九一

- 一般利益にもとづく国家の出訴権 (一)
- 一般利益にもとづく国家の出訴権 (二・完)
- 米国における対日占領政策の形成過程 (二・完) —— その機構的側面と占領軍構成の問題 ——
- 核実験に関する事件 (仮保全措置の指示の要請) 命令 (正文: 英語) 一九七三年七月二十二日 I. C. J. Reports 1973, pp. 99~106.
- 噫乎 植田捷雄君
- 人権条約の履行確保
- 軍備競争 —— 理論的考察と経験分析 ——
- 軍人外交官 —— 駐在武官の研究 ——
- 国連の領域内庇護宣言について (一)
- 国際私法における婚外子 (一)
- 鹿島守之助名誉会員の逝去
- 小田滋理事国際司法裁判所判事に当選
- わが国の涉外離婚事件と両性平等 (一)
- 国連の領域内庇護宣言について (二・完)
- 昭和五十年 主要文献目録

杉原高嶺	七四	三	二五三
杉原高嶺	七四	四	三〇九
五百旗頭真	七四	四	三四三
皆川洗	七四	四	三七四
入江啓四郎	七四	四	四〇四
小寺初世子	七四	五	四一三
山本吉宣	七四	五	四六八
内山正熊	七四	六	五三九
芹田健太郎	七四	六	五六六
多喜寛	七四	六	六一一
——	七四	六	六七一
——	七四	六	六七一
鳥居淳子	七五	一	一
芹田健太郎	七五	一	三九
尾崎重義	七五	一	一〇一
木村照一郎	七五	一	一〇一

国際法における国内裁判所についての一考察  
 国際私法における婚外子 (二・完)  
 わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (一七) —— 昭和四五年まで  
 条約にみられる国際機構の概念  
 私法統一における国際的立法過程分析の必要性——UNCITRAL時効条約の場合を中心として——  
 普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウィーン条約  
 アラブイスラエル紛争と国連の介入——PKOの基本的性格と機能——  
 わが国の涉外離婚事件と両性平等 (二・完)  
 ヨーロッパ共同体の対外的権能  
 ヨーロッパ議会の直接選挙をめぐって  
 二十世紀におけるドイツ対外政策の連続性の問題に関する一考察  
 訃報 名誉会員 佐藤信太郎氏  
 領土変更と国籍の得喪——朝鮮領土の変更に伴う日本国籍の喪失問題を中心として——

川上太郎	七六	一	一
廣部和也	七五	二	一三七
多喜寛	七五	二	一八五
祖川武夫	七五	二	二四五
小田滋	七五	二	二四五
筒井若水	七五	三	二八七
曾野和明	七五	三	三三三
高島井征晋	七五	三	三六三
栢山堯司	七五	四	四〇七
鳥居淳子	七五	四	四五五
大谷良雄	七五	五	五三五
金丸輝男	七五	五	五六六
ハンズ・アードルフ・ヤコブセン	七五	五	六二三
平井友義	七五	五	六二二
佐藤信太郎	七五	五	六五八

西サハラ事件 勧告的意見(正文:フランス語) 一九七五年十月十六日 C. I. J. Recueil 1975, pp. 12~69.

第三次国連海洋法会議改訂非公式単一交渉草案

国際社会における違法と責任

世界銀行の「非政治性」に関する一考察(一)

昭和五十一年度 主要文献目録

ドミニオンの条約締結能力——国際法主体性を探る手がかりとして——

世界銀行の「非政治性」に関する一考察(二)

エーゲ海大陸棚事件(仮保全措置の指示の要請) 命令(正文:英語) 一九七六年九月十一日 I. C. J. Reports 1976, pp. 4~15.

ECにおける域内取引と工業所有権

庇護権の理論と現実——国連の第一回領域的庇護全権会議よりみて——

アメリカ国際法学会第七一年次大会における日米両学会共催部会の総観

太平洋共同体構想の法的側面

日本の対外援助の法的側面

皆川 洸 七六 一 二一

第一部 福田 菊(訳)  
第二部 林 司(訳) 七六 一 七四

深津 栄一 七六 二 一五七

横田 洋三 七六 二 一七五

河田 直也 七六 二 二一三

田中 俊郎 七六 二 二一三

松田 幹夫 七六 三 二五七

横田 洋三 七六 三 二八八

皆川 洸 七六 三 三三四

木棚 照一 七六 四 三六一

斎藤 恵彦 七六 四 四〇五

高野 雄一 七六 四 四四三

深津 栄一 七六 四 四四五

横田 洋三 七六 四 四四七

国際環境紛争における日本の役割

日本における政治亡命者の地位

日本と海洋法

最近におけるアメリカ国際私法の動向——法選択方法論を中心として——

海洋汚染規則に関する国家管轄権の拡大について

資源カルテルの政治力学

米州機構における紛争の平和的解決 (一) ——米州平和委員会の展開を中心に——

商事仲裁に関するフランス国際私法の展開——抵触法的アプローチから実質法的アプローチへ——

国際仲裁裁判における衡平——領域および国境紛争をめぐる仲裁裁判を中心として——

一次産品に関する国際機構と国際協力

昭和五十二年度 主要文献目録

国際貿易機構憲章と「発展途上国」

一九四九年ジュネーブ諸条約に追加される二つの議定書について (一)

次 目 次  
英仏大陸棚事件仲裁判決 (抄)

芹田健太郎 七六 四 四四九

村瀬信也 七六 四 四五二

大内和臣 七六 四 四五四

松岡博 七六 五 四六一

水上千之 七六 五 五〇二

浦野起央 七六 六 五五三

中村道 七六 六 五九一

多喜寛 七六 六 六一七

三好正弘 七六 一 一

桜井雅夫 七六 一 四〇

位田隆一 七六 一 八八

田中嘉郎 七六 一 一三五

佐分晴夫 七六 二 一三五

竹本正幸 七六 二 一七五

芹田健太郎 七六 二 二〇九

- 日露戦争における金子堅太郎
- 一九四九年ジュネーヴ諸条約に追加される二つの議定書について  
(一・完)
- 入江啓四郎教授の逝去を悼む
- 国際会議の体験——国際法学者として——
- 国家の属性の分析——戦後の国際政治の構造変化の背景——
- 捕虜資格と国際人道法の展開
- ヘーグ国際私法条約における最終条項
- 国際法委員会第三〇会期の審議概要
- 国際組織の法構造——機能的統合説の限界
- 国際河川流域の汚染防止
- 国際法協会一九七八年マニラ大会参加報告
- ウィーン条約法条約の意義と評価
- 条約法典化に関する若干の問題
- ウィーン条約法条約第三八条の意義
- 条約法条約における紛争解決手続をめぐる問題
- 日中平和友好条約のあとさき

高野雄一	坂元茂樹	村瀬信也	小川芳彦	経塚作太郎	月川倉夫	横田洋三	日向精義	高桑昭	藤田久一	山本吉宣	横田喜三郎	高野雄一	竹本正幸	松村正義
一七八	七八	七八	七八	七八	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七
一二	一二	一二	一二	一二	六	六	五	五	五	四	四	三	三	三
一一八	七九	五七	三一	一	六四五	五九四	五五三	五二六	四五三	三七八	三四五	三三八	二九七	二六三



一九七八年度 主要文献目録

名誉会員野見山温氏の訃

領事外交論

戦闘手段制限の外観と内実——一九四九年八月二二日のジュネーブ条約への追加議定書を中心に——

国際組織に対する国際司法裁判所のコントロール——国際組織の権限踰越 (ultra vires) ——

軍縮と非核兵器国の安全保障——国連軍縮特別総会における議論を中心に——

条約締結の実際的要請と民主的統制

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二八) —— 昭和四六年 ——

経済的「力」の行使と国際法 (二)

ECの新しい動向について

英国における国際社会論の展開

国際法・国際私法に関するわが国の大学での教育状況について

経済的「力」の行使と国際法 (二・完)

国際司法裁判所における仮保全措置の先例——一九七〇年代 ——

山崎公寛士	多喜俊郎	田中	内山正熊	田中忠	古川照美	黒沢満	柳井俊二	祖川武滋	小田	深津榮一	大谷良雄	菅波英美	宮崎繁樹	深津榮一	小原高嶺
七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八
一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
一六一	一六一	二〇六	二一七	二五一	二八八	三五五	三九一	四五二	四五二	四八五	五一四	五三一	五六二	五六七	六〇四



東欧から見た国際通商関係

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二〇〇) —— 昭和四八年——

新しい漁業の制度と紛争解決——第三次海洋法会議審議におけるひとつの盲点——

国連安全保障理事会の拒否権制度の再検討 (一)

テヘランにおける合衆国の外交職員および領事機関職員に関する事件 判決 (正文・英語) 一九八〇年五月二十四日 I.C.J. Reports 1980, pp. 3-46.

国際人権規約と外人法

「無条件降伏」とポツダム宣言

戦争違法化と日本——第二次大戦期の日本と国際法——

名誉会員西村熊雄氏の訃

国連安全保障理事会の拒否権制度の再検討 (二・完)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二二) —— 昭和四九年——

国際法における「合法性」の概念 (二) —— 国際法「適用」論への覚え書き ——

米州機構における紛争の平和的解決 (二・完) —— 米州平和委員会の展開を中心に ——

レミジウス・ピエルザネツク  
横田洋三 記 七九 三 二七四

祖川武夫 七九 三 二九九

小田滋 七九 四 三三三

東泰介 七九 四 三六一

皆川洸 七九 四 三九九

澤木敬郎 七九 五 四四一

五百旗頭真 七九 五 四六九

松田竹男 七九 五 五三三

—— 七九 五 五六二

東泰介 七九 六 五六九

祖川武夫 七九 六 六二五

小田滋 七九 六 六二五

河西直也 八〇 一 一

中村道八 八〇 一 四六

国際司法裁判所規則（一九七八年改正）（仮訳）	関野昭一（訳）	八〇	一	八六
久保岩太郎教授を偲ぶ	川上太郎	八〇	一	一二三
国際法における「合法性」の観念（二・完）——国際法「適用」論への覚え書き——	河西直也	八〇	二	一三一
国際法委員会第三二会期の審議の概要	筒須江田正明	八〇	二	一九〇
一九八〇年度 主要文献目録	最上敏樹	八〇	二	一九七
自衛理論の転換点——ILC 国家責任条約草案における違法性阻却事由——	山内惟樹	八〇	二	一九七
一九五一年三月二十五日のWHOとエジプトとの間の協定の解釈 勧告的意見（正文・英語）一九八〇年十二月二十日 I.C.J. Reports 1980, pp. 73-98.	濱口内樹	八〇	二	一九七
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例（二二）——昭和五〇年——	筒井若水	八〇	三	二九三
中東和平とキャンプ・デービッド方式	皆川	八〇	三	三二七
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例（二三）——昭和五一年——	小祖田川武	八〇	三	三四八
国際法協会一九八〇年ベオグラード大会参加報告	原正行	八〇	四	四〇五
	小祖田川武	八〇	四	四三九
	小祖田川武	八〇	四	四八四

核兵器と国際法 (一)

京釜鉄道の建設をめぐる日露関係——日英同盟成立要因としての  
鉄道問題——

大陸棚に関する事件 (マルタによる参加の許可の要請) 判決 (正  
文: 英語) 一九八一年四月十四日 I. C. J. Reports 1980, pp. 73-98.

海運をめぐる国際関係と日本海運

日清戦争と占領地行政

核兵器と国際法 (二・完)

国際法委員会及び国際司法裁判所の一九八一年選挙結果について  
——国際法委員会の議席拡大を中心に——

条約に関する国家承継条約——その問題点と評価——

欧州共同体の組織構造 (二) ——「統合の組織」論再構成の試み

深海底硬鉱物資源法 (米国)

深海採鉱 (暫定) 法・深海採鉱活動に関し、かつそれに関連する  
目的のための規定を定める法律 (英国)

深海鉱業の暫定的規制に関する法律 (西独)

リチャード・フォーク  
エリオット・L・メイロワイツ  
ジャック・サンダスン  
三好正弘訳 八〇 五 五一九

井上勇一 八〇 五 五五六

皆川洗 八〇 五 五八六

地田知平 八〇 六 六〇七

大山梓 八〇 六 六三八

リチャード・フォーク  
エリオット・L・メイロワイツ  
ジャック・サンダスン  
三好正弘訳 八〇 六 六五四

野村一成 八〇 六 六八七

小川芳彦 八〇 一 一

最上敏樹 八〇 一 三〇

高林秀雄訳 八〇 一 六八

田中則夫訳 八〇 一 一〇一

古賀衛訳 八〇 一 一一一

深海底鉱物資源の探査及び開発に関する法律(仏)  
 カンボディアの代表資格をめぐる国際法上の論点  
 国際法委員会第三三会期の審議の概要  
 一九八一年 主要文献目録  
 名誉会員 神谷龍男教授哀悼  
 国際カルテルの経済統合化要因——欧州石炭鉄鋼共同体による考察——  
 欧州共同体の組織構造(二・完)——「統合の組織」論再構成の試み——  
 わが国の裁判所における国際法適用の諸先例(二四)——昭和五二年——  
 外国人の認許と混合経済会社——国際私法における法人の多元化——  
 モーゲンソー理論の再評価  
 非植民地化と既得権の法理(一)  
 アメリカ抵触法における利益分析論——カリーの基礎理論を中心として——  
 民族解放団体の国際法上の地位

古賀 衛	八二	一	一一六
曾我 英雄	八一	二	一二七
中村 道	八一	二	一六二
武山 眞行	八一	二	一八八
早田 芳郎	八一	二	一八八
青木 能	八一	二	一三三
筒井 若水	八一	三	一三五
最上 敏樹	八一	三	二六〇
祖川 武夫	八一	三	二九七
小田 滋	八一	四	三六九
岡本 善八	八一	四	三九九
初瀬 龍平	八一	四	四三四
森川 俊孝	八一	四	四八五
砂川 恵伸	八一	五	五二三
松井 芳郎	八一	五	五二三

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二二五) — 昭和五 三年 —	小川 武夫	八二	五	五八〇
国際司法裁判所の七年	小田 滋	八一	六	六四一
国際航空運送事業における国際組織化要因	栗林 忠男	八一	六	六六〇
国際人道法における条約違反行為処罰制度 (二) — 一九七七年第 一議定書処罰規定の成立 —	岡田 泉	八一	六	六八七
エルサレム国際化案の系譜	神山 晃令	八一	六	七二二
東京裁判と捕虜虐待	大山 梓	八一	一	一
国際犯罪に対する普遍的管轄権の意義	西井 正弘	八一	一	一七
非植民地化と既得権の法理 (二・完)	森川 俊孝	八一	一	四六
国際法協会第六〇回 (一九八二年) モントリオール大会報告	佐伯 富樹	八一	一	八九
気象調節活動に対する国際法上の規制の限界	佐分 晴夫	八一	二	一三一
GATTと発展途上国	佐分 晴夫	八一	二	一六五
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二二六) — 昭和五 四年 —	祖川 武夫	八一	二	二〇五
一九八二年 主要文献目録	武山 真行	八一	二	二五五
国家契約における仲裁条項の機能	横山 真行	八一	二	二五五
	大畑 篤四	八一	二	二五五
	権田 潤	八一	三	三〇五
	川岸 繁雄	八一	三	三〇五

国連海洋法条約における紛争解決システムの法構造 (一)

国際法委員会第三四会期の審議概要

難民条約第一二条について——難民の属人法問題——

国連海洋法条約における紛争解決システムの法構造 (二・完)

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二七) ——昭和五  
五年——

国家契約における裁判権免除と準拠法

国際商事紛争の仲裁と調停——UNCITRALの活動を中心と  
して——

メトン湾区域における海上境界の画定に関する事件 (カナダ／ア  
メリカ合衆国) 命令 (正文・英語) 一九八二年一月二十日  
I. C. J. Reports 1982, pp. 3-13.

難民保護に関する現在の法的諸問題 ——資格認定の要件論と国  
際協力の方法論——

外国公法の適用と「考慮」——いわゆる特別連結論の検討を中心  
として——

大陸棚に関する事件 (チュニジア／リビア) 判決 (正文・英語)  
一九八二年二月二十四日 I. C. J. Reports 1982, pp. 18-94.

グロテイウス「戦争と平和の法」における合意論

グロテイウスにおける戦争と諸国民の法——正当性と合法性の交  
錯——

牧田幸人 八二 三 三四四

横川新 八二 三 三七五

溜池良夫 八二 四 四〇九

牧田幸人 八二 四 四四八

祖川武夫 八二 四 四八一

小田滋 八二 五 五二七

山本敬三 八二 五 五七六

澤田壽夫 八二 五 六二六

皆川洗 八二 六 六四一

久保敦彦 八二 六 六八一

横山潤 八二 六 七一九

皆川洗 八二 一 一

木村實 八三 一 三一



グロテュースの *imperium* および *dominium* 概念に関する一試論  
 国際連合行政裁判所の判決第二七三号の再審査請求 勧告的意見  
 (正文：英語、一九八二年七月二十日 I. C. J. Reports 1982, pp. 325-367.)

グロテュース生誕四〇〇年祭

国際法の法的性質に関する覚え書 (一) —— 「法と強制」の問題  
 を手がかりとして ——

国際法委員会第三五会期の審議の概要

一九八三年主要文献目録

皆川洗名菅理事の逝去を悼む

川上敬逸先生の逝去を悼む

国籍単一の原則に対する疑問

非同盟と中立 —— ユーゴスラヴィアにおける研究を中心にして

フォークランド (マルヴィーナス) 諸島紛争の処理過程

人権条約に付された留保の取り扱い —— 人権条約実施機関の対応  
 の仕方を中心として ——

目次  
 総 米州人権委員会による現地調査活動

田中忠	八三	一	六四
皆川洗	八三	一	九四
松隈清	八三	一	一二九
尾崎重義	八三	二	一五三
川島慶雄	八三	二	一九三
横川新夫	八三	二	二一〇
横山恭治	八三	二	二二〇
菊池努	八三	二	二二〇
石本泰雄	八三	二	二六一
伊藤不二男	八三	二	二六四
芹田健太郎	八三	三	二六七
定形衛	八三	三	三一〇
河村武和	八三	三	三三〇
薬師寺公夫	八三	四	三六七
北村泰三	八三	四	四二七

国家の財産、公文書および債務に関する国家承継条約採択国連全  
権会議 (United Nations Conference on Succession of States in  
respect of State Property, Archives and Debts)

フォークランド戦争の原因とその教訓

フォークランド (マルビナス) 諸島の領有権紛争と国際法

わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (二一八) —— 昭和五  
六年 ——

国連海洋法条約に対する一方的宣言 —— 署名時の解釈宣言ないし  
留保に関連して ——

国際司法裁判所判例評釈 ニカラグワに対する軍事的活動事件  
—— 仮保全措置指示要請 ——

英国の「一九八四年外国出訴期間法」 —— 国際私法における消滅  
時効・出訴期限の性質決定 ——

国際法協会第六一回 (一九八四年) パリ大会報告

国際司法裁判所における第三国の訴訟参加

経済開発協定と国内化の法原則

国際法委員会第三六会期の審議の概要

訃報 名誉会員 三谷隆信氏

訃報 名誉会員 田村幸策氏

日米経済摩擦と政策決定

村上和夫 八三 四 四五六

高坂正堯 八三 五 四八一

安藤仁介 八三 五 五〇六

祖川武夫 八三 五 五四五

中村洸 八三 六 六一九

小和田恒 八三 六 六五一

高桑昭 八三 六 六八四

小田滋 八三 六 七〇七

安藤勝美 八四 一 三九

小寺彰 八四 一 七六

—— 八四 一 一一〇

—— 八四 一 一一〇

佐藤英夫 八四 二 一一三

南北経済紛争回避のための法的枠組

「シンポジウム」わが国際私法改革への基本的視座——婚姻・親子を中心として——

一九八四年主要文献目録

東西貿易をめぐる先進国間の経済摩擦——主として西シベリア天然ガス・パイプライン事件について——

財産所在地の国際裁判管轄権と民訴法八条（一）

海洋法条約交渉手続の特徴とその影響

大陸棚に関する事件（イタリヤによる参加許可の要請）判決（正文：英語）一九八四年三月二日 I. C. J. Reports 1982, pp. 37-29.

故田岡良一先生の国際法研究のあとを顧みて

国連における南極問題

国際司法裁判所の一九八四年選挙及び国際法委員会の一九八五年補欠選挙の結果について

田岡良一名誉理事の逝去を悼む

目次  
国連海洋法条約と第三国（一）

吾郷真一	八四	二	一四二
澤木敬一郎	八四	二	一七九
松岡村精博	八四	二	
横川新夫	八四	二	二一五
佐藤文治	八四	二	
川崎恭之	八四	二	
渡辺友哲	八四	三	二六一
小原喜雄	八四	三	
渡辺惺之	八四	三	三一
古賀衛	八四	三	三五
内ヶ崎善英	八四	三	三八四
田畑茂二郎	八四	四	四一九
林司宣	八四	四	四三一
谷内正太郎	八四	四	四五七
石本泰雄	八四	四	四七五
中村道	八四	五	四九一

女子差別撤廃条約における男女平等——条約十条(教育権)を中 心に——	山下泰子	八四	五	五一九
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例(二九)——昭和五 七年——	小田武滋	八四	五	六〇〇
訃報 理事・監事 坂野正高氏	——	八四	五	六八〇
変容した国際社会と条約至上主義への疑問——新モデルを求める UNCITRAL——	曾野和明	八四	六	六八五
国際法委員会における立法過程の諸問題	村瀬信也	八四	六	七〇九
万国国際法学会——第六二回ヘルシンキ会議出席の機会に——	高野雄一	八四	六	七四九
訃報 名誉会員 高垣寅次郎氏	——	八四	六	七七一
国連システムにおける表決制度の意味——機構論的再検討——	横田洋三	八五	一	一
国際法委員会第三七会期の審議の概要	小木曾本雄	八五	一	四九
訃報 名誉会員 西山重和氏	——	八五	一	八八
国際司法裁判所の司法機能の積極性と消極性	杉原高嶺	八五	二	九一
坂野正高理事を悼むの文	衛藤瀋吉	八五	二	一三〇
一九八五年主要文献目録	西井正弘	八五	二	一三四
排他的経済水域における科学的調査	浅田正彦	八五	二	一三四
	渡辺惺哲	八五	二	一三四
	佐渡友哲	八五	二	一三四
	高林秀雄	八五	三	一七七

	国家、市場、国際関係——国際政治経済への諸アプローチ——	田所昌幸	八五	三	二二三
	国連海洋法条約と第三国 (二・完)	中村道	八五	四	二八一
	国際司法裁判所判例評釈 ニカラグアに対する軍事的活動事件 ——管轄権及び受理可能性——	小和田恒	八五	四	三〇八
	国連海洋法条約準備委員会の経過と問題点	湯下博之	八五	四	三四八
	国際機関条約法条約採択国連全権会議	谷内正太郎	八五	四	三七四
	訃報 名誉会員 斎藤武生氏	辻健児	八五	四	四一一
	マルテンスの国際法理論	田中則夫	八五	五	四二三
	深海底の法的地位をめぐる国際法理論の検討 (二)	祖川武夫	八五	五	四四七
	わが国の裁判所における国際法適用の諸先例 (三〇) ——昭和五 八、五九年——	小田田滋	八五	五	四七三
	国際司法裁判所規程の選択条項における留保およびその期間—— 九八四年のシュルツ書簡を契機として——	小田田滋	八五	六	五七五
	法例改正の中間報告	西賢	八五	六	六〇九
	アメリカ国際関係法リステイトメントの改訂について——国家管 轄権を中心に	野村美明	八五	六	六四四
次	国際法協会第六二回 (一九八六年) ソウル大会報告	香西茂	八六	六	六七〇
目	平和維持活動の「ガイドライン」策定について	田村精一	八六	一	一
総	「法例改正についての中間報告」について	田村精一	八六	一	四五

「法例改正中間報告」について

国際法委員会第三八会期の審議概要

国際法委員会の一九八六年選挙結果について

訃報 名誉会員 松本俊一氏

訃報 名誉会員 伊藤不二男氏

外国中央銀行と執行免除——西ドイツ法・スイス法を中心として

法例修正案に関する参考書と理由書——わが国の国際私法学における立法資料の取扱——

噫 斎藤武生先生

一九八六年主要文献目録

深海底の法的地位をめぐる国際法理論の検討(一・完)

武力不行使原則の実効性強化——国連における最近の動き——

伊藤不二男先生の逝去を悼む

相互依存状況における脅しの意味——「2×2ゲーム」理論の応

用による非対称的相互依存関係の構造変化の分析——

山影進 八六 四 三三七

松岡博 八六 一 五五

小木曾本雄 八六 一 八〇

谷内正太郎 八六 一 一〇九

—— 八六 一 二二三

—— 八六 一 二二三

山内惟介 八六 二 二二五

高桑昭 八六 二 一五四

溜池良夫 八六 二 一八四

西井正弘 八六 二 一八四

浅田正彦 八六 二 一九〇

道垣内正人 八六 二 一九〇

廣江健司 八六 二 一九〇

浦野起中央 八六 二 一九〇

田中則夫 八六 三 二四三

山本条太 八六 三 二八一

高林秀雄 八六 三 三一八

相互依存状況における脅しの意味——「2×2ゲーム」理論の応

総目次

帝国政府のポツダム宣言受諾をめぐるスイスの仲介（一九四五年八月）	植田隆子	八六	四	三七六
立法管轄権の域外適用——基準・認証制度の改善をめぐる——	竹内春久	八六	四	四〇七
核戦略の矛盾——戦略攻撃と戦略防御——	木村修三	八六	五	四三三
国内裁判所における統一法条約の解釈	奥田安弘	八六	五	四六八
軍縮会議における化学兵器禁止条約交渉の現状	宮本雄二	八六	五	五〇九
国際司法裁判所の現況	小田滋	八六	六	五三一
軍縮の法的基礎	藤田久一	八六	六	五五〇
化学兵器軍縮交渉義務の研究	杉島正秋	八六	六	五八六
わが国の裁判所における国際法適用の諸先例（三二）——昭和六〇年——	祖川武夫	八六	六	六一八
フランス国内裁判所におけるEC法の適用——ローマ条約一七七条の手續を中心に——	大谷良雄	八七	一	一
国際連合の施政機能	神山晃令	八七	一	二五
国際法委員会第三九会期の審議概要	小木曾本雄	八七	一	六六
国際司法裁判所における司法判断回避の法理	古川照美	八七	二	一一三
アメリカ裁判所における国際人権訴訟の展開（二）——その国際法上の意義と問題点——	岩沢雄司	八七	二	一六〇

一九八七年主要文献目録

訃報 名誉会員 神川彦松氏

訃報 理事 小川芳彦氏

「政策対話」をめぐる南北間の確執——第三次ロメ協定締結交渉過程の分析——

「国際的動産売買における時効に関する条約」(一九七四年) 注釈  
——付 一九八〇年同条約修正議定書——

国際婚姻・親子法の改正要綱試案

判例研究・国際司法裁判所 メイン湾境界画定事件 (判決・一九八四年・特別裁判部)

小川芳彦理事の逝去を悼む

アメリカ裁判所における国際人権訴訟の展開 (二・完) ——その国際法上の意義と問題点——

判例研究・国際司法裁判所 ニカラグアに対する軍事的活動事件 ——エルサルバドルの訴訟参加の宣言—— (命令・一九八四年)

国際法協会第六三回 (一九八八年) ワルソー大会報告

訃報 理事 瀬川善信氏

薬師寺公夫  
戸田五郎  
道垣内正人  
廣江健司  
下田耕司  
八七  
二  
二〇三

大隈宏  
八七  
三  
二五九

曾野和明  
八七  
三  
二九三

西賢  
八七  
四  
三七五

杉原高嶺  
八七  
四  
四一〇

太寿堂鼎  
八七  
四  
四五五

岩沢雄司  
八七  
五  
四六一

杉原高嶺  
八七  
五  
五〇三

——  
八七  
五  
五一七

——  
八七  
五  
五八〇



判例研究・国際司法裁判所 国際連合の本部協定にもとづく仲裁 裁判義務の適用性(勧告的意見・一九八八年)	杉原高嶺	八七	六	五八三
赤十字標識の不正使用と戦犯裁判——横浜裁判における橋丸事件	喜多義人	八七	六	六〇三
国際法委員会第四〇会期の審議概要	小木曾本雄	八七	六	六三三
特集「慣習国際法の再検討」				
序言	村瀬信也	八八	一	一
現代の慣習国際法における「慣行」概念の一考察	兼原敦子	八八	一	六
慣習国際法の理論と「一貫した反対国」の原則	江藤淳一	八八	一	三八
慣習国際法の形成における国連総会決議の意義	篠原梓	八八	一	六五
国連総会決議の法的効果——国際司法裁判所の判例を中心として	山本良	八八	一	九〇
判例研究・国際司法裁判所 リビア・マルタ大陸棚事件(判決・ 一九八五年)	杉原高嶺	八八	一	一二二
国際司法裁判所の一九八七年選挙の結果について	西田恒夫	八八	一	一五四
訃報 名誉会員 大平善悟氏		八八	一	一七九
訃報 名誉会員 高橋通敏氏		八八	一	一七九
ユース・гентイウム概念の変遷——ヴォルフの一九二九年論文 を中心として——	柳原正治	八八	二	一八五

判例研究・国際司法裁判所 テュニジア・リビア大陸棚事件（一九八二年）の再審および解釈請求（判決・一九八五年）

一九八八年主要文献目録

民族・国家論の新展開——「ヒトの国際的移動」の観点から——

判例研究・国際司法裁判所 国境紛争事件——仮保全措置の申請——（命令・一九八六年・特別裁判部）

故大平善梧先生を追悼する

域外管轄権の不当な行使の抑制方法としての抵触法的アプローチの意義と限界

カナダ・ケベック州の「国境を超えた」活動について

訃報 名誉会員 末延三次氏

欧州安全保障協力会議における信頼醸成措置の発達——視察・査察問題を中心に——

判例研究・国際司法裁判所 国境紛争事件（判決・一九八六年・特別裁判部）

アメリカ対外関係法第三リステイトメント（二）

人権問題の国際化の提起するもの

杉原高嶺 八八 二 二二一

戸田五郎 八八 二 二五五

薬師寺公彦 八八 二 二五五

野村明司 八八 二 二五五

平野健一郎 八八 三 三〇九

杉原高嶺 八八 三 三四〇

細谷千博 八八 三 三六二

小原喜雄 八八 四 三八一

苑原俊明 八八 四 四一五

—— 八八 四 四五八

植田隆子 八八 五 四六一

杉原高嶺 八八 五 四九五

アメリカ対外関係法リステイトメント研究會誌 八八 五 五二九

田畑茂二郎 八八 六 五六一

戦争研究の理論と方法——類型学的考察

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (二)

国際法委員会第四一会期の審議概要

伝統的国際法における国家責任法の性格——国家責任法の転換  
(一)

判例研究・国際司法裁判所 ニカラグアに対する軍事的活動事件  
(本案) (判決・一九八六年)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (三)

国際政治学の基本枠組みとその動揺——国民国家体系の安定性の  
検討——

判例研究・国際司法裁判所 国連行政裁判所判決第三三三三号の審  
査請求 (勧告的意見・一九八七年)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント (四)

一九八九年主要文献目録

特集「経済制裁」

国家の単独の決定に基づく非軍事的制裁措置

山本吉宣 八八 六 五七八

アメリカ対外関係法第三  
リステイトメント研究会(記) 八八 六 六二〇

小木曾本雄 八八 六 六三九

松井芳郎 八九 一 一

杉原高嶺 八九 一 五三

アメリカ対外関係法第三  
リステイトメント研究会(記) 八九 一 八三

山影進 八九 二 一二三

杉原高嶺 八九 二 一五三

アメリカ対外関係法第三  
リステイトメント研究会(記) 八九 二 一七三

柳原正治 兼原敦子 野村隆司 八九 二 二五七

—— 八九 三・四 ——

中谷和弘 八九 三・四 二六三

G A T T の紛争処理手続と「一方的措置」

経済制裁と国際私法——理論的処理枠組の構築へ向けて——

政治的武器としての経済制裁

アメリカ対外関係法第三リスティメント (五)

国家主権の今日的意義

南太平洋フォーラム諸国の地域協力——南太平洋非核地帯条約成立をめぐって——

判例研究・国際司法裁判所 国境の武力行動事件 (管轄権) (判決・一九八八年)

アメリカ対外関係法第三リスティメント (六)

日本の国際法判例 (二) ——一九八六 (昭和六二) 年 (一) ——

ドイツ国際私法の新たな規制と実務におけるその評価

アメリカ対外関係法第三リスティメント (七)

国際法協会第六四回 (一九九〇年) クイーンズランド (オーストラリア) 大会報告

一九九〇年度カナダ国際法学会年次総会の概要

国連事務総長の周旋活動 (一)

小松 一郎 八九 三・四 二九九

石黒 一憲 八九 三・四 三四六

野林 健 八九 三・四 三七六

アメリカ対外関係法第三リスティメント研究会(記) 八九 三・四 四〇二

高野 雄 一八九 五 四六一

小柏 葉子 八九 五 四七三

杉原 高嶺 八九 五 五〇〇

アメリカ対外関係法第三リスティメント研究会(記) 八九 五 五一九

「日本の国際法判例」研究会 八九 五 五四六

アンドレアス・ヘルドリッヒ 河野 俊行(記) 八九 六 六〇五

アメリカ対外関係法第三リスティメント研究会(記) 八九 六 六二八

—— 八九 六 六五四

村瀬 信也 八九 六 七二四

林 司宣 九〇 一 一

判例研究・国際司法裁判所 シシリー電子工業会社事件(判決・一九八九年・特別裁判部)

アメリカ対外関係法第三リステイメント(八)

日本の国際法判例(二)——一九八六(昭和六一)年(2)——

訃報 名誉会員 川上太郎氏

法例の改正規定と常居所基準説の論拠について

アメリカ対外関係法第三リステイメント(九)

国際法委員会第四二期の審議概要

国際司法裁判所の一九九〇年選挙の結果について

一九九〇年主要文献目録

電気通信と主権——国際電気通信業務分野を対象にして——

国連事務総長の周旋活動(2)

東南アジア難民と国際法——日本の対処と問題点——

アメリカ対外関係法第三リステイメント(一〇)

杉原 高 嶺	九〇	一	三〇
アメリカ対外関係法第三リステイメント研究会誌	九〇	一	五四
「日本の国際判例」研究会	九〇	一	七八
——	九〇	一	一一一
畑 場 準 一	九〇	二	一一三
アメリカ対外関係法第三リステイメント研究会誌	九〇	二	一四一
小 木 曾 本 雄	九〇	二	一五九
小 松 一 郎	九〇	二	二〇九
柳 原 正 治	九〇	二	二八三
兼 原 敦 子	九〇	二	二八三
中 野 俊 一 郎	九〇	二	二八三
斎 藤 康 彰	九〇	二	二八三
小 久 保 康 之	九〇	三	二八五
小 寺 彰 彰	九〇	三	二八五
林 司 宣	九〇	三	三二五
本 間 浩	九〇	三	三四七
アメリカ対外関係法第三リステイメント研究会誌	九〇	三	三八一

国際連合と国家主権——国際機構の実効性と国家主権によるコン  
トロールの対峙——

国際組織の国際違法行為と国家責任——国際責任法への一視座

判例研究・国際司法裁判所 国際連合特権免除条約第六条二二項  
の適用性(勧告的意見・一九八九年)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一一一)

前原光雄名誉理事の逝去を悼む

船荷証券に関する一九六八年議定書と統一法の適用

国家責任と契約責任の交錯——資源開発契約を素材に——

判例研究・国際司法裁判所 仲裁判決(一九八九年)事件——仮  
保全措置の申請——(命令・一九九〇年)

アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一一二)

国内的救済原則の法的性格と「複合行為」——国家責任条文章案  
の批判的分析——

国際レジームと対外政策過程——GATT・MFALレジームをめ  
ぐる日本の織維政策過程——

アメリカ対外関係法第三リステイトメント(一一三)

位田隆一	九〇	四	四三五
植木俊哉	九〇	四	四八二
杉原高嶺	九〇	四	五一七
アメリカ対外関係法サリス テイトメント研究会誌	九〇	四	五三二
山本草二	九〇	四	五六八
高桑昭	九〇	五	五七五
中川淳司	九〇	五	六〇五
杉原高嶺	九〇	五	六三五
アメリカ対外関係法サリス テイトメント研究会誌	九〇	五	六四二
加藤信行	九〇	六	六九一
大矢根聡	九〇	六	七二二
アメリカ対外関係法サリス テイトメント研究会誌	九〇	六	七五七

バルト三国の自決——過去の併合と連邦・共和国制度をめぐる諸問題——

日本の国際法判例(三三)——一九八七(昭和六二)年——

アメリカ対外関係法第三リステイトメント(二四)

立法論としての国際裁判管轄

国際法委員会の一九九一年選挙結果について

アメリカ対外関係法第三リステイトメント(二五・完)

一九九一年主要文献目録

冷戦の終焉と国連の平和維持機能

有害廃棄物の越境移動とその処分の規制に関する条約(一九八九  
年バーゼル条約)について

第三回生物兵器禁止条約再検討会議最終宣言

判例研究・国際司法裁判所 領土・島・海洋境界紛争事件——ニ  
カラグアの訴訟参加の申請——(判決・一九九〇年・特別裁判部)

国際連合における国家責任法の転換——国家責任法の転換(二・  
完)——

伊藤 哲雄 九二 一

「日本の憲法判例」研究会 九二 一 四二

アメリカ対外関係法リ  
ステイトメント研究会記 九二 一 八九

道垣内 正人 九二 二 一一七

伊藤 哲雄 九二 二 一四六

アメリカ対外関係法リ  
ステイトメント研究会記 九二 二 一五二

田中 則夫 九二 二 二五二

桐山 孝彰 九二 二 二五二

齋藤 俊一 九二 二 二五二

中野 保康 九二 二 二五二

小久保 康之 九二 二 二五二

納家 政嗣 九二 三 二五五

白杵 知史 九二 三 二九八

杉島 正秋 九二 三 三四八

杉原 高嶺 九二 三 三七六

松井 芳郎 九二 四 四一九

国連平和維持活動に対する各国の態度

国際法委員会第四十二会期の審議概要

外国の輸出管理と国際私法

ヨーロッパ人権条約とトルコの地位——ヨーロッパ人権条約第二  
五条に基づくトルコの宣言及びその有効性に関するヨーロッパ人  
権委員会の判断を素材として——

判例研究・国際司法裁判所 大ベルト海峡の通航事件——仮保全  
措置の申請——(命令・一九九一年)

国際法協会第六五回(一九九二年)カイロ(エジプト)大会報告

文化財の国際的保護と国際取引規制

国際法委員会第四四会期の審議概要

訃報 名誉理事長 横田喜三郎氏

「平和憲法」と集団安全保障(二)——国際公共価値志向の憲法を  
目指して——

戦後日本の国際経済秩序への復帰——日本のGATT加盟問題

日本の国際法判例(四)——一九八八(昭和六三)年——

横田喜三郎名誉理事長の逝去を悼む

訃報 名誉会員 小木曾本雄氏

開発協定と仲裁裁判

高井 晋 九一 四 四六二

小木曾本雄 九一 四 四八二

横山 潤 九一 五 五五一

戸田 五郎 九一 五 五八二

杉原 高嶺 九一 五 六二九

河野 俊行 九一 六 六八五

山田 中正 九一 六 七三〇

大沼 保昭 九一 六 八〇九

田所 昌幸 九一 一 二七

「日本の国際法判例」研究会 九一 一 七五

高野 雄 一 一 一三四

川岸 繁雄 九一 一 一三七

川岸 繁雄 九一 二 一四一



「平和憲法」と集団安全保障——国際公共価値志向の憲法を目指して——(二・完)

一九九二年主要文献目録

ルガーノ条約と欧州共同体

EC裁判所における基本権(人権)保護の展開

判例研究・国際司法裁判所 仲裁判決(一九八九年)事件(本案)  
(判決・一九九一年)

日本の国際法判例(五)——一九八九(平成元)年(1)——

特集「ハーグ国際私法条約と日本」

ハーグ国際私法会議の一〇〇年

ハーグ国際私法会議条約と国際私法の統一

司法共助に関するハーグ条約

ハーグ国際私法条約とアメリカ国際私法

外国判決承認執行についてのハーグ条約と日本での立法論

「相続の準拠法に関する法律試案」の公表

大沼保昭 九二 二 一八四

田中孝信夫 九二 二 三〇八

岡野祐子 九二 二 三〇八

佐藤やよひ 九二 二 三〇八

大村根太郎 九二 二 三〇八

月村太郎 九二 二 三〇八

西賢 九二 三 三一一

庄司克宏 九二 三 三四五

杉原高嶺 九二 三 三七六

「日本の国際私法判例」研究会 九二 三 三九二

池原季雄 九二 四・五 四四九

高桑昭 九二 四・五 四五八

寺田逸郎 九二 四・五 四八四

松岡博 九二 四・五 五二三

道垣内正人 九二 四・五 五五六

国際私法改正研究会 九二 四・五 五九五

代表池原季雄 九二 四・五 五九五

CONVENTION SUR LA LOI APPLICABLE AUX SUCCES- SIONS A CAUSE DE MORT	九二	四・五	六〇九
CONVENTION ON THE LAW APPLICABLE TO SUCCE- SION TO THE ESTATES OF DECEASED PERSONS	九二	四・五	六〇九
死亡による財産の相続の準拠法に関する条約	九二	四・五	六〇九
訃報 理事 澤木敬郎氏	九二	四・五	六四五
訃報 名誉会員 金田近二氏	九二	四・五	六四五
ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (一)	九二	六	六五五
判例研究・国際司法裁判所 ロッカービー航空機事故をめぐるモ ントリオール条約の解釈・適用事件——仮保全措置の申請—— (命令・一九九二年)	杉原高嶺	九二	六八八
国際法委員会第四五会期の審議概要	山田中正	九二	六九七
国際司法裁判所の一九九三年選挙の結果について	伊藤哲雄	九二	七二七
日本の国際法判例 (六) ——一九八九 (平成元) 年 (2) ——	「日本の国際法判例」研究会	九二	七三五
訃報 理事 折茂豊氏	——	九二	八〇〇
故横田喜二郎先生を偲んで	寺沢一	九三	一
ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (二・完)	浅田正彦	九三	九
日本の国際法判例 (七) ——一九九〇 (平成二) 年 ——	「日本の国際法判例」研究会	九三	三七
国際関係法の開講状況の調査結果	——	九三	一一三

国際連合の強制措置と法の支配 (一) —— 安全保障理事会の裁量  
権の限界をめぐって ——

国際法上の「自己完結的制度」に関する一考察

計報 監事 天羽民雄氏

一九九三年主要文献目録

特集「国家責任法の方法と課題」

国家責任成立の国際法上の基盤

国家責任に関する国際法委員会の法典化作業とその問題点

越境損害と国家の国際適法行為責任

国際環境法における国家の管理責任 —— 多国籍企業の活動とその  
管理をめぐって ——

地球環境保護における損害予防の法理

判例研究・国際司法裁判所 ナウル燐鉍地事件 (先決的抗弁)  
(判決・一九九二年)

日米加国際法学会・国際シンポジウム (一九九四年) 報告

目 次  
計報 名誉会員 英 修道氏

森川 幸一 九三 二 一二七

山本 良 九三 二 一五八

荒木 教夫 九三 二 二〇四

今井 直夫 九三 二 二八六

佐藤 祐子 九三 二 二八六

岡野 聡郎 九三 二 二八六

大矢 根太 九三 二 二八六

月村 太郎 九三 二 二八六

山本 草二 九三 二 二八九

安藤 仁介 九三 二 三三二

薬師 寺公夫 九三 二 三六三

村瀬 信也 九三 二 四一八

兼原 敦子 九三 二 四四八

杉原 高嶺 九三 二 四九二

—— 九三 二 五一〇

—— 九三 二 五六七

国籍の任意取得による重国籍——特にスイス法とストラスブル条約について——	国友明彦	九三	五	五七九
民族紛争の「国際化」に関する序論的考察——ユーゴスラヴィア民族紛争を題材に——	月村太郎	九三	五	六一一
国連海洋法条約第一一部に関する事務総長協議と実施協定	林司宣	九三	五	六三三
日本の国際法判例(八)——一九九一(平成三)年——	「日本の国際法判例」研究委	九三	五	六六五
国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約について	鳥居淳子	九三	六	七〇七
ロカルノ方式の萌芽——ワシントン会議からカンヌ最高会議へ——	濱口學	九三	六	七四九
国際法協会第六六回(一九九四年)ブエノスアイレス(アルゼンチン)大会報告	——	九三	六	七八二
国家免除条約草案の意義と問題点	広部和也	九四	一	一
EUの対ユーゴ政策——欧州政治協力(EPC)から共通外交・安全保障政策(CFSP)への歩み	辰巳浅嗣	九四	一	三七
訃報 監事、名誉会員芳川俊憲氏	——	九四	一	九二
国家承認制度の再検討	芹田健太郎	九四	二	九七
ドイツにおける主権免除	中野俊一郎	九四	二	一二六
国際法委員会第四六会期の審議概要	山田中正	九四	二	一六一

一九九四年主要文献目録

認知による国籍取得に関する比較法的考察

北大西洋条約機構の東方拡大問題

日本の国際法判例（九）——一九九二（平成四）年——

国際法協会第一回アジア・太平洋地域会議

国家責任法における「一般利益」概念適用の限界

国際連合の強制措置と法の支配（二・完）——安全保障理事会の裁量権の限界をめぐって——

特集「国際連合の五〇年」

国連憲章千姿万態

ポスト冷戦下の国際連合——国際安全保障機能および役割の変化と改革構想

国際連合の集団安全保障——その歴史、現状、課題

国連平和維持活動の今日的展開と原則の動揺

人権の国際化——国連人権保障活動の五〇年

開発途上国の開発問題と国際連合・世界銀行

目次

荒木教夫	今井直夫	佐藤康	中林誠子	小林潤	都丸子	奥田弘	植田隆子	「日本の国際法判例」研究会	兼原敦子	森川幸一	石本泰雄	鴨武彦	松田竹男	酒井啓亘	阿部浩己	大芝亮
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇九	三五二	三九二	四五一	四七一	五二一	五七五	六〇〇	六四一	六六七	六九一

国際連合における規則作成と一般国際法の形成への影響

私法統一における国際連合の役割

国連の主要活動の展開——機構の変化と主要決議を中心に——

国際レジーム論——政府なき統治を求めて——

日米自動車問題とWTO（世界貿易機関）の紛争解決制度

判例研究・国際司法裁判所 領土・島・海洋境界紛争事件（判決・一九九二年・特別裁判部）

国際コントロールの機能と限界——WTO／ガット紛争解決手続の法的性質——

「子の奪取に関するハーグ条約」の実際の適用と日本による批准の可能性

国際法委員会第四七会期の審議概要

一九九五年主要文献目録

国際コントロール (control international) 理論の歴史的展開——  
概念と機能を中心として——

国家責任法の機能——損害払拭と合法性コントロール——

小森光夫	曾野和明	柴田明宏	山本吉宣	長谷川晋	杉原高嶺	小寺彰	織田有基子	山田中正	松隈正潤	二宮康司	真砂康	小林誠子	都丸潤	森田章夫	西村弓
九四	九四	九四	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五
五・六	五・六	五・六	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	三	三
七四七	七八一	九一四	一	五四	九二	一三七	一七一	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	三三三	三五六

一九九六年第二回日米加三国国際法シンポジウム「国際法の諸問題に関する日米加の視点」(アトランタ/ワシントン大会) 報告

訃報 名誉会員 武内辰治氏

訃報 理事 高坂正堯氏

訃報 名誉会員 祖川武夫氏

欧州審議会の拡大とその意義——ロシア加盟を中心に——

判例研究・ジェノサイド条約適用事件——仮保全措置の申請——  
(命令・一九九三年)

日本の国際法判例(一〇)——一九九三(平成五)年——

故国際法学会名誉会員祖川武夫君を悼んで

訃報 名誉理事 太寿堂鼎氏

海戦法規における目標区別原則の新展開(二)

「判例研究 国際司法裁判所」の新しい掲載について——国際司法裁判所判例研究会の発足——

判例研究・グリーンランドとヤン・マイエン間の海域の境界画定事件(判決・一九九三年)

故高坂正堯先生を偲んで

訃報 理事 鴨武彦氏

南北問題と国際立法

九五 三 三八八

九五 三 四三三

九五 三 四三三

九五 三 四三三

九五 四 四二七

九五 四 四五四

九五 四 四六九

九五 四 五二八

九五 四 五三三

九五 五 五三九

九五 五 五七九

九五 五 五八〇

九五 五 六一七

九五 五 六二一

九五 六 六二五

国際司法裁判所判例研究会  
(酒井啓巨)

次 目 総

国際法委員会の一九九六年選挙結果について

訃報 名誉会員 高林秀雄氏

人権条約上の国家の義務(二)——条約実施における人権二分論の再考——

海戦法規における目標区別原則の新展開(二)

国際法協会第六七回(一九九六年)ヘルシンキ(フィンランド)大会報告

国際司法裁判所の一九九六年選挙の結果について

故嶋武彦教授を悼んで

訃報 名誉会員 小谷鶴次氏

わが国での韓国・朝鮮人の離婚——国際私法上の観点から——

人権条約上の国家の義務(二)——条約実施における人権二分論の再考——

大学院における国際関係法に関する研究教育の現状と課題——アンケート調査の報告——

一九九六年主要文献目録

長嶺安政	九五	六	六五九
申惠丰	九五	六	六九一
真山全	九六	一	二五
長嶺安政	九六	一	一一七
初瀬龍平	九六	一	一三一
青木清	九六	二	一四一
申惠丰	九六	二	一六六
日本学術会議国際関係法学研究連絡委員会	九六	二	二二一
桜井利江			
小宮正人			
眞砂康司	九六	二	二八四
長尾康悟			
林智美			



国際司法裁判所における「交渉命令判決」の再評価(一)	坂元茂樹	九六	三	二八九
「アナーキー」という秩序——国際政治学におけるリアリスト理論とその批判——	土山實男	九六	三	三二三
地域的人権保障体制とアジア・太平洋地域	山崎公士	九六	三	三五三
国連国際法委員会第四八会期の審議概要	山田中正	九六	三	三八八
日本の国際法判例(一一)——一九九四(平成六年)——	「日本の國運判例」研究会	九六	三	四五九
故小谷鶴次先生の逝去を悼む	城忠彰	九六	三	五二五
特集「国際法学会百周年」	——	九六	四・五	——
わが国際法学の発展に尽くされた二人の先達	田畑茂二郎	九六	四・五	五四九
国際法の国内的妥当性をめぐる論理と法制度化——日本の国際法学の対応過程——	山本草二	九六	四・五	五六六
日本における戦争法研究の歩み	藤田久一	九六	四・五	六〇〇
日本の国際法学における領域性原理の展開——領域支配の実効性と正当性——	奥脇直也	九六	四・五	六三四
日本における国際機構法研究	中村道	九六	四・五	六六八
国際裁判の機能的制約論の展開——政治的紛争論の検証——	杉原高嶺	九六	四・五	六九八
日本の国際法学における法源論の位相	村瀬信也	九六	四・五	七二三
日本外交史研究	五百旗頭真	九六	四・五	七五二
日本における国際私法研究の発展	櫻田嘉章	九六	四・五	七七一

国際法学会百周年記念総会

挨拶

祝辞

祝辞

祝辞

所信表明

所信表明

所信表明

所信表明

国際法学会の記録——一九七二年秋——一九九七年春——

国際違法行為責任における過失の機能

訃報 名誉会員 関寛治氏

「核兵器使用の違法性」と「核抑止の論理」(二)——法社会学的分析——

投資紛争解決国際センターにおける仲裁判断のコントロール——

仲裁制度における裁判所の権限と当事者の意思の妥当範囲についての一考察——

判例研究・国際司法裁判所 領土紛争事件(リビア/チャド)

(判決・一九九四年二月三日)

—— 九六 四・五 八二五

焔場 準 一 九六 四・五 八二七

利谷 信義 九六 四・五 八三一

蓮實 重彦 九六 四・五 八三四

小田 滋 九六 四・五 八三六

中野 俊一郎 九六 四・五 八四一

山影 進 九六 四・五 八四二

山下 泰子 九六 四・五 八四三

金 東 勲 九六 四・五 八四五

—— 九六 四・五 八四六

兼原 敦子 九六 六 八六七

—— 九六 六 九三六

廣瀬 和子 九七 一 一

河野 真理子 九七 一 三三二

国際司法裁判所判例研究会

(吉井 淳) 九七 一 七五

国際紛争処理制度の多様化と紛争処理概念の変容

「核兵器使用の違法性」と「核抑止の論理」(二・完)——法社会学的分析

国連国際法委員会第四九会期の審議概要

故国際法学会名誉理事 太寿堂鼎教授を偲ぶ

一九九七年主要文献目録

国際公法秩序における履行確保の多様化と実効性

ヴェングラーの『強行法規の特別連結論』の理論構造

国際人権法と家族関係に関する日本法

判例研究・国際司法裁判所 カタールとバーレーン間の海洋境界画定及び領土問題事件(管轄権及び受理可能性)(第一判決・一九九四年、第二判決・一九九五年)

日本の国際法判例(二二)——一九九五(平成七)年——

バインケルスフークの国際法理論——「ユース・ゲンティウム」概念と方法を中心として——

地雷規制の複合的法構造

宮野洋一 一九七 二 一一一

廣瀬和子 一九七 二 一四四

山田中正 一九七 二 一六八

香西茂 一九七 二 二〇三

徳川信治

小井伊都子 一九七 二 二五四

高尾直悟

長尾忠行 一九七 三 二五九

林実智美 一九七 三 三〇一

安藤智美 一九七 四 三五一

小森光夫 一九七 四 三九五

佐藤やよひ 一九七 四 四二一

鳥居淳子 一九七 四 四七五

「日本の国際法判例」研究会

明石欽司 一九七 五 五〇三

岩本誠吾 一九七 五 五〇三

判例研究・国際司法裁判所 東ティモール事件(判決・一九九五  
年)

国際司法裁判所判例研究会  
(杉原高嶺)

九七

五

五三三

国際法協会第六八回(一九九八年)台北(台湾・中華民国)大会  
報告

九七

五

五四二

アンティリアリズムのパワー・サイト——国際政治における国家  
と社会——

小林 誠

九七

六

五九三

判例研究・国際司法裁判所 カメルーンとナイジェリアの国境お  
よび海洋境界事件——仮保全措置の申請——(仮保全命令・一九  
九六年三月一五日)

国際司法裁判所判例研究会  
(吉井 遼)

九七

六

六一六

国連国際法委員会第五〇会期の審議概要

山田 中正

九七

六

六四〇

特集「国際人権法」

国際人権保障の展開と問題点

安藤 仁介

九八

一・二

一

女性の権利(人権)の国際保障——女子差別撤廃条約の目標は、  
「事実上」の男女平等実現——

小寺 初世子

九八

一・二

三七

自由権規約個人通報制度の現状と若干の評価

佐藤 文夫

九八

一・二

六六

国連の人権保障システムの展開と機能——テーマ別手続を中心に

今井 直

九八

一・二

九五

ヨーロッパ人権条約実施手続の司法的純化についての一考察——  
閣僚委員会の事件の実質的処理権限の分析を通じて——

小畑 郁

九八

一・二

一二四

犯罪人引渡しと人権基準の要請——人権規範の優位性論に関する  
序論的考察——

北村 泰三

九八

一・二

一五六

オーストラリアに対する人権条約の影響——同国裁判所の動向を中心にして——

計報 名誉会員 尾上正男氏

一九九八年主要文献目録

本國法主義と未承認國家の國籍法

領事關係と國際法上の不承認

判例研究・國際司法裁判所 一九七四年二月二〇日の核実験事件(ニュージールランド対フランス)判決第六三項に基づき事情の検討を請求した事件(命令・一九九五年九月二二日)

判例研究・國際司法裁判所 ジェノサイド条約適用事件——先決的抗弁——(判決・一九九六年七月二一日)

東南アジアの地域主義形成とイギリス(一九四一—一九六五)——東南アジア総弁務官と駐在官會議の役割——

ベルヌ条約と著作者の權利に関する國際私法上の原則

次 日本の國際法判例(一三三)——一九九六(平成八)年——

目 特集「國際刑事裁判所」

総 國際刑事裁判所設立の意義と問題点

村上正直 九八 一・二 一九四

徳川信治 九八 一・二 二三五

高杉直子 九八 一・二 二八四

植松真生 九八 一・二 二八四

今林直樹 九八 一・二 二八四

奥田安弘 九八 三 二九七

白杵英一 九八 三 三三一

國際司法裁判所判例研究会(吉井淳) 九八 三 三五九

國際司法裁判所判例研究会(酒井啓亘) 九八 三 三七九

都丸潤子 九八 四 四三三

駒田泰土 九八 四 四六三

「日本の國際法判例」研究会 九八 四 四九〇

—— 九八 五 ——

小和田恆 九八 五 五七一

国際刑事裁判所構想の展開——ICC規程の位置づけ

国際刑事裁判所の管轄権

国際刑事裁判所規程と戦争犯罪

国際刑事裁判所規程の刑法総則的規定——刑事法の視点から——

OSCEの安全保障共同体創造と予防外交

国際司法裁判所における「交渉命令判決」の再評価(二・完)

国連国際法委員会第五一期の審議概要

訃報 名誉理事 池原季雄氏

国際法形成フォーラムとしての南極条約協議国会議の「正当性」

我が国の商法(会社法)規定の国際的適用に関する若干の問題について

判例研究・国際司法裁判所

ガブチーコヴォ・ナジマロシユ計画事件(判決・一九九七年九月二五日)

国際司法裁判所の一九九九年選挙の結果について

訃報 名誉会員 岡本善八氏

ドイツ国際私法における「フラッキング・アウト」について——

便宜置籍船をめぐる近年の動向——

判例研究・国際司法裁判所 武力紛争における国家による核兵器使用の合法性(WHOの要請)(勧告的意見・一九九六年七月八日)

藤田久一 一九八 五 六〇一

岡田泉 一九八 五 六三三

真山全 一九八 五 六六九

愛知正博 一九八 五 七〇二

吉川元 一九八 六 七五七

坂元茂樹 一九八 六 七九一

山田中正 一九八 六 八二〇

柴田明穂 一九八 六 八七五

高桑昭 一九九 一 三二

国際司法裁判所判例研究会

(酒井啓巨) 一九九 一 五七

兼原信克 一九九 一 九六

山内惟介 一九九 二 一一一

国際司法裁判所判例研究会

(杉原高勉) 一九九 二 一四三

一九九九年主要文献目録

ヨーロッパ人権条約における国家の義務の範囲

国際法における「国際制度」の展開——国際社会の組織化現象の理論的再検討——

判例研究・国際司法裁判所 核兵器の威嚇又は使用の合法性（勸告的意見・一九九六年七月八日）

池原季雄名誉理事を悼んで

債権譲渡の準拠法——UNCITRALの「国際取引における債権譲渡に関する条約」草案の国際私法規定の検討を中心として——

国際漁業資源の保存と管理についての一考察——ガバナンス論の視点から——

日本の国際法判例（一四）——一九九七（平成九）年——

ソマリアにおける国連活動の「人道的干渉性」と国家主権とのかわり——「人間の安全保障型平和活動」への道——

国際私法の観点からみた環境汚染——ドイツの議論を参考にして——

申野惠	九二	一六三
植松真	九二	二二六
長田直	九二	二二六
今林直	九二	二二六
松田哲	九二	二二六
中井伊都子	九九	二二九
吉田脩	九九	二五九
溜池良夫	九九	三二七
北澤安紀	九九	三四五
都留康子	九九	三七九
『日本の国際法判例』研究会	九九	四一一
大泉敬子	九九	四九五
植松真生	九九	五三五

国際法協会第六九回(二〇〇〇年) ロンドン(連合王国) 大会報告

国際関係法学の教育研究環境の現状

WTO体制における貿易自由化と国内産業保護

満州国際管理論の系譜——リットン報告書の背後にあるもの——

国連国際法委員会第五二期会の審議概要

判例研究・国際司法裁判所 ロッカービー航空機事故をめぐるモントリオール条約の解釈・適用事件——先決的抗弁——(判決・一九九八年二月二七日)

日本に於ける国際条約の実施

投資条約における国家と投資家との間の国際仲裁の法的メカニズムと機能

判例研究・国際司法裁判所 武力行使の合法性に関する事件 仮保全措置の申請(仮保全命令・一九九九年六月二日)

田畑茂二郎名誉理事長を偲んで

国内裁判所による国際法適用の限界——GATT/WTO協定の場合——

「緩やかな国際制度」と遵守——IMFのコンディショナリティを事例として——

訃報 元理事 木戸翁氏

日本学術会議国際関係学  
研究連絡委員会

間 宮 勇

等 松 春 夫

山 田 中 正

国際司法裁判所判例研究会  
杉 原 高 嶺

谷 内 正 太 郎

森 川 俊 孝

国際司法裁判所判例研究会  
(酒 井 啓 亘)

松 井 芳 郎

中 川 淳 司

古 城 佳 子

九九 五 五六六

九九 五 六一八

九九 六 六六三

九九 六 六八八

九九 六 七二三

九九 六 七五〇

一〇〇 一 一

一〇〇 一 二二

一〇〇 一 五〇

一〇〇 一 八二

一〇〇 二 九一

一〇〇 二 一二五

一〇〇 二 一六四



二〇〇〇年主要文献目録

特集「みなみまぐろ仲裁裁判事件」

みなみまぐろ事件について——事実と経緯——	兼原信克	一〇〇	三	二三一
みなみまぐろ仲裁裁判事件の先決的抗弁——書面手続における主張の分析——	杉原高嶺	一〇〇	三	二七五
みなみまぐろ仲裁裁判事件の先決的抗弁——口頭弁論手続における主張の分析——	安藤仁介	一〇〇	三	三〇九
みなみまぐろ事件仲裁判決の意義——複数の紛争解決手続の競合に伴う問題点——	河野真理子	一〇〇	三	三四一
みなみまぐろ事件仲裁判決の評価——紛争解決システムの多様化の中で——	栗林忠男	一〇〇	三	三七六
みなみまぐろ事件——仲裁判決に寄せて——	山田中正	一〇〇	三	四〇五
みなみまぐろ事件資料集	有松吉川留美	一〇〇	三	四一四
資料1 みなみまぐろ事件の経緯(年表)	——	一〇〇	三	四一五
資料2 原告(豪・NZ)による暫定措置の要請主題 VISIONAL MEASURES REQUESTED	——	一〇〇	三	四二六
資料3 国際海洋法裁判所の暫定措置命令主文(日英文)	——	一〇〇	三	四二七

山岡田長兄申  
元田中田矢  
菜晃美真野  
々枝穂里マ  
リ手



